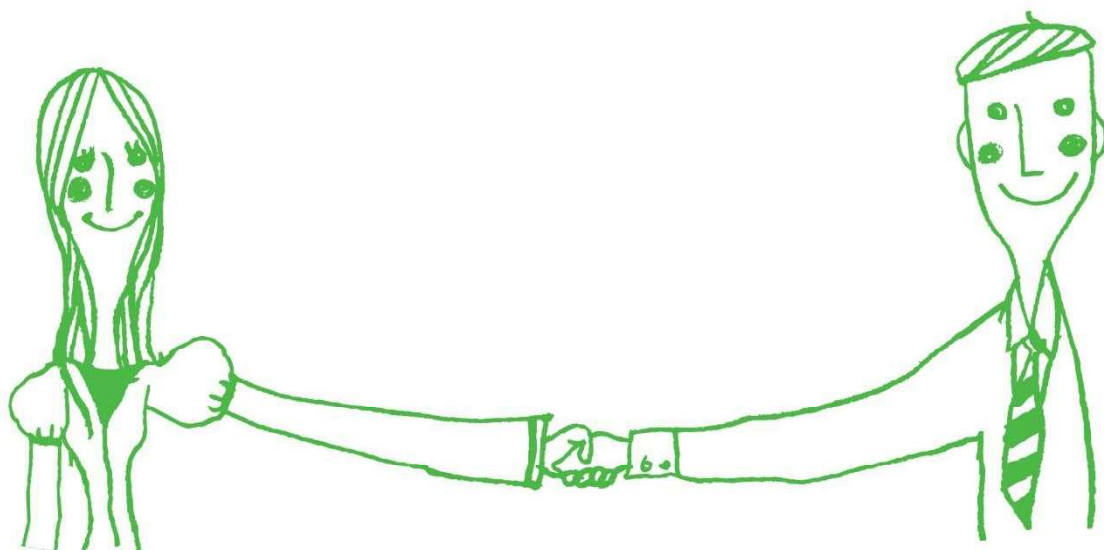


令和6年度

長崎県の男女共同参画の現状と施策

～ 長崎県男女共同参画基本計画推進状況 ～



令和7年3月

長 崎 県

目 次

I 長崎県の男女共同参画の現状

1 人口と世帯等の現状

1 長崎県人口の推移	1
2 年齢3区分別人口推移	2
3 一般世帯数、一般世帯1世帯当たり人員の推移	3
4 夫婦の就業・非就業別一般世帯数の推移	4
5 出生数・出生率及び合計特殊出生率の推移	5
6 死亡数及び死亡率の推移	6
7 婚姻件数・婚姻率及び平均初婚年齢（同居時）の推移	7
8 離婚件数及び離婚率の推移	8

2 データでみる「第4次長崎県男女共同参画基本計画」

基本目標 I あらゆる分野における女性の参画拡大

I-1 衆議院議員・参議院議員における女性議員数の推移	9
I-2 長崎県選出の女性議員の状況	10
I-3 審議会等における女性の参画状況	10
I-4 国・県の審議会等における女性の参画状況の推移	11
I-5 県の審議会等委員への女性の登用状況	12
I-6 県の行政委員会における女性の参画状況	13
I-7 長崎県職員の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	14
I-8 県の職員数及び管理職の状況	14
I-9 県内市町の管理職の状況	14
I-10 県職員採用状況	14
I-11 校長・教頭に占める女性の割合	15
I-12 女性教員の割合	15
I-13 女性教員数の推移	16
I-14 民間企業における女性の管理職への登用状況	17
I-15 男女別農業・漁業・林業・商工業就業人口	18
I-16 家族経営協定締結数	18
I-17 経営に積極的に参画する女性農業者の割合	18
I-18 農林漁業における政策・方針決定の場への女性登用状況	18
I-19 商工会議所・商工会における男女別役員数	18

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

Ⅱ－１ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に 反対の人の割合	・ ・ ・ ・ ・ 19
Ⅱ－２ 男女、年齢階級別１日あたりの家事関連時間	・ ・ ・ ・ ・ 19
Ⅱ－３ 家庭生活において男女が協力して家事や育児等を行っている と思う割合	・ ・ ・ ・ ・ 20
Ⅱ－４ 男性の育児休業取得率	・ ・ ・ ・ ・ 20
Ⅱ－５ 女性の年齢階級別労働力率の推移	・ ・ ・ ・ ・ 21
Ⅱ－６ 男女別有業者の割合の推移	・ ・ ・ ・ ・ 22
Ⅱ－７ 子育て期（25～44歳）女性無業者の就業希望状況	・ ・ ・ ・ ・ 22
Ⅱ－８ 年齢階級別決まって支給する所定内給与額の男女（一般労働者） の比較	・ ・ ・ ・ ・ 22
Ⅱ－９ ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の割合	・ ・ ・ ・ 22
Ⅱ－10 一般労働者数とパートタイム労働者数の推移（女性）	・ ・ ・ 23
Ⅱ－11 一般労働者とパートタイム労働者の所定内給与額及び その格差の推移（女性）	・ ・ ・ ・ ・ 24
Ⅱ－12 保育所定員、入所児童数及び待機児童数の推移	・ ・ ・ ・ ・ 25
Ⅱ－13 延長保育等の状況	・ ・ ・ ・ ・ 26
Ⅱ－14 放課後児童クラブ設置数（支援の単位数）の状況	・ ・ ・ ・ 26
Ⅱ－15 病児・病後児保育実施施設数の推移	・ ・ ・ ・ ・ 26
Ⅱ－16 在宅福祉対策の整備状況	・ ・ ・ ・ ・ 27
Ⅱ－17 老人ホーム等の整備状況	・ ・ ・ ・ ・ 27
Ⅱ－18 長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」における 相談件数	・ ・ ・ ・ ・ 28
Ⅱ－19 児童・生徒数の推移（小・中・高等学校）	・ ・ ・ ・ ・ 28
Ⅱ－20 高等学校学科別生徒数	・ ・ ・ ・ ・ 29
Ⅱ－21 高等学校卒業者の大学等進学率・就職率の推移	・ ・ ・ ・ ・ 30
Ⅱ－22 高等学校卒業者の大学、短期大学及び専修学校等入学率の 推移	・ ・ ・ ・ ・ 31
Ⅱ－23 県内大学・短大の新規学卒者の就職率の推移	・ ・ ・ ・ ・ 32
Ⅱ－24 中学校、高等学校におけるDV予防教育の実績	・ ・ ・ ・ ・ 32
Ⅱ－25 大学の関係学科別・男女別在学生数	・ ・ ・ ・ ・ 33
Ⅱ－26 短期大学（本科）の男女別在学生数	・ ・ ・ ・ ・ 33

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

Ⅲ－１	県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数及び ＤＶ相談の推移	・ ・ ・ ・ ・ 34
Ⅲ－１－１	県配偶者暴力相談支援センターへの 来所相談の主訴別推移	・ ・ ・ ・ ・ 34
Ⅲ－２	入所理由別による一時保護の状況	・ ・ ・ ・ ・ 35
Ⅲ－３	「性犯罪被害１１０番」受理状況	・ ・ ・ ・ ・ 35
Ⅲ－３－１	「性犯罪被害１１０番」年齢別の受理状況	・ ・ ・ ・ ・ 35
Ⅲ－４	警察におけるＤＶ・ストーカー事案の相談受理件数と 被害者の性別内訳	・ ・ ・ ・ ・ 35
Ⅲ－５	サポートながさきにおける性犯罪被害相談等の 事案別件数	・ ・ ・ ・ ・ 36
Ⅲ－５－１	サポートながさきにおける性犯罪被害相談等の 方法別件数	・ ・ ・ ・ ・ 36
Ⅲ－６	ひとり親家庭の子どもの数 (児童扶養手当受給世帯の子どもの数)	・ ・ ・ ・ ・ 37
Ⅲ－７	ひとり親家庭の世帯数とその内訳 (児童扶養手当受給世帯数とその内訳)	・ ・ ・ ・ ・ 37
Ⅲ－８	高齢化の状況	・ ・ ・ ・ ・ 38
Ⅲ－９	男女別にみた死因別死亡数	・ ・ ・ ・ ・ 38
Ⅲ－１０	がんの年齢調整死亡率（７５歳未満）	・ ・ ・ ・ ・ 38
Ⅲ－１１	女性特有のがん年齢別罹患状況	・ ・ ・ ・ ・ 39
Ⅲ－１２	周産期死亡率と乳児死亡率の推移	・ ・ ・ ・ ・ 39
Ⅲ－１３	人工中絶件数及び実施率（女子人口千対）の推移	・ ・ ・ ・ ・ 40
Ⅲ－１４	県内の消防団員数と女性の数の推移	・ ・ ・ ・ ・ 40

Ⅱ 長崎県男女共同参画関連施策の概要

１	「第４次長崎県男女共同参画基本計画」の進捗を図るための 指標の達成状況	・ ・ ・ ・ ・ 41
２	「第４次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等	
	基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大	・ ・ ・ ・ ・ 42
	基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり	・ ・ ・ 56
	基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	・ ・ ・ ・ ・ 75
	基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化	・ ・ ・ ・ ・ 97

Ⅲ 市町における取組状況

1	男女共同参画に関する条例制定状況	99
2	男女共同参画計画等の策定状況	99
3	男女共同参画センターの設置状況	99
4	市町審議会等女性登用率調	100
5	公務員（市町）関係調	
	（1）管理職に占める女性の割合	101
	（2）係長相当職に占める女性の割合	102
	（3）男性公務員の育児休業取得率	103
6	自治会長に占める女性の割合調	104
7	防災会議委員に占める女性の割合調	105
8	市町議会議員に占める女性の割合	106

Ⅳ 参考資料

資料1	男女共同参画社会基本法	107
資料2	長崎県男女共同参画推進条例	113
資料3	長崎県男女共同参画審議会要綱	118
資料4	長崎県男女共同参画推進会議設置要綱	120
資料5	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	123
資料6	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	133
資料7	ながさき女性活躍推進会議の概要	136
資料8	男女共同参画の推進に関する世界、国及び長崎県の動き	137

※利用上の注意

1. 資料は関係官公庁、庁内の関係各課及び市町から収集しました。
2. 数字の単位未満は、四捨五入することを原則としています。
したがって合計の数字と内訳の計とが一致しない場合があります。
3. 法令等は、最新の改正を反映していない場合があります。
また、官報で掲載された内容と異なる場合には、官報が優先します。
利用者が本書掲載の情報をを用いて行う一切の行為について、県が何ら責任を負うものではありません。

I 長崎県の男女共同参画の現状

1 人口と世帯等の現状

(1) 長崎県の人口の推移

令和5年10月現在の本県の人口は、1,266,334人(女性669,515人、男性596,819人)と、昭和60年から年々減少傾向にある。また、人口は女性の方が多い。

■表1 長崎県人口の推移

年次	総数(人)	女性(人)	男性(人)	増減率(%)	男女比(%)
昭和50年	1,571,912	821,494	750,418	0.02	91.3
60年	1,593,968	836,351	757,617	0.14	90.6
平成 2年	1,562,959	826,230	736,729	-0.39	89.2
7年	1,544,934	818,040	726,894	-0.23	88.9
12年	1,516,523	804,177	712,346	-0.37	88.6
17年	1,478,632	787,188	691,444	-0.50	87.8
22年	1,426,779	760,880	665,899	-0.70	87.5
27年	1,377,187	731,424	645,763	-0.70	88.3
令和 2年	1,312,317	695,405	616,912	-0.94	88.7
5年	1,266,334	669,515	596,819	-0.70	89.1

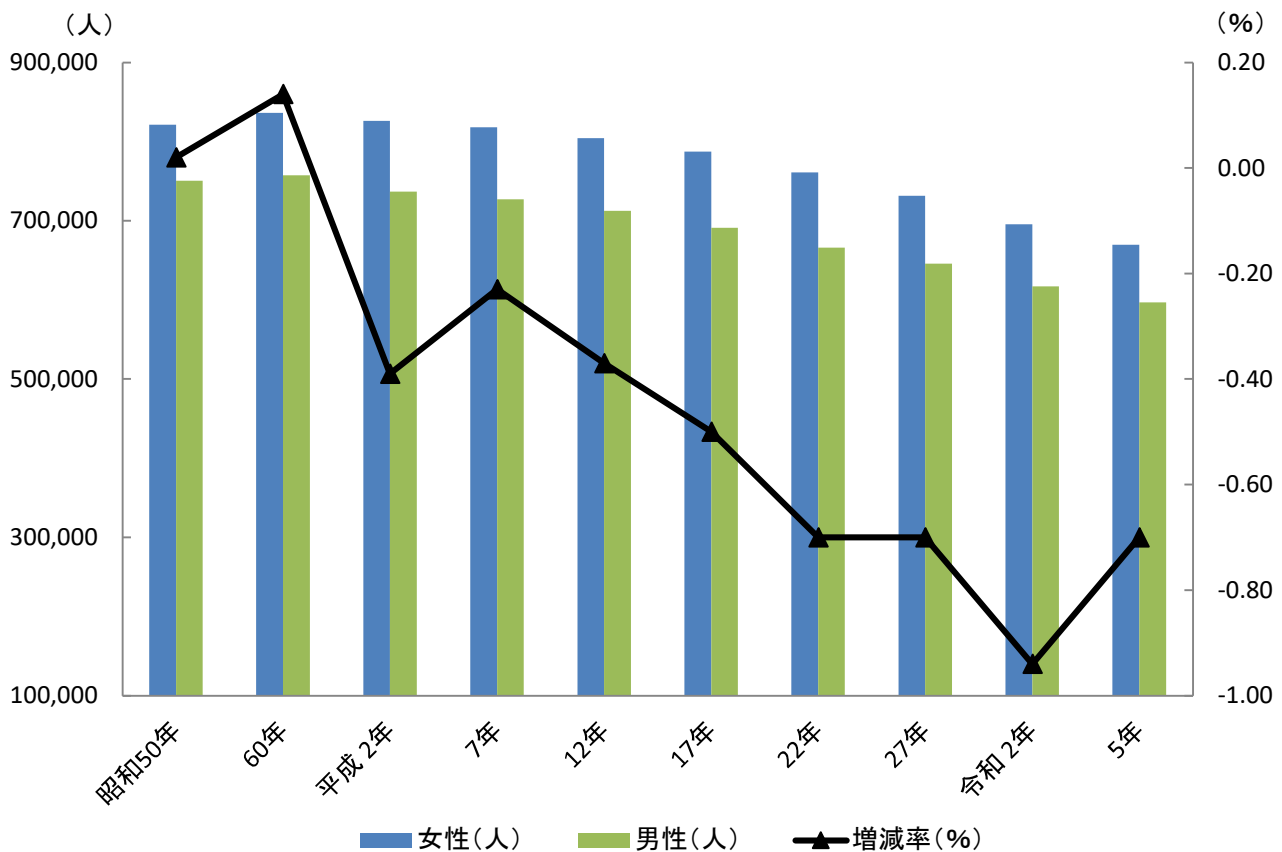
注1: 令和5年は10月1日現在の推計値、それ以外は国勢調査の数値(10月1日現在)

注2: 増減率は対前年比

注3: 男女比は女性に対する男性の比率

資料: 総務省「国勢調査」、県統計課「長崎県異動人口調査」

■図1 長崎県人口の推移



本県の生産年齢人口(15歳～64歳)がピークであった昭和60年から令和2年までの間で、0～14歳の年少人口は361,823人(総数の22.7%)から164,573人(総数の12.5%)に減少、15～64歳の生産年齢人口は1,038,396人(総数の65.2%)から714,726人(総数の54.5%)に減少。一方、65歳以上の老年人口は、193,605人(総数の12.1%)から433,018人(総数の33.0%)と激増し、高齢化が進んでいる。

■表2 年齢3区分別人口推移

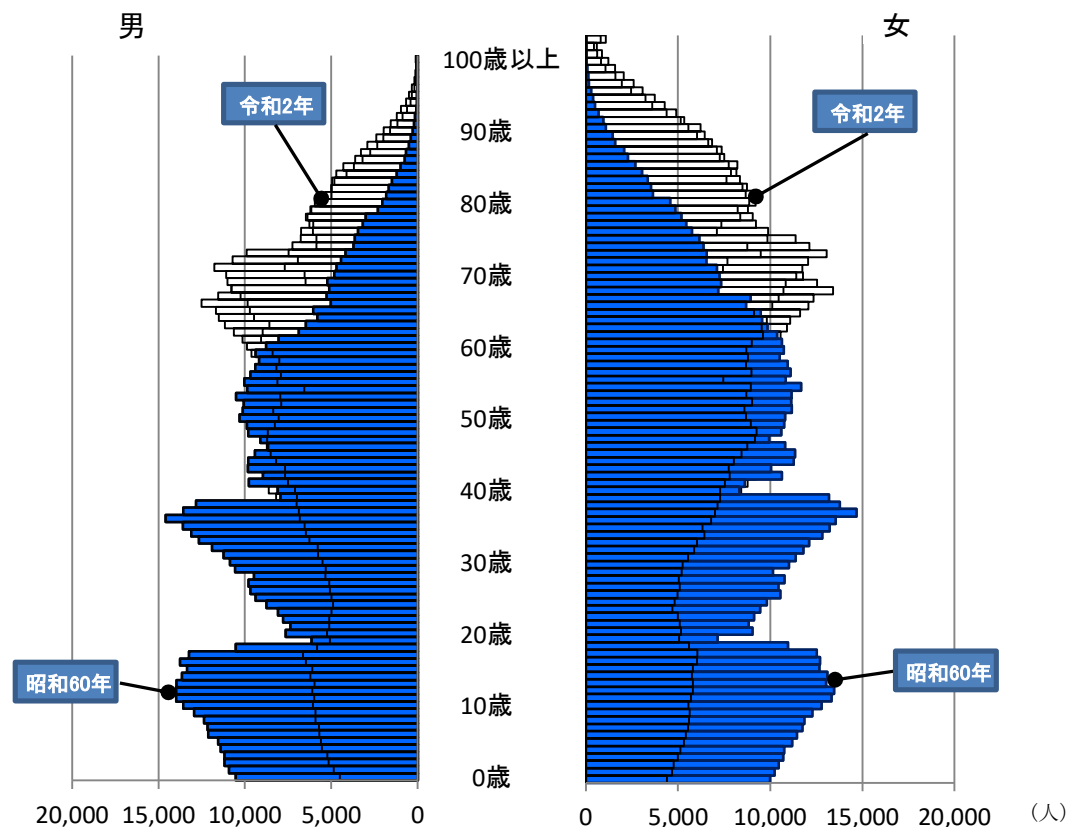
年次	総数(人)			女性(人)			男性(人)		
	構成比(%)			構成比(%)			構成比(%)		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
昭和60年	361,823 22.7	1,038,396 65.2	193,605 12.1	176,387 21.1	542,797 64.9	117,111 14.0	185,436 24.5	495,599 65.4	76,494 10.1
平成 2年	316,761 20.3	1,016,338 65.1	228,991 14.7	154,518 18.7	531,241 64.3	140,186 17.0	162,243 22.0	485,097 65.9	88,805 12.1
7年	277,263 18.0	993,783 64.3	273,335 17.7	135,169 16.5	517,218 63.2	165,485 20.2	142,094 19.6	476,565 65.6	107,850 14.8
12年	243,046 16.0	956,692 63.1	315,871 20.8	118,508 14.7	495,176 61.6	190,193 23.7	124,538 17.5	461,516 64.8	125,678 17.7
17年	215,987 14.6	913,224 61.8	348,820 23.6	105,379 13.4	471,594 59.9	210,016 26.7	110,608 16.0	441,630 63.9	138,804 20.1
22年	193,428 13.6	857,416 60.4	369,290 26.0	94,501 12.5	440,680 58.1	222,757 29.4	98,927 14.9	416,736 62.9	146,533 22.1
27年	178,092 12.9	791,956 57.5	407,139 29.6	86,881 11.9	403,859 55.2	240,684 32.9	91,211 14.1	388,097 60.1	166,455 25.8
令和 2年	164,573 12.5	714,726 54.5	433,018 33.0	80,084 11.5	364,080 52.4	251,241 36.1	84,489 13.7	350,646 56.8	181,777 29.5

注1: 数値は各年10月1日現在

注2: 平成27年及び令和2年は不詳補完値(あん分等により不詳を解消した結果)による

資料: 総務省「国勢調査」

■図2 人口ピラミッド



(2)世帯の状況

昭和50年以降本県の一般世帯数は増加傾向にあるが、一般世帯人員は減少を続けている。その結果、1世帯当たり人員も減少しており、令和2年は2.27人となった。

■表3 一般世帯数、一般世帯1世帯当たり人員の推移

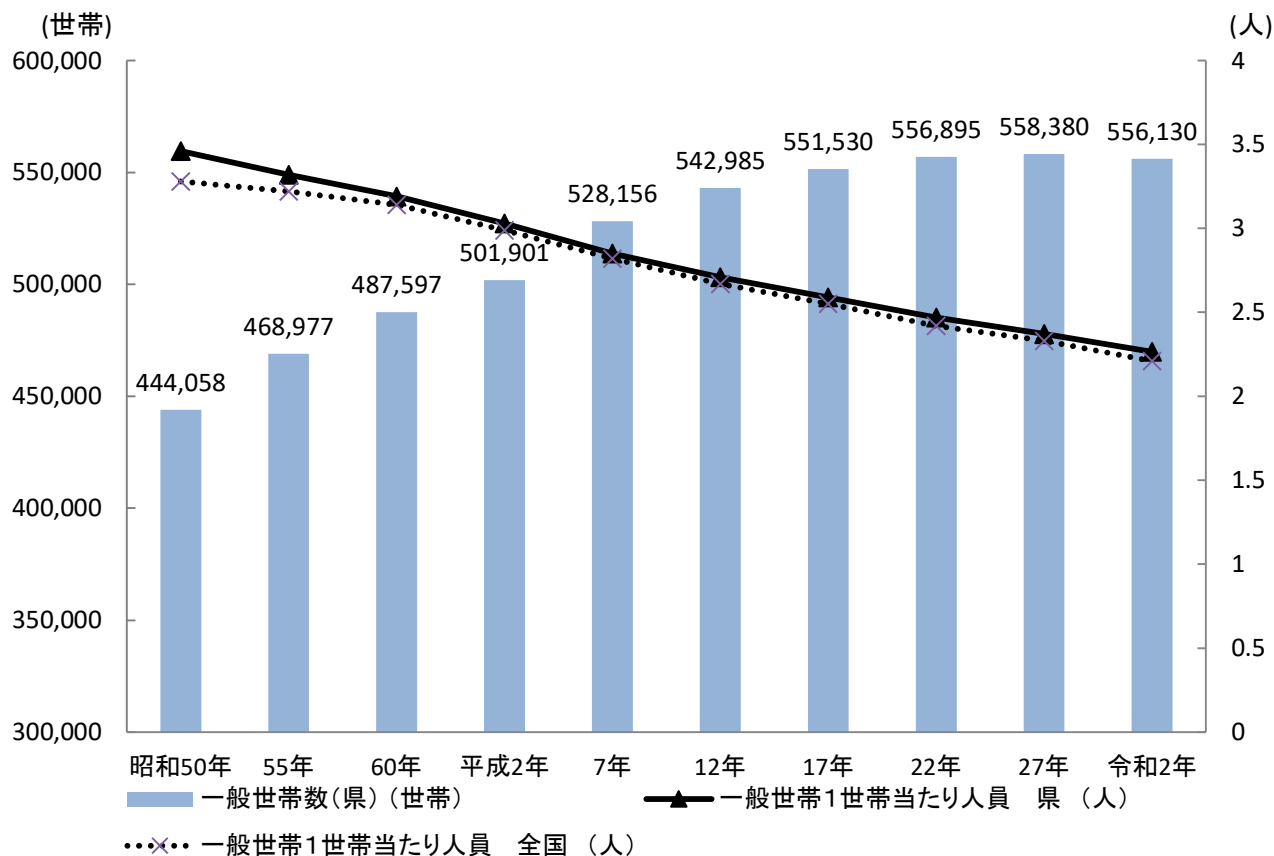
年次	一般世帯人員(県) (人)	一般世帯数(県) (世帯)	一般世帯1世帯当たり人員	
			県 (人)	全国 (人)
昭和50年	1,537,804	444,058	3.46	3.28
55年	1,555,192	468,977	3.32	3.22
60年	1,555,010	487,597	3.19	3.14
平成 2年	1,522,268	501,901	3.03	2.99
7年	1,504,912	528,156	2.85	2.82
12年	1,472,855	542,985	2.71	2.67
17年	1,429,051	551,530	2.59	2.55
22年	1,376,114	556,895	2.47	2.42
27年	1,324,243	558,380	2.37	2.33
令和 2年	1,259,784	556,130	2.27	2.21

注1: 数値は各年10月1日現在

注2: 一般世帯とは、①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者で、病院や社会福祉施設入居者等を含まない。

資料: 総務省「国勢調査」

■図3 一般世帯数、一般世帯1世帯当たり人員の推移



(3) 夫婦の就業・非就業

令和2年の「夫が就業、妻が非就業」の世帯は20.2%で、平成2年の37.0%から約2分の1に減少している。一方、「夫・妻とも就業」の世帯は51.3%で平成2年の46.1%から増加、夫・妻とも非就業の世帯は23.7%で、平成2年の14.2%から約1.7倍に、夫が非就業、妻が就業の世帯は4.8%で、平成2年の2.7%から約1.8倍に増加している。

■表4 夫婦の就業・非就業別一般世帯数の推移

(単位:世帯)

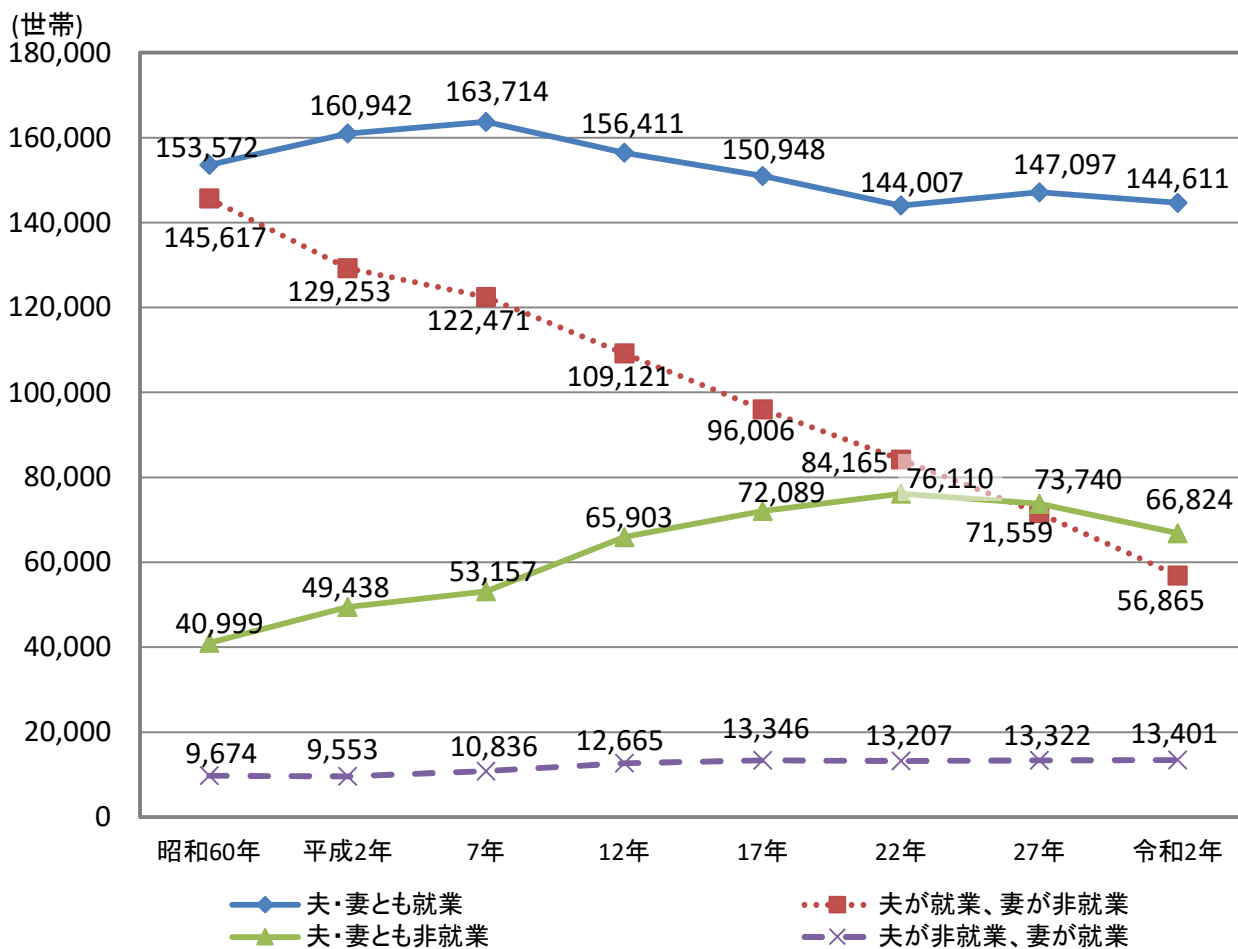
	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
夫・妻とも就業	153,572 43.9%	160,942 46.1%	163,714 46.8%	156,411 45.5%	150,948 45.4%	144,007 45.4%	147,097 48.1%	144,611 51.3%
夫が就業、妻が非就業	145,617 41.6%	129,253 37.0%	122,471 35.0%	109,121 31.7%	96,006 28.9%	84,165 26.5%	71,559 23.4%	56,865 20.2%
夫が非就業、妻が就業	9,674 2.8%	9,553 2.7%	10,836 3.1%	12,665 3.7%	13,346 4.0%	13,207 4.2%	13,322 4.4%	13,401 4.8%
夫・妻とも非就業	40,999 11.7%	49,438 14.2%	53,157 15.2%	65,903 19.2%	72,089 21.7%	76,110 24.0%	73,740 24.1%	66,824 23.7%
総数	349,862	349,186	350,178	344,100	332,389	317,489	305,718	281,701

注1: 数値は各年10月1日現在

注2: 労働力状態“不詳”を除く

資料: 総務省「国勢調査」

■図4 夫婦の就業・非就業別一般世帯数の推移



(4) 人口動態

出生数は減少傾向が続いている。一人の女性が一生の間に生む子どもの数である合計特殊出生率は、平成17年に全国1.26、本県1.45と最低となり、その後緩やかな上昇傾向が見られたが、平成29年以降は低下している。(平成29年 全国1.43 本県1.70)
令和5年度の出生率は全国1.20、本県1.49であり、出生性比^{注1}は108.0である。

■表5 出生数・出生率及び合計特殊出生率の推移

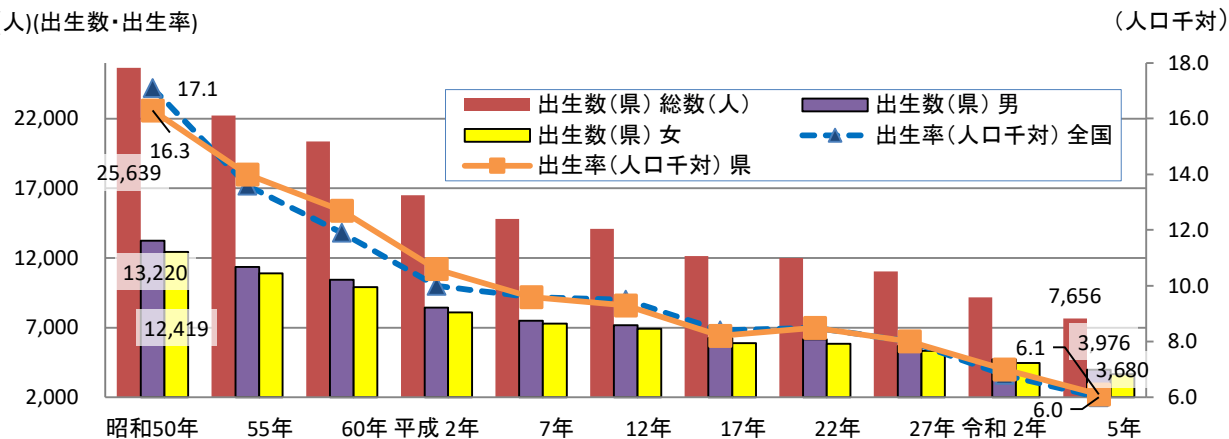
年次	出生数(県)			出生率(人口千対)		合計特殊出生率	
	総数(人)	女	男	県	全国	県	全国
昭和50年	25,639	12,419	13,220	16.3	17.1	2.13	1.91
55年	22,232	10,880	11,352	14.0	13.6	1.87	1.75
60年	20,365	9,918	10,447	12.7	11.9	1.87	1.76
平成 2年	16,517	8,083	8,434	10.6	10.0	1.70	1.54
7年	14,780	7,281	7,499	9.6	9.6	1.60	1.42
12年	14,098	6,925	7,173	9.3	9.5	1.57	1.36
17年	12,148	5,890	6,258	8.2	8.4	1.45	1.26
22年	12,004	5,837	6,167	8.5	8.5	1.61	1.39
27年	11,020	5,334	5,686	8.0	8.0	1.67	1.45
令和 2年	9,182	4,467	4,715	7.0	6.8	1.60	1.30
5年	7,656	3,680	3,976	6.1	6.0	1.49	1.20

注1: 出生性比とは出生子のうち、女子100人に対する男子の割合をいう。

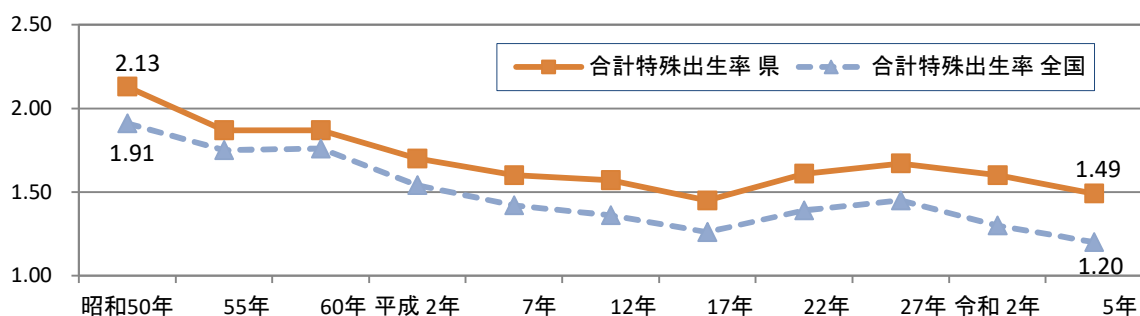
資料: 厚生労働省「人口動態統計」

■図5 出生数・出生率及び合計特殊出生率の推移

(人)(出生数・出生率)



(合計特殊出生率)



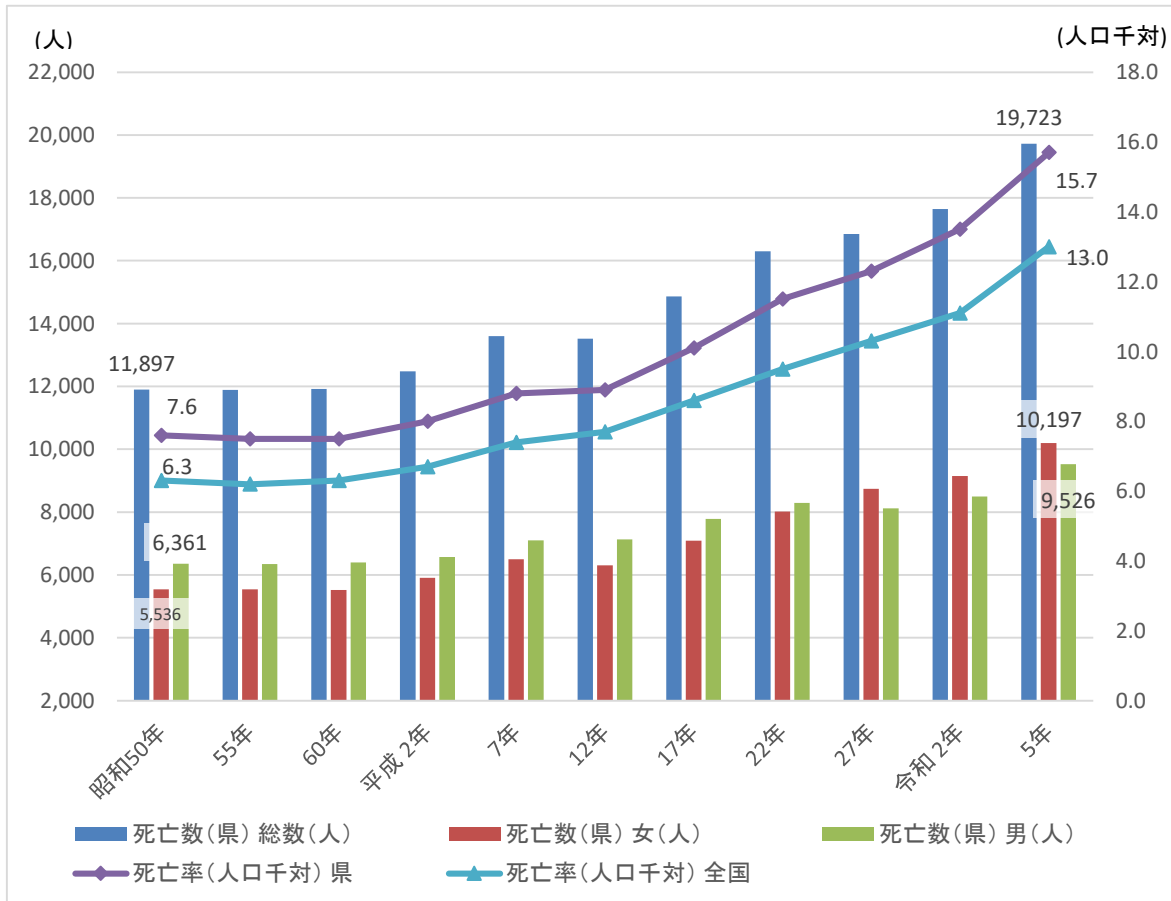
死亡数は増加傾向にある。女性の死亡数は、昭和50年以降、男性の死亡数を下回っていたが、平成24年以降は女性の死亡数が男性の死亡数を上回っている。
(平成24年 総数16,784人、女8,457人、男8,327人)

■表6 死亡数及び死亡率の推移

年次	死亡数(県)			死亡率(人口千対)	
	総数(人)	女(人)	男(人)	県	全国
昭和50年	11,897	5,536	6,361	7.6	6.3
55年	11,886	5,543	6,343	7.5	6.2
60年	11,918	5,520	6,398	7.5	6.3
平成 2年	12,475	5,905	6,570	8.0	6.7
7年	13,605	6,503	7,102	8.8	7.4
12年	13,519	6,302	7,127	8.9	7.7
17年	14,866	7,086	7,780	10.1	8.6
22年	16,303	8,012	8,291	11.5	9.5
27年	16,855	8,738	8,117	12.3	10.3
令和 2年	17,646	9,146	8,500	13.5	11.1
5年	19,723	10,197	9,526	15.7	13.0

資料:厚生労働省「人口動態統計」

■図6 死亡数及び死亡率の推移



(5) 婚姻の状況

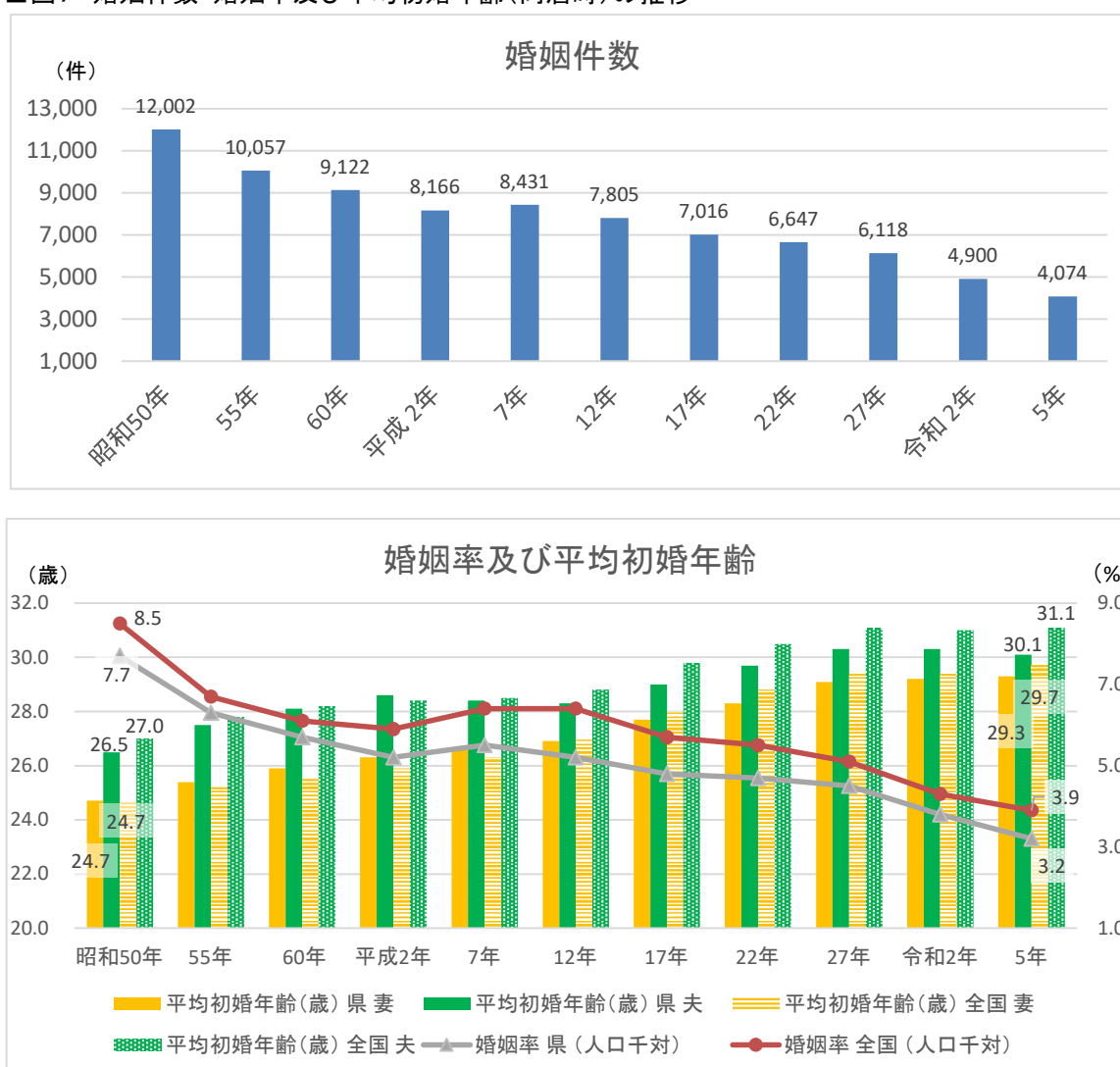
昭和50年と比較し約40年で婚姻件数は約3分の1に減少し、平均初婚年齢は女性は4.6歳、男性も3.6歳高くなっている。

■表7 婚姻件数・婚姻率及び平均初婚年齢(同居時)の推移

年次	婚姻件数 (県) (件)	婚姻率		平均初婚年齢(歳)			
		県 (人口千対)	全国 (人口千対)	県		全国	
				妻	夫	妻	夫
昭和50年	12,002	7.7	8.5	24.7	26.5	24.7	27.0
55年	10,057	6.3	6.7	25.4	27.5	25.2	27.8
60年	9,122	5.7	6.1	25.9	28.1	25.5	28.2
平成 2年	8,166	5.2	5.9	26.3	28.6	25.9	28.4
7年	8,431	5.5	6.4	26.6	28.4	26.3	28.5
12年	7,805	5.2	6.4	26.9	28.3	27.0	28.8
17年	7,016	4.8	5.7	27.7	29.0	28.0	29.8
22年	6,647	4.7	5.5	28.3	29.7	28.8	30.5
27年	6,118	4.5	5.1	29.1	30.3	29.4	31.1
令和 2年	4,900	3.8	4.3	29.2	30.3	29.4	31.0
5年	4,074	3.2	3.9	29.3	30.1	29.7	31.1

資料:厚生労働省「人口動態統計」

■図7 婚姻件数・婚姻率及び平均初婚年齢(同居時)の推移



(6)離婚の状況

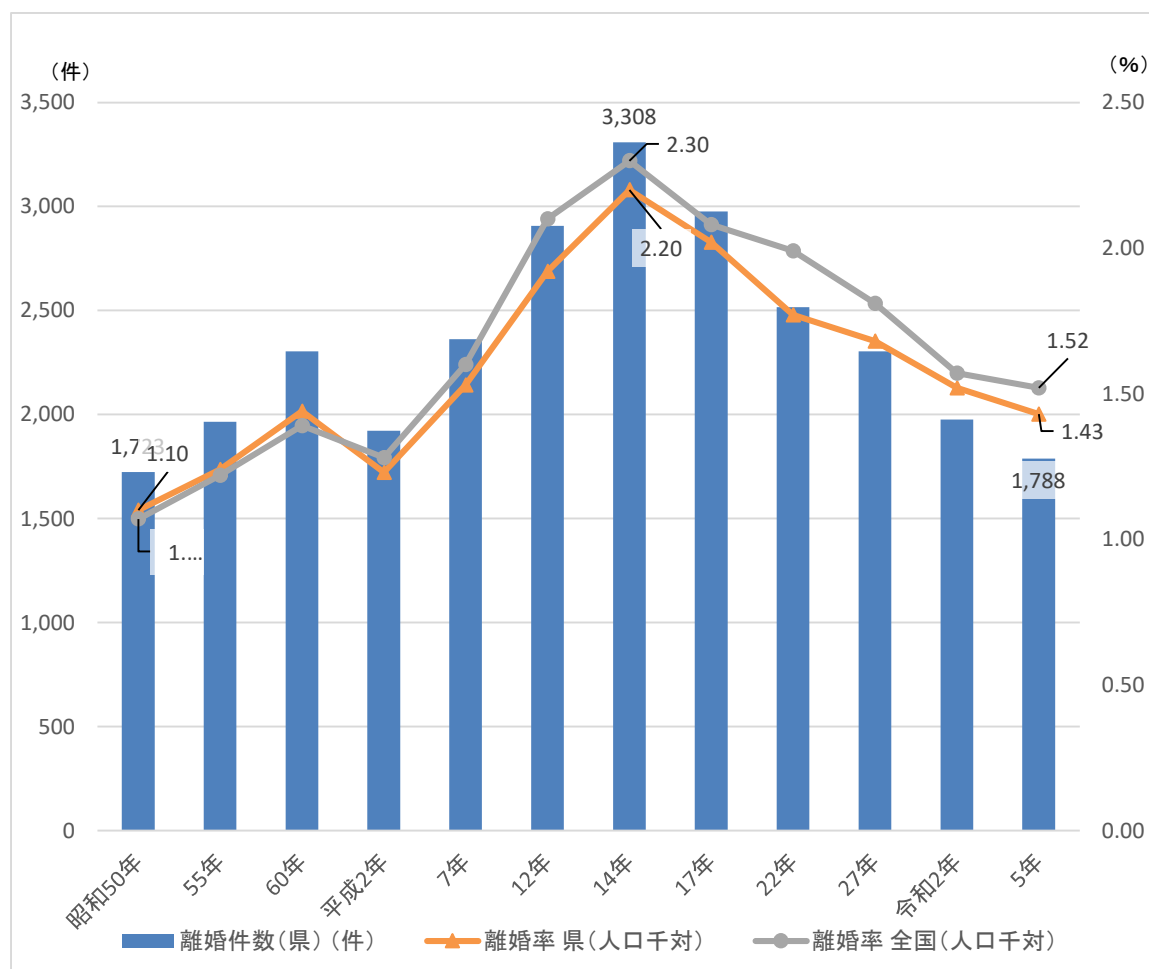
離婚件数、離婚率とも平成14年をピークに減少傾向が続いている。
(平成14年 離婚件数3,308件、離婚率2.20%)

■表8 離婚件数及び離婚率の推移

年次	離婚件数(県)	離婚率	
	(件)	県(人口千対)	全国(人口千対)
昭和50年	1,723	1.10	1.07
55年	1,965	1.24	1.22
60年	2,304	1.44	1.39
平成 2年	1,922	1.23	1.28
7年	2,361	1.53	1.60
12年	2,906	1.92	2.10
14年	3,308	2.20	2.30
17年	2,976	2.02	2.08
22年	2,515	1.77	1.99
27年	2,304	1.68	1.81
令和 2年	1,976	1.52	1.57
5年	1,788	1.43	1.52

資料:厚生労働省「人口動態統計」

■図8 離婚件数及び離婚率の推移



2 データでみる「第4次長崎県男女共同参画基本計画」

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

(1) 女性議員の状況

国の状況は、衆議院で15.7%(令和6年10月27日現在)、参議院で25.8%(令和4年7月10日現在)である。

(表Ⅰ-1)

長崎県の状況は、女性の国会議員は1名、県議会議員は7名(令和5年12月31日現在)で15.2%である。

■表Ⅰ-1 衆議院議員・参議院議員における女性議員数の推移

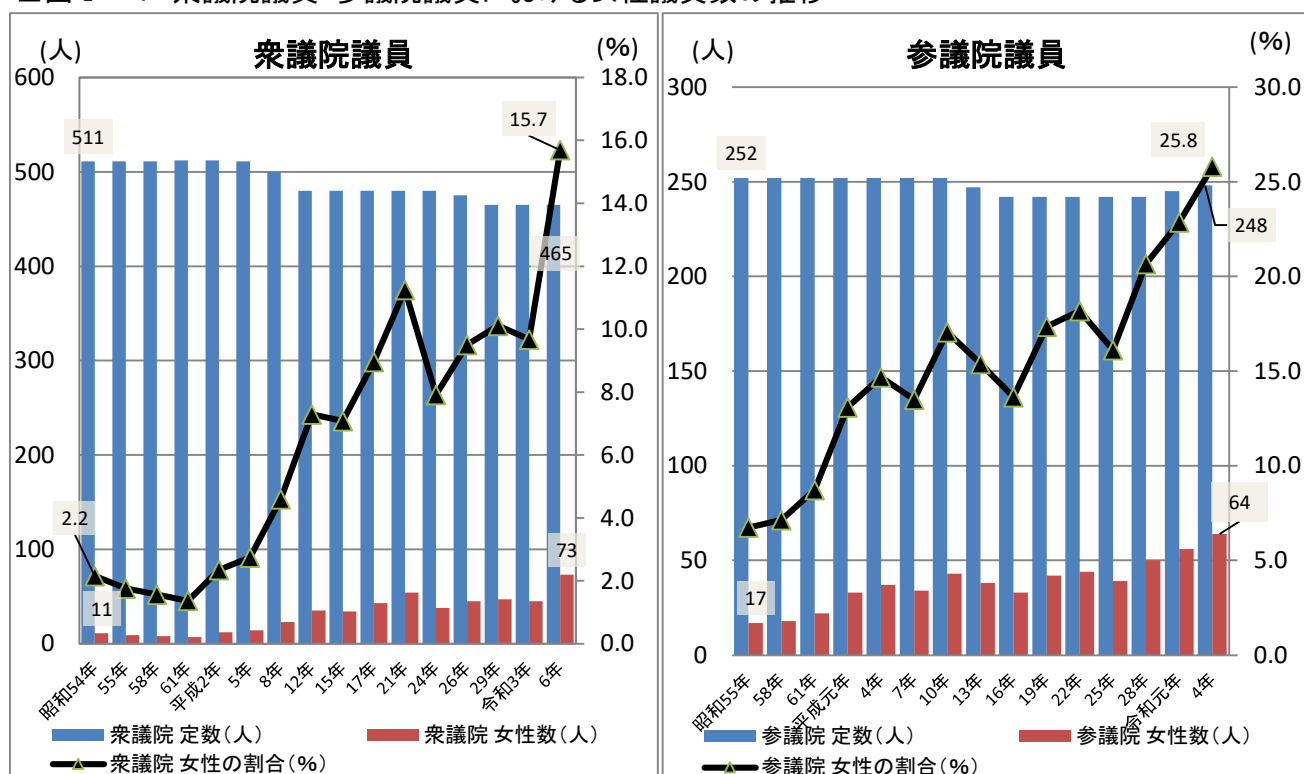
選挙期日	衆議院			選挙期日	参議院		
	定数(人)	女性数(人)	女性の割合(%)		定数(人)	女性数(人)	女性の割合(%)
昭和54年 10月	511	11	2.2	昭和55年 6月	252	17	6.7
55年 6月	511	9	1.8	58年 6月	252	18	7.1
58年 12月	511	8	1.6	61年 7月	252	22	8.7
61年 7月	512	7	1.4	平成元年 7月	252	33	13.1
平成2年 2月	512	12	2.3	4年 7月	252	37	14.7
5年 7月	511	14	2.7	7年 7月	252	34	13.5
8年 10月	500	23	4.6	10年 7月	252	43	17.1
12年 6月	480	35	7.3	13年 7月	247	38	15.4
15年 11月	480	34	7.1	16年 7月	242	33	13.6
17年 9月	480	43	9.0	19年 7月	242	42	17.4
21年 8月	480	54	11.3	22年 7月	242	44	18.2
24年 12月	480	38	7.9	25年 7月	242	39	16.1
26年 12月	475	45	9.5	28年 7月	242	50	20.7
29年 10月	465	47	10.1	令和元年 7月	245	56	22.9
令和3年 10月	465	45	9.7	4年 7月	248	64	25.8
6年 10月	465	73	15.7				

注1: 衆議院は各総選挙における女性の当選人数

注2: 参議院は通常選挙後の国会招集日における女性議員の数

資料: 内閣府男女共同参画局調

■図Ⅰ-1 衆議院議員・参議院議員における女性議員数の推移



■表 I - 2 長崎県選出の女性議員の状況

区分		総議員数(人)	女性議員数(人)	女性議員の割合(%)
国会	衆議院	5	1	20.0
	参議院	2	0	0.0
県議会		46	7	15.2
市町議会	市議会	281	25	8.9
	町議会	98	12	12.2
	全体	379	37	9.8

注: 国会は令和5年10月22日現在、県議会は令和5年7月14日現在、市町議会は令和5年12月31日現在
資料: 内閣府男女共同参画局調、県男女参画・女性活躍推進室調

(2) 審議会等における女性の参画状況

女性委員のいる審議会等の割合は、国99.2%、県98.3%と9割を超えている。市町においては、市81.9%、町79.0%と市町あわせて8割を超えている。
女性委員の割合では、県においては36.5%と国42.1%を下回っている。

■表 I - 3 審議会等における女性の参画状況

区分		審議会等数			委員数		
		総数	女性のいる審議会数		総数(人)	女性委員数(人)	
				割合(%)			割合(%)
国		126	125	99.2	1,882	793	42.1
県		59	58	98.3	1,034	377	36.5
市町	市	659	540	81.9	9,147	2,219	24.3
	町	124	98	79.0	1,654	603	36.5
	計	783	638	81.5	10,801	2,822	26.1

注: 国の数値は令和5年9月30日現在、県の数値及び市町の数値は令和6年4月1日現在
資料: 内閣府男女共同参画局調、県男女参画・女性活躍推進室調

■表 I－4 国・県の審議会等における女性の参画状況の推移

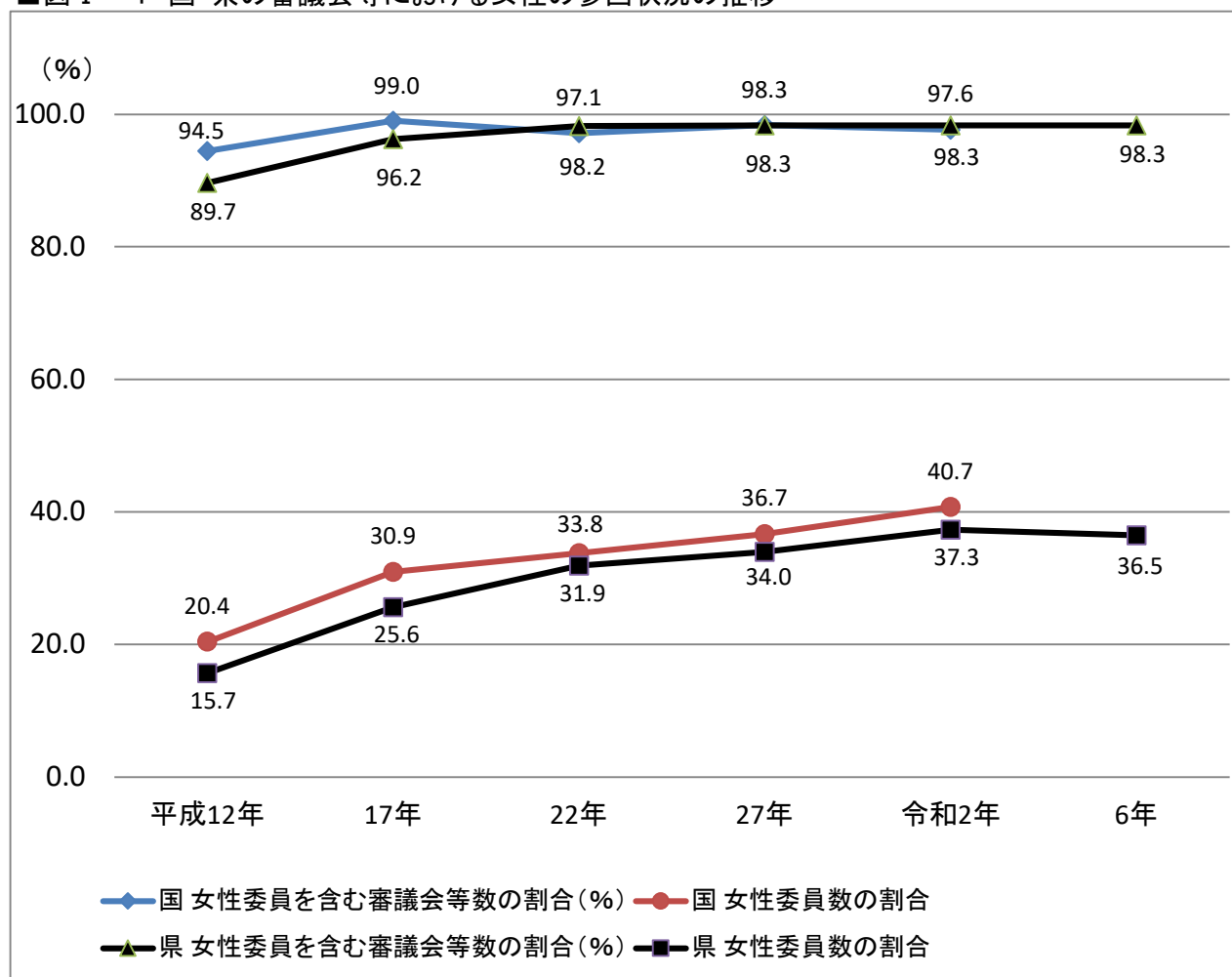
年次	国						県					
	審議会等数			委員数			審議会等数			委員数		
	総数	女性委員を含む		総数(人)	女性委員		総数	女性委員を含む		総数(人)	女性委員	
		実数	割合(%)		実数(人)	割合(%)		実数	割合(%)		実数(人)	割合(%)
平成12年	199	188	94.5	4,201	857	20.4	58	52	89.7	1,053	165	15.7
17年	104	103	99.0	1,792	554	30.9	53	51	96.2	899	230	25.6
22年	105	102	97.1	1,708	577	33.8	57	56	98.2	1,022	326	31.9
27年	121	119	98.3	1,798	659	36.7	59	58	98.3	1,069	363	34.0
令和 2年	127	124	97.6	1,848	753	40.7	60	59	98.3	1,063	396	37.3
6年	-	-	-	-	-	-	59	58	98.3	1,034	377	36.5

注：国の平成12年の数値は3月31日現在、平成17年以降の数値は9月30日現在

長崎県の平成12年の数値は3月31日現在、平成17年以降の数値は4月1日現在

資料：内閣府男女共同参画局調、県男女参画・女性活躍推進室調

■図 I－4 国・県の審議会等における女性の参画状況の推移



■表 I-5 県の審議会等委員への女性の登用状況

名 称	委員数(人)	うち女性委員(人)	女性委員の割合(%)
国民保護協議会	57	8	14.0
石油コンビナート等防災本部	24	0	0.0
防災会議	68	9	13.2
公益認定等審議会	5	3	60.0
行政不服審査会	5	2	40.0
情報公開審査会	5	2	40.0
個人情報保護審査会	5	3	60.0
県公立大学法人評価委員会	5	3	60.0
私立学校審議会	13	6	46.2
政策評価委員会	6	4	66.7
固定資産評価審議会	12	6	50.0
国土利用計画審議会	13	6	46.2
土地利用審査会	7	4	57.1
観光審議会	16	7	43.8
スポーツ振興審議会	20	8	40.0
環境審議会	30	11	36.7
男女共同参画審議会	20	12	60.0
交通安全対策会議	23	10	43.5
消費生活審議会	18	12	66.7
食育推進県民会議	27	19	70.4
食品安心・安全委員会	17	8	47.1
環境影響評価審査会	12	5	41.7
福祉保健審議会	37	17	45.9
医療審議会	22	6	27.3
がん登録委員会	12	3	25.0
感染症診査協議会	58	18	31.0
准看護師試験委員会	7	3	42.9
薬事審議会	12	3	25.0
後期高齢者医療審査会	9	3	33.3
国民健康保険審査会	9	5	55.6
指定難病審査会	26	1	3.8
国民健康保険運営協議会	11	3	27.3
介護保険審査会	24	14	58.3
障害者施策推進協議会	20	9	45.0
精神保健福祉審議会	16	8	50.0
精神医療審査会	31	5	16.1
障害者介護給付費等不服審査会	5	2	40.0
障害のある人の相談に関する調整委員会	19	7	36.8
障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議	34	11	32.4
子育て条例推進協議会	36	16	44.4
少年保護育成審議会	15	5	33.3
幼保連携型認定こども園審議会	6	3	50.0
研究事業評価委員会	8	3	37.5
職業能力開発審議会	15	6	40.0
長崎漁港管理会	12	4	33.3
森林審議会	15	7	46.7
建設工事紛争審査会	12	6	50.0
公共事業評価監視委員会	7	3	42.9
美しい景観形成審議会	18	8	44.4
開発審査会	7	4	57.1
地方港湾審議会	32	4	12.5
水防協議会	15	2	13.3
建築士審査会	5	2	40.0
建築審査会	7	3	42.9
土地収用事業認定審議会	5	3	60.0
教科用図書選定審議会	20	11	55.0
長崎県立長崎図書館協議会	8	6	75.0
社会教育委員会	14	8	57.1
文化財保護審議会	17	7	41.2
計	1,034	377	36.5
審議会数		59	
うち女性委員を含む審議会数		58	
女性委員を含む審議会数の割合		98.3%	

注: 令和6年4月1日時点

資料: 県男女参画・女性活躍推進室調

■表 I－6 県の行政委員会における女性の参画状況(地方自治法第180条の5関係)

名 称	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)
教育委員会	5	2	40.0
選挙管理委員会	4	0	0.0
人事委員会	3	1	33.3
監査委員	4	2	50.0
公安委員会	3	2	66.7
労働委員会	15	3	20.0
収用委員会	9	1	11.1
海区漁業調整委員会	56	1	1.8
内水面漁場管理委員会	8	2	25.0
計	107	14	13.1
行政委員会数	9		
うち女性委員を含む行政委員会数	8		
女性委員を含む行政委員会の割合	88.9%		

注: 数値は令和6年4月1日現在

資料: 県男女参画・女性活躍推進室調

(3) 県・市町及び学校における管理職への女性登用状況

長崎県職員の管理職(課長相当級以上)に占める女性の割合は年々上昇している。
令和5年4月1日現在の本県における割合は14.2%で、全国平均13.2%を上回っている。

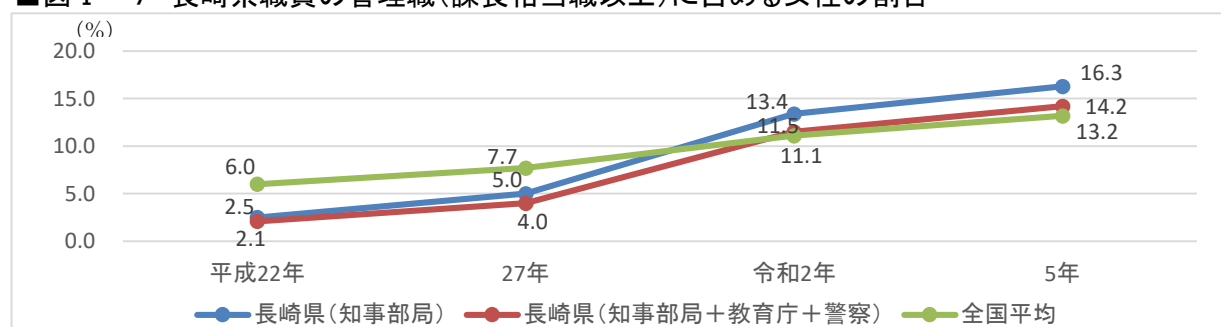
■表 I-7 長崎県職員の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合 (単位: %)

区分	平成22年	27年	令和2年	5年
長崎県(知事部局)	2.5	5.0	13.4	16.3
長崎県(知事部局+教育庁+警察)	2.1	4.0	11.5	14.2
全 国 平 均	6.0	7.7	11.1	13.2

注: 数値は毎年4月1日現在

資料: 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」、県人事課調

■図 I-7 長崎県職員の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合



■表 I-8 県の職員数及び管理職の状況(知事部局及び各種委員会(教育庁・県警・大学事務局・病院企業団・企業会計を除く))

区分	職員総数	役付職員数	部長・次長級	課長級	課長補佐級	係長級
総 数 (人)	4,051	2,214	76	348	901	889
女 性 職 員 (人)	1,061	457	8	66	138	245
女性職員の割合(%)	26.2	20.7	10.5	19.0	15.3	27.6

注: 数値は令和6年4月1日現在

資料: 県人事課調

■表 I-9 県内市町の管理職の状況

区分	管理職数	うち一般行政
総 数 (人)	1,316	1,048
女 性 職 員 (人)	160	107
女性職員の割合(%)	12.2	10.2

注1: 数値は令和5年4月1日現在

注2: 管理職とは、課長相当職及び部局長・次長相当職

資料: 県男女参画・女性活躍推進室調

■表 I-10 県職員採用状況

区分	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
大 学 卒 業 程 度	123	57	46.3
短 大 卒 業 程 度	1	1	100.0
高 校 卒 業 程 度	14	5	35.7

注: 令和6年4月1日付採用分で知事部局分のみ(選考採用分を除く)

資料: 県人事課調

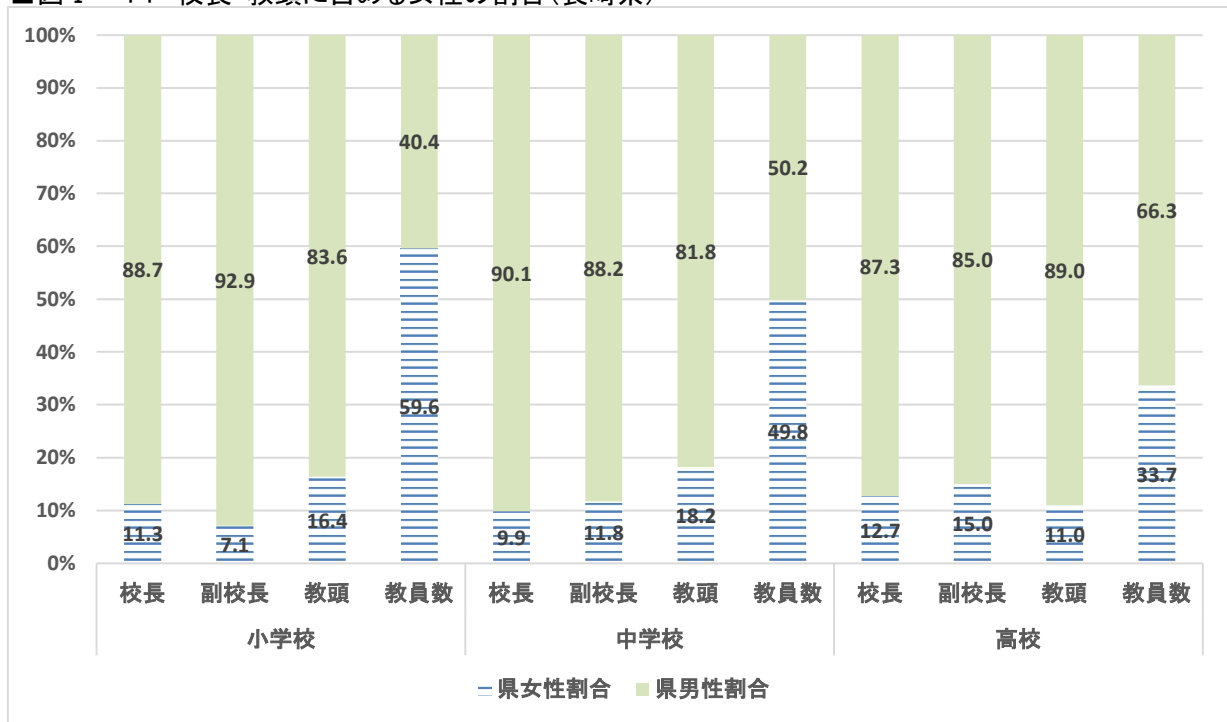
■表 I－11 校長・教頭に占める女性の割合（長崎県）

区分	教員数			校長			副校長			教頭		
	総数(人)	女性(人)	割合(%)	総数(人)	女性(人)	割合(%)	総数(人)	女性(人)	割合(%)	総数(人)	女性(人)	割合(%)
小 学 校	5,402	3,220	59.6	302	34	11.3	14	1	7.1	305	50	16.4
中 学 校	3,225	1,606	49.8	152	15	9.9	17	2	11.8	165	30	18.2
義 務 教 育 学 校	28	15	53.6	2	1	50.0	0	0	0.0	4	0	0.0
高 等 学 校	3,206	1,081	33.7	79	10	12.7	20	3	15.0	100	11	11.0
特 別 支 援 学 校	1,123	706	62.9	15	3	20.0	4	2	50.0	20	5	25.0
計	12,984	6,628	51.0	550	63	11.5	55	8	14.5	594	96	16.2

注: 数値は令和6年5月1日現在(国公立を含む)

資料: 文部科学省「学校基本調査」市町村別統計

■図 I－11 校長・教頭に占める女性の割合（長崎県）



■表 I－12 女性教員の割合

区分	県					全国		
	総数	女		男		総数(人)	女(%)	男(%)
	実数(人)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)			
小 学 校	5,402	3,220	59.6	2,182	40.4	425,174	62.6	37.4
中 学 校	3,225	1,606	49.8	1,619	50.2	247,426	44.8	55.2
義 務 教 育 学 校	28	15	53.6	13	46.4	8,216	53.8	46.2
高 等 学 校	3,206	1,081	33.7	2,125	66.3	229,995	34.0	66.0
特 別 支 援 学 校	1,123	706	62.9	417	37.1	89,013	62.9	37.1
専 修 学 校	260	156	60.0	104	40.0	39,078	52.4	47.6
各 種 学 校	29	17	58.6	12	41.4	8,623	45.5	54.5
幼 稚 園	894	827	92.5	67	7.5	82,809	4.7	95.3
幼保連携型認定こども園	2,235	2,105	94.2	130	5.8	149,190	94.7	5.3
計	16,402	9,733	59.3	6,669	40.7	1,279,524	50.6	49.4

注: 数値は令和6年5月1日現在

資料: 文部科学省「学校基本調査」市町村別統計

■表 I - 13 女性教員数の推移(長崎県)

上段:実数 下段:構成比

年度	小学校(人)			中学校(人)			高等学校(人)		
	総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男
平成22年	5,672	3,135	2,537	3,638	1,737	1,901	3,461	1,024	2,437
	100.0	55.3	44.7	100.0	47.7	52.3	100.0	29.6	70.4
27年	5,400	3,030	2,370	3,442	1,647	1,795	3,286	1,042	2,244
	100.0	56.1	43.9	100.0	47.9	52.1	100.0	31.7	68.3
令和2年	5,401	3,125	2,276	3,273	1,583	1,690	3,171	1,039	2,132
	100.0	57.9	42.1	100.0	48.4	51.6	100.0	32.8	67.2
6年	5,402	3,220	2,182	3,225	1,606	1,619	3,206	1,081	2,125
	100.0	59.6	40.4	100.0	49.8	50.2	100.0	33.7	66.3

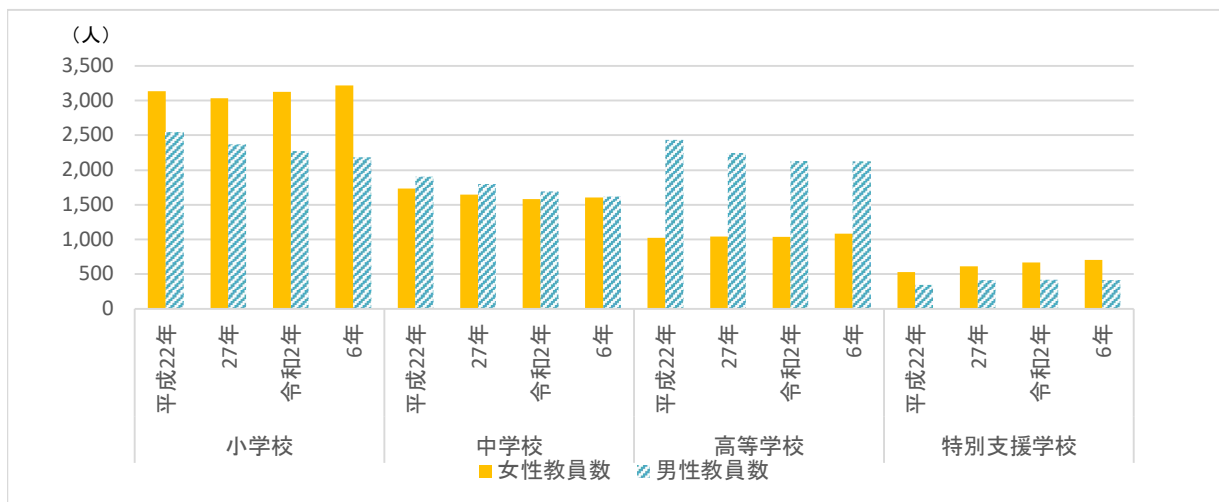
年度	特別支援学校(人)			専修学校(人)			各種学校(人)		
	総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男
平成22年	881	532	349	360	231	129	14	5	9
	100.0	60.4	39.6	100.0	64.2	35.8	100.0	35.7	64.3
27年	1,025	614	411	370	221	149	12	5	7
	100.0	59.9	40.1	100.0	59.7	40.3	100.0	41.7	58.3
令和2年	1,087	666	421	319	197	122	26	14	12
	100.0	61.3	38.7	100.0	61.8	38.2	100.0	53.8	46.2
6年	1,123	706	417	260	156	104	29	17	12
	100.0	62.9	37.1	100.0	60.0	40.0	100.0	58.6	41.4

年度	義務教育学校(人)			年度	義務教育学校(人)		
	総数	女	男		総数	女	男
令和元年	26	14	12	令和6年	28	15	13
	100.0	53.8	46.2		100.0	53.6	46.4
2年	27	15	12				
	100.0	55.6	44.4				
3年	25	13	12				
	100.0	52.0	48.0				
4年	25	11	14				
	100.0	44.0	56.0				
5年	27	13	14				
	100.0	48.1	51.9				

注: 数値は各年5月1日現在

資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図 I - 13 女性教員数の推移(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)(長崎県)



(4) 民間企業における女性の管理職への登用状況

本県の民間企業における係長級以上に占める女性の割合は30.0%である。

■表 I - 14 民間企業における管理職(係長級以上)に占める女性の割合

年度	女性(%)	男性(%)
平成29年	28.4	71.6
30年	27.3	72.7
令和元年	29.6	70.4
2年	30.6	69.4
3年	28.2	71.8
4年	29.3	70.7
5年	30.0	70.0

注1: 数値は各年6月30日現在

注2: ここでいう「管理職」とは、

- ・企業の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含む。
- ・部長・課長等の役職名を採用していない場合などは、事業所の実態により、どの管理職区分に該当するか適宜判断としている。
- ・係長相当職には主任クラスを含む。

資料: 長崎県労働条件等実態調査(調査対象は常用労働者5人以上を雇用する事業所)

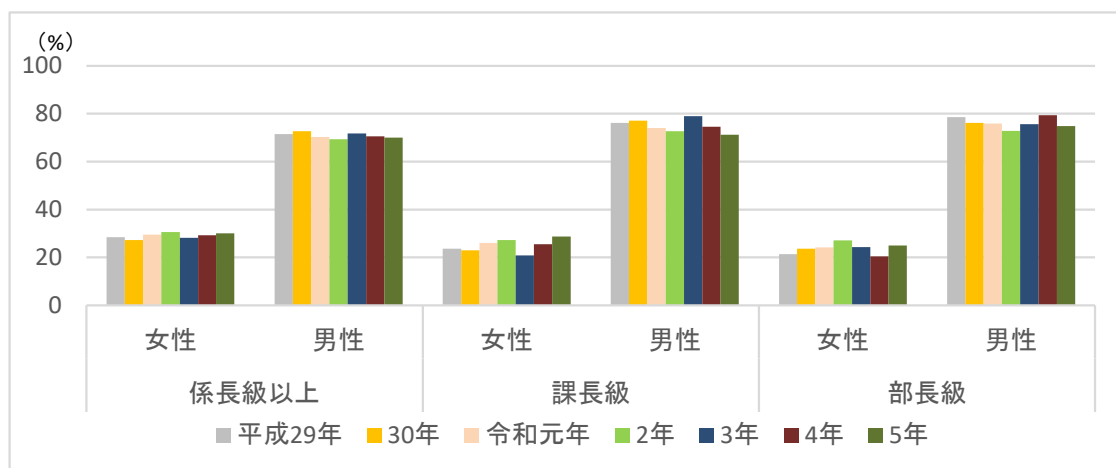
■表 I - 14-1 民間企業における課長級に占める女性の割合

年度	女性(%)	男性(%)
平成29年	23.7	76.3
30年	22.9	77.1
令和元年	26.0	74.0
2年	27.3	72.7
3年	20.9	79.1
4年	25.4	74.6
5年	28.7	71.3

■表 I - 14-2 民間企業における部長級に占める女性の割合

年度	女性(%)	男性(%)
平成29年	21.4	78.6
30年	23.7	76.3
令和元年	24.1	75.9
2年	27.1	72.9
3年	24.3	75.7
4年	20.5	79.5
5年	25.1	74.9

■表 I - 14 民間企業における女性の管理職への登用状況



(5)農林漁業、商工業における女性の参画状況

本県の基幹的農業従事者のうち、女性の数は令和2年は10,357人で全体の41.3%を占めており、家族経営協定の締結数も増加している。
 一方 漁業就業者のうち女性の数は令和5年は917人で全体の10%である。
 林業就業者のうち女性の数は令和2年は90人で全体の14.3%である。
 商工業等就業者のうち女性の数は令和4年は18,700人で全体の36.7%である。
 各団体の役員のうち、女性の割合は農協9.7%、漁協0.2%、商工会議所3.1%、商工会7.5%といずれも女性が少ない状況である。

■表 I - 15 男女別農業・漁業・林業・商工業就業人口

区分	総数(人)	女(人)	男(人)	女性の割合(%)	男性の割合(%)
令和2年基幹的農業従事者(長崎県)	25,107	10,357	14,750	41.3	58.7
令和5年漁業就業者(長崎県)	9,209	917	8,292	10.0	90.0
令和2年林業就業者(長崎県)	630	90	540	14.3	85.7
令和4年商工業等就業者(長崎県)	50,900	18,700	32,200	36.7	63.3

注1:基幹的農業従事者は令和2年2月1日現在、漁業就業者は令和5年11月1日現在、
 林業就業者は令和2年9月末1週間に主として林業に従事した者、商工業等就業者は令和4年10月1日現在

注2:商工業等就業者は、農林漁業以外の自営業主及び家族従業者の合計

資料:2020年農林業センサス、2023年漁業センサス、令和2年国勢調査、総務省「令和4年就業構造基本調査」

■表 I - 16 家族経営協定締結数(長崎県)

区分	平成27年度	令和2年度	5年度
家族経営協定締結数	2,168	2,307	2,390

注:数値は各年3月31日現在 資料:農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」

■表 I - 17 経営に積極的に参画する女性農業者の割合(長崎県)

区分	平成27年度	令和2年度	4年度
経営に積極的に参画する女性農業者の割合	5.3	5.6	6.1

注1:数値は各年3月31日現在

注2:経営に積極的に参画する女性農業者の割合

= (認定農業者の夫婦による共同申請数+女性の認定農業者数)/全認定農業者数×100

資料:農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別等の認定状況」

■表 I - 18 農林漁業における政策・方針決定の場への女性登用状況

区分	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
農協役員	186	18	9.7
農業委員	344	46	13.4
農業士	267	68	25.5
漁協役員	637	1	0.2
漁業士	151	2	1.3

注:農協役員は令和6年3月31日現在、農業委員は令和6年5月1日現在、農業士は令和6年4月1日現在、
 漁協役員令和6年3月31日、漁業士は令和6年3月31日現在 資料:県農林部・水産部調

■表 I - 19 商工会議所・商工会における男女別役員数

区分	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
商工会議所役員	226	7	3.1
商工会議所議員	468	23	4.9
商工会役員	469	35	7.5

注:数値は令和6年4月1日現在 資料:県産業労働部調

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

(1)「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対の人の割合

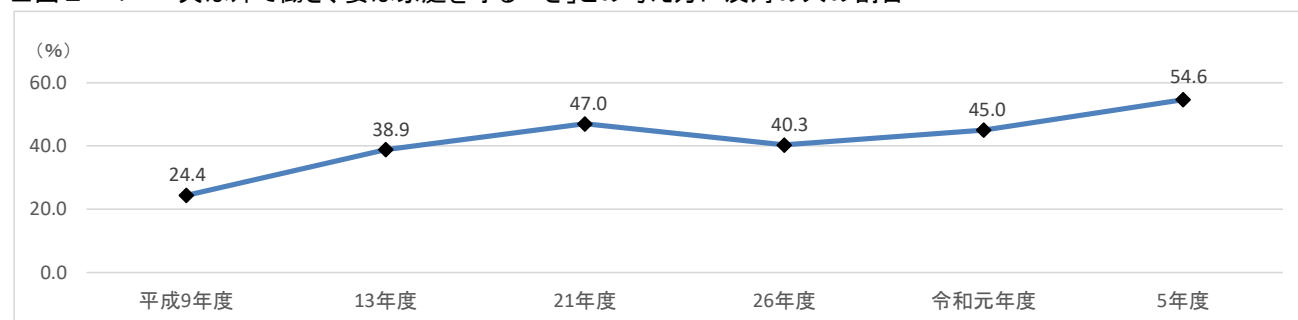
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対の人の割合は、令和5年度では54.6%となっており、平成9年度の24.4%と比較し約2.2倍となっている。

また、1日あたりの家事関連時間の男女差は、令和3年度と平成28年度ではその差は見られなかったが、年代別で見ると25～34歳において、その差が小さくなっている。

■表Ⅱ－１ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対の人の割合

	平成9年度	13年度	21年度	26年度	令和元年度	5年度
割合(%)	24.4	38.9	47.0	40.3	45.0	54.6

■図Ⅱ－１ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対の人の割合



資料：長崎県令和3年度県民意識アンケート調査

■表Ⅱ－２ 男女、年齢階級別1日あたりの家事関連時間(週全体の平均)(長崎県) (時間、分)

	総数			女			男			男女差		
	平成28年度	令和3年度	増減	平成28年度	令和3年度	増減	平成28年度	令和3年度	増減	平成28年度	令和3年度	増減
総数	2.04	2.13	0.09	3.19	3.29	0.10	0.39	0.49	0.10	2.40	2.40	0.00
10～14歳	0.17	0.12	△ 0.05	0.24	0.18	△ 0.06	0.11	0.06	△ 0.05	0.13	0.12	△ 0.01
15～19歳	0.15	0.17	0.02	0.10	0.19	0.09	0.20	0.14	△ 0.06	△ 0.50	0.05	0.55
20～24歳	0.52	0.49	△ 0.03	0.53	1.19	0.26	0.50	0.18	△ 0.32	0.03	1.01	0.98
25～29歳	2.06	1.45	△ 0.21	3.34	2.44	△ 0.50	0.36	0.46	0.10	2.58	1.58	△ 1.00
30～34歳	2.41	2.28	△ 0.13	4.21	3.43	△ 0.38	0.55	1.09	0.54	3.26	2.34	△ 0.92
35～39歳	2.45	2.45	0.00	4.32	4.28	△ 0.04	0.54	0.58	0.04	3.38	3.30	△ 0.08
40～44歳	2.11	2.45	0.34	3.41	4.39	0.58	0.35	0.44	0.09	3.06	3.55	0.49
45～49歳	2.20	2.27	0.07	4.04	3.58	△ 0.06	0.28	0.52	0.24	3.36	3.06	△ 0.30
50～54歳	2.11	2.24	0.13	3.45	3.57	0.12	0.25	0.41	0.16	3.20	3.16	△ 0.04
55～59歳	2.24	2.27	0.03	4.11	4.03	△ 0.08	0.32	0.40	0.08	3.39	3.23	△ 0.16
60～64歳	2.23	2.37	0.14	4.05	4.19	0.14	0.32	0.48	0.16	3.33	3.31	△ 0.02
65～69歳	2.38	3.02	0.24	4.22	4.49	0.27	0.45	1.04	0.59	3.37	3.45	0.08
70～74歳	2.45	2.41	△ 0.04	4.01	4.10	0.09	1.08	0.58	△ 0.50	2.53	3.12	0.59
75歳以上	1.56	2.21	0.25	2.38	3.05	0.27	0.49	1.08	0.59	1.49	1.57	0.08

注：数値の基準日は下記のとおり

H28年度・・・H28年10月15日から10月23日までのうち、調査区ごとに指定された連続する2日間、

R 3年度・・・R3年10月16日から10月24日までのうち、調査区ごとに指定された連続する2日間(生活時間の指定日)

資料：総務省「平成28年社会生活基本調査」、「令和3年社会生活基本調査」

(2) 家庭生活において男女が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合

令和5年度における「家庭生活において男女が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合」は全体で44.5%で、男性が49.3%、女性が40.2%と、男女間で9.1ポイントの意識の差がある。

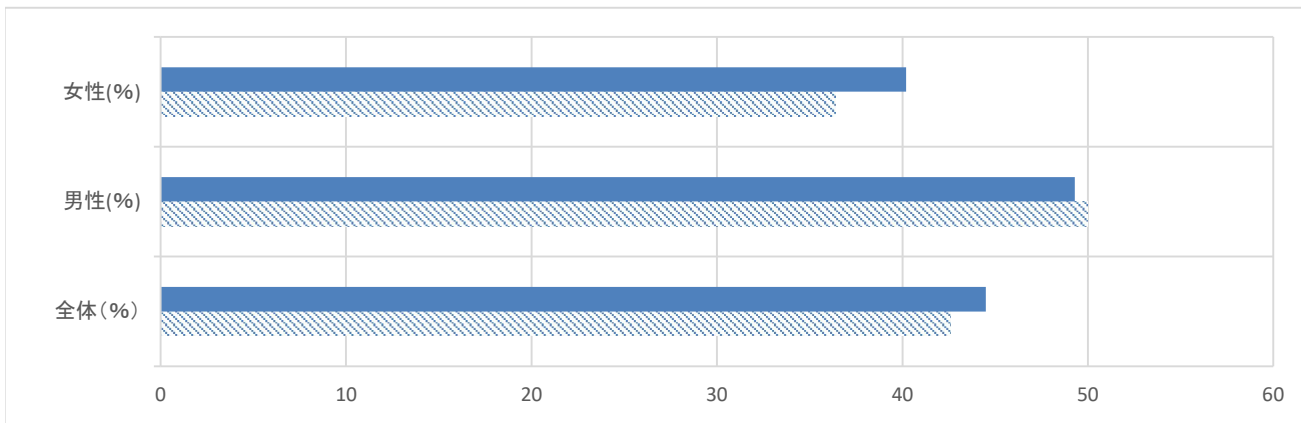
なお、20歳～59歳においては、全体で42.6%、男性が50.0%、女性が36.4%となっており、全年齢と比較すると全体と女性についてはやや低い結果となっている。

■表Ⅱ－3 家庭生活において男女が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合

年代	全体(%)	男性(%)	女性(%)	男女間の意識の差(ポイント)
全年齢層	44.5	49.3	40.2	9.1
うち20～59歳	42.6	50.0	36.4	13.6

資料：長崎県令和5年度県民意識アンケート調査

■図Ⅱ－3 家庭生活において男女が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合(令和5年度)



※上段のグラフは全年齢層、下段は20～59歳の割合

■表Ⅱ－4 男性の育児休業取得率

(単位：%)

			令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
民間企業	長崎県		2.1	8.2	10.2	16.3	16.2
	全国平均		7.5	12.7	14.0	17.1	30.1
都道府県職員	長崎県	知事部局	8.1	26.8	25.0	39.8	61.4
		知事部局+教育庁+警察	2.5	7.4	13.0	26.0	47.4
	全国平均		5.5	9.5	14.9	27.2	43.9

＜民間企業について＞

注：数値は各年6月30日現在(長崎県)、10月1日現在(全国平均)

資料：長崎県労働条件等実態調査、厚生労働省「雇用均等基本調査」

＜都道府県職員について＞

注：数値は各年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数に占める割合

資料：長崎県特定事業主行動計画の実施状況及び長崎県における女性の活躍状況の公表(令和6年度公表分)

総務省地方公共団体の勤務条件等に関する調査

(3) 雇用の状況

本県の女性の労働力率は30～34歳台が最も低いM字カーブとなっている。
有業者の割合は男性が高い状況にあるものの、男性は減少傾向、女性は増加傾向にある。

■表Ⅱ－5 女性の年齢階級別労働力率の推移

(単位: %)

年次		15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳以上
平成22年	長崎県	13.0	73.2	79.6	72.6	72.2	76.1	78.0	74.4	64.1	46.1	11.7
	全 国	15.4	70.4	78.7	69.4	68.0	72.5	75.8	73.2	63.9	47.5	14.9
令和 2年	長崎県	13.3	75.4	86.0	81.0	82.2	84.3	84.2	82.2	76.9	63.1	18.7
	全 国	16.9	74.5	87.0	79.6	78.2	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.7

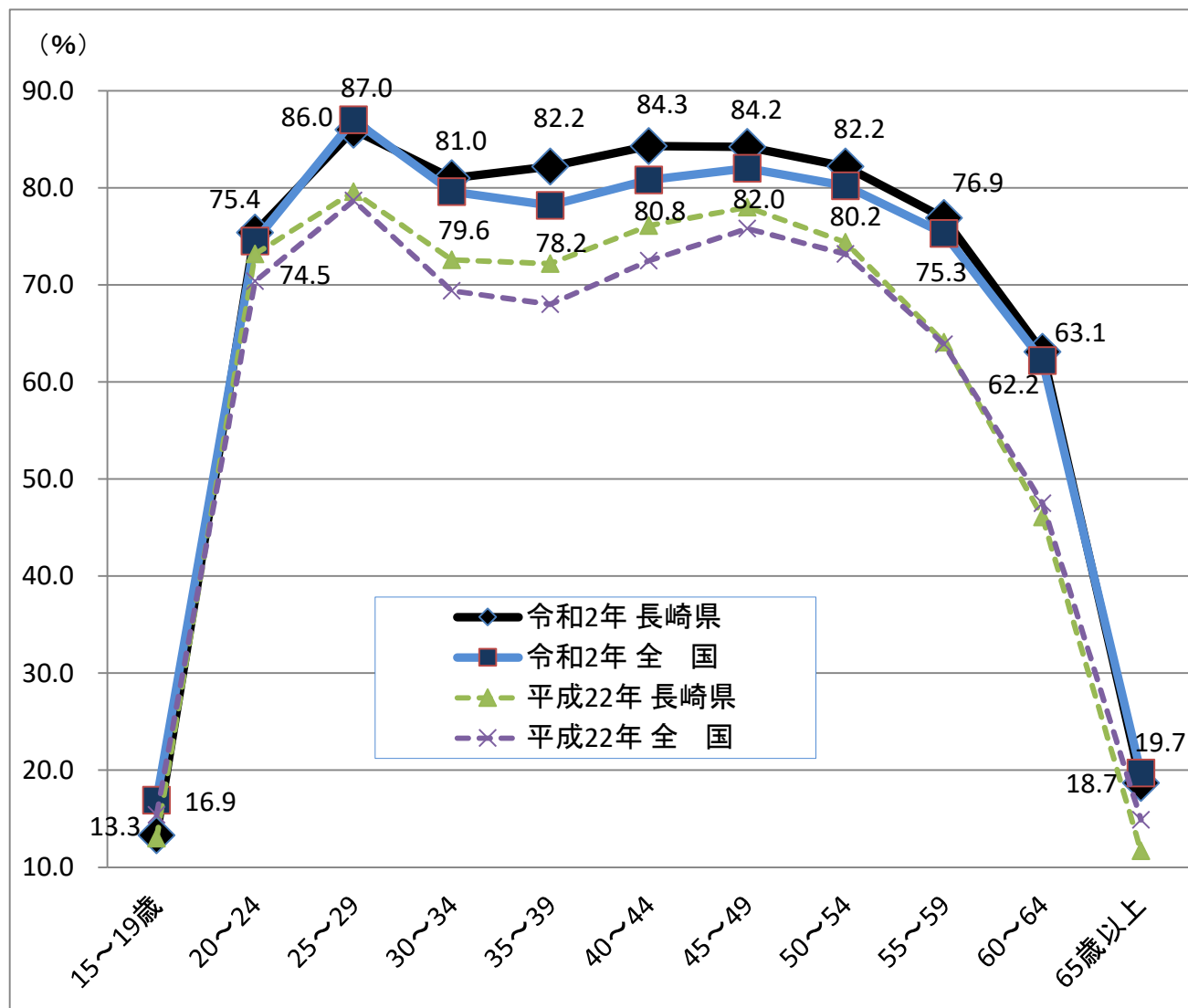
注1: 数値は各年10月1日現在

注2: 労働力率・・・15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

就業者・・・調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)を伴う仕事を少しでもした者

資料: 総務省「国勢調査」

■図Ⅱ－5 女性の年齢階級別労働力率の推移(M字カーブ)



■表Ⅱ－6 男女別有業者の割合の推移(長崎県)

(単位: %)

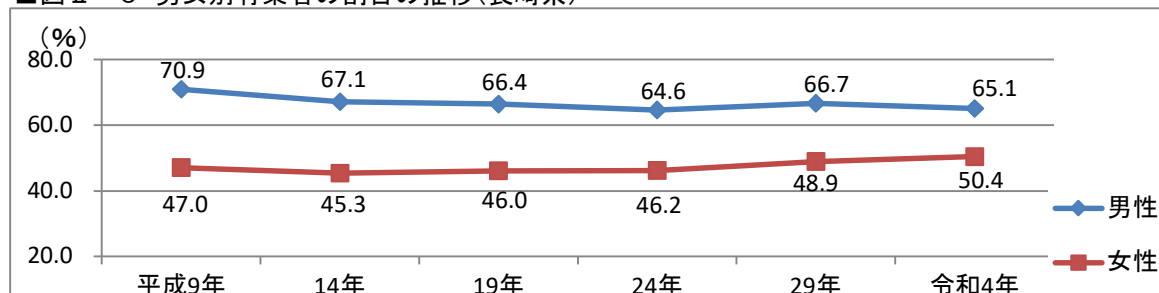
	平成9年	14年	19年	24年	29年	令和4年
男性	70.9	67.1	66.4	64.6	66.7	65.1
女性	47.0	45.3	46.0	46.2	48.9	50.4

注1: 数値は各年10月1日現在

注2: 有業者・・・ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者

資料: 総務省「令和4年度就業構造基本調査」

■図Ⅱ－6 男女別有業者の割合の推移(長崎県)



■表Ⅱ－7 子育て期(25～44歳)女性無業者の就業希望状況(長崎県)

	非就業希望者	就業希望者	
		うち求職している	うち求職していない
人数(人)	8,300	11,100	6,300
率(%)	42.8	57.2	56.8

注1: 数値は令和4年10月1日現在

注2: 無業者・・・ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者

注3: 本調査における当該統計表の数値は、総数に分類不能又は不詳の数値を含み、また、百未満を四捨五入しているため、総数と内訳が一致しないことがある。

資料: 総務省「令和4年就業構造基本調査」

■表Ⅱ－8 年齢階級別決まって支給する所定内給与額の男女(一般労働者)の比較(長崎県)

(単位: 千円)

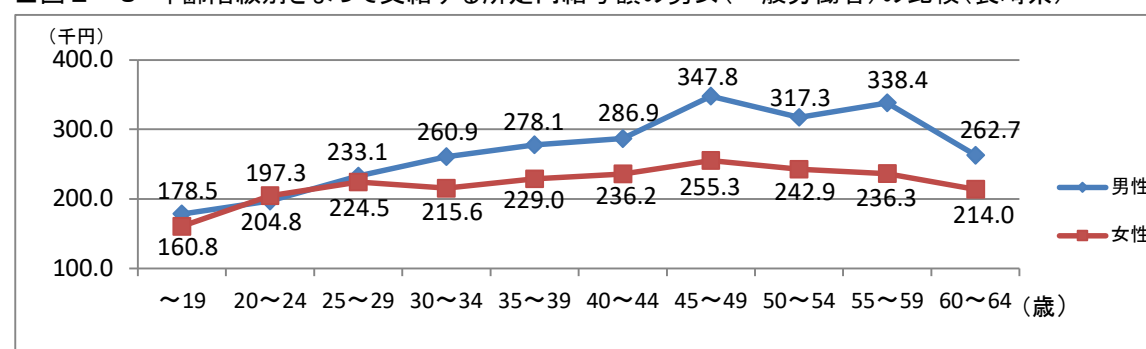
年齢	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64
男性	178.5	197.3	233.1	260.9	278.1	286.9	347.8	317.3	338.4	262.7
女性	160.8	204.8	224.5	215.6	229.0	236.2	255.3	242.9	236.3	214.0

注1: 数値は令和5年6月30日現在

注2: 一般労働者・・・短時間労働者以外の者

資料: 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

■図Ⅱ－8 年齢階級別決まって支給する所定内給与額の男女(一般労働者)の比較(長崎県)



■表Ⅱ－9 ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の割合

(単位: %)

年度	全体	300人～	100～299人	30～99人	5～29人
平成27年	75.7	100.0	100.0	93.0	71.7
令和2年	83.2	100.0	100.0	97.9	78.8
5年	84.3	100.0	100.0	98.2	80.5

注: 数値は各年6月30日現在

資料: 長崎県労働条件等実態調査

(4) 女性非正規労働者数の推移

本県は全国と比較して女性の非正規雇用労働者の割合が小さく、年々上昇傾向であったが、令和4年については微減となっている。全国では元々正規の割合が低かったが、近年、大幅に正規の割合が増え、本県と全国の様子はほぼ変わらない水準となっている。

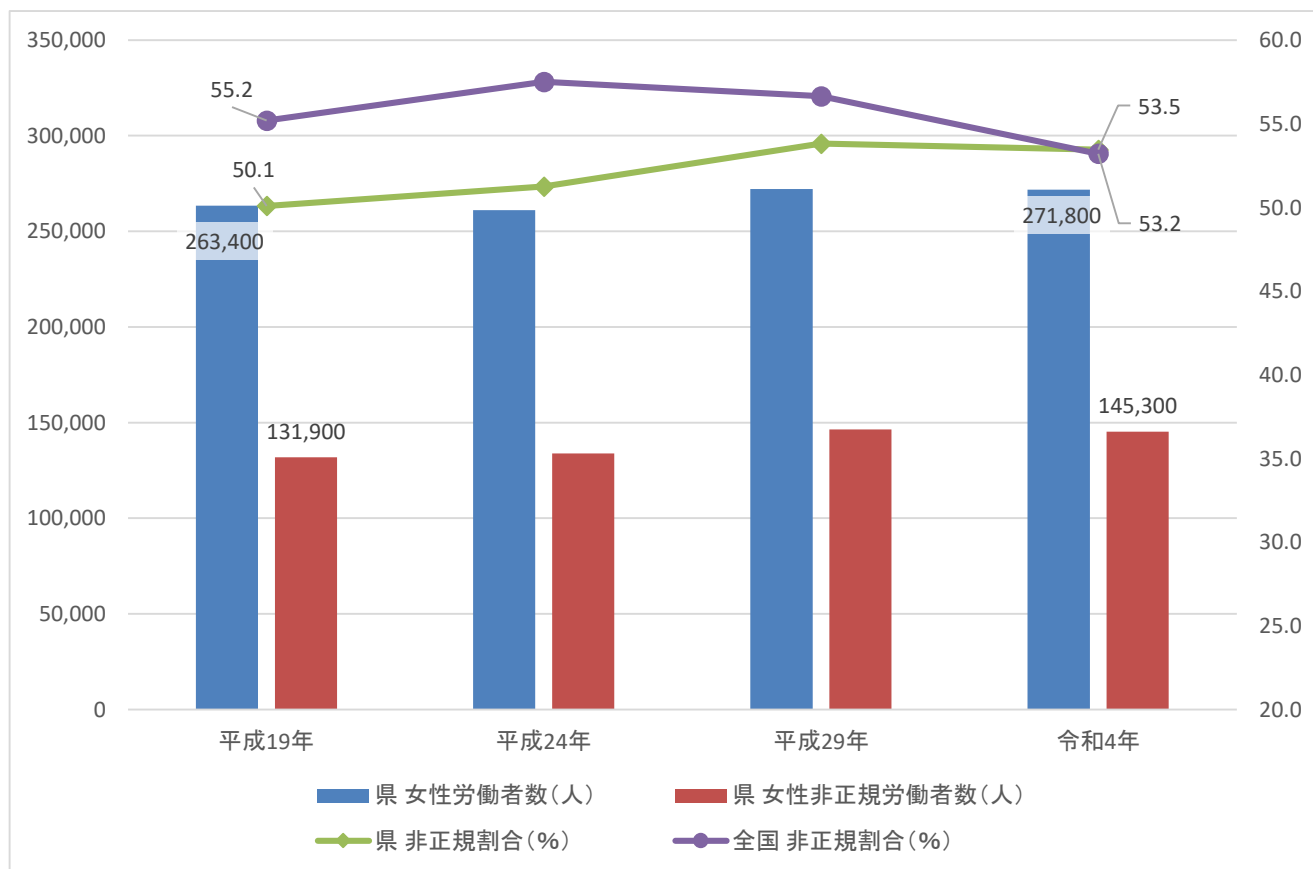
■表Ⅱ－10 正規の職員・従業員数と非正規の職員・従業員数の推移(女性)

年次	県					全国				
	女性労働者数(人)					女性労働者数(人)				
	正規		非正規			正規		非正規		
	労働者数 (人)	割合 (%)	労働者数 (人)	割合 (%)		労働者数 (人)	割合 (%)	労働者数 (人)	割合 (%)	
平成19年	263,400	49.9	131,900	50.1		23,513,500	44.8	12,988,000	55.2	
24年	261,100	48.8	133,800	51.2		24,245,700	42.5	13,944,400	57.5	
29年	272,200	46.2	146,500	53.8		25,859,400	43.4	14,648,000	56.6	
令和 4年	271,800	46.5	145,300	53.5		27,184,700	46.8	14,467,900	53.2	

注: 数値は各年10月1日現在

資料: 総務省統計局「就業構造基本調査」

■図Ⅱ－10 正規職員・従業員数と非正規職員・従業員数の推移(女性)



■表Ⅱ－11 一般労働者とパートタイム労働者の所定内給与額及びその格差の推移(女性)

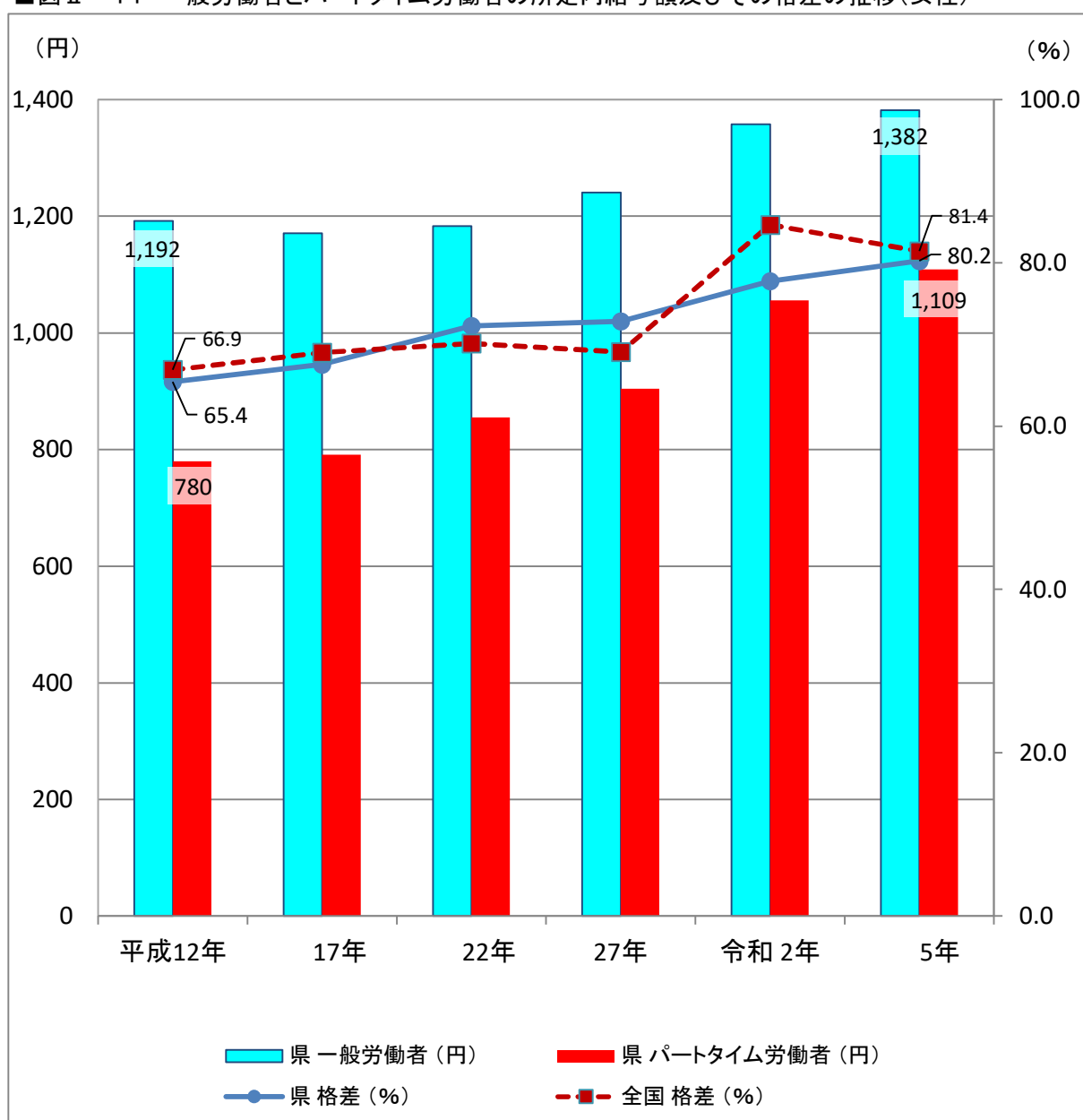
年次	県			全国		
	一般労働者 (円)	パートタイム労働者 (円)	格差 (%)	一般労働者 (円)	パートタイム労働者 (円)	格差 (%)
平成12年	1,192	780	65.4	1,329	889	66.9
17年	1,171	791	67.5	1,365	942	69.0
22年	1,183	855	72.3	1,396	979	70.1
27年	1,241	904	72.8	1,494	1,032	69.1
令和 2年	1,358	1,056	77.8	1,560	1,321	84.7
5年	1,382	1,109	80.2	1,611	1,312	81.4

注1: 数値は各年6月30日現在

注2: 一般労働者の数値は、月間所定内実労働時間で除した額、パートタイム労働者は1時間当たりの額

資料: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■図Ⅱ－11 一般労働者とパートタイム労働者の所定内給与額及びその格差の推移(女性)



(5) 保育の状況

保育所定員及び入所児童数は施設の整備等により年々増加しており、令和6年度は保育所定員37,475人、入所児童33,915人であった。保育所待機児童数は0人であった。

また、放課後児童クラブの登録児童数は施設の整備等により年々増加していたが、令和5年度は18,878人と前年より減少した。一方、放課後児童クラブ待機児童数は35人に増加した。

■表Ⅱ－12 保育所定員、入所児童数及び待機児童数の推移

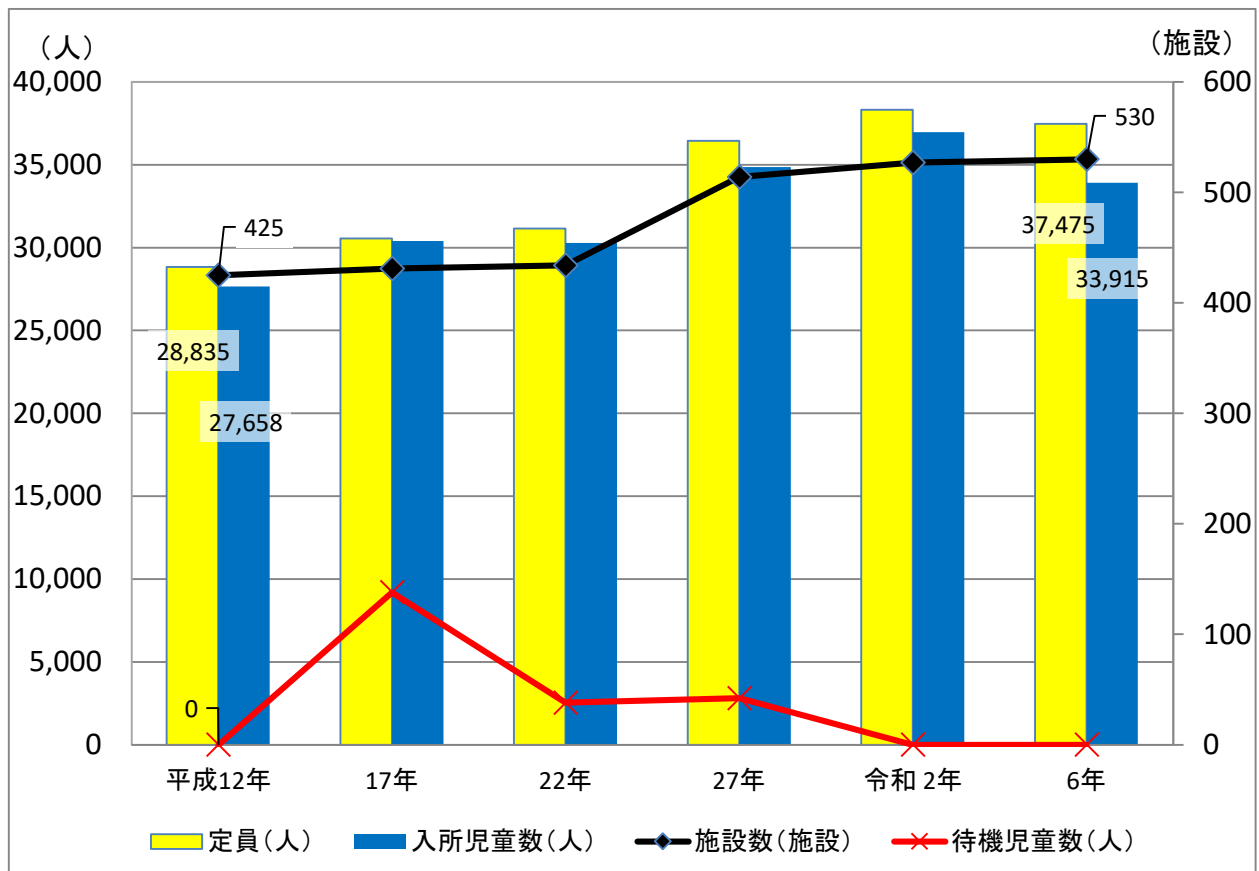
年度	施設数(施設)	定員(人)	入所児童数(人)	待機児童数(人)
平成12年	425	28,835	27,658	—
17年	431	30,550	30,390	138
22年	434	31,156	30,290	38
27年	514	36,440	34,855	42
令和 2年	527	38,315	36,968	0
6年	530	37,475	33,915	0

注1: 数値は各年4月1日現在

注2: 平成27年度以降は認定こども園(定員・入所児童数は2号、3号認定児童)を含む。

資料: 県こども未来課調

■図Ⅱ－12 保育所定員、入所児童数及び待機児童数の推移



■表Ⅱ－13 延長保育等の状況

年度	延長保育所数(か所)	障害児保育所数(か所)	一時預かり実施数(か所)
平成22年	283	151	261
27年	449	208	442
令和 2年	482	253	503
5年	489	298	505

注1: 数値は各年度実績

注2: 中核市(長崎市、佐世保市)が含まれた27年度以降のデータを掲載。

また、延長保育及び一時預かりには、子ども・子育て支援交付金対象外(自主事業)を含む。

資料: 県こども未来課調

■表Ⅱ－14 放課後児童クラブ設置数(支援の単位数)の状況

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
設 置 数	447	474	493	507	513	515
登 録 児 童 数	17,197	17,960	18,357	18,767	19,144	18,878
待 機 児 童 数	53	29	42	17	24	35

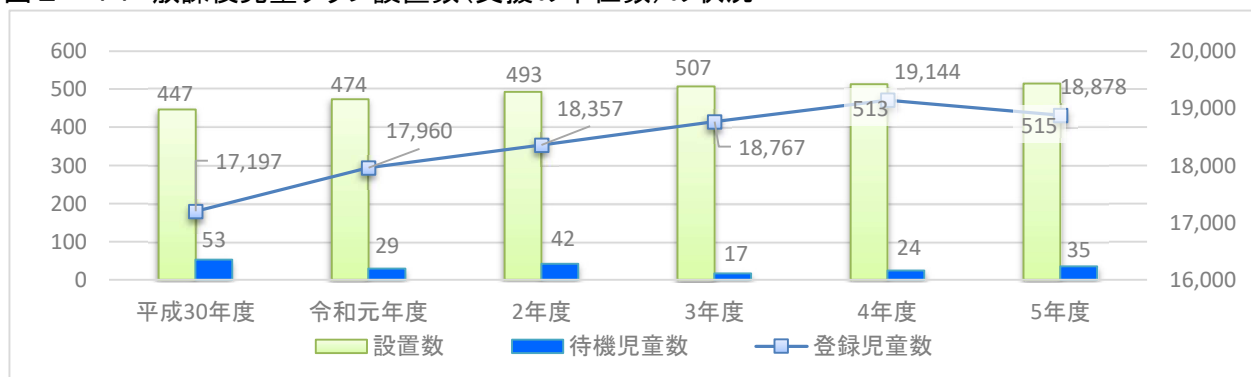
注1: 数値は各年5月1日現在

注2: 設置数は支援の単位数

資料: 設置数は県こども未来課調

登録児童数、待機児童数は厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブの実施状況)」

■図Ⅱ－14 放課後児童クラブ設置数(支援の単位数)の状況



■表Ⅱ－15 病児・病後児保育実施施設数の推移

	平成30年度	令和年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設数	43	43	42	43	45	46

注: 数値は各年度実績

資料: 県こども未来課調

(6) 介護の状況

在宅福祉対策では、令和5年度は67,237人となっている。
また、老人ホーム等の整備状況は、特別養護老人ホーム及び有料老人ホームにおいて、施設数が増加している。

■表Ⅱ－16 在宅福祉対策の整備状況

	平成22年度	27年度	令和2年度	5年度
訪問介護員(ホームヘルパー)(人)	53,213	63,541	66,123	67,237
日帰り介護(デイサービス)(か所)	481	606	610	617
短期入所生活介護(ショートステイ)(床)	1,961	3,139	3,255	3,279
地域包括支援センター(か所)	41	51	52	52

注1: 数値は各年3月31日現在

注2: 訪問介護員数は、訪問介護員研修(～H24)、または、介護職員初任者研修(H25～)の修了者数

資料: 県長寿社会課調

■表Ⅱ－17 老人ホーム等の整備状況

区分	平成22年度		27年度		令和2年度		6年度	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)
養護老人ホーム	32	1,815	32	1,815	32	1,800	30	1,710
特別養護老人ホーム	106	6,138	144	7,014	161	7,513	168	7,700
軽費老人ホーム	38	1,789	38	1,789	38	1,789	38	1,790
有料老人ホーム	93	2,148	154	3,767	189	4,487	200	4,808
介護老人保健施設	56	4,672	62	4,882	63	4,822	60	4,772

注: 数値は各年4月1日現在

資料: 県長寿社会課調

(7) 長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」における相談件数

相談件数は、令和5年度は一般相談102件(女性67件、男性35件)、男性相談65件であり、相談総件数167件)のうち、男性からの相談は100件(59.9%)であった。

■表Ⅱ－18 長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」における相談件数 (単位:件)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
一 般 相 談	114	94	80	75	102
男 性 相 談	67	71	47	62	65

注: 数値は各年3月31日現在

資料: 県男女参画・女性活躍推進室調

(8) 小学校、中学校、高等学校の状況

少子化等の影響により児童数、生徒数ともに年々減少の一途をたどっている。

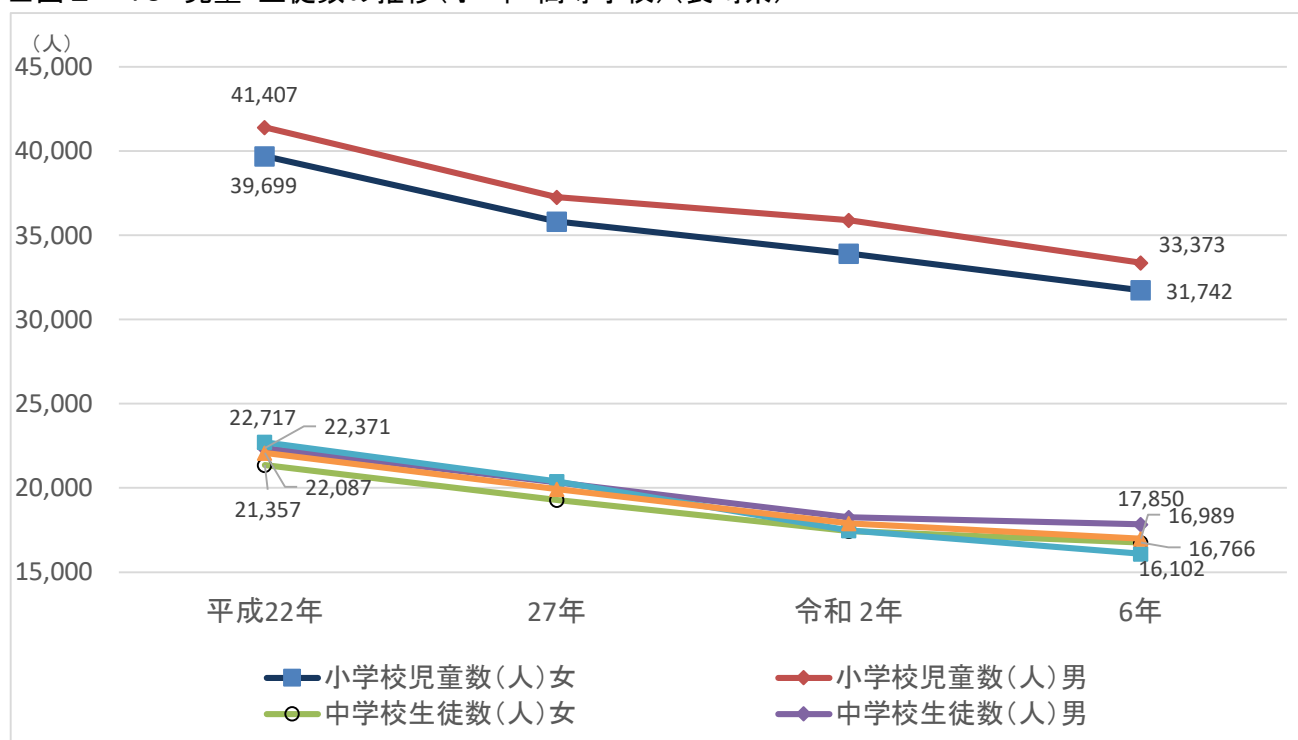
■表Ⅱ－19 児童・生徒数の推移(小・中・高等学校)(長崎県)

年度	小学校児童数(人)			中学校生徒数(人)			高等学校生徒数(人)		
	総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男
平成22年	81,106	39,699	41,407	43,728	21,357	22,371	44,804	22,717	22,087
27年	73,082	35,815	37,267	39,629	19,293	20,336	40,330	20,396	19,934
令和2年	69,812	33,915	35,897	35,687	17,435	18,252	35,385	17,485	17,900
6年	65,115	31,742	33,373	34,616	16,766	17,850	33,091	16,102	16,989

注: 数値は各年5月1日現在

資料: 文部科学省「学校基本調査」市町村別集計

■図Ⅱ－19 児童・生徒数の推移(小・中・高等学校)(長崎県)



■表Ⅱ－20 高等学校学科別生徒数

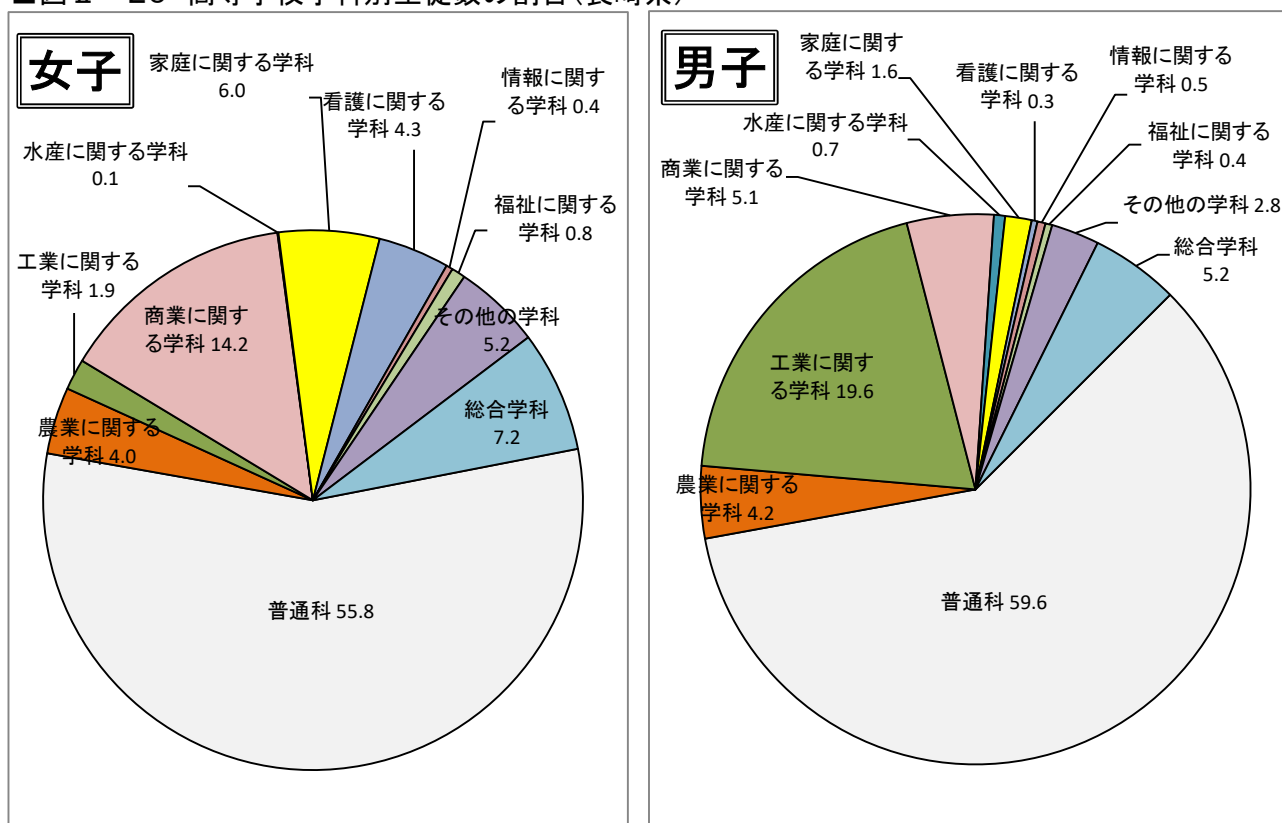
区分	県						全国割合		
	総数		女		男		総数(%)	女(%)	男(%)
	生徒数(人)	割合(%)	生徒数(人)	割合(%)	生徒数(人)	割合(%)			
普通科	19,258	57.8	9,090	55.8	10,168	59.6	73.9	75.7	72.2
農業に関する学科	1,371	4.1	650	4.0	721	4.2	2.4	2.3	2.4
工業に関する学科	3,650	11.0	305	1.9	3,345	19.6	7.0	1.8	12.0
商業に関する学科	3,186	9.6	2,317	14.2	869	5.1	5.6	6.8	4.4
水産に関する学科	123	0.4	12	0.1	111	0.7	0.2	0.1	0.4
家庭に関する学科	1,245	3.7	979	6.0	266	1.6	1.2	2.0	0.4
看護に関する学科	753	2.3	695	4.3	58	0.3	0.4	0.8	0.1
情報に関する学科	147	0.4	66	0.4	81	0.5	0.1	0.1	0.1
福祉に関する学科	203	0.6	136	0.8	67	0.4	0.2	0.4	0.1
その他の学科	1,331	4.0	849	5.2	482	2.8	3.6	4.0	3.2
総合学科	2,063	6.2	1,180	7.2	883	5.2	5.4	6.1	4.7
計	33,330	100.0	16,279	100.0	17,051	100.0	100.0	100.0	100.0

注1: 数値は令和5年5月1日現在

注2: 専攻科、別科、通信課程は含まない

資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅱ－20 高等学校学科別生徒数の割合(長崎県)

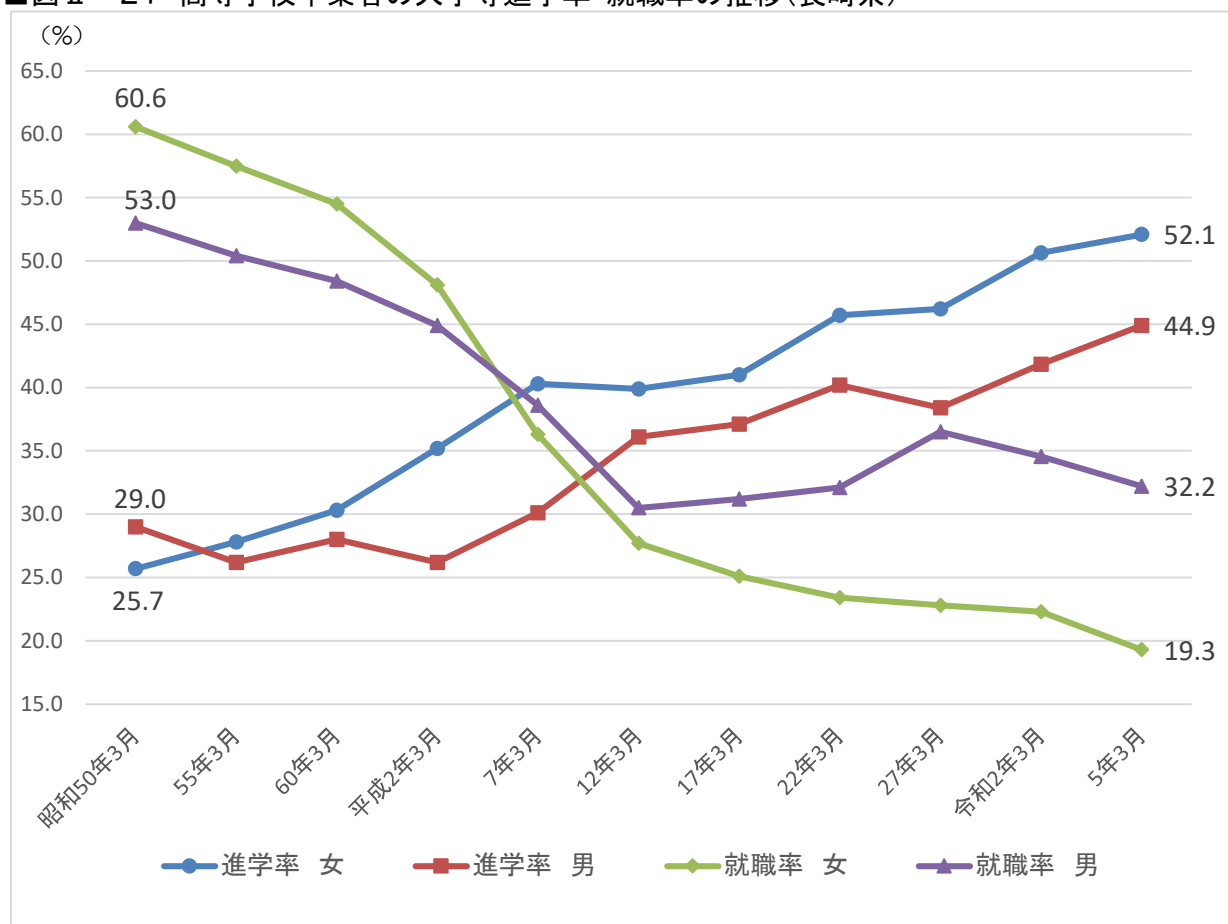


■表Ⅱ－21 高等学校卒業者の大学等進学率・就職率の推移(長崎県)

卒業年月	進学率(就職進学含む)(%)			就職率(就職進学含む)(%)		
	総数	女	男	総数	女	男
昭和50年 3月	27.3	25.7	29.0	56.8	60.6	53.0
55年 3月	27.0	27.8	26.2	53.9	57.5	50.4
60年 3月	29.2	30.3	28.0	51.4	54.5	48.4
平成 2年 3月	30.7	35.2	26.2	46.5	48.1	44.9
7年 3月	35.2	40.3	30.1	37.4	36.3	38.6
12年 3月	38.0	39.9	36.1	29.1	27.7	30.5
17年 3月	39.0	41.0	37.1	28.2	25.1	31.2
22年 3月	42.9	45.7	40.2	27.9	23.4	32.1
27年 3月	42.3	46.2	38.4	29.7	22.8	36.5
令和 2年 3月	46.1	50.6	41.8	28.6	22.3	34.6
5年 3月	48.4	52.1	44.9	25.9	19.3	32.2

注:通信制課程卒業生は含まない
資料:文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅱ－21 高等学校卒業者の大学等進学率・就職率の推移(長崎県)

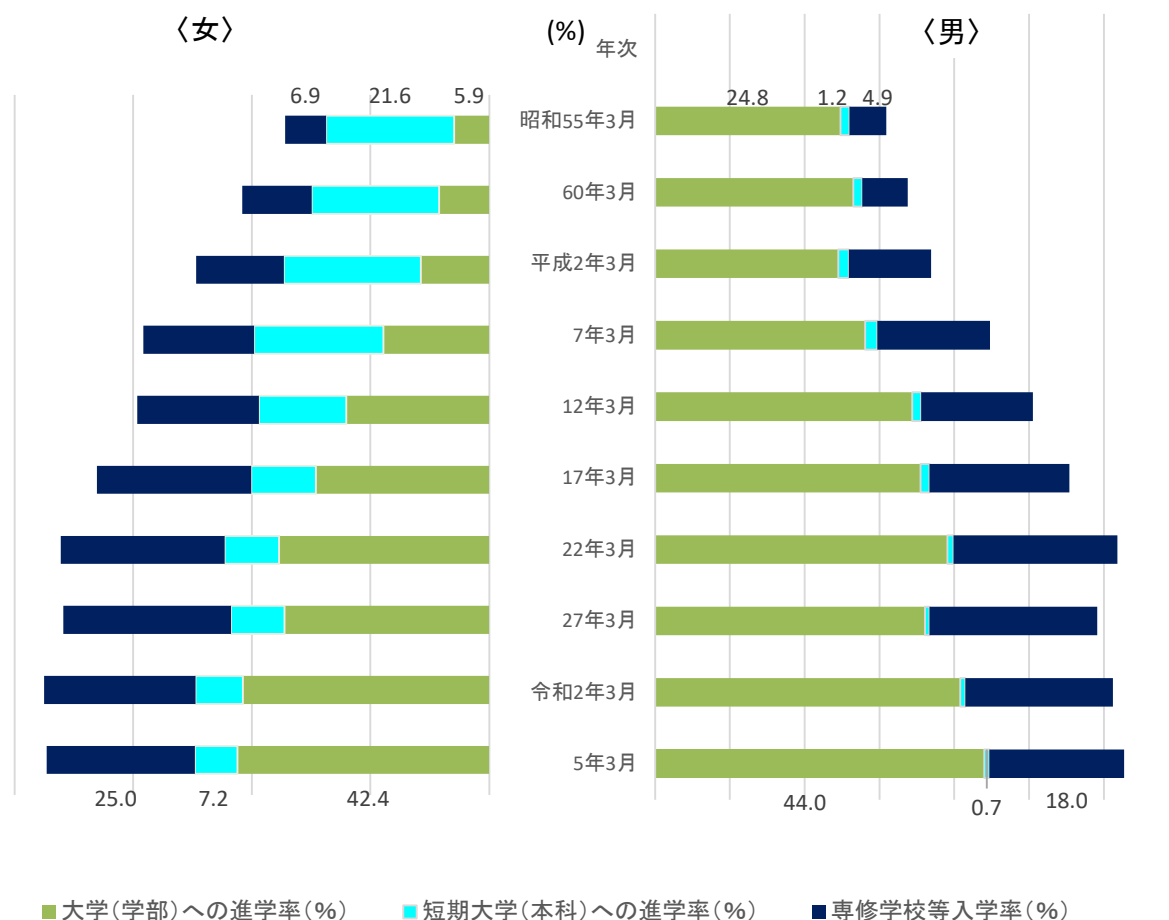


■表Ⅱ－22 高等学校卒業者の大学、短期大学及び専修学校等入学率の推移（長崎県）

卒業年月	大学(学部)への進学率(%)			短期大学(本科)への進学率(%)			専修学校等入学率(%)		
	総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男
昭和55年3月	15.4	5.9	24.8	11.4	21.6	1.2	5.9	6.9	4.9
60年3月	17.5	8.4	26.5	11.4	21.5	1.2	8.9	11.7	6.1
平成 2年3月	18.0	11.5	24.5	12.3	23.1	1.4	12.9	14.8	11.0
7年3月	23.0	17.8	28.1	11.7	21.8	1.6	16.9	18.7	15.1
12年3月	29.3	24.1	34.4	8.0	14.7	1.2	17.7	20.5	14.9
17年3月	32.4	29.2	35.5	6.1	10.9	1.2	22.4	26.0	18.7
22年3月	37.3	35.4	39.1	5.0	9.2	0.8	24.8	27.6	21.9
27年3月	35.3	34.5	36.1	4.8	9.0	0.6	25.4	28.3	22.4
令和 2年3月	41.2	41.5	40.8	4.2	8.0	0.7	22.5	25.5	19.7
5年3月	43.2	42.4	44.0	3.9	7.2	0.7	21.4	25.0	18.0

注: 通信制課程卒業生は含まない
資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅱ－22 高等学校卒業者の大学、短期大学及び専修学校等入学率の推移（長崎県）



(9) 県内大学・短大の新規学卒者の就職状況

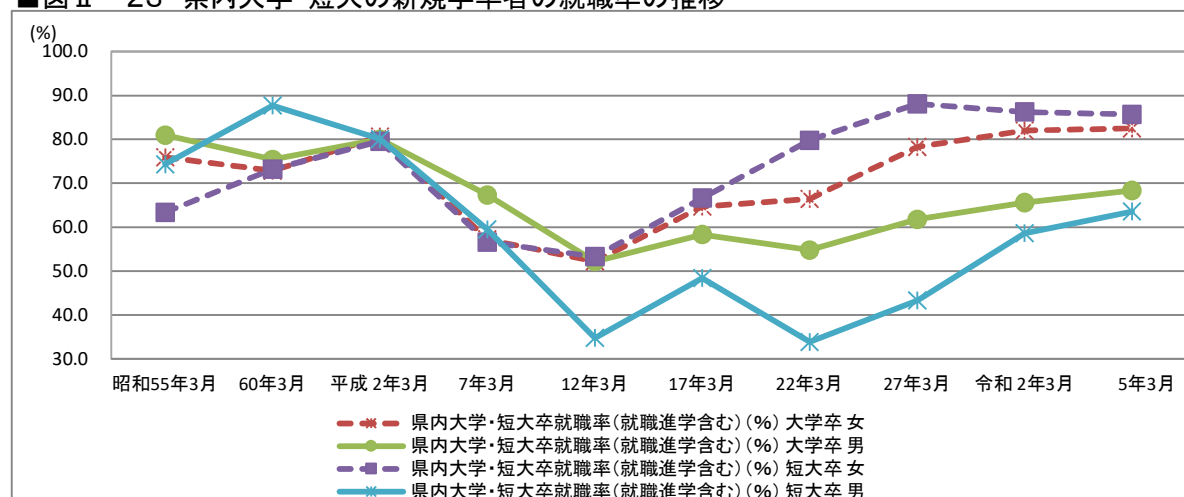
本県の大学・短大の新規学卒者の就職率は、平成12年以降、男性より女性の方が高くなっている。

■表Ⅱ－23 県内大学・短大の新規学卒者の就職率の推移

卒業年月	県内大学・短大卒就職率(就職進学含む)(%)			
	大学卒		短大卒	
	女	男	女	男
昭和55年3月	75.9	81.0	63.4	74.3
60年3月	72.9	75.4	73.2	87.7
平成 2年3月	80.6	80.0	79.6	80.1
7年3月	57.2	67.3	56.6	59.5
12年3月	52.2	52.2	53.3	34.8
17年3月	64.7	58.3	66.6	48.4
22年3月	66.4	54.8	79.8	33.9
27年3月	78.3	61.8	88.1	43.3
令和 2年3月	82.0	65.6	86.2	58.6
5年3月	82.5	68.4	85.7	63.6

資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅱ－23 県内大学・短大の新規学卒者の就職率の推移



(10) 中学校、高等学校におけるDV予防教育の実績

特定非営利活動法人「DV防止ながさき」への委託による学校等へのDV予防教育は、令和5年度は、中学校546人、高等学校2,700人に対して実施した。

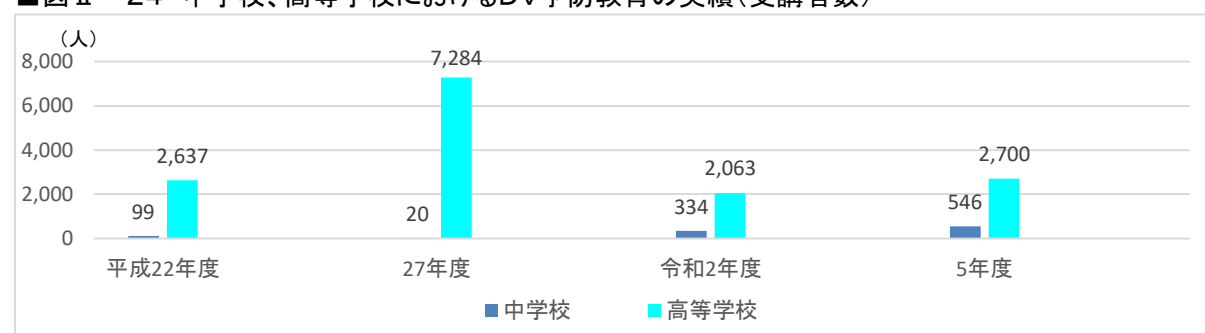
■表Ⅱ－24 中学校、高等学校におけるDV予防教育の実績(受講者数)

	平成22年度	27年度	令和2年度	5年度
中学校	99	20	334	546
高等学校	2,637	7,284	2,063	2,700

注: 数値は各年3月31日現在

資料: 県こども家庭課調

■図Ⅱ－24 中学校、高等学校におけるDV予防教育の実績(受講者数)



(12) 大学の状況

全国の大学生の女性の数は、平成元年の518,283人から令和5年には1,204,306人と約2.3倍に増加している。
なお、男性の数は微増にとどまっているが、依然として女性を上回っている。

■表Ⅱ－25 大学の関係学科別・男女別在学生数(全国)

区分	平成元年度					
	総数		女		男	
	学生数(人)	割合(%)	学生数(人)	割合(%)	学生数(人)	割合(%)
人 文 科 学	290,387	15.1	188,390	36.35	101,997	7.23
社 会 科 学	759,636	39.4	98,977	19.10	660,659	46.83
理 学	63,997	3.3	11,695	2.26	52,302	3.71
工 学	379,405	19.7	12,840	2.48	366,565	25.98
農 学	64,975	3.4	12,245	2.36	52,730	3.74
保 健	117,712	6.1	43,866	8.46	73,846	5.23
商 船	1,687	0.1	74	0.01	1,613	0.11
家 政	35,794	1.9	35,339	6.82	455	0.03
教 育	139,565	7.2	75,103	14.49	64,462	4.57
芸 術	47,005	2.4	30,568	5.90	16,437	1.17
そ の 他	28,974	1.5	9,186	1.77	19,788	1.40
計	1,929,137	100.0	518,283	100.00	1,410,854	100.0

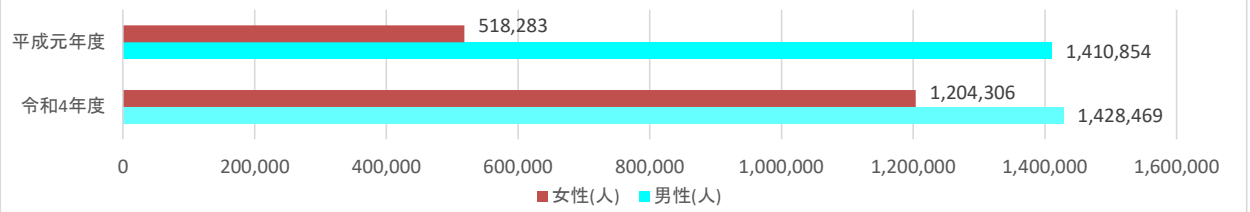
区分	令和5年度					
	総数		女		男	
	学生数(人)	割合(%)	学生数(人)	割合(%)	学生数(人)	割合(%)
人 文 科 学	355,850	13.5	228,635	18.98	127,215	8.91
社 会 科 学	840,135	31.9	308,543	25.62	531,592	37.21
理 学	81,675	3.1	22,802	1.89	58,873	4.12
工 学	383,912	14.6	61,667	5.12	322,245	22.56
農 学	79,066	3.0	36,480	3.03	42,586	2.98
保 健	349,679	13.3	222,163	18.45	127,516	8.93
商 船	784	0.0	126	0.01	658	0.05
家 政	68,481	2.6	61,897	5.14	6,584	0.46
教 育	184,703	7.0	109,358	9.08	75,345	5.27
芸 術	78,073	3.0	53,492	4.44	24,581	1.72
そ の 他	210,417	8.0	99,143	8.23	111,274	7.79
計	2,632,775	100.0	1,204,306	100.0	1,428,469	100.0

注1: 数値は令和5年5月1日現在

注2: 短期大学の学生数は含まない

資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅱ－25 大学の男女別在学生数の変化(全国)



(13) 短期大学(本科)の状況

全国の短期大学生の女性の数は、平成元年の415,522人から令和5年には72,901人と17.5%に減少している。

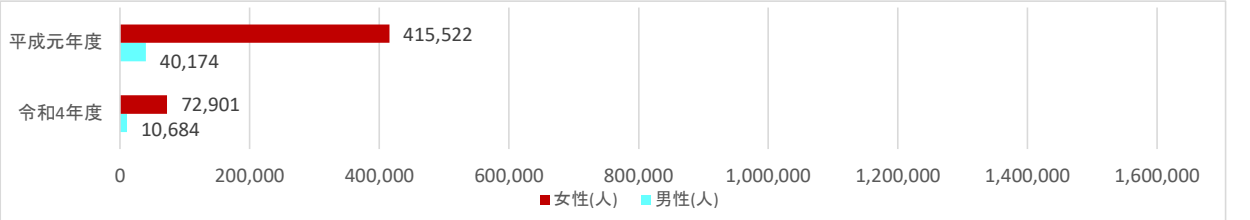
■表Ⅱ－26 短期大学(本科)の男女別在学生数(全国)

年度	総数		女		男	
	学生数(人)	割合(%)	学生数(人)	割合(%)	学生数(人)	割合(%)
平成元年度	455,696	100.0	415,522	91.2	40,174	8.8
令和5年度	83,585	100.0	72,901	87.2	10,684	12.8

注: 数値は令和5年5月1日現在

資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅱ－26 短期大学(本科)の男女別在学生数(全国)



基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

(1) 婦人保護・性的被害の状況

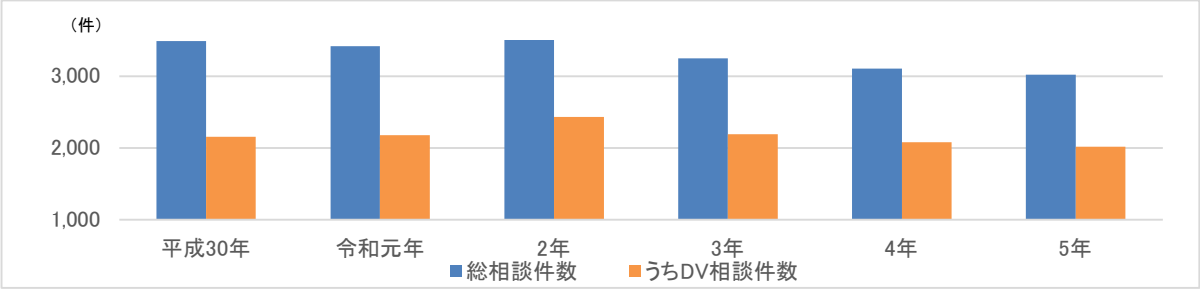
相談件数は、令和2年度をピークに減少傾向である。なお、令和5年度は総相談件数の3分の2がDV相談であった。

■表Ⅲ－1 県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数及びDV相談の推移

年度		総相談件数			うちDV相談					
		電話等	来所等	計	電話等		来所等		計	
					件数	%	件数	%	件数	%
令和元年	長崎	1,426	862	2,288	895	62.8	525	60.9	1,420	62.1
	佐世保	806	324	1,130	503	62.4	254	78.4	757	67.0
	計	2,232	1,186	3,418	1,398	62.6	779	65.7	2,177	63.7
2年	長崎	1,473	695	2,168	950	64.5	547	78.7	1,497	69.0
	佐世保	1,048	344	1,392	643	61.4	297	86.3	940	67.5
	計	2,521	1,039	3,560	1,593	63.2	844	81.2	2,437	68.5
3年	長崎	1,661	668	2,329	1,110	66.8	509	76.2	1,619	69.5
	佐世保	704	217	921	372	52.8	198	91.2	570	61.9
	計	2,365	885	3,250	1,482	62.7	707	79.9	2,189	67.4
4年	長崎	1,705	620	2,325	1,160	68.0	431	69.5	1,591	68.4
	佐世保	606	179	785	344	56.8	149	83.2	493	62.8
	計	2,311	799	3,110	1,504	65.1	580	72.6	2,084	67.0
5年	長崎	1,489	669	2,158	908	61.0	522	78.0	1,430	66.3
	佐世保	668	196	864	423	63.3	162	82.7	585	67.7
	計	2,157	865	3,022	1,331	61.7	684	79.1	2,015	66.7

注：数値は各年3月31日現在 注2：電話等には、メールによる相談を含む
注3：来所等には、巡回相談、出張相談や同行支援等を含む 資料：県こども家庭課調

■表Ⅲ－1 県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数及びDV相談の推移



■表Ⅲ－2 来所相談の主訴別推移

年度		人 間 関 係 住 婦 経 済 関 係 医 療 関 係 売 ヒ そ																												計
		夫	等	子	ど	も	親	族	交	際	家	そ	男	そ	宅	住	婦	経	済	関	係	医	療	関	係	売	ヒ	そ		
		夫等からの暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	子どもの暴力	養育困難	その他の暴力	その他の親族からの暴力	交際相手からの暴力	その他の	家庭不和	その他の者からの暴力	女性問題	その他	住宅問題	住先なし	生活困窮	金・サラ金職	その他	気	病的	精神的	妊娠・出産	その他	春の強要	暴力団関係	その他			
令和元年	長崎	278	0	176	40	8	3	101	17	10	14	23	0	21	4	3	24	15	8	9	2	9	6	7	81	0	3	0	0	862
	佐世保	207	0	30	4	0	0	13	13	8	1	8	0	2	2	0	1	4	1	2	2	3	1	1	10	11	0	0	0	324
	計	485	0	206	44	8	3	114	30	18	15	31	0	23	6	3	25	19	9	11	4	12	7	8	91	11	3	0	0	1186
2年	長崎	253	0	172	33	27	2	39	30	9	5	12	2	5	2	0	11	31	10	2	4	8	3	1	28	3	3	0	0	695
	佐世保	228	0	33	5	0	0	19	5	9	3	11	0	0	1	0	0	4	4	3	5	2	0	0	5	7	0	0	0	344
	計	481	0	205	38	27	2	58	35	18	8	23	2	5	3	0	11	35	14	5	9	10	3	1	33	10	3	0	0	1039
3年	長崎	256	0	147	45	8	13	32	27	14	3	13	3	3	7	1	9	28	6	2	9	6	5	4	24	3	0	0	0	668
	佐世保	168	0	13	1	0	0	15	8	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	3	217
	計	424	0	160	46	8	13	47	35	14	3	13	4	3	7	1	9	28	6	2	9	6	5	5	31	3	0	0	0	885
4年	長崎	254	1	127	35	4	2	23	41	5	9	13	2	5	1	2	11	19	1	6	8	4	10	3	34	0	0	0	0	620
	佐世保	130	0	21	0	0	0	6	3	1	0	1	1	0	2	0	0	0	0	3	1	0	0	0	8	0	0	0	0	179
	計	384	1	148	35	4	2	29	44	6	9	14	3	5	3	2	11	19	1	9	9	4	10	3	42	0	0	0	0	799
5年	長崎	238	0	151	44	16	0	53	28	10	16	9	2	2	5	1	5	25	3	7	3	3	16	4	26	1	1	0	0	669
	佐世保	99	0	37	8	1	0	12	2	3	2	1	0	2	1	0	6	8	0	7	0	0	4	0	2	0	0	0	0	196
	計	337	0	188	52	17	0	65	30	13	18	10	2	4	6	1	11	33	3	14	3	3	20	4	28	1	1	0	0	865

注：数値は各年3月31日現在 資料：県こども家庭課調

(2) 一時保護の状況

長崎こども・女性・障害者支援センターに設置している一時保護所及び民間委託シェルター等への委託による一時保護の件数は、令和5年度44件(うちDV28件)であった。

■表Ⅲ－3 入所理由別による一時保護の状況

理 由	件 数		
	平成27年度	令和2年度	5年度
人 間 関 係	49	54	44
(うちDV(配偶者等からの暴力))	(38)	(37)	(28)
経 済 関 係	3	0	0
医 療 関 係	0	0	0
帰 省 先 な し	1	4	0
不 純 異 性 交 遊	0	0	0
売 春 防 止 法 5 条 違 反	2	0	0
そ の 他	0	0	0
計	55	58	44

注: 数値は各年3月31日現在

資料: 県こども家庭課調

(3) 警察本部における「性犯罪被害110番」受理状況

令和5年の「性犯罪被害相談電話」受理件数は80件で、特に多いのは、「性犯罪の被害申告に関すること」、「性的ないやがらせに関するもの」であるが、性被害等以外の相談も多い。年齢別で見ると20歳代の相談者が最も多い。

■表Ⅲ－4 「性犯罪被害110番」受理状況

内 容	件 数			
	平成22年	27年	令和2年	5年
性犯罪の被害申告に関すること	13	15	12	24
過去の性犯罪被害の悩みに関するもの	1	0	2	5
性的ないやがらせに関するもの	0	0	2	8
精神的な悩みに関するもの	0	0	0	3
男 女 間 の ト ラ ブ ル	4	0	1	7
事 件 容 疑 情 報	0	0	1	6
つきまとい行為に関するもの	3	2	1	0
配偶者に対する暴力に関するもの	0	0	0	2
上 記 以 外 の 相 談	3	0	0	12
そ の 他	2	6	20	13
計	26	23	39	80

注: 数値は各年12月31日現在

資料: 県警察本部調

■表Ⅲ－5 年齢別の受理状況

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計	不明	合計
平成22年	0	5	8	1	6	0	0	20	6	26
27年	0	5	2	7	0	1	0	15	8	23
令和2年	4	11	1	4	4	0	1	25	14	39
5年	5	23	16	7	11	2	3	67	13	80

注: 数値は各年12月31日現在

資料: 県警察本部調

■表Ⅲ－6 警察におけるDV・ストーカー事案の相談受理件数と被害者の性別内訳

	平成27年			令和2年			5年		
	総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男
DV	349	347	2	426	401	25	470	418	52
ストーカー	263	243	20	235	215	20	311	279	32

注: 数値は各年12月31日現在

資料: 県警察本部調

(4) サポートながさきにおける性犯罪被害の支援状況

相談件数は増加傾向にあるが、令和5年度は前年比44%増と特に多くなっている。
毎年、不同意性交等又は不同意わいせつの相談件数が多いが、令和5年度はDVの件数も増加している。
また相談等の方法別では毎年電話相談が最多である。

■表Ⅲ－7 サポートながさきにおける性犯罪被害相談等の事案別件数

	令和2年度			3年度			4年度			5年度		
不同意性交等	131			207			132			268		
監護者性交等	0			12			18			1		
不同意わいせつ	181			128			148			187		
監護者わいせつ	0			3			2			4		
その他性暴力	15			38			72			36		
DV	26			11			10			77		
ストーカー	11			18			18			21		
その他(問い合わせを含む)	114			83			101			127		
計 (総数及び被害者の性別内訳)	総数			総数			総数			総数		
	478	433	35	500	469	26	501	449	35	721	606	100

注1: 数値は各年3月31日現在

注2: 総数には、男女のほか「被害者なし」「不明」の数を含む

資料: 県交通・地域安全課調

■表Ⅲ－8 サポートながさきにおける性犯罪被害相談等の方法別件数

	令和2年度			3年度			4年度			5年度		
電話相談	395			411			397			614		
LINE	2			10			17			18		
メール	15			12			12			4		
手紙	1			6			10			1		
面接相談	33			36			32			36		
直接支援 (付添い等)	32			25			33			48		
計	478			500			501			721		

注: 数値は各年3月31日現在

資料: 県交通・地域安全課調

(5) ひとり親家庭の状況

児童扶養手当受給者の子どもの人数は減少傾向にあり、令和5年度は17,221人で、対人口比では、8.6であった。

■表Ⅲ－9 ひとり親家庭の子どもの数(児童扶養手当受給世帯の子どもの数)

年度	長崎県(人)	長崎県 対人口比(%)	全国(人)	全国 対人口比(%)
平成22年	26,050	10.3	1,615,806	7.4
27年	23,152	10.0	1,565,504	7.6
令和 2年	19,103	9.0	1,335,312	6.8
5年	17,221	8.6	－	－

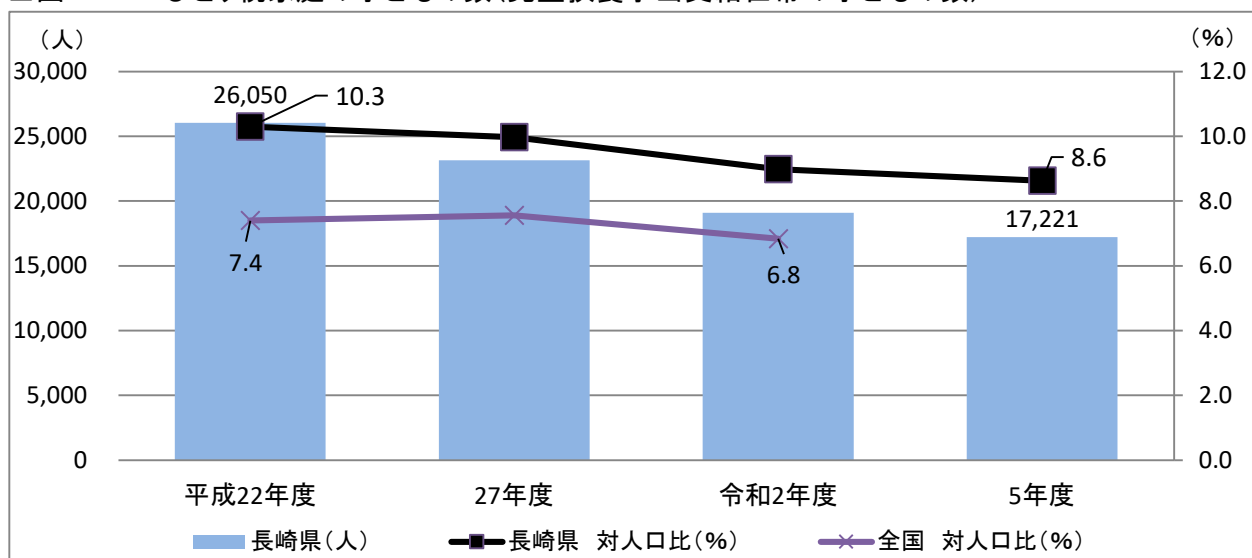
注1: 本県人口は、国勢調査又は推計人口による18歳以下の数(毎年10月1日現在)

注2: 全国人口は、国勢調査又は総務省統計局による18歳以下の数(毎年10月1日現在)

注3: 福祉行政報告例からの推計値

注4: 数字は各年の3月時点

■図Ⅲ－9 ひとり親家庭の子どもの数(児童扶養手当受給世帯の子どもの数)



■表Ⅲ－10 ひとり親家庭の世帯数とその内訳(児童扶養手当受給世帯数とその内訳)(長崎県)

区分	世帯数			
	総数	母世帯	父世帯	その他(祖父母等)世帯
平成22年	15,338	13,972	1,056	310
27年	14,609	13,302	1,125	182
令和 2年	12,133	11,049	765	319
5年	10,817	9,843	624	350

注: 数字は各年の3月時点

(6) 高齢化の状況

本県の老年人口の割合(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、全国よりも女性が4.6ポイント、男性が4.0ポイント高くなっており、高齢化が進んでいる。

■表Ⅲ－11 高齢化の状況

区分	県			全国		
	総人口(人)	65歳以上人口		総人口(人)	65歳以上人口	
		実数(人)	割合(%)		実数(人)	割合(%)
総数	1,312,317	433,018	33.0%	126,146,099	36,026,632	28.6%
女性	695,405	251,241	36.1%	64,796,518	20,385,664	31.5%
男性	616,912	181,777	29.5%	61,349,581	15,640,968	25.5%

注1: 数値は10月1日現在

注2: 不詳補完値(あん分等により不詳を解消した結果)による

資料: 総務省「国勢調査」(令和2年)

(7) 男女別の主な死因別死亡数

死因の上位10項目の内、上位2項目までは男女共通しており、第1位の悪性新生物が全死亡者に占める割合は24.1%となっている。なお、女性の死因第10位の「アルツハイマー病」は、男性では第17位となっている。

■表Ⅲ－12 男女別にみた死因別死亡数(長崎県)

区分	女(10,197)			男(9,526)		
	死 因	死亡数(人)	割合(%)	死 因	死亡数(人)	割合(%)
第1位	悪性新生物<腫瘍>	2,070	20.30	悪性新生物<腫瘍>	2,690	28.24
第2位	心疾患(高血圧性を除く)	1,669	16.37	心疾患(高血圧性を除く)	1,282	13.46
第3位	老衰	1,534	15.04	肺炎	613	6.44
第4位	脳血管疾患	657	6.44	脳血管疾患	557	5.85
第5位	肺炎	517	5.07	誤嚥性肺炎	447	4.69
第6位	誤嚥性肺炎	363	3.56	老衰	431	4.52
第7位	新型コロナウイルス感染症	239	2.34	不慮の事故	317	3.33
第9位	不慮の事故	224	2.20	新型コロナウイルス感染症	227	2.38
第9位	腎不全	216	2.12	腎不全	204	2.14
第10位	アルツハイマー病	211	2.07	間質性肺疾患	194	2.04

資料: 厚生労働省「人口動態統計」(令和5年)

注: 割合については、死亡総数から算出

(8) がんの年齢調整死亡率

がんの年齢調整死亡率は年々減少しており、令和5年は平成22年から約2割低い68.5であった。

■表Ⅲ－13 がんの年齢調整死亡率(75歳未満)

区分	平成22年	27年	令和2年	5年
男女計	88.3	81.4	77.0	68.5
女性	67.4	62.0	63.0	55.9
男性	113.1	103.8	92.4	82.5

注: 数値は各年1月1日～12月31日の集計(人口10万人対)

資料: 厚生労働省「人口動態調査」

(9) 女性特有のがんの罹患状況

子宮がん・乳がんとも、平成28年と比べ一部の年代を除き罹患数が減少。

■表Ⅲ－14 女性特有のがん年齢別罹患状況(長崎県)

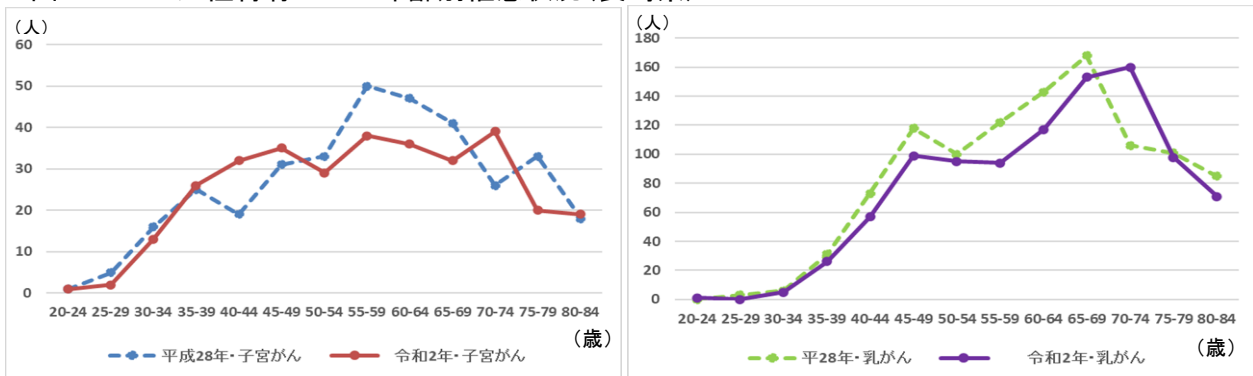
(単位:人)

年齢	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84
平成28年・子宮がん	1	5	16	25	19	31	33	50	47	41	26	33	18
令和2年・子宮がん	1	2	13	26	32	35	29	38	36	32	39	20	19
平成28年・乳がん	0	3	6	31	73	118	100	122	143	168	106	101	85
令和2年・乳がん	1	0	5	26	57	99	95	94	117	153	160	98	71

注: 数値は各年1月1日～12月31日の集計(上皮内がんは含まない)

資料: 厚生労働省「全国がん登録」

■図Ⅲ－14 女性特有のがん年齢別罹患状況(長崎県)



(10) 妊娠・出産に関わる保健医療対策

周産期死亡率、乳児死亡率ともに増加傾向にある。また、人工妊娠中絶件数、人工妊娠中絶実施率ともに各年代において減少傾向にある。

■表Ⅲ－15 周産期死亡率と乳児死亡率の推移(長崎県)

(単位:率)

	平成22年	27年	令和2年	5年
周産期死亡率	4.4%	3.1%	2.8%	4.7%
乳児死亡率	3.2%	1.7%	2.4%	2.6%

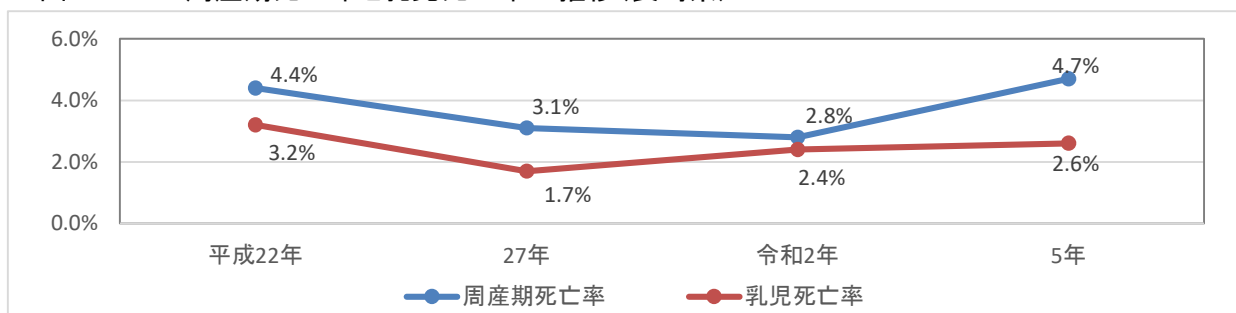
注1: 数値は各年1月1日～12月31日の集計(令和2年は月報年計概数)

注2: 用語の定義は以下のとおり

- ・周産期死亡: 妊娠満22週以降の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたもの
- ・周産期死亡率: 各年において、出生数1,000件に対して周産期死亡が何件あったかを示す指標
- ・乳児死亡: 生後1年未満の死亡
- ・乳児死亡率: 各年において、出生数1,000人に対して乳児死亡が何件あったかを示す指標

資料: 厚生労働省「人口動態調査」

■図Ⅲ－15 周産期死亡率と乳児死亡率の推移(長崎県)



■表Ⅲ－16 人工妊娠中絶件数及び実施率(女子人口千対)の推移(長崎県)

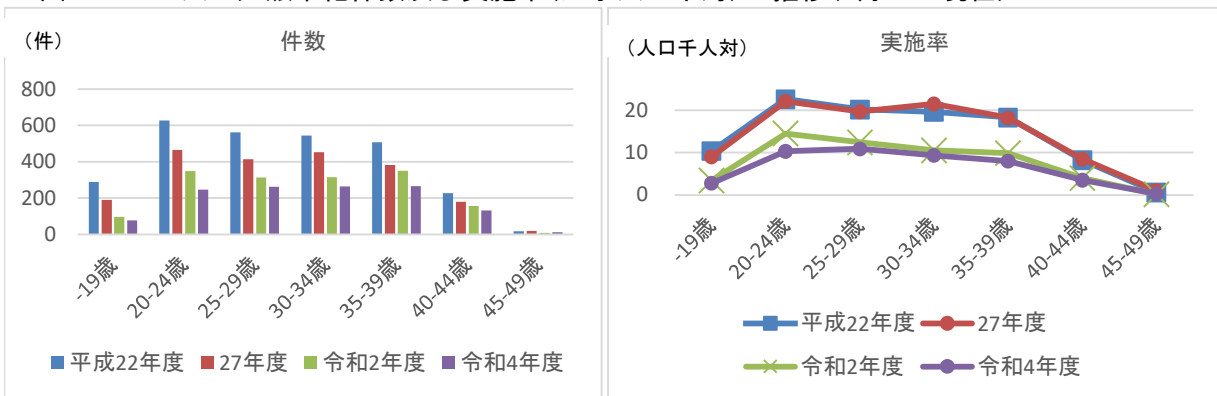
	平成22年度		27年度		令和2年度		4年度	
	件数(件)	実施率(%)	件数(件)	実施率(%)	件数(件)	実施率(%)	件数(件)	実施率(%)
-19歳	289	10.4	190	9.0	97	3.4	77	2.8
20-24歳	627	22.6	465	22.1	348	14.5	246	10.3
25-29歳	561	20.2	413	19.7	313	12.4	262	10.9
30-34歳	543	19.6	452	21.5	315	10.5	263	9.4
35-39歳	506	18.3	382	18.2	351	9.9	264	8.0
40-44歳	227	8.2	179	8.5	157	4.0	131	3.5
45-49歳	18	0.6	20	1.0	8	0.2	13	0.3
計	2,771		2,101		1,589		1,256	

注1: 数値は各年3月31日現在

注2: 実施率・・・分母に15～49歳の女子人口を用い、分子に50歳以上の数値を除いた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算

資料: 厚生労働省「衛生行政報告例」

■図Ⅲ－16 人工妊娠中絶件数及び実施率(女子人口千対)の推移(3月31日現在)



(11) 消防団員数と女性の数の状況

県内の消防団員数は減少している。消防団員の女性比率は微増であるが、増加傾向にある。

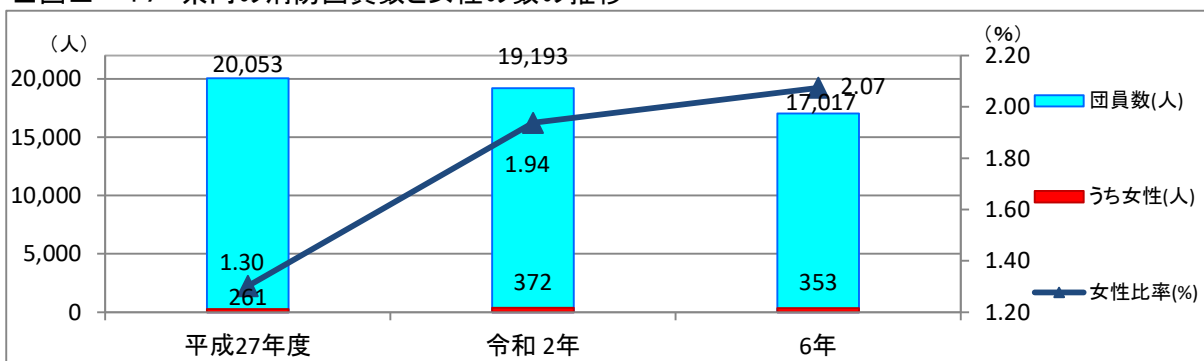
■表Ⅲ－17 県内の消防団員数と女性の数の推移

年度	団員数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	定数(人)	充足率(%)
平成27年度	20,053	261	1.30	22,395	89.5
令和 2年	19,193	372	1.94	21,113	90.9
6年	17,017	353	2.07	20,614	82.6

注: 数値は、各年4月1日現在

資料: 長崎県消防防災年報

■図Ⅲ－17 県内の消防団員数と女性の数の推移



Ⅱ 長崎県男女共同参画関連施策の概要

「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の進捗を図るための指標の達成状況

基本目標	番号	項目	基準値 (年度)	R5目標値	R5実績値	目標値 (達成年度)	所管課
<Ⅰ> あらゆる分野における女性の参画拡大	1	県の審議会等委員への女性の登用率	37.3% (R1)	40.1%	36.5%	40%以上 60%以下 (R7)	男女参画・女性活躍推進室
	2	事業所における課長相当職に占める女性の割合	22.9% (R1)	27.9%	28.7%	29.9% (R7)	男女参画・女性活躍推進室
	3	県の管理職(課長級以上)に占める女性の割合(知事部局)	13.4% (R2)	—	16.3%	20.0% (R7)	人事課
	4	経営に積極的に参画する女性農業者の割合	5.7% (H30)	6.7%	7.1%	7.0% (R7)	農政課
	5	漁家女性の経営管理能力向上のための講座修了地区数(累計)	3地区 (R1)	3地区	2地区	14地区 (R7)	水産経営課
	6	当該年度内の就職・起業を希望するウーマンズジョブほっとステーション利用者のうち、就業・起業した人の割合	49.1% (H30)	70.3%	72.0%	81.3% (R7)	男女参画・女性活躍推進室
<Ⅱ> 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり	7	ワーク・ライフ・バランスや処遇改善に取り組んでいる企業の割合	75.3% (H30)	84.5%	84.3%	87.5% (R7)	雇用労働政策課
	8	ながさき結婚・子育て応援宣言団体数(累計)	0団体 (H30)	700団体	693団体	860団体 (R7)	こども未来課
	9	20～59歳のうち、家庭生活において男女が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合	42.4% (R1)	45.6%	42.6%	47.5% (R7)	男女参画・女性活躍推進室
	10	県の男性職員の育児休業取得率(知事部局) ※個人の事情により取得が難しい職員を除き、1週間以上の期間の取得率	8.1% (R1)	—	66.2%	100% (R7)	人事課
	11	保育所待機児童数	70人 (R1)	0人	0人	0人 (R7)	こども未来課
	12	放課後児童クラブ待機児童数	53人 (H30)	0人	35人	0人 (R6)	こども未来課
	13	病児・病後児保育実施施設数	40か所 (H30)	—	46か所	45か所 (R6)	こども未来課
	14	地域包括ケアシステムの構築割合	85.0% (R1)	100.0%	100.0%	100.0% (R7)	長寿社会課
	15	命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる研修会の理解度	97.0% (R1)	97.0%	98.8%	97%以上 (R7)	体育保健課
	16	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対の人の割合	47.6% (R2)	54.9%	54.0%	59.8% (R7)	男女参画・女性活躍推進室
<Ⅲ> 安全・安心な暮らしの実現	17	ステップハウスでの支援を希望する世帯への対応比率	100% (R1)	100%	100%	100.0% (R7)	こども家庭課
	18	生活困窮者自立支援事業における就労・増収率(就労・増収者／就労支援対象者)	54.0% (R1)	75.0%	39.4%	75.0% (R7)	福祉保健課
	19	県事業によるひとり親家庭の就職者数	59人 (R1)	100人	53人	100人 (R7)	こども家庭課
	20	健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合	62.6% (H30)	70.0%	61.8%	73.0% (R7)	国保・健康増進課
	21	がんの年齢調整死亡率(75歳未満)	80.7 (H28)	70.0	72.3	70.0 (R5)	医療政策課
	22	男女共同参画の視点での防災・復興等研修の実施回数	3回 (R2)	3回	16回	8回 (R7)	男女参画・女性活躍推進室
<Ⅳ> 推進体制の整備・強化	23	男女共同参画基本計画策定数	18市町 (R1)	—	21市町	21市町 (R7)	男女参画・女性活躍推進室

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) 審議会等の委員への女性の参画促進	①県が設置する審議会等の委員への女性の参画推進	【活動】 ・計画目標である女性登用率40%以上60%未満(R8.4.1)の達成に向け、審議会等ごとの年次別登用計画を作成し、「審議会等の委員への女性の登用促進要綱」(H12年5月)に基づき、学識経験者、団体推薦、公募委員を中心に計画的な女性登用を推進した。 ・毎年度、登用の進捗状況を調査・公表するとともに、男女共同参画審議会等に報告し、その進捗管理を図った。 【成果】 ・登用実績 年度 R1 R2 R3 R4 R5 登用率 37.3% 37.2% 36.4% 36.5% 36.5%	下記の理由等により女性委員の登用率が伸び悩んでいる。 ・審議会では、専門的な審理・採択を行うことから、関係団体も専門的な知識を有するとともに、その分野の代表として発言に責任を持てる立場の人材を推薦することになるため、団体の代表や役員を推薦することが多く、その代表や役員に女性が少ない。 ・法律等により委員が行政機関の長などの職務を指定されている場合があり、そのポストにある女性が少ない。	【今後の取組】 審議会ごとの5か年登用計画に基づき目標達成に向け各部局と連携する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①審議会委員の改選の際には、新たに女性委員を積極的に登用するよう審議会所管課(室)と個別に協議を実施する。 ②特に女性委員の登用率が低い審議会等については、委員の選任等において、他県の取組事例も参考にしながら事前協議等を行う。	男女参画・女性活躍推進室
	②市町に対する審議会等委員への女性の参画促進の働きかけ	【活動】 ・毎年度、市町担当者会議等で各市町の女性委員登用の状況について情報提供を行い、各市町での女性委員登用の促進を依頼。 【成果】 ・登用実績 年度 R1 R2 R3 R4 R5 登用率 24.3% 22.5% 25.3% 25.8% 26.0%	・市町の審議会においても女性委員の登用率が伸び悩んでいる。 ・目標を設定していない市町がある。	【今後の取組】 ・市町担当者への女性委員登用率向上の呼びかけ。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・市町担当者会議等の際に女性委員登用率の現状を示し、登用率の向上等を呼びかける。	男女参画・女性活躍推進室
	③女性の人材に関する情報の充実と提供	【活動】 ・県内の各分野で活躍する女性を発掘し、情報発信、情報提供を行った。 【成果】 ・NR1月号で様々な職種の女性を紹介(5名) ・ながさきプレス1月号で県内企業で働く管理職女性を紹介(6名)	・企業で活躍する女性の情報が少ない。	【今後の取組】 ・引き続き、企業等で活躍する女性たちを発信するため、庁内各部局、市町、企業等から幅広い分野の女性人材の情報収集を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・庁内関係課、関係団体等への情報提供依頼	男女参画・女性活躍推進室
	④女性の積極的な参画に向けた啓発の推進	【活動】 ・総務文書課が毎年度公表する「県の附属機関等の状況」において、附属機関への女性委員登用の状況を公表 【成果】 ・附属機関における女性委員の登用状況を見える化し、女性委員の登用を促進	登用状況の公表により、女性委員の登用を促進したいが、登用が進まない附属機関もある。	【今後の取組】 ・引き続き公表を行い、審議会ごとの5か年登用計画に基づき目標達成に向け各部局と連携して取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	男女参画・女性活躍推進室
(2) 県における管理職等への女性の登用推進	①県における女性の登用推進	【活動】 ・若手女性職員をできる限り本庁に配置して多様な経験を積ませるなど、計画的なキャリア形成を実施 ・意欲ある女性職員を国や他県、県内市町などの外部研修へ積極的に派遣し、キャリアアップを支援 ・意欲と能力のある女性職員を本庁課長補佐や係長ポストに積極的に登用し、将来指導的地位に成長していく人材の育成・確保を図るとともに、女性職員の管理職への登用を推進 ・女性向け研修会の実施 ①女性職員ステップアップ・サポート研修(R5.8.28開催) ②女性職員のための先輩講演会(R5.11.2開催) ③キャリアサポートセミナー(R5.9.8開催) ・希望降任制度の導入(H29.12施行) 【成果】 ・係長ポスト以上の女性役職者の割合 R2.4 :18.0%、R3.4 :18.6%、R4.4:19.2%、 R5.4:19.6%、R6.4:20.6% ・管理職(課長級以上)に占める女性の割合 R2.4 :13.4%、R3.4:14.5%、R4.4:15.4%、 R5.4:16.3%、R6.4:17.5%	・女性職員の管理職への登用に関する不安解消や、意欲の更なる醸成	【今後の取組】 ・女性職員のキャリア形成・キャリアアップを支援するとともに、引き続き、意欲と能力のある女性職員を管理職へ積極的に登用する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・女性職員のキャリア形成をサポートしていくための研修や派遣を引き続き実施する。	人事課 新行政推進室

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(2) 県における管理職等への女性の登用推進	①県における女性の登用推進	【活動】 ・意欲と能力のある女性職員について、管理職への登用を積極に行っている。 ・各種指導主事研修会や校長会等の管理職研修会、並びに学校訪問等において、女性教職員の主任への登用や中央研修等の参加など、キャリアアップに向けた取組をお願いした。また、女性が管理職試験を受験しやすいように制度及び試験内容を見直した。 【成果】 ・小中学校では、令和6年度における教頭受験者に占める女性職員の割合が17.2%から21.2%と4.0ポイント伸びた。 ・小中学校(県立中含む)における女性管理職の状況 R2.4:8.6%→R3.4:9.8%→R4.4:10.4%→R5.4:11.8%→R6.4:13.6% ・県立学校(県立中除く)における女性管理職の状況 R2.4:19.7%→R3.4:19.9%→R4.4:20.6%→R5.4:22.1%→R6.4:23.5%	家庭の状況により、一歩踏み出すことができない女性職員がいる。	【今後の取組】 ・今後も丁寧に説明し、周知を図るとともに、女性職員の人材登用については、ふさわしい人物を育て、積極的に登用していく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・制度の見直しを丁寧に説明周知し、校長が寄り添いながら課題解決に向けた働きかけを行うよう指導する。	教育政策課 義務教育課 高校教育課
		【活動】 ・新規登用ポストの拡大 ・女性職員の登用拡大を意識付ける研修会の実施 ・女性職員登用拡大施策に関する情報発信 【成果】 ・H30年度に女性一般職員初の所属長、R元年度に女性警察官初の附置機関の長、R2年度に女性警察官初の警察署刑事課長登用等幹部職への女性職員の登用拡大がなされた。 ・R4年度に女性警察官が初めて警視に昇任した。	・真に女性職員の活躍に結びつくポストへの登用拡大とそれに伴う配置検証の必要性	【今後の取組】 ・女性職員を対象とした幹部職員登用への意欲向上の推進 ・女性を取り巻く現状を女性職員を含めた全職員に正しく理解してもらう機会を設ける。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・女性職員がやりがいを持てる業務の把握・拡充 ・配置希望調査、所属ヒアリング等を活用した組織的な女性職員の活躍意欲を促進する人事配置を図る。	警務課
	②県における中堅女性職員の育成、能力開発	【活動】 ・自治大学校特別課程へ女性職員を参加させ、その資質向上を図る。 ・女性向け研修会の実施 ①女性職員ステップアップ・サポート研修(R5.8.28開催) ②女性職員のための先輩講演会(R5.11.2開催) ③キャリアサポートセミナー(R5.9.8開催) 【成果】 ・自治大学校特別課程への女性職員の参加実績 R1 R2 R3 R4 R5 2名 2名 2名 2名 2名	・中堅職員は育児を行っている世代であり、自治大学校特別課程は長期に渡る研修のため、候補者の選定を慎重に行っている。	【今後の取組】 ・引き続き、同課程への女性職員の参加及び女性向け研修会を実施する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・育児を行っている職員も含めて意欲のある女性職員の選定を行い、同課程のカリキュラム等を丁寧に説明し、参加意欲の向上及び不安の払拭を図る。	人事課 新行政推進室
		【活動】 ・今後のキャリア形成を見据えた人事配置を実施すべく、中堅女性職員と各所属長との面談等により、昇任に伴う不安や疑問点に対してアドバイスを行った。 【成果】 - 女性職員の係長以上の登用を促進した。	・中堅女性職員が本庁勤務に対して子育てとの両立に不安を抱えている。	【今後の取組】 ・教育委員会事務局と学校との人事交流をさらに活性化させる。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・本庁女性職員がロールモデルとなり、各種研修会等でキャリアアップの重要性を自身の経験と併せて語ってもらう。	教育政策課
		【活動】 ・新行政推進室が主催する職員研修(希望制研修科目)や、独立行政法人教職員支援機構が主催する教職員等中央研修を受講できる機会を設けることにより、女性事務職員のキャリア形成等を支援した。 【成果】 —	・中堅女性事務職員にとって、自身のキャリア形成・モチベーションアップが課題となっている。	【今後の取組】 ・引き続き、女性事務職員の研修機会を確保するとともに、意欲ある職員の受講を呼びかける。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各所属に対して、所属職員が受講しやすい環境を整えるとともに、管理職からも受講の呼びかけを行うよう求めている。	教育政策課

2「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)																																																														
(2) 県における管理職等への女性の登用推進	②県における中堅女性職員の育成、能力開発	【活動】 ・R3年12月に、小・中学校の全教職員を対象に、「女性活躍推進に関するアンケート調査」を実施し、その集計結果について、全小中学校で共有した。 ・R4年5月から6月にかけて、県内18地区において、41歳以上の教職員を対象とした「女性活躍推進に関する地区別懇談会」を開催した。R5年度においても、同懇談会を開催した。 ・ミドルリーダー研修会等の参加呼びかけやキャリアアップの重要性を研修会等で指導した。 ・女性教職員を対象にした学校経営研修会を開催し、女性教員の活躍推進、活力ある学校経営の在り方についての研修を実施した。 【成果】 ・管理職に占める女性の割合は、小・中学校、県立学校とも着実に増加している。	・多くの女性教職員の意識の中に、「管理職員になりたいとは思わない」「家事・育児・介護等の理由により、管理職員になろうとは思わない。」「憧れとなるロールモデルが少ない」等の意見が見られた。環境改善・意識改善が急務である。 ・校長の意識の中で、年功序列や男性職員を主任層に登用したほうがうまくいくという考え方がある。 ・中堅女性職員の多くが子育てとの両立に不安を抱えている。	【今後の取組】 ・「女性活躍推進に関する地区別懇談会」については、R4・5年度2年間の成果等を踏まえ、対象年齢・性別等について検討する。 ・現在、管理職員として活躍している女性教職員の声を講演やHP紹介等の方法により、広くアナウンスしていく。 ・幅広い職域への配置や研修の実施等により、採用後からの計画的なキャリア形成に取り組み、さらなる女性登用にに向けた人材育成・能力開発を図る。 ・次代を担うミドルリーダー研修講座において、引き続き女性職員の参加を呼びかけるとともに、育成と能力開発を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・今後も根気強く呼びかけていく。	義務教育課 高校教育課																																																														
		【活動】 ・出産・育児休業を経た中堅女性警察官を含め、女性警察官を積極的に専務部門(生活安全部門、刑事部門、交通部門及び警備部門)へ任用し、実務能力の向上及び育成を図った。 ・女性職員の今後のキャリア形成を見据えた専務部門への配置を実施した。 ・各種研修会を実施した。 ・夫婦同一所属配置により育児中の中堅女性職員の活躍を推進した。 ・中堅女性職員のキャリア形成維持に配慮したキャリア形成支援ポスト等への配置を実施した。 【成果】 ・女性警察官の専務部門登用の拡大(R3:140人、R4:158人、R5:165人、R6:171人) ・出産育児等で専務部門への登用のタイミングを逃した女性職員を対象とした部門配置と一時専務部門から離れた女性職員の積極的登用により、個々の能力向上を図った。	・職員の置かれた個々の事情を踏まえつつ、能力や希望に応じた育成を行う必要がある。	【今後の取組】 ・育児、介護等による働き方に制約のある職員を始めとした個々の職員に必要な支援を具体的に把握するとともに、職員の要望を踏まえた配置を実施する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・中堅女性職員にキャリアプランを意識付け、職員自身が能力向上に努めるための研修や情報発信方策を図るとともに、各種情報収集による適材適所の配置を推進する。	警務課																																																														
(3) 各分野における女性の参画拡大	①「ながさき女性活躍推進会議」などを通じた企業等における女性の参画促進	【活動】 ・「ながさき女性活躍推進会議」の趣旨賛同会員及び自主宣言登録会員を増やすことで、女性活躍推進への気運醸成を図った。 ・県内企業の女性活躍推進への気運醸成を促進するため、女性の登用や能力開発等に積極的に取り組んでいる企業の表彰を実施。 ・経営者等向けセミナー、企業経営におけるジェンダー平等の視点強化セミナー(R5～)、イクボス養成セミナー、管理職登用にに向けた女性人材育成講座を実施。 <table><tr><td>(回)</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>経営者向けセミナー</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>イクボス養成セミナー</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td></tr><tr><td>ジェンダー平等セミナー</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>2</td></tr><tr><td>女性人材育成講座</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr></table> 【成果】 ・ながさき女性活躍推進会議会員数 ①趣旨賛同会員②自主宣言登録会員 <table><tr><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>① 265</td><td>289</td><td>308</td><td>351</td><td>402</td></tr><tr><td>② 159</td><td>181</td><td>199</td><td>237</td><td>276</td></tr></table> ・企業表彰実績(表彰企業数) <table><tr><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>大賞</td><td>3</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>優秀賞</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr></table>	(回)	R1	R2	R3	R4	R5	経営者向けセミナー	2	2	1	2	2	イクボス養成セミナー	1	1	1	1	-	ジェンダー平等セミナー	-	-	-	-	2	女性人材育成講座	3	3	3	3	3	R1	R2	R3	R4	R5	① 265	289	308	351	402	② 159	181	199	237	276	R1	R2	R3	R4	R5	大賞	3	3	4	3	4	優秀賞	1	1	0	1	0	・さらに趣旨賛同会員及び自主宣言登録会員を増やしていく必要がある。 ・女性活躍推進企業の見える化を行うことにより企業等の女性活躍推進の気運醸成を図る。	【今後の取組】 ・引き続き、ホームページでの広報や事業実施の際に趣旨賛同会員及び自主宣言登録会員への登録を呼びかける。 ・県内の女性活躍推進への気運醸成を促進するため、引き続き企業表彰を実施するとともに、受賞企業等の取組について広く紹介していく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・ホームページ等での広報や経営者セミナー等で女性活躍推進が企業の成長力強化へ資するとの理解促進を図ること等により会員の増加へつなげる。 ・ホームページやパンフレットを活用し、受賞企業の取組を広く広報する。	男女参画・女性活躍推進室
(回)	R1	R2	R3	R4	R5																																																														
経営者向けセミナー	2	2	1	2	2																																																														
イクボス養成セミナー	1	1	1	1	-																																																														
ジェンダー平等セミナー	-	-	-	-	2																																																														
女性人材育成講座	3	3	3	3	3																																																														
R1	R2	R3	R4	R5																																																															
① 265	289	308	351	402																																																															
② 159	181	199	237	276																																																															
R1	R2	R3	R4	R5																																																															
大賞	3	3	4	3	4																																																														
優秀賞	1	1	0	1	0																																																														

2「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(3) 各分野における女性の参画拡大	②役職段階に応じた女性人材の育成と登用促進	【活動】 ・「ながさき女性活躍推進会議」と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナーを実施したほか、女性中間管理職向けの講座、管理職ロールモデル・ミドルマネジメント交流会を実施し、女性職員のスキルアップを支援した。 【成果】 事業所における管理職(課長級以上)に占める女性の割合(%) ここ約10年間の動きを見ると、上昇傾向。 (長崎県H26:14.7%、H30:22.9%、R4:25.4%、R5:28.7%、全国R5:13.2%(令和6年版男女共同参画白書))	・女性管理職が少ない理由として「必要な知識や経験、判断力等を有する女性が少ないため」という意見があることから、引き続き、指導的地位に占める女性を増やすための女性人材の育成等が必要である。	【今後の取組】 ・引き続き、「ながさき女性活躍推進会議」において、経営者等の意識改革促進や管理職登用に向けた女性人材育成事業等に取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・経営者等向けセミナー、管理職登用に向けた女性人材育成講座等を実施するとともに、女性管理職のネットワーク構築にも取り組んでいく。	男女参画・女性活躍推進室
	③女性の参画状況の見える化と女性の活躍に取り組む事業所の認証等	【活動】 ・「長崎県の男女共同参画の現状と施策」を発行し、男女共同参画の状況の見える化を行った。 【成果】 ・長崎県男女共同参画審議会において状況等を報告するとともに、審議会委員の意見を聴取した。	・引き続き、長崎県の男女共同参画の状況の見える化を行う。	【今後の取組】 ・「長崎県の男女共同参画の現状と施策」の発行 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・ホームページ等を活用し、広く広報する。	男女参画・女性活躍推進室
		【活動】 ・建設工事の入札参加資格審査において、女性管理職を雇用する建設業者に対して加点し評価を行うことで、女性の活躍に取組む企業の普及促進を図った。 【成果】 ・H28年度に加点制度を導入し、R5年度には管理職全体に占める女性管理職の割合が10%以上となっている建設業者約46社から届出があった。	・建設業は現場中心の職域であり、女性活躍の場が限られているため、業界全体への広がりが見られない。	【今後の取組】 ・関係課と協議しながら、女性活躍に積極的な建設業者にメリットがある評価指標を検討する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・関係課との協議を深める。	男女参画・女性活躍推進室 監理課
		【活動】 令和2年4月1日付けで、「長崎県印刷物調達制度合理化対策要綱」の改正を行い、「⑨働きやすい職場づくりへの取り組み」の項目を新たに設け、「Nびか」の認証を取得した業者に対して加点することとした。 【成果】 R2年度:2者、R3年度:2者、R4年度:2者、R5年度:3者	印刷業者は中小企業が多く、女性従業員の雇用が少ない(特に正社員)ため、Nびか認証取得の広がりがみられない。	【今後の取組】 ・Nびか認証取得企業が少ない状況にあることから、さらに拡大を目指す。 【課題解決に向けた具体的な取組】 毎年行われている印刷組合との意見交換会等を通じてNびかの啓発を行い、取得促進を促す。	物品管理室
	④政治分野における女性の参画拡大	【活動】 女性の政治分野への参画拡大に向けた気運の醸成を図るための広報・啓発を行った。(ホームページにおける法概要等の掲載、「現状と施策」における本県の女性議員の現状の掲載) 【成果】 法制度等の情報提供体制の整備、女性の政治参画状況の見える化	長崎県における女性の政治参画の見える化を行う必要がある。	【今後の取組】 法制度等の情報提供体制の整備を継続する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 女性の政治参画の見える化に必要な情報の発信を行う。	男女参画・女性活躍推進室
4 女性の職域拡大等による人材の確保	①女性の活躍が期待される分野における女性が働きやすい環境整備への支援	【活動】 建設業等男性が多い分野におけるリモートワークの導入など女性が働きやすい環境整備の事例の紹介や業界団体の会合への参加等を通して、さまざまな分野における女性活躍を推進。 【成果】 ・農業や水産、研究職など女性の活躍が期待される分野で活躍する女性人材を情報誌等で紹介した。 ・建設業や経済団体における会合等への参加や訪問を行い、女性人材の活躍につながる事業の説明等を行った。	—	【今後の取組】 女性の活躍が期待される分野における女性人材の活躍の事例紹介や業界団体への働きかけなどを通して、女性が働きやすい環境整備の促進を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	男女参画・女性活躍推進室

2「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(4) 女性の職域拡大等による人材の確保	①女性の活躍が期待される分野における女性が働きやすい環境整備への支援	【活動】 ①職員の負担軽減に繋がる介護ロボット・ICTの導入や活用の促進を図るため、セミナー・機器展示会・リーダー養成研修を開催するとともに、介護ロボット・ICTの導入や研修に要する経費の一部を支援した。 ②介護職員の確保・育成と利用者サービスの向上に取組む事業所について、「Nは一と」として県が一定の基準で認証し、PRすることにより、介護事業所の労働環境整備、業界全体の離職率の低下や採用率向上、イメージアップを図った。 【成果】 ①介護ロボット・ICTの導入支援事業所数 R3:151事業所、R4:182事業所、R5:104事業所 ②認証獲得事業所数 R3:87事業所、R4:74事業所、R5:13事業所	・介護ロボット・ICTを導入している事業所は増加しており、これから導入を検討している事業所も約4割あるなど、今後の導入意向も高いが、導入コストの高さが導入の阻害要因となっている。 ・長く働き続けることができる介護事業所を増やすため、「Nは一と」の認証事業所をさらに増やすとともに、学生や求職者等へ効果的に発信していく必要がある。	【今後の取組】 ・業務効率化や介護職員の負担軽減に効果的な介護ロボット・ICTの導入・活用を促進していく。 ・「Nは一と」の認証事業所をさらに増やすとともに、PRを強化していく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・R3年度のアンケート結果や介護ロボット・ICT導入施設における活用状況等を踏まえ、介護ロボットやICTの導入をさらに促進できるよう、未導入施設に対する補助金などの効果的な支援を検討していく。 ・業界団体や学校等の意見を聴きながら、介護の仕事のイメージアップにつながるよう、認証評価制度の効果的な情報発信方法を検討していく。	長寿社会課
	②女性の職域拡大に関する情報発信及び支援	【活動】 ・産学官からなる女性活躍推進検討WGの開催。 ・建設現場の就労環境を改善するため、H29から「快適トイレ」(男女別、洋式、水洗など)を試行導入。 ・R4から担い手確保に向けて、経営者向け意識改革セミナーを開催しており、就労環境改善の先進事例などを紹介。 【成果】 ・女性技術者向けの現場見学会及び交流会開催による建設業で働く女性同士の交流促進が図られた。 ・セミナー後のアンケートでは99%が意識改革が進んだと回答。	・建設業界においても、高齢化が進行する中、今後、女性の活躍が必要になることの理解が一定進んできているが、更なる理解促進と就労環境づくりが必要である。	【今後の取組】 ・引き続き、女性が働きやすい就労環境づくりの支援を実施する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・女性の視点からの意見を吸い上げる女性活躍推進検討WGの開催(継続) ・中学生・高校生に建設業に興味をもってもらうための取組を推進する。	建設企画課
		【活動】 ・必要に応じて、ウーマンズジョブほっとステーションの来所者等に対して高等技術専門校等の職業訓練案内を実施 【成果】 ・必要に応じて、ウーマンズジョブほっとステーションの来所者等に対して高等技術専門校等の職業訓練案内を実施した。	・女性の職域拡大のために、必要に応じて高等職業訓練校等の専門機関の職業訓練等を案内する必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、ウーマンズジョブほっとステーションの来所者に対し、必要に応じて職業訓練案内を実施 【課題解決に対する具体的な取組】 同上	男女参画・女性活躍推進室
		【活動】 ・建設業におけるリモートワーク等を促進させることにより、現場作業と事務所作業の分業化を促し、女性が活躍できる職域(事務所作業等)を拡大させるため、TV会議の運用やウェアラブルカメラの活用促進を実施した。 ・二人の女性技術者が登場し、建設業の魅力ややりがい等を語る「県内建設業PR映像」をSNS等を通じて女子学生等へ発信した。 【成果】 ・R4から実施している経営者向けの意識改革セミナー開催後のアンケートでは99%が意識改革が進んだと回答。	・女性でも働きやすい就労環境づくりの支援、建設業におけるリモート化、デジタル化の促進を今後も継続していく必要がある。	【今後の取組】 ・H29から現場へ試行導入されている快適トイレのように、女性でも働きやすい就労環境づくりを引き続き支援していく。 ・また、建設業におけるリモート化、デジタル化についても、引き続き促進を図っていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・女性の視点からの意見を吸い上げる女性活躍推進検討WGの開催(継続) ・産学官連携し、インフラDX推進のアクションプランを策定する	建設企画課
	③女性の就業が少ない業界団体等への協力依頼及び連携強化	【活動】 業界団体等に協力をいただき幅広い分野で活躍する女性ロールモデルを紹介していただくとともに女性活躍推進企業の見える化を実施。 【成果】 女性の職業選択先にしてもらうための魅力やイメージ向上に向けた情報発信が図られた。	女性が少ない業界団体等における女性活躍の見える化を進める必要がある。	【今後の取組】 ロールモデルの発信等に際して、業界団体から候補を推薦してもらうことを通して、団体や会員企業のトップ層に対しても、女性活躍への理解を深めてもらう。 【課題解決に向けた具体的な取組】 団体訪問等を通して、女性活躍への理解の促進し、協力体制を構築する。	男女参画・女性活躍推進室

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(4) 女性の職域拡大等による人材の確保	④ 児童生徒の多様な進路選択のための支援	【活動】 大学院における教員の管理職養成コースにおいて、男女共同参画に関する講義を実施。 【成果】 教育の現場を取りまくさまざまな現状が、子どもたちへの隠れたカリキュラムとなっていることへの気づきとなった。	全ての児童生徒が性別にかかわらず、多様な進路選択が可能となるように教員への意識啓発が必要である。	【今後の取組】 教育分野における男女共同参画及び女性活躍の意識の醸成につながる人材の育成や意識啓発の取組を継続する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	男女参画・女性活躍推進室
		【活動】 ・様々な職種や学部・学科等に関する情報を適切に提供し、児童生徒一人ひとりの適性や希望に応じた、きめ細やかな指導を行うなど、進路指導の充実を図った。・子どもたちが、自己のよさや可能性に気づき、夢や希望を持ち、その実現に向けて努力していくことができるよう、発達段階に応じた適切な指導を展開した。・県内9市町11中学校を研究指定校とし、地元企業等の協力を得ながら模擬会社設立等の職業体験学習に探究的に取り組む「ふるさとの新たな魅力を創出するキャリア教育実践事業」を展開し、その成果を広く県内の中学校に紹介した。 【成果】 ・様々な情報を適切に提供し、きめ細やかな「生涯にわたる生き方指導」が行われた。・将来への夢や憧れがある小学生の割合は約90%、夢の実現に向けて行動している中学生の割合は約86%という数値である。		【今後の取組】 ・あらゆる分野で女性が活躍できるよう、児童生徒及び保護者に対して、適切な情報を提供するなど、性別にかかわらず、多様な進路選択が可能となるよう支援していく。・県内の中学校を研究指定校とし、地域ぐるみで探究的にふるさとの課題解決を目指す職業体験学習に取り組む事業を展開し、その成果を県内に広めていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・さまざまな職種や学部・学科等に関する情報を適切に提供し、児童生徒一人ひとりの適性や希望に応じた、きめ細やかな指導を行うなど、進路指導の充実を図る。	義務教育課 高校教育課
	⑤ 医療・看護分野における女性の定着支援	【活動】 ・県内の医療機関における看護職員の確保を図るため、看護職員修学資金貸与事業、看護師等養成所運営費への補助、看護師等学校が実施する県内就業定着促進事業に係る補助を実施した。・女性医師等が、出産、子育て等のライフイベントにより離職することを防止し、復職を支援するために長崎大学メディカルワークライフバランスセンターにおいて、相談窓口対応を含めた総合的な取組を実施した。 【成果】 ・県内看護師等養成所新卒者の県内就業率 R1:59.7%、R2:62.4%、R3:64.0%、R4:61.1%、R5:57.8%・出産介護等のため、医師として働くことを中断した後に復帰した、または復帰の意思のある女性医師の割合 R1:92.3%、R2:91.7%、R3:90.6%、R4:91.3%、R5:87.1%	・県内就業率は横ばいで、また、2025年の看護職員需給推計では看護職員が不足する見込みである。・出産、介護等のため医師として働くことを中断した後に復職又は復職の意思のある女性医師の割合は、高い水準にある。	【今後の取組】 ・今後も引き続き新卒看護職員の県内就業定着促進、女性医師等の復職支援に取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県内看護師等学校が取り組む県内就業定着促進事業への補助・長崎大学メディカルワークライフバランスセンターにおいて相談窓口対応を含めた総合的な取組を実施	医療人材対策室

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策目標2 地域における男女共同参画の推進

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) 地域社会における男女共同参画の推進	①地域社会における意識啓発・情報発信の推進	【活動】 ・集落・地域コミュニティ対策として、地域活動の運営主体となる地域運営組織の立ち上げ・育成に係る市町への支援に取り組んだ。 ・誰もが地域で安心して生活していくためには、婦人会をはじめとした女性が中心的役割を担う主体の、地域の運営への参画も重要であることから、地域の多様な主体の参画による地域運営組織の立ち上げ、育成を進めてきた。 【成果】 ・地域の女性会や婦人会など、女性関係団体も参画する地域運営組織の立ち上げが進んでいる。	・人口減少・高齢化が進む中、女性も含め、高齢者や若者など様々な視点による地域コミュニティ対策の推進は不可欠であるが、県内市町や地域によって、コミュニティ対策に対する考え方や取組に差が生じている状況も見受けられる。	【今後の取組】 ・今後も、人口減少対策の一つとして、地域の多様な主体の参画による地域コミュニティづくり、地域運営組織の立ち上げ等を目指して、県内市町等に対する各種支援に力を入れていく。 ・特に、女性関係団体も含め、多様な主体が参画することの重要性については、引き続き、研修会の充実等を通じて、県内市町や関係者の意識啓発や取組促進に努めていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	地域づくり推進課
		【活動】 ・NPO・ボランティア活動の中核的拠点である県民ボランティア活動支援センターにおいて、女性が中心的な役割を担う関係団体も含めた多様な主体の積極的な参加を促すとともに、誰もがNPO・ボランティア活動へ参加できるように、研修の機会とともに広く地域活動やボランティア活動の情報を提供している。また、県社会福祉協議会が行うボランティア振興事業を支援することにより、身近なところでボランティア活動に関する相談の場や活動に参加する機会の情報提供をしてきたところである。 【成果】 ・県民ボランティア活動支援センターにおける取組や県社会福祉協議会のボランティア振興事業への支援等により、地域における意識啓発・情報発信の推進につながった。	・県民ボランティア活動支援センターについては、県内全域のNPO・ボランティアの活動を総合的に支援する機関として、県社会福祉協議会とも連携した上で、ボランティア活動に関する情報の収集、提供、助言等コーディネート機能を強化していく必要がある。	【今後の取組】 ・県内外のNPO・ボランティア活動に関する情報を収集・整理し、ながさきポランぼネットや情報誌、メルマガなど様々な媒体を活用した発信を行い、NPO・ボランティア活動のより一層の促進につなげていく。 ・将来の地域活動を担っていく人材を育成するため、誰もがボランティア活動に興味を持っていたらいいよう、ボランティア体験の参加を促していく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	県民生活環境課
		【活動】 県男女共同参画推進センターによる広報啓発、地域の男女共同参画推進を担う人材の育成を行った。 【成果】 男女共同参画推進員・アドバイザー、市町、男女共同参画推進センター等と連携して、地域に根ざした取組を実施した結果、県内各地域における男女共同参画の推進に寄与した。	地域における男女共同参画を推進するうえでは、知識だけではなく、生活圏内での草の根活動や、地域でのネットワークの構築が求められ、さらに啓発を進めるための十分な体制づくりが必要である。	【今後の取組】 男女共同参画推進員等が地域で主体的な活動に取り組むためには、めまぐるしく変化しているジェンダー平等への社会的な意識の高まりに伴う男女共同参画に関する情報を提供し、更なる知識と意欲の向上を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 地域における各種研修を実施するとともに、生活圏内での草の根活動の手法について更に検討を進める。また、男女共同参画の推進に資する新たな人材の掘り起こしを行っていく。	男女参画・女性活躍推進室
		【活動】 ・男女共同参画の推進に向け、県や各市町、民間等が実施している講座等について、ながさき県民大学「ながさきまなびネット」に登録し、広報に努めた。 【成果】 登録講座数(※人権問題、男女共同参画推進に関する講座のみ) R1 R2 R3 R4 R5 20 52 66 69 57	・今後も県や各市町、民間等が実施している講座の情報を積極的に収集し、広報に努めていく必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き講座登録を進めるとともに、各自治体、民間等の講座実施状況の把握に努める。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①講座の積極的な申請、登録について、関係各所に依頼する。 ②講座のより効果的な広報について、担当課内にて協議する。	生涯学習課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策目標2 地域における男女共同参画の推進

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) 地域社会における男女共同参画の推進	②女性リーダーの育成支援	【活動】 ・県民ボランティア活動支援センターにおいて、目的別・対象者別の研修会開催を通じて、地域活動を担う人材の育成を進めた。 【成果】 ・県民ボランティア活動支援センターにおけるコーディネータ養成、スタッフ養成などの講座開催により、地域の人材育成につながった。	・地域活動を担う人材や団体の現状・課題に応じた講座内容や講師の選定を行うとともに、離島地域を含め、県内全域での人材育成を図る必要がある。	【今後の取組】 ・県民ボランティア活動支援センターにおいて、市民活動支援センターや県振興局と連携し、県内全域での目的別・対象者別の研修会を開催し、より効果的に人材育成に取り組んでいく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	県民生活環境課
		【活動】 県内8地域に設置した「地域活動促進会議」において、地域における男女共同参画推進リーダー育成のための基礎的及び実践的な人材育成研修を実施 ・地域におけるリーダー育成事業(開催回数) R1 R2 R3 R4 R5 基礎研修 3 0 8 8 8 実践研修 8 8 8 8 8 【成果】 H28 R5 ・男女共同参画推進員 22人 → 26人 ・アドバイザー 14人 → 24人		【今後の取組】 ・地域リーダー(各団体等)に男女共同参画の基本理念等を学ぶ機会を設け、県内全地域で男女共同参画の推進を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県内に8つの地域活動促進会議を設置し、各地域で基礎研修、実践研修を開催 ・県内各地域で地域における男女共同参画推進研修会を開催(R2～)	男女参画・女性活躍推進室
	③地域の女性団体との連携	【活動】 地域の女性団体から要請があれば、活動に参加した。 【成果】 参加した団体の活動を把握できた。	地域で活動している女性団体の把握が十分できていない。	【今後の取組】 地域で活動している女性団体等に関する情報収集を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	男女参画・女性活躍推進室
		【活動】 ・「婦人会活動活性化事業」として、長崎県地域婦人団体連絡協議会(以下、県地婦連)へ補助金を交付した。 ・県地婦連が開催する会員研修会で婦人会の役割やリーダーの資質等をテーマとして講話及び演習を行った。(6月に開催) ・県大会やバレーボール大会等の開催準備について助言した。 【成果】 ・研修会等を通して、婦人会活動の意義について会員の理解を深めることができた。また、今後の婦人会活動に対する意欲も高まり、地域における女性参画及び活躍推進につながった。		・県地婦連に加入する会員数が毎年減少しており、各地区ともに新規会員を獲得することも難しい状況にある。 ・会費収入等による活動資金が不足している。 ・会員の高齢化が進み、リーダーの世代交代ができない。 ・婦人会館の老朽化への対応を検討している。	【今後の取組】 ・時代に即した婦人会のあり方について具体的な助言を行い、地域で活躍しようとする意欲を高める。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・会議や研修会を通して、今後の婦人会のあり方やリーダー育成等について助言する。また、自分自身の婦人会活動に対して自己有用感をもたせ、会員の意欲を高める。 ・地域学校協働活動や地域子ども教室等、婦人会として活動できる場について情報提供を行う。
④実践的な取組の推進	【活動】 ・市町男女共同参画懇話会等に講師を派遣 ・長崎県男女共同参画推進員の活動に対する支援 【成果】 ・市男女共同参画懇話会への講師派遣:1回 ・長崎県男女共同参画推進員が「男女共同参画週間」「女性に対する暴力をなくす運動」について啓発を行う際、啓発方法の助言を行った。	・より地域に密着した自主的な活動につなげていく必要がある。 ・推進員候補となる人材の育成につなげていく必要がある。	【今後の取組】 ・地域に密着した推進を実施するため長崎県男女共同参画推進員の地域活動の活性化を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・長崎県男女共同参画推進員が、様々な機会を捉え地域に啓発物を配布する。	男女参画・女性活躍推進室	

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策目標2 地域における男女共同参画の推進

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(2) 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進	①農林水産業や商工業等における意思決定過程への女性の参画拡大	【活動】 ・商工会議所及び商工会等が実施する若手後継者等育成事業(女性部活動推進費)へ県が補助(小規模事業経営支援事業費補助金)を行った。 【成果】 ・商工会女性部及び商工会議所女性会の研修や啓発活動を通じて、女性の政策・方針決定過程への参画促進や意欲的な活動につながった。	・商工会議所・商工会の会員企業において、女性の適任者や希望する女性経営者等が少ないなどの理由により、女性役員の登用が伸び悩んでいる。	【今後の取組】 ・引き続き、商工会議所及び商工会等が実施する若手後継者等育成支援事業(女性部活動推進費)への支援を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・商工会女性部及び商工会議所女性会の活動について、地域の女性経営者等に働きかけていくことを支援していく。	経営支援課
		【活動】 ・県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村における男女共同参画社会づくりの啓発を行った。・県漁協女性部連合会の総会に参加し、県事業等の説明と課題等の聞き取りを行った。 【成果】 ・関係機関への漁協女性部活動の普及につながった。	・漁協女性部員の高齢化や減少により、活動が低調になっている。	【今後の取組】 ・今後も漁協女性部の活動に対する理解を深めるため、漁協役員等との対話に取り組む県漁協女性部連合会の活動を支援する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県漁協女性部連合会と連携し、各地区女性部へ県事業などの周知を行い、女性部組織の活動活性化を図る。・また、県水産部と県漁協女性部連合会で対話会などを行い、女性部組織が抱える課題等の把握に努める。	水産経営課
		【活動】 関係機関と連携し、農業委員や農協の役員に占める女性の割合の向上について推進を行った。 【成果】 ・農業委員に占める女性の割合 R3:12.9%⇒R4:12.7%⇒R5:13.4%・農協の役員に占める女性の割合 R3:9.1%⇒R4:9.1%⇒R5:9.7%	・役員に占める女性の割合は横ばい傾向にあり、国の第5次男女共同参画基本計画(R2.12月閣議決定)における目標値(農業委員割合30%、農協役員割合15%)にも依然として達していない。	【今後の取組】 ・女性の農業委員等の増加に向けて、候補となる農業女性リーダーの育成を支援するなど、引き続き関係機関と連携し、女性の割合の向上に向けた取組を進める。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・女性の認定農業者等を対象に、必要なスキルや知識を習得できるような研修会等への参加を促す。	農政課
	②女性の経済的地位の向上	【活動】 ・県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村での女性が働きやすい環境づくりや、安全で快適な労働・生活環境づくりに関する啓発活動の推進を行った。・漁家女性を対象とした経営管理に関する講習会を開催した。 【成果】 ・女性部員の労働環境整備への意識向上につながった。・経営管理に関する講習会を通じて、会計ソフトを使用した効率的な経営管理について理解を深めた。	・漁業は、自然環境や水揚げ状況に左右されることが多いため、労働環境の改善が困難な場合がある。	【今後の取組】 ・今後も県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村での女性が働きやすい環境づくりや、安全で快適な労働・生活環境づくりに関する啓発活動の推進を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県漁協女性部連合会と連携し、労働環境整備に向けた啓発活動を継続する。	水産経営課
		【活動】 ・家族経営協定の締結および女性の認定農業者拡大を推進した。 【成果】 ・家族経営協定締結数 R2:2,307戸⇒R3:2,334戸⇒R4:2,383戸・女性の認定農業者数(R5.3時点):312名(6.1%)	・本県の認定農業者における女性の割合は6.1%であり、全国平均(5.3%)よりも高いものの、その割合は依然として低い。	【今後の取組】 ・男女の区別なく女性の経営参画を図り、経営力向上への支援を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・経営者や女性従事者、後継者など家族経営の構成員に対し、役割分担による経営参画を促すため、セミナー等による経営力向上やリストアップによる、個別推進等、家族経営協定並びに認定農業者の共同申請の推進を行う。	農政課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策目標2 地域における男女共同参画の推進

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(2) 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進	③技術・経営管理能力の向上と女性リーダーの育成促進	【活動】 ・全国の女性漁業者グループリーダー研修会などへの参加を支援し、技術等の向上を図った。 ・漁家女性を対象とした漁家の経営管理に関する講習会を開催した。 【成果】 ・漁協女性部活動の活性化につながった。 ・経営管理に関する講習会を通じて、会計ソフトを使用した効率的な経営管理について理解を深めた。	・漁協女性部の生産性向上への関与が少ないため、加工や海業などの所得向上につながる取組を行うリーダーを育成し、各地区女性部へ波及する必要がある。	【今後の取組】 ・今後も女性部のリーダー育成を支援するとともに、漁家女性を対象とした経営管理に関する講習会を開催する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各地区女性部の県事業等の活用や女性部役員等のリーダー育成のための講習会等への参加を促す。 ・生産性向上に関する取組を働きかけるほか、各水産業普及指導センターによる技術指導を行う。	水産経営課
		【活動】 ・次世代農業女子の掘り起こし及びライフプラン作成のための個別支援や研修会を実施し、女性農業者の育成を図った。 【成果】 ・次世代農業女子へのライフプラン作成支援:17名 ・交流会の開催:6回	・女性の経営参画は子育て期間や親世代の引退等、ライフステージと密接に関わるため、家族経営としての経営ビジョンを明確にする必要がある。	【今後の取組】 ・経営参画意向のある女性農業者(以下「次世代農業女子」)の経営力を強化し、経営参画を促す。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・ライフプラン作成のための研修会の開催、個別支援を行う。	農政課 農業経営課
	④誰もが働きやすい就業環境の整備促進	【活動】 ・働きやすい環境づくりを目指して、漁業の操業や養殖業の作業の効率化、生産性向上につながる、デジタル技術を活用したスマート機器等の導入やデジタル人材の育成を支援するなどスマート水産業の推進を行った。 【成果】 ・県事業で支援した事例も含め、県内でスマート機器を導入した漁業者・養殖業者が増加し一定の成果がある。	・スマート機器については設置費用が高むこと、また、使用に関する知識や技術も求められることから、導入時の支援、及びスマート機器に関する情報提供や使用方法の研修等を進め、スマート化を推進し、操業や作業の効率化による労働負担の低減や生産性の向上を進める必要がある。 ・導入事例も増えてきていることから、スマート化による作業性や生産性の向上など、県内に周知するための効果測定等も必要。	【今後の取組】 ・スマート水産業の推進には、その効果等の周知や理解が必要となるため、県内を対象に幅広く優良事例等の情報提供を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・スマート水産業に取り組んだ事例集を活用して県内漁業者に広くPRし、今後更なるスマート水産業の推進を図る。 ・また、若手漁業者を対象とした漁業技術研修会などを通じ、スマート機器等に関する情報提供を行うなど、スマート化への意識啓発等を行う。 ・スマート機器導入についても国、県事業による支援を行い導入推進を図る。	漁政課
		【活動】 ・県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村での女性が働きやすい環境づくりや、安全で快適な生活環境づくりに関する啓発活動の推進を行った。 ・漁家女性を対象とした漁家の経営管理に関する講習会を開催した。 【成果】 ・女性部員の労働環境整備への意識向上につながった。 ・経営管理に関する講習会を通じて、会計ソフトを使用した効率的な経営管理について理解を深めた。	・漁業の就業環境は、自然環境や水揚げ状況に左右されることが多いため、労働環境の改善が困難な場合がある。	【今後の取組】 ・今後も県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村での女性が働きやすい環境づくりや、安全で快適な生活環境づくりに関する啓発活動の推進を行う。 ・また、会計ソフトを利用した効率的な経営管理の手法や、スマート水産業に関する研修会を開催し、労働環境の改善を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県漁協女性部連合会と連携し、労働環境改善に向けた啓発活動を継続する。	水産経営課
		【活動】 高齢者、女性、新規就業者が安心して働くための漁港づくりなど、誰もが働きやすい環境づくりを推進するため、潮位の干満に対応した浮桟橋や就労環境の向上のための防風・防暑施設を実施中。 【成果】 —	・漁業者が減少する中、費用対効果の確保が課題となっており、漁港の機能集約等を推進する必要がある。	【今後の取組】 ・漁業者や漁船が減少し、漁業地域の活力低下が懸念される中、高齢者や女性、新規就業者を含む水産業従事者・漁港利用者が安心して働く環境を確保するため、浮桟橋等の整備を進めていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・政府施策要望等により、国に対し予算を確保するよう要望活動を実施する。	漁港漁場課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策目標2 地域における男女共同参画の推進

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(2) 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進	④誰もが働きやすい就業環境の整備促進	【活動】 ・家族経営協定の締結を推進し、労働条件の整備を図った。 ・引き続き各振興局にスマート農業の相談窓口の設置するとともに、農業者が参画するドローンやラジコン草刈機等のスマート機器の実演会、ICT機器等の勉強会を開催、スマート機器の導入支援を行った。 【成果】 ・家族経営協定締結数: R1:2,305戸⇒R2:2,307戸⇒R3:2,334戸 ・省力化や所得の向上に繋がるスマート農業への関心が高まり、スマート機器を導入・活用する農業者が増加している。 ・水稻のドローン防除面積: R1:365ha⇒R5:2,317ha	・スマート農業技術の導入や活用に躊躇する農業者も多く、実演会や研修会の開催によるさらなるPRが必要。 ・スマート機器や取得したデータの活用が十分にできる人材の育成が必要。 ・若手農業者や中小規模の農業者でもスマート農業技術を導入・活用できるよう、導入支援や支援体制の整備が必要。	【今後の取組】 ・引き続き、家族経営協定の推進による労働条件の整備を進める。 ・スマート農業に取り組む農業者を増加させるため、スマート農業のPRや導入に向けた支援、導入者へのデータ活用の支援等を実施する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・市町と連携し、家族経営協定推進に向けた体制整備を行う。 ・ドローンやラジコン草刈機等のスマート機器の実演会やデータ活用による省力化に向けた勉強会を開催する。	農政課 農業イノベーション推進室
	⑤6次産業化等への支援	【活動】 ・漁政課主体で行っている活動はないが、所管課が行う会議や照会の際に、具申や情報収集を行う。 【成果】 所管課が行う会議や照会の際に、情報収集を行った。	—	【今後の取組】 ・所管課が行う会議や照会の際に、具申や情報収集を行っていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	漁政課
		【活動】 水産加工品の商品力の向上や新たな需要を見込むための設備投資、衛生環境の向上など「6次産業化」の取組を支援し、女性活躍の場を促進 【成果】 県産水産物国内販売強化事業取組者数 R4年度:8業者⇒R5年度:3業者 新たな取引を開始した商品売上 R4年度:1.8億円 ⇒R5年度:3.6億円	・消費者のニーズを捉えた商品づくりとバイヤーや商社と連携した体制づくりを推進することが必要	【今後の取組】 加工業者や関係機関と連携し、6次産業化に向けてニーズを捉えた商品づくりやデジタル技術を活用し安定した生産体制等の確保を推進するための支援を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 加工業者や関係機関と協議し、6次産業化及び女性活躍の推進について、必要な支援を検討していく。	水産加工流通課
		【活動】 ・6次産業化を支援するサポートセンターを設置し、プランナー派遣による事業計画支援、商品開発及び販路拡大の支援を行うとともに、各地域での研修会等の開催により、6次産業化や農商工連携の取り組みを支援することで、女性活躍の場を促進した。 【成果】 ・6次産業化・地産地消法に基づく認定事業者数 H28年度:32名 ⇒ R5年度:39名 ・6次産業化に取り組む農林水産業等の経営全体の付加価値額の平均増加率149%(R5/R2)	・農業者等が自ら加工や販売に取り組むことはリスクが伴い、農業経営全体の所得向上に結び付かない事例もあることから、実現性のある計画づくりや、その実現に向けた支援が必要	【今後の取組】 本県の農産物の付加価値を高める加工や直売の取り組みに意欲を持った農業者の育成や、食品事業者等、異業種と連携した「売れる商品」づくりを支援する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・加工や直売に意欲のある農業者の経営改善計画から商品開発、販売といった活動、専門家派遣等による支援を行う。 ・セミナーや個別相談などを実施し、加工や直売に取り組みたい農業者等の掘り起こしと人材の育成を進める。	農産加工流通課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策目標2 地域における男女共同参画の推進

基本計画		取組実績(活動及び成果)		課題	今後の取組	担当課(室)
(2) 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進	⑥地域間交流等への支援	<Ⅰ-2(2)⑤再掲> 【活動】 ・漁政課主体で行っている活動はないが、所管課が行う会議や照会の際に、具申や情報収集を行う。 【成果】 所管課が行う会議や照会の際に、情報収集を行った。		—	【今後の取組】 ・所管課が行う会議や照会の際に、具申や情報収集を行っていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	漁政課
		【活動】 ・実践者向け研修会等の人材育成や情報発信など、グリーン・ツーリズム等の推進を図ることで、女性の参画機会の拡大を支援した。 【成果】 ・グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム実践者数(人) R1 R2 R3 R4 R5 1,901 1,944 1,737 1,255 1,203 ・実践者向け研修会の参加者数(人) R3 R4 R5 40 50 60	・実践者の高齢化に伴う農林漁業体験民宿の廃業など、実践者の確保が課題となっている。	【今後の取組】 ・農泊による交流・関係人口の拡大に向け、誘客対策や受入体制整備を図るとともに、新規実践者の確保に取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・今後の需要拡大が見込まれるインバウンドの誘客拡大を図るため、地域での受入体制の整備を支援する。 ・新たな農泊実践者を掘り起こすためのセミナーを開催し、担い手確保に取り組む。 ・魅力的な体験プログラムの開発支援、県内農泊のPRなど、国内外の誘客対策に取り組む。	農山村振興課	

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策目標3 女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)																		
(1) 女性の再就職支援	①女性のライフステージに応じた就業支援	【活動】 ・女性の就業相談窓口(ウーマンズジョブほっとステーション)において、ライフステージに応じたきめ細かな就業相談支援等を実施 ・子育て中の女性が相談窓口を利用しやすいよう託児室を運営 【成果】 <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>相談者数</td><td>648</td><td>603</td><td>1,143</td><td>1,022</td><td>522</td></tr><tr><td>就職者数</td><td>523</td><td>311</td><td>197</td><td>217</td><td>231</td></tr></table>		R1	R2	R3	R4	R5	相談者数	648	603	1,143	1,022	522	就職者数	523	311	197	217	231	就職潜在層へのアプローチなど一人ひとりのニーズにあった就業支援を行い、女性の就業をさらに促進する必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、オンライン・電話・メールを活用した相談の実施により、県内各地域の女性が利用しやすい環境づくりに努める。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・窓口相談、オンライン・電話・メール相談への対応	男女参画・女性活躍推進室
		R1	R2	R3	R4	R5																	
相談者数	648	603	1,143	1,022	522																		
就職者数	523	311	197	217	231																		
	②再就職希望者に対する支援	【活動】 ・長崎県人材活躍推進支援センターにおける就職(再就職)支援、個別カウンセリング、就職セミナーの実施等 【成果】 相談者数(延数) R4:1,300件(若年・中高年) R5:1,420件(若年・中高年) 就職者数 R4:495人(若年・中高年) R5:452人(若年・中高年)	・長崎県人材活躍推進支援センターの認知度向上及び遠隔地等へのサービスの充実	【今後の取組】 ・センターの周知及びWEBカウンセリングを引き続き実施 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・SNS等によるセンター及びWEB相談が可能であることを広く周知していく	雇用労働政策課																		
(2) 女性の起業・創業支援	①起業したいと考える女性への支援と専門機関と連携した支援	【活動】 ・女性の就業相談窓口(ウーマンズジョブほっとステーション)において、起業したいと考える女性に向けて中小企業庁よろず支援拠点の女性相談員と連携して相談窓口を設置 【成果】 <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>起業件数</td><td>1</td><td>1</td><td>7</td><td>2</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>32</td><td>28</td><td>38</td><td>21</td></tr></table> (延べ)		R1	R2	R3	R4	起業件数	1	1	7	2	相談件数	32	28	38	21	中小企業庁よろず支援拠点で実施している起業相談や市町が実施する起業セミナーとのすみわけを検討し、より効率的で相談者に寄り添った支援体制を整える必要がある。	【今後の取組】 ・すみわけを検討した結果、今後は中小企業庁よろず支援拠点で実施している起業相談に一本化し、県の相談窓口ではよりきめ細やかな就業支援を目指す。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上 ※中小企業庁よろず支援拠点との連携は、R4にて終了	男女参画・女性活躍推進室			
			R1	R2	R3	R4																	
起業件数	1	1	7	2																			
相談件数	32	28	38	21																			
	②起業したいと考える女性への支援と専門機関と連携した支援	【活動】 ・県内創業希望者への支援については、各市町が主体となり、県や商工団体、金融機関等とネットワークを構築して総合的な支援を行っている。また、県地域づくり推進課において資金面を含めた創業支援や「ながさき移住サポートセンター」での移住創業希望者に対する支援を実施している。 【成果】 ・「産業競争力強化法」に基づき市町が作成する創業支援事業計画について、現在、県内20市町が国の認定を受け、それぞれ創業支援に取り組んでいる。 「第4次県男女共同参画基本計画」期間における県内の創業実績:1,194件 (R3:578件、R4:616件) ※中企庁 R6年1月公表	・創業希望者への支援は、各市町が主体となって取組が進められており、全体の創業件数は増加傾向と一定の進捗が図られているが、創業支援事業計画未策定市町もあることから、その策定働きかけも必要。	【今後の取組】 ・県内市町や関係支援機関、「ながさき移住サポートセンター」所管課で移住創業等の支援も行う地域づくり推進課ともより一層情報共有・連携を図りながら、創業希望者の状況やニーズ把握、必要とされる情報の提供や県内創業支援施策等の周知等に努めていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・同上	経営支援課																		

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策目標3 女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(2) 女性の起業・創業支援	①起業したいと考える女性への支援と専門機関と連携した支援	【活動】 ■スタートアップ集積 ・スタートアップ交流拠点CO-DEJIMAや、長崎県ビジネス支援プラザ(インキュベーション施設)を中心に、各支援機関と連携したセミナーや交流会等のイベントを通じて、起業家や学生、社会人など、様々な人材の交流を促すことで、新たなサービスの創出に努めるとともに、スタートアップに挑戦する人材に対しては、専門家等による各種相談対応等を実施している。	■スタートアップ集積 ・スタートアップの集積が県内都市部に偏っている。	【今後の取組】 ■スタートアップ集積 ・離島・半島地域等を含めた県内全域でスタートアップの創出を促進するため、各支援機関等と連携しながら、ワークショップ等を開催する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	新産業推進課
		【活動】女性起業家の支援者の主催する女性起業家が多数出展するマルシェに協力 【成果】 女性起業家マルシェ(つながるフェスタin県庁) R3:出店45件 集客約700名 R4:出店34件 集客約250名 R5:出店36件 集客約380名 R6:出店34件 集客約280名	女性起業家のスタートアップの場の提供とともに、女性起業家がつながる機会を設ける必要がある。	【今後の取組】 マルシェが女性起業家のつながる機会になっているのか検証のうえ、今後の協力を検討する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	男女参画・女性活躍推進室
(3) 女性の職業能力の開発への支援	①女性の職業能力の開発への支援	【活動】 ・高等技術専門校における訓練や民間への委託訓練を通じて、就業を希望する女性が職業能力を開発するための支援を行った。 【成果】 高等技術専門校における訓練(修了者)実績 R3:45名 R4:39名 R5:26名 民間への委託訓練(修了者)実績 R3:889名 R4:893名 R5:752名	・訓練のニーズにあった訓練メニューの提供、訓練需要の創出 他	【今後の取組】 ・第11次職業能力開発計画(R3-R7)に基づき、女性に対する職業訓練を受ける機会を設けるための積極的な環境づくりを促進する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・上記計画の進捗、多様な人材の職業訓練の充実について引き続き取組を進めていく。	雇用労働政策課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標 4 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)																																																												
(1) 経営者・管理職等の意識改革	①セミナーや「ながさき女性活躍推進会議」等による普及啓発	【活動】 ながさき女性活躍推進会議における経営者向けセミナー、イクボス養成セミナー(H30～R4)、企業経営におけるジェンダー平等の視点強化セミナー(R5～)、優良企業表彰等を実施し、女性活躍推進の気運醸成図った。 ・各種セミナーの開催回数 <table><tr><td>(回)</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>経営者向けセミナー</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>イクボス養成セミナー</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td></tr><tr><td>ジェンダー平等セミナー</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>2</td></tr></table> ・企業表彰実績(表彰企業数) <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>大賞</td><td>3</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>優秀賞</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr></table> 【成果】 ・ながさき女性活躍推進会議会員数 ①趣旨賛同会員②自主宣言登録会員 <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>①</td><td>265</td><td>289</td><td>308</td><td>351</td><td>402</td></tr><tr><td>②</td><td>159</td><td>181</td><td>199</td><td>237</td><td>276</td></tr></table>	(回)	R1	R2	R3	R4	R5	経営者向けセミナー	2	2	1	2	2	イクボス養成セミナー	1	1	1	1	-	ジェンダー平等セミナー	-	-	-	-	2		R1	R2	R3	R4	R5	大賞	3	3	4	3	4	優秀賞	1	1	0	1	0		R1	R2	R3	R4	R5	①	265	289	308	351	402	②	159	181	199	237	276	・さらに女性活躍推進のための経営者等の意識改革と社会的な気運の醸成を促進していく必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、経営者向けセミナーや企業表彰等を実施していくことにより経営者等の意識改革や社会的な気運醸成を促進する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・経営者セミナー、企業表彰等を実施する。	男女参画・女性活躍推進室
		(回)	R1	R2	R3	R4	R5																																																										
		経営者向けセミナー	2	2	1	2	2																																																										
イクボス養成セミナー	1	1	1	1	-																																																												
ジェンダー平等セミナー	-	-	-	-	2																																																												
	R1	R2	R3	R4	R5																																																												
大賞	3	3	4	3	4																																																												
優秀賞	1	1	0	1	0																																																												
	R1	R2	R3	R4	R5																																																												
①	265	289	308	351	402																																																												
②	159	181	199	237	276																																																												
		【活動】 ・仕事と子育ての両立に関する意識啓発として厚生労働大臣が認定する子育てサポート企業「くるみん」制度の広報を行った。 【成果】 —	—	【今後の取組】 ・引き続き、仕事と子育ての両立に関する意識啓発として、厚生労働大臣が認定する子育てサポート企業「くるみん」制度の広報を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	こども未来課																																																												
		【活動】 ・経営者向けの働き方改革セミナーを実施 ・働き方改革実践モデル事例の創出のため、選定企業への専門家によるコンサルティング支援、結果報告会の実施 ・R3年度の働き方改革実践モデル企業の取組を基にした働き方改革実践手順書の作成 ・中小企業等におけるワーク・ライフ・バランスや女性活躍など職場環境改善の推進のために、労務管理の専門家を職場環境づくりアドバイザーとして派遣 ・年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりのため、就業規則等の必要性や作成・改正の留意点など実務的な内容について県内中小企業に対し研修会を実施 【成果】 ・働き方改革推進オンラインセミナー(R4まで) <table><tr><td></td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>1回目</td><td>:31社</td><td>47社</td></tr><tr><td>2回目</td><td>:6社</td><td>47社</td></tr><tr><td>3回目</td><td>:12社</td><td>28社</td></tr></table> ・職場環境づくりアドバイザー派遣(R4まで) <table><tr><td>R3:</td><td>4社</td><td>R4:</td><td>10社</td></tr></table> ・就業規則研修会参加者 <table><tr><td>R3:</td><td>126社</td><td>153名</td></tr><tr><td>R4:</td><td>311社</td><td>423名</td></tr><tr><td>R5:</td><td>286社</td><td>395名</td></tr></table>		R3	R4	1回目	:31社	47社	2回目	:6社	47社	3回目	:12社	28社	R3:	4社	R4:	10社	R3:	126社	153名	R4:	311社	423名	R5:	286社	395名	・R5年度の労働条件等実態調査では、「ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した事業所の割合は84.3%と前年度の83.7%より0.6ポイント高くなっている。取り組んでいない事業所からは「ワーク・ライフ・バランスがどういふものかわからない」との回答があることから、引き続き周知・啓発を行う必要がある。	【今後の取組】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進等や誰もが働きやすい職場環境の向上に向け、Nびか認証企業数のさらなる拡大を目指す。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。	雇用労働政策課																																			
	R3	R4																																																															
1回目	:31社	47社																																																															
2回目	:6社	47社																																																															
3回目	:12社	28社																																																															
R3:	4社	R4:	10社																																																														
R3:	126社	153名																																																															
R4:	311社	423名																																																															
R5:	286社	395名																																																															

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標 4 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) 経営意識改革・管理職等	②県内におけるイクボスの普及促進	【活動】 経営者・管理職等がイクボスに必要な知識等を身につけ、イクボス宣言を行うことで、経営者の意識改革を促進 【成果】 イクボス養成セミナー 年度 R1 R2 R3 R4 R5 参加者 51 21 40 29 - R4、R5:企業向けに男性育休促進セミナーを実施	・仕事と家庭の両立のため、経営者等の意識改革と社会的な気運の醸成を促進していく必要がある。	【今後の取組】 ・イクボスの普及促進については、男性の育休に関する法改正といった国の流れに合わせて男性育休促進により注力するといった方向性で効果的な手段等について検討し、実行する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・他事業のイベント等でのイクボス関係広報啓発ツールの活用を検討する。	男女参画・女性活躍推進室
		【活動】 ・男女が共に家庭と社会生活を両立できる環境を整えるため、「職場の理解促進」と「男性自身の意識改革促進」の2本柱で、男性の家事育児等への参画を促進。 【成果】 ・広報啓発コンテンツ等を活用した取組により男性の家庭参画の意識醸成が図られた。 R1:イクボス動画・チェックシートの制作 R2:パパ検定動画・シートの制作 R3:Instagramを活用したフォトコンテストの開催、家庭版・企業版ロールモデル集の制作 ・R4、R5:〔企業向け〕男性育休取得促進セミナー、〔子育て世帯向け〕男性の育休・家事・子育てイベントを実施	・男性の育児休業の取得促進や家事・育児等への参画に対する企業経営者・管理職等の理解促進を図っていく必要がある。 ・男性自身の家事・育児等への参画を促進していく必要がある。	【今後の取組】 ・男性の家事育児等参画促進のために効果的な手段等について検討し、実行する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・広報啓発コンテンツを更に活用するとともに、男性自身の意識改革や男性の育児休業取得に対する職場の理解促進を図っていく。	男女参画・女性活躍推進室
		【活動】 ・企業、団体等において、個人の考え方や価値観を尊重しながら、結婚を希望する従業員の後押しや、安心して妊娠、出産、子育てができる職場環境づくりなどに取り組む「ながさき結婚・子育て応援宣言」に登録いただき、宣言団体を県においてPRすることにより、県全体の結婚、子育てを応援する機運の醸成を図った。(R1～) 【成果】 ・宣言団体数 R4:623件 R5:693件	・宣言団体のさらなる増加を図る必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、企業、団体等において、個人の考え方や価値観を尊重しながら、結婚を希望する従業員の後押しや、安心して妊娠、出産、子育てができる職場環境づくりなどに取り組む「ながさき結婚・子育て応援宣言」に登録いただき、宣言団体を県においてPRすることにより、県全体の結婚、子育てを応援する機運の醸成を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・関係各部局や市町等と連携しながら、企業、団体等への働きかけを行う。	こども未来課
(2) 多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進	①仕事と家庭の両立のための環境づくり	【活動】 ・年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりのため、県内中小企業に対しアドバイザーの派遣や研修会を実施し、就業規則等の見直しやNびか認証取得に向けたアドバイスを実施。 【成果】 ・職場環境づくりアドバイザー派遣(R4まで) R3:4社 R4:10社 ・就業規則研修会参加者 R3:126社 153名 R4:311社 423名 R5:286社 395名	・R5年度の労働条件等実態調査では、「ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した事業所の割合は84.3%と前年度の83.7%より0.6ポイント高くなっている。取り組んでいる事業所からは「ワーク・ライフ・バランスがどういふものかわからない」との回答があることから、引き続き周知・啓発を行う必要がある。 ・県内中小企業の職場環境は、ワーク・ライフ・バランスを推進するにあたり、労働時間や育児・介護休業制度といった勤務形態などの面で引き続き改善が求められる。	【今後の取組】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進等や誰もが働きやすい職場環境の向上に向け、Nびか認証企業数のさらなる拡大を目指す。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。	雇用労働政策課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標 4 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(2)多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進	②仕事と家庭の両立に取り組む事業所の認証等	【活動】 ・仕事と家事や子育てを両立しやすい職場環境づくりに取り組んでいる県内企業と、そこで働く社員の見える化を実施 【成果】 ・R3:企業版ロールモデル集(NAGASAKI WORKING FATHER STYLE ～男性の”家庭活躍”応援企業事例集～)を制作・R4:R3年度に制作した企業版ロールモデル集を企業向け男性育休取得促進セミナー等で配布・R5:企業ロールモデル集を家庭向け家事育児参画促進イベント関係に展示	・対象企業の魅力や職場環境づくりの取組事例が伝わりやすい、効果的な見える化の手法を検討していく必要がある。	【今後の取組】 ・対象企業の魅力や職場環境づくりの取組事例を発信していくことで社会的評価を高めるとともに、他企業での取組の実施を促進する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・仕事と家事や子育てを両立させて働いている社員の事例を紹介する特集記事を地元タウン誌等に掲載する。・他部局や経済団体、労働局等と連携して、対象企業・社員の掘り起こしを行う。	男女参画・女性活躍推進室
		<Ⅱ-4(2)①再掲> 【活動】 ・企業、団体等において、個人の考え方や価値観を尊重しながら、結婚を希望する従業員の後押しや、安心して妊娠、出産、子育てができる職場環境づくりなどに取り組む「ながさき結婚・子育て応援宣言」を登録いただき、宣言団体を県においてPRすることにより、県全体の結婚、子育てを応援する機運の醸成を図った。(R1～) 【成果】 ・宣言団体数 R4:623件 R5:693件	・宣言団体のさらなる増加を図る必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、企業、団体等において、個人の考え方や価値観を尊重しながら、結婚を希望する従業員の後押しや、安心して妊娠、出産、子育てができる職場環境づくりなどに取り組む「ながさき結婚・子育て応援宣言」に登録いただき、宣言団体を県においてPRすることにより、県全体の結婚、子育てを応援する機運の醸成を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・関係各部局や市町等と連携しながら、企業、団体等への働きかけを行う。	こども未来課
		【活動】 ・年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい環境づくりに積極的に取り組む県内企業を県が優良企業として認証する制度「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度(略称Nびか)」の制度創設(H28年度) 【成果】 ・認証企業数 R3年度新規認証:15社 R4年度新規認証:38社 R5年度新規認証:43社 令和6年3月31日時点の認証企業数:176社	・認証企業が少ない状況にあることから、さらに認証企業拡大を目指すため、企業等における職場環境の改善に向けた取組の促進を図り、意識改革を働きかける必要がある。	【今後の取組】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進等や誰もが働きやすい職場環境の向上に向け、Nびか認証企業数のさらなる拡大を目指す。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。	雇用労働政策課
		【活動】 ・入札参加者の格付において、誰もが働きやすい職場づくりを実践する建設企業に対して加点し評価を行うことで、仕事と家庭の両立に取り組む企業の普及促進を図った。 【成果】 ・H29年度に加点制度を導入し、R5年度には誰もが働きやすい職場づくりを実践する企業として認証を受けた建設企業が28社となった。	・建設業は現場中心の職域であり、女性活躍の場が限られているため、業界全体への広がりが見られない。	【今後の取組】 ・関係課と連携を図りながら、普及啓発に努めていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・研修会やセミナー等において評価制度の紹介や取組の必要性について説明を行うなど普及啓発に取り組んでいく。	雇用労働政策課 監理課
		<Ⅰ-1(3)③再掲> 【活動】 令和2年4月1日付けで、「長崎県印刷物調達制度合理化対策要綱」の改正を行い、「⑨働きやすい職場づくりへの取り組み」の項目を新たに設け、「Nびか」の認証を取得した業者に対して加点することとした。 【成果】 R2年度:2者、R3年度:2者、R4年度:2者、R5年度:3者	印刷業者は中小企業が多く、女性従業員の雇用が少ない(特に正社員)ため、Nびか認証取得の広がりがみられない。	【今後の取組】 ・Nびか認証取得企業が少ない状況にあることから、さらに拡大を目指す。 【課題解決に向けた具体的な取組】 毎年行われている印刷組合との意見交換会等を通じてNびかの啓発を行い、取得促進を促す。	物品管理室

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標 4 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(2)多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進	③働き方の見直しの推進	<Ⅱ-4(2)②再掲> 【活動】 ・仕事と家事や子育てを両立しやすい職場環境づくりに取り組んでいる県内企業と、そこで働く社員の見える化を実施 【成果】 ・R3:企業版ロールモデル集(NAGASAKI WORKING FATHER STYLE ～男性の”家庭活躍”応援企業事例集～)を制作 ・R4:R3年度に制作した企業版ロールモデル集を企業向け男性育休取得促進セミナー等で配布 ・R5:企業ロールモデル集を家事・子育てイベント関係に展示	・対象企業の魅力や職場環境づくりの取組事例が伝わりやすい、効果的な見える化の手法を検討していく必要がある。	【今後の取組】 ・対象企業の魅力や職場環境づくりの取組事例を発信していくことで社会的評価を高めるとともに、他企業での取組の実施を促進する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・仕事と家事や子育てを両立させて働いている社員の事例を紹介する特集記事を地元タウン誌等に掲載する。 ・他部局や経済団体、労働局等と連携して、対象企業・社員の掘り起こしを行う。	男女参画・女性活躍推進室
	③働き方の見直しの推進	<Ⅱ-4(1)①再掲> 【活動】 ・経営者向けの働き方改革セミナーを実施 ・働き方改革実践モデル事例の創出のために、選定企業への専門家によるコンサルティング支援、結果報告会の実施 ・R3年度の働き方改革実践モデル企業の取組を基にした働き方改革実践手順書の作成 ・中小企業等におけるワーク・ライフ・バランスや女性活躍など職場環境改善の推進のために、労務管理の専門家を職場環境づくりアドバイザーとして派遣 ・年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりのため、就業規則等の必要性や作成・改正の留意点など実務的な内容について県内中小企業に対し研修会を実施 【成果】 ・働き方改革推進オンラインセミナー(R4まで) R3 R4 1回目:31社 47社 2回目: 6社 47社 3回目:12社 28社 ・職場環境づくりアドバイザー派遣(R4まで) R3:4社 R4:10社 ・就業規則研修会参加者 R3:126社 153名 R4:311社 423名 R5:286社 395名	・R5年度の労働条件等実態調査では、「ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した事業所の割合は84.3%と前年度の83.7%より0.6ポイント高くなっている。取り組んでいない事業所からは「ワーク・ライフ・バランスがどういものかわからない」との回答があることから、引き続き周知・啓発を行う必要がある。 ・県内中小企業の職場環境は、ワーク・ライフ・バランスを推進するにあたり、労働時間や育児・介護休業制度といった勤務形態などの面で引き続き改善が求められる。	【今後の取組】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進等や誰もが働きやすい職場環境の向上に向け、Nびか認証企業数のさらなる拡大を目指す。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。	雇用労働政策課
	④短時間労働者及び有期雇用労働者対策の推進	【活動】 ・パートタイム労働者の雇用の安定、適正な労働条件の確保や雇用管理の改善を図るため、就業規則等の必要性や作成・改正の留意点など実務的な内容について県内中小企業に対し研修会を実施 【成果】 ・就業規則研修会参加者 R3:126社 153名 R4:311社 423名 R5:286社 395名	・県内中小企業の職場環境について、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を図るためには、労働時間や育児・介護休業制度といった勤務形態などの面で引き続き改善が求められる。	【今後の取組】 ・雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を図るため、関連する法令等についてセミナーや研修会等での企業への周知・啓発を実施する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。	雇用労働政策課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標 4 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(2) 多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進	⑤同一労働同一賃金に向けた取組の推進	<Ⅱ-4(2)④再掲> 【活動】 ・パートタイム労働者の雇用の安定、適正な労働条件の確保や雇用管理の改善を図るため、就業規則等の必要性や作成・改正の留意点など実務的な内容について県内中小企業に対し研修会を実施 【成果】 ・就業規則研修会参加者 R3:126社 153名 R4:311社 423名 R5:286社 395名	・県内中小企業の職場環境は、関連する法令等についてセミナーや研修会等での企業への周知・啓発の実施、労働時間や育児・介護休業制度といった勤務形態などの面で引き続き改善が求められる。	【今後の取組】 ・同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)が中小企業はR3年4月から適用されたことから、関連する法令等についてセミナーや研修会等での企業への周知・啓発を実施する 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。	雇用労働政策課
	⑥育児・介護休業制度の取得促進	【活動】 ・育児・介護休業法の改正などの男性の育児休業を取り巻く環境変化に合わせ、R4から「企業向け」「子育て世帯向け」に男性の育児休業の取得を促進。 【成果】 ・広報啓発活動の実施を通して、企業及び子育て世帯において、男性が育児参画することへの理解が深まった。 ・R4、R5:〔企業向け〕男性育休取得促進セミナー、〔子育て世帯向け〕男性の育休・家事・子育てイベントを実施	・依然として県内企業における男性従業員の育児休業の取得率が低いため、企業の経営者・管理職等や子育て世代の男性に向けて意識啓発を行っていくことが必要。	【今後の取組】 ・男性の育児休業取得促進のために効果的な手段等について検討し、実行する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・企業向けセミナーや男性への意識啓発等により、男性の育児休業取得を促進していく。	男女参画・女性活躍推進室
	⑥育児・介護休業制度の取得促進	【活動】 ・年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりのため、県内中小企業に対しアドバイザーの派遣や研修会を実施し、就業規則等の見直しやNびか認証取得に向けたアドバイスを実施。 【成果】 ・職場環境づくりアドバイザー派遣(R4まで) R3:4社 R4:10社 ・就業規則研修会参加者 R3:126社 153名 R4:311社 423名 R5:286社 395名	・R5年度の労働条件等実態調査では、「ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した事業所の割合は84.3%と前年度の83.7%より0.6ポイント高くなっている。取り組んでいない事業所からは「ワーク・ライフ・バランスがどういものかわからない」との回答があることから、引き続き周知・啓発を行う必要がある。 ・県内中小企業の職場環境は、ワーク・ライフ・バランスを推進するにあたり、労働時間や育児・介護休業制度といった勤務形態などの面で引き続き改善が求められる。	【今後の取組】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進等や誰もが働きやすい職場環境の向上に向け、Nびか認証企業数のさらなる拡大を目指す。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。	雇用労働政策課
	⑦男性の家事・育児・介護への参画促進	<Ⅱ-4(2)①再掲> 【活動】 ・男女が共に家庭と社会生活を両立できる環境を整えるため、「職場の理解促進」と「男性自身の意識改革促進」の2本柱で、男性の家事育児等への参画を促進。 【成果】 ・広報啓発コンテンツ等を活用した取組により男性の家庭参画の意識醸成が図られた。 - R1:イクボス動画・チェックシートの制作 - R2:パパ検定動画・シートの制作 - R3:Instagramを活用したフォトコンテストの開催、家庭版・企業版ロールモデル集の制作 ・R4、R5:〔企業向け〕男性育休取得促進セミナー、〔子育て世帯向け〕男性の育休・家事・子育てイベントを実施	・男性の家事・育児に対する企業経営者・管理職等の理解促進を図っていく必要がある。 ・男性自身の家事・育児等への参画を促進していく必要がある。	【今後の取組】 ・男性の家事育児等参画促進のために効果的な手段等について検討し、実行する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・広報啓発コンテンツを更に活用するとともに、男性自身の意識改革や男性の育児休業取得に対する職場の理解促進を図っていく。	男女参画・女性活躍推進室

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標 4 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(2) 多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進	⑧県における仕事と家庭の両立支援の推進	【活動】 ・市内の会議等において、休暇制度の周知及び積極的な取得の呼びかけと、管理職に向けた休暇取得に対する配慮の依頼を実施。 ・地方職員共済組合長崎県支部発行の冊子「お元気ですか」(H30. 8月発行号)に男性職員の育児休業・関連休暇の取得促進に関する記事を掲載。 ・R1.8月から、「育児プランニングシート」を導入。取得促進のため、配偶者の妊娠が判明した男性職員は、育児休業・休暇の取得予定等についてプランニングシートを作成し、所属長と面談を行う。 【成果】 ・男性職員の出産補助休業、育児参加のための休暇取得率 R1:90.7%、R2:86.6%、R3:86%、R4:85.4%、R5:95.7% ・男性職員の育児休業取得率 R1:8.1%、R2:26.8%、R3:25.0%、R4:39.8%、R5:61.4%	・制度の周知は一定できていると考えられるにもかかわらず、全員が取得するに至らない。 ・休暇取得に対する所属の理解と本人への呼びかけが引き続き重要。	【今後の取組】 ・これまで以上に職場を挙げて子育てを応援する雰囲気づくりや、育児取得に対する業務支援の充実などに努め、「男女を問わず育児取得は当たり前」という風土をより一層定着させるため、早期に具体的な方策の検討を進める。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	人事課 新行政推進室
	⑧県における仕事と家庭の両立支援の推進	【活動】 ①「長崎県教育委員会特定事業主行動計画」に基づき、業務の効率化や教職員の意識改革等に取り組み、長時間勤務の是正や働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、育児・介護に関する各種制度の周知、特に男性職員が取得できる育児に関する制度(休業・休暇等)の周知を図る。 【成果】 (R5年度の状況) ○男性の育児休業取得者数: 小学21、中学8、高校9、特支5 ○出産補助休暇取得者数: 小学62、中学37、高校25、特支11 ○育児参加のための休暇取得者数: 小学43、中学19、高校23、特支:10 ○男性の育児休業取得者数: 小学6、中学7、高校0、特支0 ○男性の介護休業取得者数: 小学1、中学0、高校0、特支0 【活動】 ②「フレックスタイム制の実施 柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することで、職員がその能力を十分発揮し、高い士気を持って効率的に勤務できる環境を整備し、時間外勤務の縮減や、職員の健康保持に寄与することで公務効率の向上及び仕事と家庭生活等の両立を推進することを目的としてR2年度から実施。R5年3月に対象職員を全職員に拡大し、手続きの簡素化を行った。 【成果】 (R5年度利用の状況) ○モデル校11校指定。フレックスタイム制の利用については各学校で承認を行うため、利用者数は不明。	男性職員の育児に関する休業や休暇の取得者数に大きな増加が見られない。	【今後の取組】 ・業務効率化を進め超過勤務のさらなる縮減に取り組むとともに、育児や介護に関する各制度についての情報提供や理解の促進に努めながら、特に男性職員の育児や介護に関する休暇等の取得促進を継続する。 ・超勤改善等対策会議において、育児や介護に関する休暇等の取得状況を公表するとともに、育児参加プランニングシートの積極的な活用について周知を図る。また、管理職員研修等においてもプランニングシートの活用について周知を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・R6年度より、これまでの学校文化や働き方を見直すとともに、生徒の主体性を尊重した学校運営を行うモデル校を4校指定し、新たな学校運営を実施。	教育政策課 義務教育課 高校教育課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標 4 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現

基本計画		取組実績(活動及び成果)		課題	今後の取組	担当課(室)																													
(2) 多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進	⑧県における仕事と家庭の両立支援の推進	【活動】 ・会議等各種機会において、幹部を含めた職員に対し、働き方の意識改革について指示及び教養を行った。 ・教養資料の発行により働き方に対する意識改革を促した。 ・出産及び育児に係る各種制度の周知並びに同制度を利用しやすい環境を整備するため、H29年度から開始した育児プランシートの運用を継続。対象職員に対して制度を周知するとともに、育児休業等の取得意向を確認するための面談を実施した。 ・各種勤務制度の利用促進を図り、多様な働き方を支援する環境づくりを行った。 【成果】 「年次休暇及び夏季休暇(特別休暇)の平均取得日数」 <table><tr><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td></tr><tr><td>18.5日</td><td>21.4日</td><td>20.7日</td><td>20.1日</td><td>20.6日</td></tr></table> 「子供の出生時における父親の特別休暇(出産補助休暇及び男性職員の育児参加のための休暇)」取得率 <table><tr><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>75.9%</td><td>85.6%</td><td>101.0%</td><td>101.0%</td><td>113.6%</td></tr></table> 「男性職員の育児休業」取得率 <table><tr><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>1.0%</td><td>1.5%</td><td>8.6%</td><td>33.0%</td><td>66.3%</td></tr></table>	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	18.5日	21.4日	20.7日	20.1日	20.6日	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	75.9%	85.6%	101.0%	101.0%	113.6%	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	1.0%	1.5%	8.6%	33.0%	66.3%	・働き方に対する全職員の更なる意識改革 ・男性職員の育児休業取得率の向上	【今後の取組】 ・R3年度を始期とする「長崎県警察特定事業主行動計画」に基づき、長時間勤務の是正を始めとする働き方に対する意識改革に取り組むとともに、育児や介護に関する制度の周知徹底を図り、職員が仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりに取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・現行施策の更なる推進 ・各種機会を通じた幹部職員への指示、部外講話の実施 ・定期的な職員の意識調査の実施 ・教養資料を定期発行し、仕事と家庭の両立について意識改革を促すとともに、各種制度等に関する周知を図る。 ・各種会議、アンケートシステム等を活用しながら女性職員の生の声の吸い上げを行う。 ・柔軟な勤務制度の活用推進	警務課
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年																														
18.5日	21.4日	20.7日	20.1日	20.6日																															
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																															
75.9%	85.6%	101.0%	101.0%	113.6%																															
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																															
1.0%	1.5%	8.6%	33.0%	66.3%																															
(3) 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進	①男女雇用機会均等法と女性活躍推進法の普及促進	【活動】 女性活躍推進アドバイザーを企業等へ派遣し、事業所における雇用・職場環境の改善や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促進 【成果】 ・派遣実績 H29:20社、H30:30社、R1:4社、R2:20社・団体、R3:26社・団体	・企業が策定した一般事業主行動計画等により女性の雇用環境の改善・整備につなげていくことが必要。	【今後の取組】 ・県内の行動計画の策定率は高い水準に達しており、行動計画の策定に一区切りついたことから、県としての主体的な取組はR3で終了。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上 ※R3にて終了	男女参画・女性活躍推進室																														
		【活動】 ・年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりのため、就業規則等の必要性や作成・改正の留意点など実務的な内容について県内中小企業に対し研修会を実施 【成果】 ・管理職に占める女性の割合(係長級以上) R3年度:28.2% R4年度:29.3% R5年度:30.0%	・R5年度の労働条件等実態調査では、「ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した事業所の割合は84.3%と前年度の83.7%より0.6ポイント高くなっている。取り組んでいない事業所からは「ワーク・ライフ・バランスがどういふものかわからない」との回答があることから、引き続き周知・啓発を行う必要がある。 ・県内中小企業の職場環境は、ワーク・ライフ・バランスを推進するにあたり、労働時間や育児・介護休業制度といった勤務形態などの面で引き続き改善が求められる。	【今後の取組】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進等や誰もが働きやすい職場環境の向上に向け、Nびか認証企業数のさらなる拡大を目指す。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。	雇用労働政策課																														

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標 4 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(3) 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進	②労働相談の実施	【活動】 ・労使間の個別及び団体紛争について、労働者及び使用者からの相談に応じ、助言を行い、労使紛争の自主的な解決を図るとともに、争議の未然防止等により健全な労使関係の確立に努めた。 ・長崎と佐世保の労働相談情報センターで、通常は労働問題アドバイザーや職員が対応する「一般労働相談」と弁護士による「特別労働相談」を実施。 【成果】 ・相談件数 - R3: 914件 - R4:1,056件 - R5: 718件	・労働相談情報センターの認知度の向上	【今後の取組】 ・ポスター、チラシ、HP等各種広報媒体を活用し、労働相談情報センターの周知を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①県ホームページへの掲載 ②全市町や関係機関・団体へのポスター・チラシの配布 ③全世帯広報誌の掲載 ④休日労働相談の新聞折込広告 ⑤市町広報誌 などを活用	雇用労働政策課
	③妊娠・出産に関わる保護	<Ⅱ-4(2)⑥再掲> 【活動】 ・年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりのため、県内中小企業に対しアドバイザーの派遣や研修会を実施し、就業規則等の見直しやNびか認証取得に向けたアドバイスを実施。 【成果】 ・職場環境づくりアドバイザー派遣(R4まで) - R3:4社 R4:10社 ・就業規則研修会参加者 - R3:126社 153名 - R4:311社 423名 - R5:286社 395名	・R5年度の労働条件等実態調査では、「ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した事業所の割合は84.3%と前年度の83.7%より0.6ポイント高くなっている。取り組んでいない事業所からは「ワーク・ライフ・バランスがどうしてもものかわからない」との回答があることから、引き続き周知・啓発を行う必要がある。	【今後の取組】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進等や誰もが働きやすい職場環境の向上に向け、Nびか認証企業数のさらなる拡大を目指す。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。	雇用労働政策課
(4) ハラスメント防止対策の推進	①各種ハラスメント防止対策の推進	【活動】 - 県男女共同参画推進センターによる広報啓発 【成果】 - ホームページや資料閲覧エリアにおいてハラスメント防止につながる情報提供の体制を整備。男女共同参画に関する研修においてハラスメントに関する説明を実施。	—	【今後の取組】 - 各種ハラスメント防止の制度等の情報提供を継続する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 - 同上	男女参画・女性活躍推進室

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標 4 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(4) ハラスメント防止対策の推進	①各種ハラスメント防止対策の推進	【活動】 ・セクシャルハラスメントに関する労働相談対応 【成果】 ・相談件数 R3:13件 R4:8件 R5:9件	・労働相談情報センターの認知度の向上	【今後の取組】 ・ポスター、チラシ、HP等各種広報媒体を活用し、労働相談情報センターの周知を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①県ホームページへの掲載 ②全市町や関係機関・団体へのポスター・チラシの配布 ③全世帯広報誌の掲載 ④休日労働相談の新聞折込広告 ⑤市町広報誌 などを活用	雇用労働政策課
		【活動】 ・マタニティ・ハラスメントに関する労働相談対応 【成果】 ・相談件数 R4:0件 ※R3まで未集計 R5:0件	・労働相談情報センターの認知度の向上	【今後の取組】 ・ポスター、チラシ、HP等各種広報媒体を活用し、労働相談情報センターの周知を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①県ホームページへの掲載 ②全市町や関係機関・団体へのポスター・チラシの配布 ③全世帯広報誌の掲載 ④休日労働相談の新聞折込広告 ⑤市町広報誌 などを活用	雇用労働政策課
	②各種ハラスメントへの対応	【活動】 ・パワハラを含む職場の人間関係に関する労働相談対応 【成果】 ・相談件数 R3:70件 R4:119件 R5:125件	・労働相談情報センターの認知度の向上	【今後の取組】 ・ポスター、チラシ、HP等各種広報媒体を活用し、労働相談情報センターの周知を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①県ホームページへの掲載 ②全市町や関係機関・団体へのポスター・チラシの配布 ③全世帯広報誌の掲載 ④休日労働相談の新聞折込広告 ⑤市町広報誌 などを活用	雇用労働政策課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標5 子育て・介護等の支援体制の充実

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) 子育て支援策の充実	①仕事と子育ての両立のための保育サービスの充実	【活動】 ・保育所等の施設整備に補助を実施し、保育の受け皿の整備を図った。 ・一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業など地域のニーズに応じた多様な保育サービスへの助成を行った。 ・放課後児童クラブの創設・改築・修繕等に係る費用を補助した。 【成果】 ・保育所待機児童数(年度) - H31 R2 R3 R4 R5 70 0 0 0 0 ・放課後児童クラブ待機児童数(年度) - R1 R2 R3 R4 R5 29人 42人 17人 24人 35人	・女性の社会進出・共働き家庭の増による保育の受け皿整備の確保。 ・利用者のニーズに応じたきめ細かなサービスの充実に向けた市町への働きかけ。 ・放課後児童クラブの待機児童の解消、放課後児童支援員の確保と支援員のさらなる資質の向上を目指す。	【今後の取組】 ・市町の計画に基づき保育の受け皿整備を行う。 ・多様な保育サービスについては、各市町の現状を把握し、未実施市町に対して、活用を促す。 ・放課後児童クラブについては、引き続き運営費の補助を行うなどの支援を行うことを通じて、こども達の受け入れ体制の強化に取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・保育所の年度当初の待機児童数については0人を達成しており、引き続き市町の計画に基づく定員増等への施設整備の補助を実施し、保育の受け皿整備に努める。 ・放課後児童クラブの待機児童の解消については、市町と連携し、利用者のニーズの把握に努め、市町が実施する施設整備等に対する補助を行うことで受入体制の整備に努める。また、放課後児童支援員認定資格研修を定期的の実施し、支援員不足解消に努める。	こども未来課
	②保育人材の確保	【活動】 新卒者対策、潜在保育士対策、処遇改善・離職防止対策の3つの施策を柱に、保育の仕事合同面談会、保育士・保育所支援センター事業、キャリアアップ研修事業等を実施するとともに、保育補助者となる子育て支援員を養成する研修の実施や、保育補助者、保育支援者の活用を図る助成を実施し、保育人材確保に努めた。 【成果】 保育士の採用5年間の定着率 R2 R3 R4 R5 59.0% 53.7% 54.1% 47.3%	・女性の社会進出・共働き家庭の増により、保育の受け皿の整備とともに、保育人材の確保・定着を図る必要がある。	【今後の取組】 引き続き、3つの施策を柱とした、保育人材確保事業に総合的に取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 保育人材の離職防止・処遇改善を図る取組を継続するとともに、新たに幼児教育・保育の質の向上と併せた取組を実施し、より効果的に質の高い保育人材の安定的な確保に努める。	こども未来課
	③すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実	【活動】 ・地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業に係る費用を補助した。 【成果】 ・地域子育て支援拠点の利用者数(延べ) 395,561人	・ファミリー・サポート・センターについては、市町における施策の優先順位の違い(ファミサポより一時預かりの方を優先させる等)などにより、一部未実施市町がある。	【今後の取組】 ・各市町の事業が実施計画どおり進捗するよう助成や支援を継続していく。 ・運営費の補助などを通じて、こども達の受け入れ体制の強化に取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・課題の共有、最新の優良事例の紹介などにより、市町の実情に応じた取組を促す。	こども未来課
	④子育て世帯への住宅支援	【活動】 多子世帯や新たに職住近接・育住近接を行うための改修工事又は中古住宅取得に要する経費の一部を助成することで、安心してこどもを産み育てることのできる居住環境の整備を図った。 【成果】 ・市町等への事業に関する情報提供の回数(回) 13回(R4) ・子育て世帯が安心してこどもを産み育てることのできる居住環境を支援する市町数(累計)(市町) 21市町(R4)	職住近接に取り組む市町が、7市町にとどまっている。	【今後の取組】 「通学・通勤の利便」は、子育て世帯のニーズが大きく、子育て世帯の負担軽減に直結することを周知するとともに、R4年度に創設した職住近接・育住近接の事業効果を発信することで、県内市町の取組みが拡充されるよう、働きかけていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・事業者(工務店等)向けのセミナー等を実施する。 ・会議等の場で職住近接・育住近接の事業効果を市町に周知する。	住宅課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標5 子育て・介護等の支援体制の充実

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) 子育て支援策の充実	⑤公共施設等への「多目的トイレ」の設置の推進	【活動】 福祉のまちづくり推進協議会を開催し、バリアフリー化施設の進捗状況を報告すると共に、専門家からの意見聴取を行った。 【成果】 長崎県福祉のまちづくり推進協議会開催数 R4年度:2回 R5年度:2回	福祉のまちづくり条例に定める整備基準には適合しているものの、ベビーベッドなどの子育て支援環境が整っているかなどの状況が把握できていない。	【今後の取組】 - 福祉のまちづくり推進協議会の開催 - バリアフリー化に関する周知・啓発 【課題解決に向けた具体的な取組】 - 公共施設等における子育て支援環境の整備状況を確認するとともに、福祉のまちづくり推進協議会において進捗状況の報告や専門家からの意見聴取を行いながら、多目的トイレをはじめとする各種施設等のバリアフリー化の普及啓発を行う。	福祉保健課
(2) 介護支援策の充実	①介護支援策の充実	【活動】 介護する者の支援を目的に、地域支援事業において、市町を実施主体として介護をしている家族を対象に主に以下を実施 ①適切な介護知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした家族介護教室により、介護者の心の悩みを相談できる体制を促進 ②地域における認知症高齢者の見守り体制構築を目的とし、徘徊高齢者を早期発見できる仕組み構築などの見守り事業を実施 ③食生活に関する指導等の健康相談・疾病予防等事業を実施 ④介護から一時的に開放するための介護者交流会の開催 ⑤要介護者を介護している家族に対する介護慰労金の支給により、家族の経済的負担の軽減を図った。 【成果】 - 家族介護教室 R1:53%、R2:47%、R3:47%、R4:42%、R5:53% - 認知症高齢者見守り事業実施率 R1:47%、R2:47%、R3:47%、R4:53%、R5:47% - 健康相談・疾病予防等事業実施率 R1:5%、R2:11%、R3:11%、R4:5%、R5:5% - 介護者交流会の開催実施率 R1:32%、R2:26%、R3:21%、R4:21%、R5:21% - 介護自立支援事業実施率 R1:16%、R2:32%、R3:32%、R4:32%、R5:32%	・健康相談・疾病予防事業が伸び悩んでいる。	【今後の取組】 - 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業を中心に介護予防に取り組むとともに、任意事業の中の家族介護支援事業等も活用しながら、家族の介護負担の軽減に努める。 【課題解決に向けた具体的な取組】 - 実施率が低い分野については、市町に改めて事業の必要性を説明した上で、各市町の状況と実施の必要性を各実施主体に検討を促し、実施につなげていく。	長寿社会課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標5 子育て・介護等の支援体制の充実

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(2) 介護支援策の充実	②介護人材の確保	【活動】 ①介護職員の確保・育成と利用者サービスの向上に取組む事業所について、Nは一として県が一定の基準で認証し、PRすることにより、介護事業所の労働環境整備、業界全体の離職率の低下や採用率向上、イメージアップを図った。 ②介護を身近に感じてもらうパンフレットを新たに作成し、テレビ、SNS、情報誌等の多様な媒体により、プロモーション活動を実施するとともに、介護の仕事の魅力を伝えるパンフレットを中2生・高2生全てに配布し、介護職に対するイメージアップを図った。 ③県内8圏域の地域連絡協議会で、小・中・高生向けの基礎講座、職場体験、介護のしごと魅力伝道師講話を実施し、介護の仕事のやりがいや魅力等を伝えた。 【成果】 ①認証獲得事業所数 R3:87事業所、R4:74事業所、R5:13事業所 ②パンフレットで、介護の仕事を周知できた中高校生数 R3:11,957人、R4:24,250人、R5:24,641人 ③基礎講座、職場体験、介護のしごと魅力伝道師講話への参加者数 R3:5,976人、R4:5,566人、R5:5,244人	・長く働き続けることができる介護事業所を増やすため、「Nは一」の認証事業所をさらに増やすとともに、学生や求職者等へ効果的に発信していく必要がある。 ・これまでの多様な媒体によるプロモーションの効果を検証し、介護事業所・学校・若者等の意見を聴いたうえで、事業内容の見直しを図る必要がある。	【今後の取組】 ・「Nは一」の認証事業所をさらに増やすとともに、PRを強化していく。 ・介護の仕事の魅力発信プロモーションを効果的に実施していく 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・学校、若者等の意見を聴き、業界団体・市町と協働しながら、介護の仕事のイメージアップにつながるよう、効果的に発信していく。	長寿社会課
(3) 男女共同参画に関する相談体制の充実	①男女共同参画に関する相談体制の充実	【活動】 長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」での相談窓口の運営 ・一般相談窓口(月～金9:00～17:00(祝日、年末年始除く)) ・男性相談窓口(第2・第4水曜日18:00～21:00(祝日、年末年始除く)) ・相談窓口の周知広報 【成果】 ・一般相談件数 R1:114、R2:94、R3:80、R4:75、R5:102 ・男性相談件数 R1:67、R2:71、R3:47、R4:62、R5:65	・男女共同参画に関する相談体制の充実化	【今後の取組】 ・引き続き、県男女共同参画推進センターにおいて相談対応を行い、夫婦、家庭、男性の社会的重圧等への悩みに関する相談対応を行う。 ・相談内容によっては、他の適切な相談対応窓口への案内・引継等を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・一般相談、男性相談窓口について、他の相談機関等と連携しながら適切な運営を行う。	男女参画・女性活躍推進室

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標6 教育を通じた男女共同参画の推進

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) 学校における男女平等教育及びキャリア教育の推進	①学校における男女平等教育の推進	【活動】 ・学校における人権教育の具体的実践及び研修推進のために教師用参考資料「人権教育をすすめるために」の活用を図った。 ・R5年度「男女共同参画週間」を実施した。(公立高校) ・人権教育の一環として、専門家を招いた講義や講演等を計画的に実施し、DV予防等を含めた人権教育の充実を図った。 ・社会科や家庭科等の学習においては、男女平等に関する学習内容を取り扱うこととなっている。また、これらに限らず、学校教育において男女平等に関することは、日常的に展開されている。 【成果】 ・教職員に対する人権教育校内研修実施率(公立高校) H27年度97%、H28～R5年度100% ・性別で分けない名簿の使用率(公立高校) H29年度9%、H30年度10.4%、R1年度22.4%、R2年度以降100% ・性別で分けない名簿の使用率(公立小中学校) R2年度77.7%、R3年度90.5%、R4年度96.9%、R5年度100% ・小中学校ではほぼ全ての学校で教育目標に、男女平等を含む人権教育の視点を取り入れている。	・学校において、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点を置いた教育が引き続き必要である。 ・身近な人権問題として、男女平等に関する学習が形骸化しないように各学校で、取組を工夫する必要がある。	【今後の取組】 ・学校において、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点を置いた教育を行う。 ・現代社会において、依然として残る女性差別問題等を丁寧に取り上げながら、男女平等教育を継続していく必要がある。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・学校における人権教育の具体的実践及び研修推進のために教師用参考資料「人権教育をすすめるために」の活用を図る。 ・人権教育の一環として、専門家を招いた講義や講演等を計画的に実施し、DV予防等を含めた人権教育の充実を図る。	義務教育課 高校教育課
	②教職員の研修の充実	【活動】 ・人権教育の広がりや深まりを目指し、体験的参加型学習の手法を取り入れ、人権教育の在り方や重要性、基本的認識についての地区別研修を隔年で実施した。 ・人権教育啓発資料「人権教育をすすめるために」を活用した地区別人権教育研修会を隔年(H28、30、R3)に実施した。各学校においても、研修会に参加した教員が、所属学校において、伝達研修を行った。 【成果】 ・教職員に対する人権教育校内研修実施率(公立高校) H27年度97%、H28～R3年度100% ・「人権教育をすすめるために」を活用して校内研修を実施した学校は、小・中学校ともに100%である。	・人権教育の広がりや深まりをさらに進めていく必要がある。 ・各学校で行われる校内研修が形骸化しないような工夫が求められる。	【今後の取組】 ・教職員対象の研修会等の充実に努め、男女共同参画に関する理解の徹底を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・体験的参加型学習の手法を取り入れ、人権教育の在り方や重要性、基本的認識についての地区別研修を実施する。 ・「人権教育をすすめるために」は隔年発行としており、様々な人権課題に関する詳細な情報とともに、体験的参加型学習の手法を取り入れた内容を掲載することにより、校内研修の充実に資するようなものにする。	義務教育課 高校教育課
	③家庭科教育の充実	【活動】 ・小学校・高等学校の家庭科、中学校の技術・家庭科(家庭分野)における「家庭生活」に関する学習において、男女平等の意識の醸成を図った。 ・小学校家庭科、中学校技術・家庭科(家庭分野)における「家庭生活」に関する学習において、男女平等意識の醸成を図っている。 【成果】 ・男女平等の意識が向上しつつある。	・今後も引き続き男女平等の意識向上に努める必要がある。 ・学習指導要領の定めに従って、適切に教科指導を展開しなければならない。	【今後の取組】 ・学習指導要領に基づき、男女が互いに協力し家庭を築くことの重要性について認識させるなど、学習指導の充実を努める。 ・学習指導要領の理念の実現に向けて、各学校における家庭科の授業の充実を目指す。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・小学校・高等学校の家庭科、中学校の技術・家庭科(家庭分野)における「家庭生活」に関する学習において、男女平等の意識の醸成を図る。	義務教育課 高校教育課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標6 教育を通じた男女共同参画の推進

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) 学校における男女平等教育及びキャリア教育の推進	④生涯を見通したキャリア教育の推進	【活動】 ・女性の継続就業の視点を踏まえた結婚・育児等のライフステージや、生涯収支などをモデルケースとして紹介する冊子をこども未来課と共同制作 ・県内大学生を対象にライフデザイン&キャリア形成セミナーを開催し、学生自身のキャリアデザインやワーク・ライフ・バランス等を考える機会を設けることで、継続就業や仕事と家庭の両立等について若者の意識啓発を図った。 【成果】 セミナー受講後アンケートでの継続就業意識率 R1:56.5%、R2:50.3%、R3:60.0%、R4:58.8%、R5:54.9%	・セミナーの参加者アンケートの結果等を踏まえ、より効果的な実施方法を検討するなど、必要に応じて見直しが必要。	【今後の取組】 ・県内大学生を対象に、ジェンダーの視点から自分のキャリアを考えるセミナーを実施 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・セミナーの参加者アンケートの結果等を踏まえ、より効果的な実施方法を検討するなど、必要に応じて見直しを行う。	男女参画・女性活躍推進室
	④生涯を見通したキャリア教育の推進	【活動】 ・子どもたちが自己のよさや可能性に気付く、夢や希望を持ち、その実現に向けて努力していくことができるよう、学校の教育活動全般を通したキャリア教育の充実と積極的な推進を図った。 ・子どもたちが、地域の大人や生き方に対する憧れや夢を抱き、それを志へと高められるような教育環境の整備や応援体制の構築を図った。 ・H26年度から、産業界、官公庁、小中学校や大学教員等からなる「長崎っ子の『夢・憧れ・志』応援会議」を立ち上げ、その集大成としてH31年2月に、「長崎県の未来を創る『ふるさと教育』応援フォーラム」を開催し、約300人の参加を得た。 ・中学生向けの郷土学習資料「ふるさと長崎県」をH7年度から発行してきた。R5年度版(R4年度作成分)より、従来の紙冊子による発行に替えて、長崎県公式サイトにてのPDFデータの公開とした。 【成果】 ・学校の教育活動全般を通したキャリア教育の充実が進んでいる。 ・郷土学習資料「ふるさと長崎県」の活用状況は、100%である。	・学校の教育活動全般を通したキャリア教育の充実をさらに進めていく必要がある。 ・学習指導要領においては、小学校の特別活動にも「一人一人のキャリア形成と自己実現」が定められており、早い段階からのキャリア教育の充実が望まれる。	【今後の取組】 ・進学や就職に関する情報を幅広く提供し、児童生徒一人ひとりが望ましい勤労観・職業観を身に付けるとともに、性別にとらわれず自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力と態度の育成を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・子どもたちが自己のよさや可能性に気付く、夢や希望を持ち、その実現に向けて努力していくことができるよう、学校の教育活動全般を通したキャリア教育の充実と積極的な推進を図る。 ・各小・中学校、高等学校において「キャリアパスポート」が運用されており、本パスポートの効果的な活用を図ることで、キャリア教育の更なる充実を図る。	義務教育課 高校教育課
	⑤児童生徒の多様な進路選択のための支援	【活動】 大学院における教員の管理職養成コースにおいて、男女共同参画に関する講義を実施。 【成果】 教育の現場を取りまくさまざまな現状が、子どもたちへの隠れたカリキュラムとなっていることへの気づきとなった。	全ての児童生徒が性別にかかわらず、多様な進路選択が可能となるように教員への意識啓発が必要である。	【今後の取組】 教育分野における男女共同参画及び女性活躍の意識の醸成につながる人材の育成や意識啓発の取組を継続する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	男女参画・女性活躍推進室

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標6 教育を通じた男女共同参画の推進

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) 学校における男女平等教育及びキャリア教育の推進	⑤児童生徒の多様な進路選択のための支援	< I-1(4)④再掲 > 【活動】 ・様々な職種や学部・学科等に関する情報を適切に提供し、児童生徒一人ひとりの適性や希望に応じた、きめ細やかな指導を行うなど、進路指導の充実を図った。 ・子どもたちが、自己のよさや可能性に気づき、夢や希望を持ち、その実現に向けて努力していくことができるよう、発達段階に応じた適切な指導を展開した。 ・県内9市町11中学校を研究指定校とし、地元企業等の協力を得ながら模擬会社設立等の職業体験学習に探究的に取り組む「ふるさとの新たな魅力を創出するキャリア教育実践事業」を展開し、その成果を広く県内の中学校に紹介した。 【成果】 ・様々な情報を適切に提供し、きめ細やかな「生涯にわたる生き方指導」が行われた。 ・将来への夢や憧れがある小学生の割合は約90%、夢の実現に向けて行動している中学生の割合は約86%という数値である。	・今後も引き続き児童生徒一人ひとりの適性や希望に応じた、きめ細やかな指導が必要である。 ・将来に向けて自己の展望を持つ児童生徒の割合は、発達段階が上がるに連れて減少傾向にある。	【今後の取組】 ・あらゆる分野で女性が活躍できるよう、児童生徒及び保護者に対して、適切な情報を提供するなど、性別にかかわらず、多様な進路選択が可能となるよう支援していく。 ・県内の中学校を研究指定校とし、地域ぐるみで探究的にふるさとの課題解決を目指す職業体験学習に取り組む事業を展開し、その成果を県内に広めていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・さまざまな職種や学部・学科等に関する情報を適切に提供し、児童生徒一人ひとりの適性や希望に応じた、きめ細やかな指導を行うなど、進路指導の充実を図る。	義務教育課 高校教育課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標7 意識改革に向けた啓発・普及の推進

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進	①多様な媒体・機会や各種団体等との連携を活用した啓発活動の充実強化	【活動】 広報誌やホームページ、SNS(X)の活用、センター職員による出前講座などあらゆる機会をとらえた啓発を実施した。 【成果】 ・情報誌「きらりあ」発行回数 R1～R5:各年度2回・出前講座への参加人数 R1:0人、R2:150人、R3:146人、R4:602人、R5:492人	・世代・地域によって効果的な啓発の媒体が異なるため、幅広い層に届けるための啓発手段について検討する必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、情報誌の発行や市町、推進員等と連携した普及啓発及びSNSやホームページ等を活用した情報発信に取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・庁内他課や他県の取組を参考に、新たな啓発方法を検討・実践する。	男女参画・女性活躍推進室
		【活動】 ・県人権教育啓発センターにおいて、男女共同参画に関するリーフレットの配布や図書・ビデオの貸し出しを行った。・人権週間を含めた「長崎県人権・同和問題啓発強調月間」におけるポスター・チラシの配布やバス・電車広告などの集中啓発をはじめ、ホームページやSNSでの情報発信、啓発冊子の配布など、国や市町、団体等と連携した啓発を行った。 【成果】 ・県民の人権に対する理解と認識を深めることができた。	・女性へのハラスメント、暴力、不当な扱いなどが後を絶たず、依然として女性の人権問題が生じている。	【今後の取組】 ・あらゆる場や機会を捉え、継続的に県民の人権意識の醸成を図っていくことで、女性の人権問題をはじめ様々な人権問題の解消を推進していく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・国や市町、団体等と連携して、「長崎県人権・同和問題啓発強調月間」における集中啓発のほか、各種研修や様々な媒体を活用した啓発に取り組んでいく。	人権・同和対策課
		【活動】 ・学校、地域等におけるDV予防教育の実施 【成果】 ・県内の中学校6校、高等学校等21校でDV予防教育を実施し、DVの正しい理解を広めることができた。	・DVの防止のためには、早期の教育啓発が欠かせないため、引き続き、DV・デートDV防止のための予防教育の実施が重要	【今後の取組】 ・引き続き、DV予防教育を実施していく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・関係機関と連携した広報・啓発活動を実施し、広く県民の意識啓発の推進に努める。	こども家庭課
		【活動】 ・年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりのため、県内中小企業に対しアドバイザーの派遣や研修会を実施し、就業規則等の見直しやNびか認証取得に向けたアドバイスを実施。 【成果】 ・職場環境づくりアドバイザー派遣(R4まで) R3:4社 R4:10社・就業規則研修会参加者 R3:126社 153名 R4:311社 423名 R5:286社 395名	・県内中小企業の職場環境は、ワーク・ライフ・バランスを推進するにあたり、労働時間や育児・介護休業制度といった勤務形態などの面で引き続き改善が求められる。	【今後の取組】 ・誰もが働きやすい雇用環境の改善を図るため、中小企業に対し、研修会等による周知啓発を促進し、中小企業の意識改革と雇用環境改善を推進していく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・アドバイザー派遣や研修会等による周知・啓発	雇用労働政策課
		【活動】 ・県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村における男女共同参画社会づくりの啓発を行った。・県漁協女性部の広報誌作成などの取組みへの支援を行っている。 【成果】 ・関係機関への漁協女性部活動の普及を図った。	・漁協女性部員の高齢化や減少により、活動が低調になっている。	【今後の取組】 ・今後も漁協女性部の活動に対する理解を深めるため、県漁協女性部と連携し、各種講習会などの取組みを支援する。・また、漁協女性部の活動に対する理解を深めるため、漁協役員等との対話に取り組む県漁協女性部連合会の活動を支援する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県漁協女性部連合会と連携し、各地区女性部へ県事業等の周知を行うことにより、各地区女性部の啓発活動の充実強化を図る。	水産経営課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標7 意識改革に向けた啓発・普及の推進

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1)わかりやすい広報・啓発活動の推進	①多様な媒体・機会や各種団体等との連携を活用した啓発活動の充実強化	【活動】 ・優れた活動を行い実績を上げている女性農業者について、関係表彰事業を通じてその取組等を紹介した。・若手の女性農業者と地域で活躍する女性農業者の交流会を実施した。 【成果】 ・ながさき農林業大賞、全国段階コンクール(農山漁村女性活躍表彰、毎日農業記録賞 等)での受賞者の紹介	・地域で活躍する女性農業者と若手の女性農業者との接点が少なく、さらなる交流の場の提供が必要。	【今後の取組】 ・引き続き、関係団体と連携し、優れた女性農業者の活動の紹介や若手農業者との交流を実施する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・ながさき農林業大賞、全国段階コンクール(農山漁村女性活躍表彰、毎日農業記録賞 等)への推薦および受賞者の紹介を行う。・農業団体等と連携し、女性農業者の交流の場を提供する。	農政課
	②学習機会の充実、研修の実施	【活動】 県男女共同参画推進センターが中心となり、県内市町等への講座や研修会を実施 【成果】 ①男女共同参画推進員等、市町担当者等研修会(年1回開催)②地域における男女共同参画推進研修(R2:4市町、R3:6市町、R4:6市町、R5:21市町)県内10箇所で開催③男女共同参画リーダー育成事業 県内8地域で開催(R3・R4・R5)	・市町担当職員、男女共同参画推進員等の参考となるような講座や研修等の開催	【今後の取組】 ・地域リーダー(各団体等)に男女共同参画の基本理念等を学ぶ機会を設け、県内全地域で男女共同参画の推進を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 オンラインも活用しながら講師と参加者の利便性や内容の充実を図り実施	男女参画・女性活躍推進室
		<Ⅰ-2(1)①再掲> 【活動】 ・男女共同参画社会の推進に向け、県や各市町、民間等が実施している講座等について、ながさき県民大学「ながさきまなびネット」に登録し、広報に努めた。 【成果】 登録講座数(※人権問題、男女共同参画推進に関する講座のみ)R1 R2 R3 R4 R5 20 52 66 69 57	・今後も県や各市町、民間等が実施している講座の情報を積極的に収集し、広報に努めていく必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き講座登録を進めるとともに、各自治体、民間等の講座実施状況の把握に努める。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①講座の積極的な申請、登録について、関係各所に依頼する。②講座のより効果的な広報について、担当課内にて協議する。	生涯学習課
	③情報の収集及び提供	【活動】 ・情報誌「きらりあ」(年2回発行)・県ホームページ、SNSでの情報発信・ライブラリーの設置 【成果】<Ⅱ-7(1)①再掲> ・情報誌「きらりあ」発行回数 R1～R5:各年度2回	・引き続き効果的な情報発信等を行っていく必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、男女共同参画に関する情報提供を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・センターだより、ホームページ、SNS、ライブラリー等で情報提供を実施	男女参画・女性活躍推進室
	④調査・研究の実施	【活動】 ・県男女共同参画センターにおいて、地域が抱える課題等に関する調査・研究を実施 【成果】 ・男女共同参画地域リーダー育成事業等にて地域の実情等について聞き取りを行った	・地域での男女共同参画推進のための調査・研究を実施する。	【今後の取組】 ・地域が抱える男女共同参画等の課題等に関する調査・研究を実施 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・引き続き、調査・研究等を実施する。	男女参画・女性活躍推進室

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標7 意識改革に向けた啓発・普及の推進

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進	⑤県内市町・大学等の男女共同参画推進センター等との連携	【活動】 ・県内男女共同参画センターの連絡会議を開催し、情報交換等を実施(H28～R5:年1回開催) 【成果】 ・県内男女センター連絡会議を1回開催し、情報交換等を実施した	・引き続き市町等との連携を進めていく必要がある。	【今後の取組】 ・県内男女共同参画センター連絡会議については今後も開催予定 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県内男女共同参画センター連絡会議等の開催	男女参画・女性活躍推進室
	⑥長崎県男女共同参画推進センターを核とした長崎県男女共同参画推進員等による啓発活動の促進	【活動】 ・男女共同参画推進員及びアドバイザーを県内8地域に配置して、地域での普及啓発を推進 ※推進員26名、アドバイザー24名(R5) 【成果】 ・推進員の活動実績(会議、イベントでの啓発等) R1 R2 R3 R4 R5 119回 107回 168回 358回 334回	・県内全域に男女共同参画推進員を配置し、啓発活動等を推進していく必要がある。	【今後の取組】 ・地域リーダー等に男女共同参画の基本理念を学ぶ機会を設け、県内全地域に男女共同参画推進員を配置する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県内各地域で地域における男女共同参画推進研修会を開催(R2～)	男女参画・女性活躍推進室
	⑦県における研修及び広報・啓発活動の推進	【活動】・【成果】 ※研修名の横にカッコ書きで「意識改革度(「そうである」と「ややそうである」の平均値)」を記載 [R5] ○キャリアサポートセミナー(95.2%)(入庁1～6年目女性職員)9/8:21名 ○ワークライフバランスセミナー(97.2%)1/30:37名 ○女性職員のステップアップサポート研修(90%)(係長職の女性職員向けの希望制研修)8/28:20名 ※上記以外の職員研修(冒頭のオリエンテーション)においても、「積極的な家事・育児・介護」などについて言及し、働く女性の家庭での負担軽減を図るよう周知した。	・女性職員の管理職への登用に関する不安解消や、意欲の更なる醸成	【今後の取組】 ・女性職員のキャリア形成・キャリアアップを支援していくための研修を引き続き実施する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	新行政推進室

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標7 意識改革に向けた啓発・普及の推進

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進	⑦県における研修及び広報・啓発活動の推進	【活動】 ・新規採用職員研修において男女共同参画についての理解促進のための講義を実施 ・人権・同和対策課が実施する県職員研修において「無意識の思い込み」を含めた講義を実施 ・職員に対し、「男女共同参画(ジェンダー平等)の視点からの公的広報の表現チェックシート」の周知を行い、県が作成する広報・刊行物の内容について、男女共同参画の視点に立った表現に配慮されているか事前確認を促した。 【成果】 ・新規採用職員向け講義 R3:1回 R4:1回 R5:1回 ・県職員向け講義 R3:38回 R4:31回 R5:39回 ・職員への「男女共同参画(ジェンダー平等)の視点からの公的広報の表現チェックシート」の周知 R4:3回 R5:4回	—	【今後の取組】 ・引き続き、新規採用職員研修や広報・刊行物の内容確認については、要請等に基づき対応する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	男女参画・女性活躍推進室
	⑧市町等における研修機会の充実	【活動】 ・市町等が実施する男女共同参画等に関する研修会への講師派遣 【成果】 R3:7回 R4:19回 R5:21回	—	【今後の取組】 ・引き続き、市町等の要請により研修会等への講師派遣を実施 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	男女参画・女性活躍推進室

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)																																																																																																																								
(1)女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進	①関係法令の厳正な運用による暴力を許さない社会風土の醸成	【活動】 ストーカー事案、配偶者暴力事案等を認知した場合、事案の危険性・切迫性に応じて、加害者を検挙し、事件化できない場合でも行政処分、口頭指導を実施するなど、加害行為の防止及び被害者保護対策の徹底を図っている。 【成果】 加害者に対する事件化、行政処分及び口頭指導を実施したことで更なる被害拡大の防止につながった。 ●ストーカー事案 <table><tr><th>区 分</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>受 理 件 数</td><td>231</td><td>235</td><td>300</td><td>291</td><td>311</td></tr><tr><td>S T 規制法違反検挙</td><td>11</td><td>11</td><td>18</td><td>18</td><td>10</td></tr><tr><td>禁 止 命 令</td><td>35</td><td>38</td><td>57</td><td>44</td><td>47</td></tr><tr><td>禁止命令延長処分</td><td>2</td><td>5</td><td>3</td><td>7</td><td>2</td></tr><tr><td>警 告</td><td>12</td><td>2</td><td>6</td><td>16</td><td>9</td></tr><tr><td>援 助</td><td>214</td><td>180</td><td>306</td><td>282</td><td>320</td></tr><tr><td>他法令</td><td>22</td><td>18</td><td>33</td><td>20</td><td>20</td></tr><tr><td>口 頭 警 告</td><td>239</td><td>191</td><td>252</td><td>231</td><td>215</td></tr></table> ●配偶者暴力事案等 <table><tr><th>区 分</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>受 理 件 数</td><td>354</td><td>426</td><td>455</td><td>425</td><td>470</td></tr><tr><td>D V 保護命令違反検挙</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>保 護 命 令 通 知</td><td>29</td><td>23</td><td>27</td><td>23</td><td>16</td></tr><tr><td>援 助</td><td>283</td><td>282</td><td>320</td><td>302</td><td>313</td></tr><tr><td>他法令</td><td>42</td><td>45</td><td>54</td><td>49</td><td>55</td></tr><tr><td>口 頭 警 告</td><td>273</td><td>340</td><td>406</td><td>386</td><td>418</td></tr></table> ●男女間トラブル事案 <table><tr><th>区 分</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>受 理 件 数</td><td>146</td><td>226</td><td>421</td><td>365</td><td>468</td></tr><tr><td>刑法犯等検挙</td><td>11</td><td>11</td><td>36</td><td>19</td><td>24</td></tr><tr><td>口 頭 警 告</td><td>105</td><td>170</td><td>326</td><td>283</td><td>331</td></tr></table>	区 分	R1	R2	R3	R4	R5	受 理 件 数	231	235	300	291	311	S T 規制法違反検挙	11	11	18	18	10	禁 止 命 令	35	38	57	44	47	禁止命令延長処分	2	5	3	7	2	警 告	12	2	6	16	9	援 助	214	180	306	282	320	他法令	22	18	33	20	20	口 頭 警 告	239	191	252	231	215	区 分	R1	R2	R3	R4	R5	受 理 件 数	354	426	455	425	470	D V 保護命令違反検挙	2	1	1	0	1	保 護 命 令 通 知	29	23	27	23	16	援 助	283	282	320	302	313	他法令	42	45	54	49	55	口 頭 警 告	273	340	406	386	418	区 分	R1	R2	R3	R4	R5	受 理 件 数	146	226	421	365	468	刑法犯等検挙	11	11	36	19	24	口 頭 警 告	105	170	326	283	331	・被害者の中には、加害者との関係を解消することによる生活困窮や後難を恐れて事件化や行政処分を躊躇する者もいるため、事件化等の対応が困難な場合がある。	【今後の取組】 ・積極的な事件化及び行政処分の実施 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・被害者の親族等に事案の特性、危険性等を説明し、避難等の保護対策に対する理解を得るとともに、自治体等行政機関と連携し、被害者等への各種支援を図る必要がある。	人身安全・少年課
		区 分	R1	R2	R3	R4	R5																																																																																																																						
受 理 件 数	231	235	300	291	311																																																																																																																								
S T 規制法違反検挙	11	11	18	18	10																																																																																																																								
禁 止 命 令	35	38	57	44	47																																																																																																																								
禁止命令延長処分	2	5	3	7	2																																																																																																																								
警 告	12	2	6	16	9																																																																																																																								
援 助	214	180	306	282	320																																																																																																																								
他法令	22	18	33	20	20																																																																																																																								
口 頭 警 告	239	191	252	231	215																																																																																																																								
区 分	R1	R2	R3	R4	R5																																																																																																																								
受 理 件 数	354	426	455	425	470																																																																																																																								
D V 保護命令違反検挙	2	1	1	0	1																																																																																																																								
保 護 命 令 通 知	29	23	27	23	16																																																																																																																								
援 助	283	282	320	302	313																																																																																																																								
他法令	42	45	54	49	55																																																																																																																								
口 頭 警 告	273	340	406	386	418																																																																																																																								
区 分	R1	R2	R3	R4	R5																																																																																																																								
受 理 件 数	146	226	421	365	468																																																																																																																								
刑法犯等検挙	11	11	36	19	24																																																																																																																								
口 頭 警 告	105	170	326	283	331																																																																																																																								
		【活動】 ・少年の有害環境浄化と健全育成を目的として福祉犯罪(少年の福祉を害したり、少年に有害な影響を与える犯罪)の取締りを推進した。 ・福祉犯罪の中でも、性被害に関するものやSNS等を悪用したものについては、取締りを強化した。 【成果】 福祉犯事件の検挙状況(年間) <table><tr><th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>少 年 保 護 育 成 条 例</td><td>25</td><td>23</td><td>19</td><td>15</td><td>15</td></tr><tr><td>児童買春・児童ポルノ法</td><td>10</td><td>12</td><td>9</td><td>17</td><td>10</td></tr><tr><td>児 童 福 祉 法</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>14</td><td>10</td><td>10</td><td>3</td><td>9</td></tr><tr><td>総 数</td><td>50</td><td>46</td><td>38</td><td>35</td><td>34</td></tr></table>		R1	R2	R3	R4	R5	少 年 保 護 育 成 条 例	25	23	19	15	15	児童買春・児童ポルノ法	10	12	9	17	10	児 童 福 祉 法	1	1	0	0	0	そ の 他	14	10	10	3	9	総 数	50	46	38	35	34	・スマートフォン等の普及率の増加により、児童にとってSNSがより身近なものとなり、犯人と被害者が接触するためのツールとしてSNSが悪用されている現状にある。 ・SNSを含むインターネット空間は秘匿性が高く、被害の潜在化が懸念される。	【今後の取組】 ・各種法令を適用し、積極的な福祉犯の取締りを推進する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・福祉犯のうち、性被害に関するものやSNS等を悪用したものについて取締りを強化する。 ・SNS上における児童の性被害につながるおそれのある書き込みに対して注意喚起を行う。	生活安全捜査課 人身安全・少年課																																																																																				
	R1	R2	R3	R4	R5																																																																																																																								
少 年 保 護 育 成 条 例	25	23	19	15	15																																																																																																																								
児童買春・児童ポルノ法	10	12	9	17	10																																																																																																																								
児 童 福 祉 法	1	1	0	0	0																																																																																																																								
そ の 他	14	10	10	3	9																																																																																																																								
総 数	50	46	38	35	34																																																																																																																								

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進	①関係法令の厳正な運用による暴力を許さない社会風土の醸成	【活動】 ・性犯罪の認知・検挙 【成果】 ・不同意性交等(旧強姦性交等)認知件数は、R元年は7件、R4年は10件とほぼ横ばいであったが、R5年は38件と急増した。 検挙率はR元年は71.4%、R4年は60%であったが、R5年は89.5%とやや上昇した。 ・不同意わいせつ(旧強制わいせつ)認知件数は、R元年は30件、R4年は38件とほぼ横ばいであり、R5年も37件と顕著な増加は見られない。 検挙率はR元年は70.0%、R4年は55.3%と低調であったが、R5年は97.3%と上昇している。	・性犯罪は精神的なショックの大きさや事情聴取等の捜査に伴う二次被害を恐れ、被害者が被害申告をためらう場合も多く、被害が潜在化しやすい犯罪であるため、警察が認知・検挙できないまま新たな犯行が敢行される例が少なくない。	【今後の取組】 ・被害者の心情に配慮した捜査により被害の届出を促し、被害の潜在化を防ぐ。 ・事件認知後の初動捜査を徹底し、被疑者を早期検挙する。 ・刑法、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の証拠等に関する法律(R5年に新設)、売春防止法、児童福祉法、県迷惑行為等防止条例等の各種法令を積極的に適用する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・潜在化している被害の届出が行いやすいように、性犯罪の相談窓口の広報を行う。 ・対応時は被害者の心情への配慮を心掛け、被害者が希望する性別の警察官による対応等を行い、被害者が安心して届出をすることができる体制を確立する。 ・積極的な事件受理を推進する。	捜査第一課
	②相談窓口の周知	【活動】 ・県公式ホームページ、全世帯広報誌、新聞等への掲載、ラジオ放送、相談カードの配布、情報誌「きらりあ」の発行、商業施設等でのパネル展示、長崎県男女共同参画推進員等による地域へ資料等の配布等によりDV相談窓口を周知 【成果】 ・情報誌「きらりあ」発行回数 R1～R5:各年度2回	・多くの県民の方にDV相談窓口やDVの内容等(身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力などもDVに含まれること等)を知っていただくことで、相談に結びつけていく必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、国・県のDV相談窓口の周知を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・相談カード配布、チラシ・ポスターの掲示、県ホームページや新聞等への掲載などにより効果的な周知を図る。	男女参画・女性活躍推進室
		【活動】 ・性暴力被害者支援「サポートながさき」の相談窓口周知のため、県内中学校、高校、特別支援学校に対し啓発カードを配布するとともに、市町や医療機関に対するリーフレットやポスターの配布、庁内デジタルサイネージによる広報等を実施した。 ・「サポートながさき」では相談者に寄り添った支援に努めた。 【成果】 性暴力被害の相談窓口の周知を促進した。	・性暴力等の被害を誰にも相談できず潜在化するおそれがあるため、日頃から様々な機会を通じて相談窓口を周知する必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、性暴力被害者支援「サポートながさき」の周知を図るとともに、相談者に対する適切な支援に取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・啓発カード、リーフレット、ポスターの配布、コンビニ等への広報ステッカーの貼付、ホームページやSNSを活用した広報等により繰り返し周知を図る。	交通・地域安全課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進	②相談窓口の周知	【活動】 ・「性犯罪被害相談電話」での相談受付 ・広報活動(例年): 広報チラシ入りポケットティッシュの配付、警察音楽隊コンサートにおける広報活動、企業が保有する電光掲示板の活用、新聞への広告掲載 ・広報文掲載(通年): ホームページ、「行政相談ガイドブック」 ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携 ・ホームページやリーフレットによるDV相談窓口の周知 ・内閣府「DVナビ」「DV相談+」の活用 【成果】 ・「性犯罪被害相談電話」による相談受理件数はここ数年増加傾向にあり、R4年はH28年以降最多の49件を受理したが、R5年は更に増加し、80件を受理して、相談内容に応じて必要な対応を行った。 ・24時間対応の「性犯罪被害相談電話(「＃8103」(ハートさん))」により、相談者が希望する性別の警察官による対応を行うこととしている。 ・性犯罪には至らない性暴力についてはワンストップ支援センターに引き継ぎ、必要な支援につなげた。	・性犯罪は羞恥心等から被害者が誰にも相談できない例も多く、早期に適切な助言を受けられずに被害が潜在化することも多々あることから、被害者が相談・届出をしやすい体制の確保が必要である。	【今後の取組】 ・引き続き、相談窓口の広報を継続する。 ・相談者の希望する性別の警察官による対応を継続し、相談者の希望に沿った対応を行う。 ・性犯罪・性暴力被害のためのワンストップ支援センターとの連携の強化 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・街頭活動だけでなく、広報に効果的な各種ホームページも活用する。 ・継続的な広報活動の推進	こども家庭課 捜査第一課
	③意識啓発の推進	【活動】 ・DV、デートDV、若年層の性暴力被害予防のため、県ホームページ、全世帯広報誌、新聞等への掲載、長崎県男女共同参画推進員等による地域へ資料等の配布等による啓発を実施 ・女性に対する暴力をなくす運動、若年層の性暴力被害予防月間において商業施設や県庁ロビー等でのパネル展示、横断幕掲示、長崎県男女共同参画推進員等による地域へ資料等の配布などを実施 【成果】 ・女性に対する暴力を防ぐ環境づくりに対する意識の醸成に寄与した。	・多くの県民の方にDV相談窓口やDVの内容等(身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力などもDVに含まれること等)を知っていただくことで、相談に結びつけていく必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、国・県のDV相談窓口の周知やDV等予防のための啓発活動を実施する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・相談カード配布、チラシ・ポスターの掲示、県ホームページや新聞等への掲載などにより効果的な周知を図る。	男女参画・女性活躍推進室
		【活動】 ・学校、企業、地域等における防犯講話や地元ラジオ局の番組内における広報 ・ミニ広報紙、県警のホームページ、X等を活用した広報・啓発活動の実施 ・学校、地域等におけるDV予防教育の実施 【成果】 ・防犯講話の参加者に対し、ストーカー事案、配偶者暴力事案等の危険性や警察の取り得る措置を説明することで、自主防犯意識の向上だけでなく、届出の必要性や警察措置への理解を得られた。 ・県内の中学校6校、高等学校等21校でDV予防教育を実施し、DVの正しい理解を広めることができた。	・被害者等の危機意識及び自主防犯意識の向上と被害申告への意識啓発	【今後の取組】 ・あらゆる警察活動を通じた意識啓発の実施 ・引き続き、DV予防教育の実施を継続する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・防犯講話だけでなく、巡回連絡や交番・駐在所協議会等を通じた広報活動を実施する。 ・関係機関と連携した広報・啓発活動を実施し、広く県民の意識啓発の推進に努める。	こども家庭課 人身安全・少年課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)												
(1)女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進	④女性を犯罪被害から守る対策の推進	【活動】 ・ストーリー事案、配偶者暴力事案等の加害者の検挙、行政処分等の措置を強力に推進するとともに、被害者の一時避難に伴う宿泊費の公費負担や避難先を管轄する他都道府県警への連絡等を実施 ・被害者保護対策の一環として、防犯カメラ、携帯型緊急通報装置等装備資機材を増設し、被害者への貸出しを実施 【成果】 ・避難を要する事案につき、宿泊費の公費負担により一時避難に応じる被害者もあり、また、被害者の要望に応じて、装備資機材を貸し出すことで被害拡大の防止につながっている。	・経済的困窮、育児等を理由に避難を拒否する被害者もいるため、被害者の保護対策が困難な場合がある。 ・各種装備資機材の更なる充実が必要	【今後の取組】 ・被害者の実情に応じた保護対策の実施 ・各種装備資機材の増設 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・関係機関と連携し、被害者等への各種支援を図る必要がある。 ・防犯カメラ等各種装備資機材の運用状況を踏まえた上で、真に必要と認められる資機材の購入	人身安全・少年課												
		【活動】 ・学校と連携して実施している非行防止教室等において、少年に対して福祉犯罪の被害実態、SNS等のインターネットの危険性と適切な利用方法等の指導を推進した。 ・保護者向けの講話では、フィルタリングの必要性を訴えるなどし、少年を犯罪被害から守るための活動を推進した。 【成果】 非行防止教室の実施状況(年間) <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>非行防止教室</td><td>337</td><td>224</td><td>212</td><td>194</td><td>313</td></tr></table> 単位：回		R1	R2	R3	R4	R5	非行防止教室	337	224	212	194	313	・少年の犯罪被害防止のためには、少年に対するインターネット適正利用の啓発と、保護者によるインターネット利用状況の管理が重要である。 ・しかし、インターネット接続機器の急速な発達により、保護者よりも子の知識が高く、保護者によるインターネット利用状況の管理が難しくなっている。	【今後の取組】 ・少年に対する「非行防止教室等によるインターネットの適正利用の啓発」、保護者に対する「各種講話の場におけるインターネットの管理方法、フィルタリング利用方法等の教示」を推進する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・学校や教育委員会と連携し、非行防止教室、進学進級時における保護者説明会、PTA会議等の様々な機会を活用した啓発活動を行う。	人身安全・少年課
		R1	R2	R3	R4	R5											
非行防止教室	337	224	212	194	313												
	⑤女性に対する暴力についての実態把握	【活動】 ・警察安全相談、110番通報、関係機関からの情報提供等を通じて、各種事案の実態把握に努めている。 ・厚生労働省、内閣府への相談内容及び件数などの統計報告にかかる分析 ・こども・女性・障害者支援センター業務報告(相談内容及び件数など)による詳細分析 【成果】 ・警察活動を通じて事案の概要、被害状況等の実態把握に努めているが、警察活動に理解を示さない被害者の場合は関係機関と情報共有を図ることで、その後の実態把握に努めることができた。 ・関係機関との情報共有につながることにより、支援の強化につながった。	・警察への相談や届出を躊躇する被害者が相当数存在するものと推察される。	【今後の取組】 ・あらゆる警察活動を通じた実態把握と関係機関との更なる連携 ・引き続き、実態の把握に行い、関係機関との連携による支援に努める。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・ミニ広報紙、県警のホームページ等の各種広報媒体、各種会合等を通じて警察相談を促すとともに、関係機関との情報共有やケース会議等を実施することで実態把握に努める。	こども家庭課 人身安全・少年課												
	⑥新型コロナウイルス感染症の影響下における心のケア	【活動】 ・一般相談への相談者に対し、適切な相談窓口の情報を発信 ・県ホームページ、全世帯広報誌、新聞等への掲載による啓発を実施 ・女性に対する暴力をなくす運動、若年層の性暴力被害予防月間において、県庁ロビー等でのパネル展示、横断幕掲示、商業施設等で啓発イベント、「暴力を選ばない男性たちのアクション」in県庁、県庁駐車場棟パープルライトアップなどを実施 【成果】 ・女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進に寄与した。	・多くの県民の方にDV相談窓口やDVの内容(身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力等もDVに含まれること)を知っていただくことで、相談に結びつけていく必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、国・県のDV相談窓口の周知やDV等予防のための啓発活動を実施する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・相談カード配布、チラシ・ポスター・啓発用シールの掲示、県ホームページや新聞等への掲載などにより効果的な周知を図る。	男女参画・女性活躍推進室												

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進	⑥新型コロナウイルス感染症の影響下における心のケア	【活動】 ・性暴力被害者支援「サポートながさき」の相談窓口周知のため、県内中学校、高校、特別支援学校に対し啓発カードを配布するとともに、市町や医療機関に対するリーフレットやポスターの配布、庁内デジタルサイネージによる広報等を実施した。 ・「サポートながさき」では相談者に寄り添った支援に努めた。 【成果】 性暴力被害の相談窓口の周知を促進した。	・性暴力等の被害を誰にも相談できず潜在化するおそれがあるため、日頃から様々な機会を通じて相談窓口を周知する必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、性暴力被害者支援「サポートながさき」の周知を図るとともに、相談者に対する適切な支援に取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・啓発カード、リーフレット、ポスターの配布、コンビニ等への広報ステッカーの貼付、ホームページやSNSを活用した広報等により繰り返し周知を図る。	交通・地域安全課
		【活動】 ・ホームページやリーフレットによるDV相談窓口の周知 ・内閣府「DVナビ」「DV相談＋」の活用 ・配偶者暴力相談支援センター他の相談機関において相談支援業務を実施 【成果】 DVを主訴とする相談件数 R3年度:2,189件、R4年度:2,084件	・新型コロナウイルス感染症により自宅で過ごす時間が増えることで、DV被害等が潜在化するおそれがある。	【今後の取組】 引き続き、相談窓口の周知及び相談支援業務に取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・関係機関と連携した相談窓口の周知活動の実施 ・国の調査研究を踏まえたSNS等の活用による相談体制の強化	こども家庭課
(2) 配偶者等からの暴力への対策の推進	①相談・保護から自立までの切れ目のない支援の充実	【活動】 ・市町のDV対策基本計画策定及び配偶者暴力支援センター設置への働きかけと助言 ・女性相談支援員の資質の向上のための研修会の開催 ・緊急時の安全の確保と同行支援の充実 ・同伴児童への支援や一時保護所退所後の自立支援 【成果】 ・一時保護やその後の切れ目のない自立支援の実施により、DV被害者の自立促進につながっている。	・より多くのDV被害者を支援につなげるための相談体制の強化	【今後の取組】 ・DV相談窓口の周知 ・相談体制の充実強化 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・関係機関と連携した相談窓口の周知活動の実施 ・国の調査研究を踏まえたSNS等の活用による相談体制の強化	こども家庭課
	②配偶者等からの暴力の防止のための教育・啓発の実施	【活動】 ・一般相談への相談者に対し、適切な相談窓口の情報を発信 ・県ホームページ等への掲載による啓発を実施 ・女性に対する暴力をなくす運動、若年層の性暴力被害予防月間において、県庁ロビー等でのパネル展示、横断幕掲示、商業施設等で啓発イベント、「暴力を選ばない男性たちのアクション」in県庁、県庁駐車場棟パープルライトアップなどを実施 ・長崎県男女共同参画推進員等による地域へ資料等の配布を実施 【成果】 配偶者等からの暴力防止に対する教育・啓発に寄与した。	・多くの県民の方にDV相談窓口やDVの内容(身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力等もDVに含まれること)を知っていただくことで、相談に結びつけていく必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、国・県のDV相談窓口の周知やDV等予防のための啓発活動を実施する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・相談カード配布、チラシ・ポスターの掲示、県ホームページや新聞等への掲載などにより効果的な周知を図る。	男女参画・女性活躍推進室
		【活動】 ・中学生や、高校生を対象としたDV予防教育の実施 ・大学生等を対象としたデートDV予防授業の実施 ・社会人を対象としたDV予防教育の実施 ・児童養護施設等を対象としたDV予防教育 ・教職員、一般向けのDV予防教育指導者スキルアップ講座の実施 【成果】 ・県内の中学校6校、高等学校等21校でDV予防教育を実施し、DVの正しい理解を広めることができた。	・DVの防止のためには、早期の教育啓発が欠かせないため、引き続き、中学校・高等学校・大学・保護者等を対象にしたDV・デートDV防止のための予防教育の実施が重要	【今後の取組】 ・引き続き、DV予防教育を実施していく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・早期の教育啓発のため、中学校、高等学校での予防教育の実施の拡大を図り、生徒が在学中に受講できるように努める。	こども家庭課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(2) 配偶者等からの暴力への対策の推進	②配偶者等からの暴力の防止のための教育・啓発の実施	【活動】 ・人権教育の一環として、専門家を招いた講義や講演等を計画的に実施し、DV予防等を含めた人権教育の充実を図った。 ・義務教育段階では、DVに特化して指導を行う場面は多くはないが、配偶者や交際相手に対しても含め、あらゆる暴力を否定する指導を展開している。 【成果】 ・全日制ではR3年度～R5年度の3年間で、定時制、通信制ではR2年度～R5年度の4年間で、「DV予防教育」実施率100%(公立高校)	・学校において、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点を置いた教育が引き続き必要である。	【今後の取組】 ・学校におけるDV予防教育の実施や、教職員に対する研修の充実に努める。 ・デートDVに関する学習等を行うことにより、様々な側面から人権教育を展開するよう、働きかけを行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・人権教育の一環として、専門家を招いた講義や講演等を計画的に実施し、DV予防等を含めた人権教育の充実を図る。	義務教育課 高校教育課
	③加害者更生のための対応の手法の研究	【活動】 ・加害者更生のための国の研究や民間のプログラム実施団体等の取組について、情報収集を実施 【成果】 ・民間のプログラム実施団体等と連携し、その活動の効果等の確認をしながら必要な支援の検討につなげている。	・国が、加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を行っているところであり、国の動向を踏まえながら加害者対策の実施に向けて取組む必要がある。	【今後の取組】 ・DV加害者プログラムの実施に向け、検討する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・国が実施するDV加害者プログラムの検証事業の検証結果等、国の動向を踏まえながら、加害者プログラムの実施について、検討する。	こども家庭課
	④関係機関の連携強化	【活動】 ・長崎県DV対策等推進会議、長崎こども・女性・障害者支援センターと管内警察署との連絡協議会等の各種会議に定期的に出席し、情報提供や意見交換を実施(R2は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催となり、書面により情報提供や意見交換を実施) ・各個別事案に関しては、その危険性・切迫性の程度に応じて関係機関との連携会議、情報提供を行うなど、情報共有を図り、連携強化に努めた。 ・関係機関とのケース検討会議を開催し、支援の検証等を行った。 【成果】 ・配偶者暴力事案等に対する関係機関の対応や今後の課題等を理解することで、良好な関係の構築及び連携強化につながっている。	・危険性が高い事案や関係機関が相互に連携すべき事案を認知した場合の迅速な情報共有及び連携	【今後の取組】 ・関係機関との積極的な会議の実施 ・積極的なケース会議等の実施 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・関係機関との情報共有をより積極的に進め、連携を強化する必要がある。 ・危険性が高い事案や関係機関が相互に連携すべき事案については、積極的にケース会議等を実施することが必要である。	こども家庭課 人身安全・少年課
(3) 性犯罪・性暴力等への対策の推進	①性犯罪被害者への配慮	【活動】 ・性犯罪指定捜査員の指定(性犯罪被害者の希望を踏まえた性別の捜査員が対応できるように、男女双方の警察官を指定。R5年9月1日現在男性警察官48人、女性警察官94人を指定、R6年4月1日現在男性警察官50人、女性警察官90人を指定。 ・警察職員に対する専科・教養の実施 ・性犯罪被害相談電話(「#8103」(ハートさん))への対応 ・性犯罪捜査における協力医療機関との連携 ・各警察署における性犯罪捜査見分検証用人形、代替服の整備 ・性犯罪被害者の初診料・診断書料・緊急避妊措置・性感感染症検査等経費の支出 【成果】 ・被害者の精神的負担を軽減するために、被害者の希望する性別の警察官が対応することとしている。 ・被害者の精神的・身体的負担に配慮した捜査手法を推進し、必要な機材を全署に整備している。 ・協力医療機関との連携強化により速やかな病院受診を可能としている。	・性犯罪指定捜査員のスキルアップ ・性犯罪捜査用資機材の充実 ・児童被害の性犯罪への対応強化	【今後の取組】 ・対応警察官の捜査能力向上(幹部への指導教養、巡回教養及び捜査マニュアルの作成) ・性犯罪捜査用資機材の活用 ・性的マイノリティへの理解と配慮 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・これまで女性警察官への指導・教養を主としていたが、男性被害者への対応や性的マイノリティへの対応を習熟するために性別を問わず全警察官への指導・教養を強化 ・昨今の犯罪情勢に応じた新たな性犯罪捜査用資機材を購入 ・児童を被害者とする性犯罪については関係機関と連携の上、聴取方法等について慎重な取扱いを徹底するよう指導	捜査第一課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(3) 性犯罪・性暴力等への対策の推進	②カウンセリングの充実	【活動】 ・カウンセリング支援制度に基づき、部内カウンセラー又は長崎県臨床心理士会が推薦するカウンセラーの協力を得て、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施した。 ・R5年度の警察官採用試験において部内カウンセラー1名を新規採用し体制を強化した。 【成果】 ・カウンセリング実施件数 - R1年度:17回、R2年度:105回、R3年度:128回、R4年度:44回、R5年度:103回	・新規採用した部内カウンセラーを育成していく必要がある。	【今後の取組】 ・公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの確保かつ十分な配置に努めるとともに、カウンセリング技能を有する警察職員に対し、専門的な研修を実施することにより、その技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用し、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施する。 - また、部外の精神科医、公認心理師、臨床心理士等の協力を得て、公費支出制度を利用するなどして、犯罪被害者等がその要望に応じて適切なカウンセリングを受けられるよう配慮する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・臨床心理士資格等を有する犯罪被害者支援専門の部内カウンセラーの増員を図る。	広報相談課
	③性暴力被害者支援体制の充実	【活動】 ・県ホームページや広報誌等の活用、イベント、長崎県男女共同参画推進員等によりリーフレット等を配布し、性暴力被害者支援「サポートながさき」の広報・周知を実施 【成果】 ・性暴力被害者支援の広報・啓発に寄与した。	・多くの県民の方に相談窓口の周知だけではなく、性暴力被害予防について効果的な広報・周知を図る必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、「サポートながさき」の広報・周知を実施する。 ・性暴力被害予防のため、効果的な広報・周知を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・相談カード配布、チラシ・ポスターの掲示、県ホームページや新聞等への掲載などにより効果的な広報・周知を図る。 ・若年層の性暴力被害予防月間等に相談カードの配布、チラシ・ポスターの掲示、横断幕の掲揚を行い効果的な広報・周知を図る。	男女参画・女性活躍推進室
		【活動】 ・国設置の夜間休日対応コールセンターを活用し、性暴力被害者支援「サポートながさき」の運営時間外においても相談を受け付けられる体制とした。 ・「サポートながさき」において、電話・面接相談、付添い、情報提供などの支援を行うとともに、関係機関・団体等と連携し、医療・法律相談などの必要な支援を行った。 【成果】 ・相談対応件数 - R1 R2 R3 R4 R5 347件 478件 500件 501件 721件	・性暴力被害者等がいつでも相談窓口につながり支援を受けられるよう体制を充実させる必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き夜間休日対応コールセンターと連携を図る。 ・体制の充実のための人材育成・人材確保を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・夜間休日コールセンターについて、引き続き啓発カードやリーフレット、ポスター、ホームページ等を活用し更なる周知を図る。 ・犯罪被害者支援センター等と被害者支援員ボランティア養成講座等による相談員の後継者となる人材の育成を図る。	交通・地域安全課
	④子どもを取り巻く有害環境対策の推進	【活動】 ・乳幼児の保育・教育関係者へ向けて乳幼児期とメディアについての研修会を行い、受講者から同僚・保護者等へ情報発信してもらうことで、メディアとのよりよい付き合い方についての周知・啓発を行った。 ・また、子どもや保護者のメディアリテラシーの向上や、ネットの有害情報から子どもを守るため、メディア安全指導員を学校や公民館などに派遣し、講習会を実施した。 【成果】 ・R5フィルタリング利用率:63%(目標:75%)	・携帯電話の所持率が増えているが、フィルタリングの利用率は啓発が十分に行き届いておらず横ばいの状況である。	【今後の取組】 ・フィルタリングやペアレンタルコントロール(子どものスマートフォン等の使用状況を保護者が把握したり、安全管理を行ったりするしくみ)の有効性について啓発し、子どものメディア環境改善を進める。 ・また、子ども自身が上手なメディアとの付き合い方を考え、発信する場づくりを行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・メディア講習会等を通じ、フィルタリングに加えペアレンタルコントロールについても、有効性・必要性について保護者や児童生徒の理解を深め利用率の向上を図るとともに、指導員が最新の情報に基づいた講演を提供できるよう、引き続きメディア安全指導員の専門性の向上を図る研修会を行う。 ・子ども自身が上手な電子メディアとの付き合い方を考えていくことができるよう、学校等と連携しながら、子どもの声を聴く取組として、学校メディア宣言、子どもメディアサミットを実施する。	子ども未来課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(3) 性犯罪・性暴力等への対策の推進	⑤子どもへの適切な性教育の実施	①健やか親子サポート事業(再掲) 【活動】 ・県立保健所において、学校と連携しながら男女双方がプレコンセプションケアを含め、性や生殖に関する健康管理が行えるよう健康教育を実施した。 【成果】 ・健康教育開催回数 R3:11回 R4:20回 R5:21回 ②妊産婦相談支援ネットワーク構築事業 【活動】 ・高校生向けの健やかな妊娠・出産サポートブックを作成・配布し、啓発を図った。 【成果】 ・サポートブック配布数 R3:5,900冊、R4:5,900冊、R5:11,200冊(R5より男女双方に配布。) ③母子保健専門強化事業(妊活LINE) 【活動】 LINEを活用した相談事業 【成果】 R5 登録者延数161人(新規90人)、相談件数 168件	・県立保健所において、健康教育事業を実施しているが、若者に広く、正しい知識普及を行うためにも、地域の関係機関との役割分担や連携を図りながら、事業展開を行う必要がある。 ・プレコンセプションケアの視点から、将来の妊娠、出産に向けた健康管理を男女双方ができるよう支援が必要である。	【今後の取組】 ・引き続き学校保健等関係機関との連携を図りながら、ライフステージに応じた健康教育を実施する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・学校保健と連携し、発達段階に応じた健康教育を実施する。既実施校については、学校で継続して実施ができるよう、教育資料の提供や助言を行う。 ・高校生向けの健やかな妊娠・出産サポートブックについて、プレコンセプションケアの視点を取り入れ、最新のデータや適当な表現であるかという観点からも適宜見直しを行ない、継続して作成・配布する。	こども家庭課
	⑤子どもへの適切な性教育の実施	【活動】 ・H30年度からは、管理職員や保健主事等に必要な知見を深めるために「学校における現代的な健康課題対応等研修会(R5～学校における健康教育スキルアップ講座)」において「性に関する教育」をテーマに、専門医からの講演を実施した。 ・R2年度からは、長崎県学校保健専門医派遣事業で産婦人科医等を学校へ派遣し、児童生徒への講演を実施した。 【成果】 (講演会の理解度) R3 R4 R5 97.6% 97.6% 98.8% R5受講者総数 4,342名 ＜生徒の理解度＞ 大変理解できた：2,609名 やや理解できた：1,679名 合計4,288名 ・健康課題研修会参加実績(参加者数) R3:173人、R4:68人、R5:157人 ・専門医等派遣実績 産婦人科医 R3:48回、R4:52回、R5:42回 助産師 R3:5回、R4・R5:派遣なし	・目標値は達成しているが、将来にわたって性に関する適切な行動が取れるよう、生徒の発達の段階をふまえ、集団指導と個別指導の連携を密にした効果的な指導を継続して行っていく必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育を普及させるために、専門医等を派遣した講座等の実施や学校で指導にあたる人材に対する指導力向上研修会の充実を図っていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①すべての公立中学校・高等学校に対し、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育(講座等)を実施するよう要請する。 ②管理職員や保健主事等に必要な知見を深めるために「学校における健康教育スキルアップ講座」において「性に関する教育」をテーマに、専門医等からの講演を実施する。 ③専門医等派遣事業を計画し、産婦人科医等を学校へ派遣し、児童生徒への講演を実施する。その際に、学校の課題等を踏まえた講演となるよう、事前打ち合わせの実施を促す。また、講演後も集団指導と個別指導の関連を図りながら継続的な指導を実施するよう要請する。	体育保健課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(3) 性犯罪・性暴力等への対策の推進	⑥子どもの情報モラル教育の推進	【活動】 ・H31年に児童生徒がインターネットやSNSを適正に利用できるよう、LINE株式会社と共同で情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」を作成 ・R元年度から「長崎っ子の心を見つめる教育週間」において、情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」の活用を重点目標に設定し、情報モラルについての学びを実施 ・1人1台端末の整備に伴い、R4、5年度に、各高校の情報モラル教育担当者に対して研修を実施した。 ・R5、6年度に小・中学校、高等学校、特別支援学校の教員を対象とした情報モラル教育についての研修を実施し、その一部として外部有識者による「情報モラル教育における最新の動向について」の講演を行った。 ・LINE社と連携し、これまでの「SNSノート・ながさき」を現在の教育現場に合わせた「GIGAワークブックながさき」の改定作業に着手した。 【成果】 ・「SNSノート・ながさき」を活用し、情報モラル教育を実施した学校は、R5年度100%であるなど、児童生徒の情報モラルの育成が図られている。 ・講義や協議を通して具体的な事例共有をすることで、今後の各学校におけるより実践的な情報モラル教育や職員研修の充実が期待される。	・スマートフォンの普及に伴い児童生徒を取り巻くネット環境は日々、高度化・複雑化していることから、ネットトラブルの未然防止及び早期対応のための取組を一層推進する必要がある。 ・高校の情報科教員や生徒指導部所属の教員など特定の教職員だけではなく、すべての職員の意識を高め、日常的な教育活動を通して、生徒の情報モラルを高めていく必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、県内の全ての公立学校で「GIGAワークブックながさき」の活用などを通し、情報モラル教育の推進に努める。 ・GIGAスクール構想による一人一台タブレット端末等の配布による新たな情報モラルに関するトラブル等に対応できるような対策を考える。 ・引き続き、小・中学校、高等学校、特別支援学校の教員を対象とした情報モラル教育についての研修を実施し、職員の意識と指導スキルの向上に努める。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・「長崎っ子の心を見つめる教育週間」において、情報モラル教育教材の活用をすべての学校で取り組む重点目標として引き続き設定する。 ・「GIGAワークブックながさき」の活用に向け、職員向け研修会を開催し、教員の資質向上を図る。 ・職員の指導スキル向上を図るための研修動画等を作成したり、各高校における情報モラル教育の企画・立案に際し、必要に応じて県教委が指導助言を行ったりすることを通して、情報モラルの指導に関わる教員の資質向上と各高校の実情に応じた情報モラル教育の実現を図る。	児童生徒支援課 義務教育課 教育DX推進室
	①被害者の親族等の支援及び防犯対策	【活動】 ・被害者及びその親族の意向を踏まえ、親族等の携帯電話の110番通報者登録システムへの登録、携帯型緊急通報装置等装備資機材の貸出し、親族方に対するパトロール等警戒活動の保護対策を実施 【成果】 ・被害者だけでなく、親族等に対する保護対策を講ずることで親族等の被害防止につながっている。	・親族等の被害意識及び危機意識が希薄であり、保護対策が困難である。	【今後の取組】 ・被害者の親族の実情に応じた保護対策の実施 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・被害者の親族等に事案の特性、危険性等を説明し、避難等の保護対策に対する理解を得るとともに、自治体等行政機関と連携し、被害者等への各種支援を図る必要がある。	人身安全・少年課
(4) ストーカー行為等への対策の推進	②広報・啓発の推進	【活動】 ・学校、企業、地域等における防犯講話や地元テレビ、ラジオ局の番組内における広報 ・ミニ広報紙、県警のホームページ、SNS等を活用した広報・啓発活動の実施 【成果】 ・防犯講話の参加者に対し、ストーカー事案等の危険性や警察の取り得る措置を説明することで、自主防犯意識の向上だけでなく、届出の必要性や警察措置への理解を得られている。	・被害者等の危機意識及び自主防犯意識の向上と被害申告への意識啓発	【今後の取組】 ・あらゆる警察活動を通じた防犯指導等の実施 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・防犯講話だけでなく、巡回連絡や交番・駐在所協議会等を通じた広報活動を実施する。 ・関係機関と連携した広報・啓発活動を実施し、広く県民の意識啓発の推進に努める。	人身安全・少年課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標9 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) ひとり親家庭の生活安定と自立促進	①自立援助の促進	【活動】 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・ひとり親家庭等自立促進センター事業 ・給付金事業 ・児童扶養手当の給付 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 ・ひとり親高等職業訓練促進資金貸付事業 【成果】 ・ひとり親への就労支援や相談対応、各種手当、給付金の支給などを通じ、ひとり親世帯の自立につながった。	・ひとり親家庭は、不安定な就労形態などで困窮している家庭が多く、社会的に孤立しやすいため、既存の支援施策を知らないなど、支援につながりにくい。	【今後の取組】 ・既存の支援施策の確実な実施 ・支援施策の更なる周知 ・住宅支援資金の貸付等支援の強化 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各種支援制度をまとめたガイドブックを活用し、引き続き各種支援制度の更なる周知に努める。 ・県内市町における貧困対策事業の構築に向け、統括コーディネーターとともにノウハウの提供や課題解決に向けた支援を行う。	こども家庭課
	②相談援助体制の充実	【活動】 ・母子・父子自立支援員の設置 ・ひとり親家庭等生活向上事業 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業 ・長崎県母子寡婦福祉連合会運営費補助 ・ひとり親家庭指導者人材育成事業補助 【成果】 ・自立支援プログラムの策定や各種支援事業の実施により、ひとり親家庭への各種サービスの提供を行った。 ・総合相談窓口の設置により、相談体制の強化ができ、多くのひとり親を支援につなげることができた。	・既存の支援施策を知らないひとり親家庭が一定数存在し、支援につながりにくい。	【今後の取組】 ・相談窓口や支援施策の周知 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各種支援制度をまとめたガイドブックを活用し、引き続き各種支援制度の更なる周知に努める。 ・(一社)長崎県母子寡婦福祉連合会主催の令和5年度長崎県全国母子寡婦福祉研修大会の開催により、外部へ母子会の活動等を発信する。	こども家庭課
	③公営住宅への優先入居	【活動】 - ひとり親世帯向住宅を設定し、抽選の優遇を実施 【成果】 - R3,4年度の2年間で129世帯が入居 - R5年度は50世帯が入居	・公営住宅と社会福祉施設の一体的整備は、社会福祉施設部分の整備方針等の把握が住宅部局ではできないため、事業化が困難	【今後の取組】 ・県営住宅における優先入居の継続 【課題解決に向けた具体的な取組】 —	住宅課
(2) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援	①貧困を抱えた人への支援	【活動】 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体(市・小値賀町・県)において、自立相談支援事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業及びこどもの学習・生活支援事業等の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じ、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図る。 ・児童養護施設等入所児童の大学等進学機会を増やすため、高校在学中の学習塾費用を助成した。 ・長崎県子どもの貧困対策統括コーディネーターを配置し、市町に対してこどもの居場所づくり等に係る事業構築に向けたノウハウ提供を行うほか、こどもの居場所づくりに係る研修会を実施。また、長崎県ひとり親家庭等自立促進センター内に長崎県子どもの貧困総合相談窓口と妊娠SOS相談窓口を設置し、保護者や支援者に対する相談対応等を行った。 【成果】 ・必須事業(自立相談支援、住居確保給付金の支給)及び任意事業(就労準備支援事業、一時生活支援、家計改善支援、こどもの学習・生活支援)の実施により、生活困窮者に対して相談支援を行い、個々に応じた必要なサービスにつなげるなど、自立支援に寄与している。 ・児童養護施設等入所児童の大学進学率が上昇した。 ・貧困対策コーディネーターと14市町が個別協議を行い、事業構築や事業見直しに向けたノウハウ提供等を行った結果、16市町において事業の構築又は見直しが行われた。	・任意事業については、就労準備支援事業、家計改善支援事業に加え、R7年度からは一時生活支援事業についても新たに努力義務化されることとなり、全自治体で実施することが望まれるが、未実施自治体においては、人材・財源の確保や地域における支援者の確保等を理由に事情を実施できない現状がある。 ・児童養護施設に入所する児童の大学等進学率は上昇傾向にあるが、県内高校生の進学率と比べると較差がある。 ・保護者の収入や家族形態により、子どもについては規則的な生活習慣の程度や、学習機会、理解度、希望する学校段階(学歴)、保護者については気持ちの不安定さ、体調、社会的孤立の状況に差があるほか、支援制度を知らない世帯が一定数存在する。	【今後の取組】 ・引き続き、関係機関と連携しながら、生活困窮者に対する相談支援等、各事業を実施するとともに、R6年の法改正の趣旨に基づき、生活困窮者の早期発見・継続的な見守り機能の強化や住まい支援の強化を図っていく。 ・前年度の取り組みを継続し、確実に支援につなぐ仕組みづくりの構築、子どもへの直接的な支援の充実、保護者への相談支援等を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・任意事業については、県内における広域的な取組を推進していくため、未実施自治体の課題を把握し、実施に向けた助言、情報提供を行うなど、積極的な働きかけを行う。 ・各種支援制度をまとめたガイドブックを活用し、各種支援制度の更なる周知に努める。 また、支援が必要な保護者や支援者への相談対応等を行うため、引き続き長崎県子どもの貧困総合相談窓口と妊娠SOS相談窓口を設置する。	福祉保健課 こども家庭課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標9 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(2) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援	②高齢者の自立支援	【活動】 ・高齢者が就業から社会参加まで気軽に相談できる窓口をH29.3.27に開設し、事業を実施してきたが、R5年度からは高齢者の地域社会への貢献や自身の介護予防や健康づくりに資する社会参加活動に特化した支援を実施(個別相談や関係機関の紹介など相談者の希望に即したマッチング支援、高齢者向けセミナーの開催等) 【成果】 センター登録者数 R1:613人、R2:73人、R3:157人、 R4:194人、R5:331人 進路決定者数 R1:299人、R2:20人、R3:136人、 R4:178人、R5:284人	・社会参加活動の場に関する情報発信の不足などにより、意欲のある高齢者が、具体的な社会参加活動に取り組めていないケースがある。 ・高齢期にいたる前に、地域社会との関わりをほとんど持っていなかった人は、社会参加活動に取り組まない傾向にあり、特に男性に多くみられる。	【今後の取組】 ・高齢者の社会参加支援に対する施策の再構築。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・市町と連携した社会参加の機運の醸成に向けたセミナーの開催。 ・市町と連携のうえ、社会参加に関する情報提供等を積極的に行う。 ・高齢者に身近な市町における相談支援体制の強化。	長寿社会課
		【活動】 ・シルバー人材センター事業の一層の発展、拡充を図るため、公益社団法人シルバー人材センター連合会に対して補助金を交付 【成果】 シルバー人材センター会員数 R3:5,557人 R4:5,383人 R5:5,179人	・企業における高齢者雇用の推進等により、会員数が減少傾向にある。	【今後の取組】 ・シルバー人材センター事業の一層の発展、拡充を図るため、公益社団法人シルバー人材センター連合会に対して補助金を交付 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・新たな業務の掘り起こし ・割合が低い女性会員の新規掘り起こし	雇用労働政策課
		【活動】 ①国の制度に基づくバリアフリーなどの一定の整備基準を満たした、民間建設型の高齢者向け優良賃貸住宅への家賃補助。 ②県営住宅の改善等によるバリアフリー化の推進。 【成果】 ①県内で147戸の供給実績。 ②県営住宅のバリアフリー化率 55.5%(R4年度末時点) 55.7%(R5年度末時点)	・高齢者向け優良賃貸住宅については、国の制度に基づき民間業者が供給するため、県の直接的なコントロールが困難。 ・県営住宅は、入居者が居住している既設改善事業が主体であり、工事着手のための合意形成などに時間がかかるため、大幅な増加は困難。	【今後の取組】 ・高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助については継続。 ・県営住宅の改善については継続。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・これまで同様、事前の説明会等を通じ、事業必要性をご理解いただく。	住宅課
	③障害のある人への支援	【活動】 ・福祉のまちづくり推進協議会を開催し、バリアフリー化施設の進捗状況を報告すると共に、専門家からの意見聴取を行った。 ・体が不自由な障害者等の専用駐車場について、本当に必要な方のために、協力施設の登録と利用証を交付して駐車スペースの確保に取り組んだ(おもいやり駐車場制度の運用)。 【成果】 長崎県福祉のまちづくり推進協議会開催数 R4年度:2回、R5年度:2回 おもいやり駐車場利用証(交付枚数、協力施設増加数) R4年度:4,180枚、15施設 R5年度:6,397枚、22施設	・おもいやり駐車場を対象者以外が使用するなど不適正な利用により必要な方が利用できないケースがある。	【今後の取組】 ・福祉のまちづくり推進協議会の開催 ・おもいやり駐車場協力施設増加に向けた働きかけ ・おもいやり駐車場利用証の交付 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・おもいやり駐車場制度の更なる普及や適切な利用促進のための啓発を行うとともに、専門家や利用者等の意見を参考にしながら、よりよい制度となるよう改善を図っていく。	福祉保健課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等
 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標9 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(2) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援	③障害のある人への支援	【活動】 ①障害者芸術祭開催助成事業 ・障害者芸術祭開催費用の補助を行い、障害者の文化・芸術活動の振興、社会参加、障害のある人となない人の相互理解、障害者福祉に対する県民への理解の促進を進めた。 ・内容(補助事業):「演舞、合唱、器楽演奏等」、「障害のある人となない人が一緒に集った「大地讃頌」の合唱」、「障害者の芸術作品展」、「障害者グループの即売コーナー」 ②障害者理解促進事業 ・県民を対象に「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募することにより、障害者福祉に対する県民への理解を広げ、互いの理解を深めた。 ・内容:「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集・審査・表彰、入賞作品集の作成及び学校等に配布、県知事賞受賞作品の内閣府への推薦 【成果】 ①障害者芸術祭開催助成事業 ・芸術祭参加人数<年度(開催地)> - R1:五島市、R3:平戸市、R4:南島原市、R5:佐世保市 - R2は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため作品展のみ実施 <人数> - R1:約1,500人、R3:約1,300人、R4: 約700人、R5:約1,500人 ②障害者理解促進事業 ・応募作品数(作文)R1:119点、R2:93点、R3:118点 - R4:95点、R5:75点 (ポスター)R1:51点、R2:55点、R3:44点 - R4:55点、R5:79点	①障害者芸術祭開催助成事業 ・県内の多くの障害者が参加の機会を得られるよう、県内各地を回って開催している関係で、開催地によっては演目出演者の募集に対する応募が少ないケースがある。 ②障害者理解促進事業 ・作品数(作文)の応募数について、近年減少傾向にある。	【今後の取組】 ①障害者芸術祭開催助成事業 ・県内各地を回ること、開催地周辺の参加者が参加しやすくなる一方で、それ以外の地区の参加者には負担が生じ、人口の少ない地域では、出演者・参加者の確保が難しくなる場合もあるが、各地区の障害者に芸術祭に参加する機会を提供できるよう、今後も県内各地で開催する。 ②障害者理解促進事業 ・広報活動の強化等により更なる周知を行い、応募数を増加させる。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①障害者芸術祭開催助成事業 ・演目出演者の応募が少ない可能性のある地域での実施の際は、その地区だけでなく近隣地区の関係団体等にも実行委員会に加入いただくことで、他地区での出演者の呼びかけ等を積極的に依頼する。 ②障害者理解促進事業 ・県内の各学校に作品提出に係る依頼を文書で行っているが、夏休みの自由課題の1つとして取り扱っていただくよう併せて依頼を行うことで、作品応募数の増加に繋げる。	障害福祉課
	④県民の人権意識の醸成	【活動】 ・県人権教育啓発センターにおいて、人権に関する各種リーフレットの配布や図書、ビデオの貸し出しなどにより啓発を行った。 ・県民の人権意識の醸成のため、学校、地域社会、職場等において、講演会、研修会等の実施やインターネット、マスメディアの活用、啓発冊子の発行・配付など、あらゆる場や機会を通して人権教育・啓発を行った。 【成果】 ・県の取組に関する県民意識アンケートでは、「人権意識を持って生活していると思う人」の割合が前年度をわずかではあるが上回った(R4年度:73.6%→R5年度:73.8%)。また、各種講演会、研修会等においては、参加者の「理解し行動意欲を示した人」の割合が目標の90%を超えており、参加者への人権に対する理解と認識を深めることができた。	・高齢者、障害のある人、外国人の方、性的少数者等に対する人権侵害は絶えず、人権意識醸成の重要性が増してきている。	【今後の取組】 ・様々な人権問題の解決のためには、人権全般についての理解や人権意識の醸成が大事であり、人権問題の本質や身近な問題、新しい問題などを取り上げた教育・啓発を今後も継続し、いろいろな場や機会をとらえて、教育・啓発活動を推進していく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・一般県民、教育関係者、企業などを対象とした各種研修会、イベント等により、人権意識の醸成を図るための教育・啓発を行っていく。	人権・同和対策課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標9 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(2) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援	④県民の人権意識の醸成	【活動】 ・R2年度に教員向け人権教育・啓発冊子「人権教育をすすめるために51集」を、R4年度に教員向け人権教育・啓発冊子「人権教育をすすめるために第52集」を作成し、県内公立学校全教員に配布した。本冊子では、教員の人権教育に関する知的理解を深めるため、性の多様性、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見について、人権に関する新しい法律についても項目を立てて掲載している。 ・R5年度は、人権教育啓発資料「人権教育をすすめるために」を活用した地区別人権教育研修会を県内9地区で実施した。各学校においても、研修会に参加した教員が、所属学校において、伝達研修を行った。 【成果】 ・R4年度に人権教育についての校内研修を実施した学校は、小・中学校ともに100%であった。障害のある人の人権をはじめ、さまざまな人権課題についての研修を実施している。	・R4に実施した教員実態調査によると、人権教育について「どのようなことをしていいいか分からない」「間違ったことをしないか不安だ」との回答も見られた。	【今後の取組】 ・教員向け人権教育・啓発冊子「人権教育をすすめるために」の作成と、地区別人権教育研修会の継続的な実施。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・R4に実施した教員実態調査の結果を踏まえた研修資料を作成し、個別の人権課題や教員のニーズに対応した研修会を実施する。 ・R6年度は、「人権教育をすすめるために53集」を作成、配布予定である。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標10 生涯を通じた健康支援

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1)生涯を通じた健康支援	①健康長寿対策の推進	【活動】 R5年度は総合型スポーツクラブの研修会を市町担当者とクラブ関係者の合同で実施し、高齢者事業の先進事例等について情報提供を行った。 【成果】 総合型スポーツクラブ設立について、県スポーツ協会や壱岐市と連携した結果、壱岐市に健康寿命の延伸をビジョンに掲げる総合型地域スポーツクラブが設立された。	・県内の総合型地域スポーツクラブの中には、高齢者が参加できる種目が無いクラブもあるため、“いつまでもスポーツを楽しめる環境づくり”を引き続き支援していく必要がある。	【今後の取組】 ・高齢者も参加できる種目の新設や、市町と連携した介護予防教室の開設等に向け、総合型クラブや市町に対し、先進優良事例の紹介等を行っていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県内の総合型クラブの中で、高齢者が参加できる種目を実施していない、あるいは種目が少ないクラブに対しては、巡回訪問の際に実施していない理由や今後実施予定がないか等の聞き取りを行い、できる限り高齢者が参加できる種目に取り組めるよう助言を行う。	スポーツ振興課
		【活動】 働き盛り世代の健康づくりを促進するための事業所に向向いて健康教育を実施する職場の健康づくり応援事業を実施した。 【成果】 健康教育開催回数 R2 R3 R4 R5 14回 21回 38回 45回	・実施回数が40回程度にとどまっており、さらなる働き盛り世代の健康づくり推進に向けた健康教育の充実が必要がある。	【今後の取組】 保健所、市町、協会けんぽ等の関係機関からも働きかけ、健康教育の機会を作っていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・企業形態や業種等、事業所の抱える健康課題とマッチングさせた健康教育を提供する。	国保・健康増進課
	②女性の健康保持のための相談・指導の充実	【活動】 ・県立保健所において、男女双方がプレコンセプションケアを含め、性や生殖に関する健康管理が行えるよう健康教育を実施するとともに、性と健康の相談窓口を設置して思春期、妊娠・出産、不妊等の相談に対応できる体制の整備を行った。・さらに妊娠、不妊、更年期等について専門家に相談が可能なLINE相談を実施し、相談体制の充実を図り、妊活、不妊をテーマにしたセミナーを開催した。 【成果】 ①健康教育開催回数 R3 R4 R5 11回 20回 21回 ②性と健康の相談 R3 R4 R5 769件 421件 763件 ③妊活LINE(R5) 登録者数: 延161人(新規登録90人) 相談件数: 168件 ④県民向けに妊活セミナーを開催(1回)	・各ライフステージに応じた相談支援体制の構築 ・今後はプレコンセプションケアの視点から女性だけでなく男性の健康増進も支援していく必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き市町母子保健や学校保健等関係機関との連携を図りながら、ライフステージに応じた健康教育の実施及び相談体制の充実を図る 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・学校保健と連携し、発達段階に応じた健康教育を実施する。既実施校については、学校で継続して実施ができるよう、教育資料の提供や助言を行う。・県立保健所に性と健康の相談センターを設置し、思春期や妊娠・出産、不妊等の相談に対応する。・妊活LINE相談事業の実施により、相談体制の充実を図る。女性の健康(不妊や妊活)に関するセミナーを開催する。	こども家庭課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標10 生涯を通じた健康支援

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1)生涯を通じた健康支援	③がんによる死亡者数の減少	【活動】 ・各種イベントやがん予防推進員によるがん検診受診の普及啓発、協定企業と連携した講演会を実施し、県民への周知を行った。 ・がん診療連携拠点病院強化事業及びがん診療離島中核病院等機能強化事業等による診療連携体制の強化を通じた県内のがん診療の水準向上や均てん化の推進を図った。 ・緩和ケア医師研修等を実施し、県内の医療従事者の人材育成に取り組んだ。 ・県がんピアサポーターを養成して拠点病院等へ派遣し、相談体制の拡充を図った。 【成果】 がん年齢調整死亡率(75歳未満) R1 74.9(全国 70.0) R2 77.0(全国 69.6) R3 72.3(全国 67.4) R4 72.5(全国 67.4) ※参考 女性 59.8 男性 87.2	・乳がんは40～50歳代の罹患率が高いため本人・家族への影響が大きく、また、子宮頸がんの発症は20代後半から急増するが、どちらも検診受診率が低い。 ・AYA世代(15歳以上40歳未満)のがん患者に対して、治療に伴う生殖機能への影響等ライフステージに応じた情報提供と支援体制の強化が求められている。	【今後の取組】 ・第3期長崎県がん対策推進計画に基づき、引き続き、市町及び医療機関等関係機関と連携し、がんの死亡者数を減少させるためのがん対策を推進する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・市町や協定企業等と連携し、罹患率が高い年齢層や、働いている層等をターゲットとして、がんの早期発見、早期治療等に向けた周知啓発を行う。 ・R3年度に妊孕性温存医療に対する助成を開始し、R4年度、さらに温存後生殖補助医療にも支援対象を拡大した制度内容について周知を行う。	医療政策課
(2)妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実	①妊娠・出産に係る女性への支援	①母子特定疾病対策費 【活動】 ・身体に障害のある児(育成医療)・未熟児(養育医療)に対し医療等の給付を行った。 【成果】 ・育成医療給付実人員 R1:458人、R2:428人、R3:506人、R4:449人、R5:369人 ・養育医療給付実人数 H31:253人、R2:262人、R3:270人、R4:229人、R5:241人 ②福祉医療費助成費 【活動】 ・市町が行う乳幼児(0歳～就学前)、ひとり親家庭の親と子の医療費の助成に対し補助を行った。また、R5年度から高校生世代に対しても新たに補助を行った。 【成果】 ・助成実績 R2:810,989千円、R3:928,370千円、R4:873,887千円、R5:1,325,143千円 ③母子保健専門強化事業 【活動】 ・検査費用助成により先天的な代謝異常等の早期発見、専門家による協議会や講演会の開催によりATL(成人T細胞白血病)の感染防止等を図った。 【成果】 ・ATL抗体検査陽性者数 R3:32人、R4:37人、R5:29人	②福祉医療費助成費 ・各自治体で助成しているが、財政力等によりその内容に自治体間で差が生じている。 ③母子保健専門強化事業 ・ATL陽性率は減少傾向にあるが、依然一定の陽性者が存在する。	②福祉医療費助成費 【今後の取組】 ・本来医療については、全国どこに住んでも同じ条件で受けられることが望ましいことから、全国統一の医療費助成制度の創設を国に求める。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・引き続き、国に対し、全国知事会や政府施策要望等を通じ求めていく。 ③母子保健専門強化事業 【今後の取組】 ・感染予防に取り組むとともに、相談体制の充実を図っていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・協議会での議論を踏まえ対策を推進する。 ・保健所や医療機関と連携しながら相談体制の充実に努める。	こども家庭課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標10 生涯を通じた健康支援

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実	①妊娠・出産に係る女性への支援	④健やか親子21推進事業 【活動】 ・総合的な観点から発達障害児・者に対する支援を検討する協議会を設置し、県内の関係機関による連携体制の構築を図った。 【成果】 ・発達障害者支援センターによる関係機関への支援件数 R3:115 R4:102 R5:70 ⑤児童虐待ゼロプロジェクト事業 【活動】 ・産科医療機関と行政が連携し、妊産婦を早期に支援することで、心身の安定を図り、児童虐待の発生予防に取り組んだ。 【成果】 ・産科から市町に対し妊産婦の訪問を依頼した件数 R3:749、R4:704、R5:616 ⑥健やか親子サポート事業 【活動】 ・県立保健所において、男女双方がプレコンセプションケアを含め性や生殖に関する健康管理が行えるよう健康教育を実施するとともに、性と健康の相談窓口を設置して思春期、妊娠・出産、不妊等の相談に対応できる体制の整備を行った。 ・さらに妊娠、不妊、更年期等について専門家に相談が可能なLINE相談を実施し、相談体制の充実を図り、妊活、不妊をテーマにしたセミナーを開催した。 ・市町が妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施するため、市町の連絡調整会議や保健師等の専門職への研修会を実施した。 【成果】 ・健康教育開催回数 ①健康教育開催回数 R3 R4 R5 11回 20回 21回 ②性と健康の相談 R3 R4 R5 769件 421件 763件 ③妊活LINE(R5) 登録者数:延161人(新規登録90人) 相談件数:168件 ④県民向けに妊活セミナーを開催(1回) ⑤子育て世代包括支援センター職員を対象に出生前検査をテーマに研修会を開催した。	④健やか親子21推進事業 ・身近な地域で支援を受けられる体制の構築が必要 ⑤児童虐待ゼロプロジェクト事業 ・医療機関により取組状況に差がある ・産科医療機関と市町母子保健の連携を引き続き図っていく必要がある。 ⑥健やか親子サポート事業 ・各ライフステージに応じた相談支援体制の構築。 ・今後はプレコンセプションケアの視点から女性だけでなく男性の健康増進も支援していく必要がある。	④健やか親子21推進事業 【今後の取組】 ・発達障害のある人やその家族が身近な地域において支援が受けられる体制づくりを進めていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・一義的に相談支援を担う人材養成のための研修の実施 ・個別事例への対応を通じた発達障害者支援センターによる間接支援の強化 ⑤児童虐待ゼロプロジェクト 【今後の取組】 ・質問票の活用により虐待リスクのある母児の早期発見を行い、支援につなげる 【問題解決に向けた具体的な取り組み】 ・質問票の活用、医療機関と市町の連携を図る ⑥健やか親子サポート事業 【今後の取組】 ・引き続き市町母子保健や学校保健等関係機関との連携を図りながら、ライフステージに応じた健康教育の実施及び相談体制の充実を図る 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・学校保健と連携し、発達段階に応じた健康教育を実施する。既実施校については、学校で継続して実施ができるよう、教育資料の提供や助言を行う。 ・県立保健所に性と健康の相談センターを設置し、思春期や妊娠・出産、不妊等の相談に対応する。 ・妊活LINE相談事業の実施により、相談体制の充実を図り、女性の健康(妊活や不妊)に関するセミナーを開催する。 ・連絡調整会議や保健師等の専門職への研修会を開催し、相談、指導を行う職員の資質向上を図る。	こども家庭課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標10 生涯を通じた健康支援

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実	①妊娠・出産に係る女性への支援	⑦妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業 【活動】 - 産科・精神科・小児科・行政の関係機関が連携することにより、妊娠中から支援を要する妊婦を早期に把握し、フォローアップする体制の構築を図った。 【成果】 - 妊産婦の受け入れ可能な精神科診療機関リストの改定・配布により、産科・精神科・行政における連携が強化された。 - 協議会において症例検討を行ったことで、地域の課題や関係機関との連携体制の構築の礎となった。 ⑧出産・子育て応援交付金事業 【活動】 - 伴走型相談支援の充実や出産・子育て応援給付金の給付を行う市町に対し補助を行った。 【成果】 - 出産応援ギフト受給者数 R4:6,242人、R5:13,054人 - 子育て応援ギフト受給者数 R4:4,311人、R5:9,924人	⑦妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業 今後、地域において連携体制が構築されるよう支援していく必要がある。	⑦妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業 【今後の取組】 - 各地域の状況に応じ、産科・精神科・小児科・行政の関係性を深めた連携を構築する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 - 妊産婦等連絡相談窓口一覧表の改訂及び活用 - 産科・精神科・小児科・行政等の関係者が参画するネットワーク協議会の開催及び症例検討の実施。 - 地域の関係機関が参加する連絡会議の開催及び依頼があった市町会議等への産科医師派遣の調整を行なう。	こども家庭課
		⑨子ども子育て支援事業 【活動】 - 乳児家庭全戸訪問事業や必要と認められる保護者に対し養育に関する相談等の支援を実施する市町に補助を行った。 【成果】 - 養育支援訪問実施件数(H29～R4年度) R1:1,682件、R2:2,014件、R3:1,846件、R4:1,689件、R5:1,872件 ⑩不妊治療費助成事業 【活動】 生殖補助医療(体外受精・顕微授精)に併せて行われる先進医療に要する費用の一部の助成を行った。 【成果】 助成件数 R5:259件 ⑩小児慢性特定疾病対策総合事業 【活動】 - 毎年度、小児慢性特定疾病にかかっている児童に対し、医療費の給付等を行った。 【成果】 - 助成実績(R2～R4年度) R2:200,664千円、R3:195,107千円、R4:177,810千円 ⑪特定不妊治療費助成事業 【活動】 - 高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成した。 【成果】 - 助成件数 R2:553、R3:765、R4:288	⑩不妊治療費助成事業 年齢が高くなるほど妊娠・出産に至る確率が低下し、妊娠・出産に伴うリスクが高くなる傾向がある。	⑩不妊治療費助成事業 【今後の取組】 子どもを望む夫婦が、より出産に至る確率が高い時期に適切な治療を開始し出産を迎えることができるよう、引き続き不妊に関する助成および知識等の普及啓発を行っていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 - 若い世代に対し、妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発を図る。 - 特に、不妊で悩む方に対しては、妊活LINE相談を実施し、妊活や不妊に関する悩み等に適切に対応する。	こども家庭課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標10 生涯を通じた健康支援

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実	②周産期医療の充実	【活動】 ①周産期母子医療センターの診療機能、病床数、及び医師、看護師等の確保や処遇改善を図るため、運営に係る支援を実施し、地域における周産期医療体制の確保を図った。 ②周産期母子医療センターと、地域の産科病院・診療所や在宅医療体制等との機能分化・相互連携により、周産期医療を効果的に提供できるシステムの整備を実施した。 ③周産期医療関係者に標準的な母体救命法などを普及させることにより、効果的な母体救命システムの確立及び妊産婦への質の高い医療の提供を図った。 【成果】 ・県内NICU病床数について国の示す指針(出生1万人当たり25～30床)を満たし、周産期医療の充実を図ることができた。 【参考:出生1万人当たりの県内NICU病床数】 (H27年末時点) 24.5床 (R5年末時点) 46.4床	・県内周産期医療機関における情報共有及び小児医療等との連携を強化するため、周産期医療支援システム(すくすく)を普及させる必要がある。 ・分娩取り扱い施設が減少傾向にある。 ・乳児死亡率や新生児死亡率が全国平均より高い傾向にある。	【今後の取組】 ・周産期医療体制及び医療従事者の確保・充実を図るため、引き続き関係機関と連携して事業を実施する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・小児周産期医療の専門部会において、医療体制の現状及び課題を共有し、課題解決に向けた検討を行う。	医療政策課
(3) 健康をおびやかす問題への対策の推進	①HIV／エイズ、性感染症対策の推進	【活動】 県内保健所等において、HIV、クラミジア(現在検査休止中)、梅毒等の検査を実施し、早期発見・早期治療に繋げ、感染症拡大防止を推進している。 エイズについては、6月の検査週間や12月1日の世界エイズデーを中心に予防及び検査のための啓発事業を展開する。具体的には、 ・パンフレット及び啓発グッズ等の配布 ・保健所による学校へのエイズ等性感染症予防講話の実施 ・県内全保健所によるHIV・梅毒検査の実施 ・HIV検査の夜間、即日検査の実施 【成果】 予防教育実施回数 R1年度:38回、R2年度:18回、 R3年度:61回、R4年度:16回、R5年度:15回 HIV検査件数 R1:828件、R2:366件、R3:197件、 R4:220件、R5:452件 HIV相談件数 R1:433件、R2:222件、R3:129件、 R4:291件、R5:363件 新規HIV感染者数 R1:5人、R2:1人、R3:2人、R4:2人、R5:7人 新規AIDS患者数 R1:2人、R2:0人、R3:2人、R4:0人、R5:4人 ※検査件数及び相談件数、感染者数患者数は暦年	・若年者等への予防教育の回数は減少傾向にあるが、予防教育の手法など、性行動に関する正しい情報の提供方法の検討が必要である。 ・県内におけるHIV検査件数は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外出控えや保健所業務ひっ迫により保健所での検査が一時中止となったためR2年から大幅に減少した。早期発見を図るためにも継続した啓発活動が必要である。 ・インターネットの普及により、性に関する情報を手に入れやすい環境にあるが、様々な情報があふれており、正しい情報が伝わりにくい状況にある。	【今後の取組】 ・引き続き、県内保健所等において、HIV、クラミジア、梅毒等の検査を実施し、早期発見・早期治療に繋げ、感染症拡大防止を推進する。また、エイズについては、6月の検査週間や12月1日の世界エイズデーを中心に予防及び検査のための啓発事業を展開する。 ・若年者への予防教育については、教育部門と協力し推進する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・専門委員会において課題解決に向けた検討の実施 ・インターネットやマスメディアを活用した広報の実施 ・保健所による学校への予防教育の実施 ・希望者が検査を受けやすい日時の設定等、検査環境の整備	地域保健推進課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標10 生涯を通じた健康支援

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)				
(3) 健康をおびやかす問題への対策の推進	②喫煙、飲酒対策の推進	【活動】 ・喫煙や飲酒が健康に与える影響について普及啓発・相談、禁煙支援医療機関などの情報提供を実施 ・R1年度からは改正健康増進法の受動喫煙防止対策の周知に向け説明会を実施 ・R5年10月1日現在の県及び市町等が管理する公共施設(一部対象外あり)の受動喫煙対策状況調査を実施 【成果】 ・様々な機会を活用し、普及啓発を行うことで特に女性や未成年者へ禁煙や多量飲酒が健康に与える影響について周知できた。 ・受動喫煙防止対策については、改正健康増進法の施行に伴い、R元年7月1日から学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の第一種施設が敷地内禁煙となり受動喫煙対策は確実に推進できており、R5年10月の調査では対象の公共施設では受動喫煙対策が取られている。 ・第一種施設(原則敷地内禁煙)の敷地内禁煙実施率 R4:県施設78.7% 市町施設84.4% R5:県施設95.6% 市町施設84.5%	・改正健康増進法によりR2年4月1日から飲食店等の第二種施設は原則屋内禁煙となっており、望まない受動喫煙の防止強化のため、普及啓発、各種届出の受理や違反者への指導等適切な対応にしていける必要がある。 ・第一種施設の完全敷地内禁煙には至っていない。	【今後の取組】 ・喫煙や飲酒について、引き続き普及啓発、相談、情報提供を実施する。 ・改正健康増進法の受動喫煙対策の着実な実施に向け、普及啓発、違反者への指導等適切に対応する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・R2年4月1日から飲食店等の第二種施設は原則屋内禁煙となっており、望まない受動喫煙の防止強化のため、普及啓発、各種届出の受理や違反者への指導等適切に対応するため、保健所の窓口担当者への説明会等を実施し、喫煙対策に関して情報共有を図る。 ・県庁舎等における敷地内禁煙の実施。R4年12月より取組み、R5年4月1日より本庁舎(行政棟)及び各振興局並びに地方機関の庁舎にて敷地内禁煙を実施した。	国保・健康増進課				
		【活動】 ・県立保健所において、男女双方がプレコンセプションケアを含め性や生殖に関する健康管理が行えるよう健康教育を実施した。 ・若年層向け啓発ブックにて飲酒、喫煙が妊娠・出産に与える影響について啓発を行った。 【成果】 健康教育開催回数 <table><tr><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>11回</td><td>20回</td><td>21回</td></tr></table> サポートブック配布数 R3:5,900冊、R4:5,900冊、R5:11,200冊(R5より男女双方に配布)	R3	R4	R5	11回	20回	21回	・若年層や妊産婦に対する健康教育や啓発を実施する必要がある、そのためには、市町母子保健や学校保健との連携が不可欠である
R3	R4	R5							
11回	20回	21回							

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標11 防災・復興における男女共同参画の推進

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) 防災・復興における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った防災対策の展開	【活動】 ・災害対策基本法に基づく長崎県防災会議を開催し、県地域防災計画の修正を行った。・防災会議委員改選(交代)の際は、関係機関に対し、女性の登用要請を行った。 【成果】 ・防災会議委員は、関係団体に女性委員登用を要請するも、団体の意向等により登用できなかった。	・県防災会議の委員は、あて職の委員のほとんどを男性が占めている。 女性委員を増やすためには、あて職以外の委員について、引き続き関係機関に対し、権限と見識を有する女性役職員の登用の協力要請を行っていく必要がある。	【今後の取組】 ・災害対策基本法に基づく長崎県防災会議を開催し、県地域防災計画の修正を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・防災会議委員への女性登用を増やすため、あて職以外の委員は、関係機関に引き続き権限と見識を有する女性役職員登用の協力要請を行っていき、県職員の委員は、女性管理職の登用を行っていく。	防災企画課
		【活動】 ・県地域防災計画において、男女共同参画の視点に立った防災対策を追記した。・市町に対し、国が男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインに基づいて作成した学習プログラムの活用を促す等、県内全域における男女共同参画の視点に立った防災対策の展開を引き続き行った。 【成果】 ・県内の市町村防災会議の委員に占める女性の割合 R3:7.7%、R4:7.6%、R5:7.9%	・県及び市町において、いまだ低い数値である防災会議の委員に占める女性の割合を高める必要がある。	【今後の取組】 ・防災会議の女性委員比率だけでなく、「災害対策本部・復興対策本部への女性職員の配置」、「防災・危機管理担当部局への女性職員の配置」、「避難所の管理責任者に男女両方の職員を配置」、「自主防災組織、消防団への女性の参画拡大」等についても引き続き促進を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・庁内外での研修・会議における呼び掛け(全国平均や近隣県と比べて低い数値であること等を示す)	防災企画課・男女参画・女性活躍推進室
	②避難場所等における配慮	【活動】 ・避難所の運営管理等に関して、県地域防災計画に明記するとともに、必要に応じ、県地域防災計画の修正を行った。 【成果】 ・避難所運営に配慮したレイアウト等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を作成した自治体があった。	・避難所の生活環境等の改善、防災機能設備等の確保など「避難所の質の向上」を目指し、引き続き取組みを進める必要がある。	【今後の取組】 ・必要に応じ、県防災会議において、避難場所等における配慮に関し、県地域防災計画の見直しを行う。・避難場所等における配慮について、市町が作成する地域防災計画に確実に反映されるよう働きかけていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県地域防災計画の修正にあたっては、避難所の開設、運営に関し、能登半島地震の課題を踏まえた防災対策の見直しを的確に反映する。	防災企画課
		【活動】 ・県民ボランティア振興基金(事務局は県民生活環境課)を通じて、災害ボランティア活動に関する学習会等への講師派遣にかかる支援を行った。 【成果】 ・学習会の中で、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営の必要性について理解促進が図られた。	・避難場所や災害ボランティア活動の場において、男女別のスペースの確保やプライバシーへの配慮などを確実に実施するためには、引き続き取組みを進める必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、県民ボランティア振興基金を通じて、災害ボランティア活動に関する学習会等への講師派遣にかかる支援を行い、男女のニーズに配慮した避難所運営についての情報提供を行う。・市町社協が市町災害ボランティアセンターを設置する場合は、長崎県災害ボランティア連絡会(事務局は県社協)を通じて、更衣スペース等男女のニーズの違いに配慮した取組について、協力依頼を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	県民生活環境課
		【活動】 ・庁内関係各課や市町担当部局向け研修等で、被災時の男女のニーズの違いを説明し、男性にも女性にも配慮した避難所運営の必要性について理解促進を図り、男女共同参画の視点からの災害対応について明記するよう依頼を行った。・県地域防災計画において、男女共同参画の視点に立った防災対策を複数追記した。 【成果】 男女共同参画の視点を反映した地域防災計画や福祉避難所運営マニュアルの整備が進められた。	・男女共同参画の視点に配慮した避難所運営には、危機管理部局及び福祉保健部局の協力が必要不可欠であるが、それらの関係部局からの研修参加者が少ない。	【今後の取組】 ・県及び市町において、関係部局の連携体制を強化する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・市町の防災計画や避難所運営マニュアルに、男女共同参画の視点からの災害対応(プライバシーの確保等)について明記するよう引き続き依頼する。・危機管理、福祉保健部局と連携し、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営訓練を実施する。	防災企画課・福祉保健課・男女参画・女性活躍推進室

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標11 防災・復興における男女共同参画の推進

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) 防災・復興における男女共同参画の推進	②避難場所等における配慮	【活動】 ・簡易間仕切り等については、各市町の備蓄状況を確認するとともに、備蓄していない市町については、適宜働きかけを行った。 ・福祉避難所(母子避難所含む)の確保に向け、避難行動要支援者担当課長会議等において、各市町へ福祉避難所(母子避難所含む)のさらなる確保について働きかけを行った。 【成果】 ・簡易間仕切り等については、全市町が備蓄済み。 ・福祉避難所については、R6.4.1現在404カ所確保されている。	・福祉避難所は、県内の避難行動要支援者(自ら避難することが困難な者で特に支援を要する者)に対し、不足している状況にある。	【今後の取組】 ・引き続き、市町に対し避難行動要支援者担当課長等会議等において、避難所における女性及び要支援者に対する配慮や、プライバシーの確保依頼、情報提供を行っていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・福祉避難所について、市町に対しさらなる確保に向けた働きかけを行い、市町や関係機関と適宜協議し、幅広い施設の指定に取り組む。	福祉保健課
	③防災現場への女性の進出促進	【活動】 ・政府では、消防団員に占める女性の割合についてR8年度に10%を目標としつつ、当面5%を目標としている。本県においても、消防団員の減少が続く中において、団員の確保のため、女性消防団員の勧誘促進を市町に働きかけるとともに、勧誘促進のために必要なリーダーの養成を推進している。 ・消防職員に占める女性の割合についても、政府において、全消防職員の5%を目標とし、この方針に基づき、各市町に採用促進を要請している。 【成果】 ・消防団員に占める女性の割合 R1 R2 R3 R4 R5 1.9% 1.9% 1.9% 1.9% 2.0% ・消防職員に占める女性の割合 R1 R2 R3 R4 R5 1.8% 2.1% 2.1% 2.3% 2.4%	・消防団については、各市町において、組織の編成上、女性でも対応が可能と判断される場合で、定数の範囲内で入団を進めている。従って、定数が足りている場合、必要な女性団員数が満たされている場合には、入団が進められない。	【今後の取組】 ・勧誘対策の研修会や勧誘促進のためのPR動画「あなたの知らない消防団の世界」、リーフレットの活用などを進め、市町の勧誘活動を支援していくとともに、女性消防団員の活動が活発に、そして魅力的に行われることにより、女性消防団の入団希望者が増えてくると考えられることから、まずは、魅力的な活動になるよう、指導者の育成を進めていく。 ・また、長崎市の広域支援分団への県職員の加入促進に務めていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・女性消防団員の活躍の場を広げていけるよう、先進的な事例の紹介に努めていく。 ・令和7年度に本県で開催する「全国女性消防団員活性化長崎大会」にて、女性消防団員の魅力を関係各所へ発信し、更に活躍の場を広げていけるよう、各市町、団体と協力し、大会の準備を進めていく。	消防保安室
	④被災時・震災後における心のケア	【活動】 非常時にはDVや性暴力等の被害が潜在化する傾向があることから、相談窓口の広報・周知(ポスターの掲示や相談カードの設置)を庁内及び市町関係課向け研修等で呼びかけた。 【成果】 県及び市町の男女共同参画部局、危機管理部局、(福祉)避難所運営担当部局等が研修に参加	・非常時にDVや性暴力等の被害を訴えるのは、平常時に増して声をあげにくいことから、問題を認識できない場合が多い。	【今後の取組】 ・避難所運営者の認識を深める 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・研修等で被害の状況や対応策の周知啓発を行う	男女参画・女性活躍推進室
		【活動】 ・性暴力被害者支援「サポートながさき」の相談窓口の周知のため、県内中学校、高校、特別支援学校に対し啓発カードを配布するとともに、市町や医療機関に対するリーフレット、ポスターの配布、庁内デジタルサイネージによる広報等を実施した。 【成果】 性暴力被害相談窓口の周知を促進した。	性暴力等の被害を誰にも相談できず潜在化するおそれがあるため、日頃から様々な機会を通じて相談窓口を周知する必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き、性暴力被害者支援「サポートながさき」の周知を図るとともに、相談者に対する適切な支援に取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・啓発カード、リーフレット、ポスターの配布、コンビニ等への広報ステッカーの貼付、ホームページやSNSを活用した広報等により更なる周知を図る。	交通・地域安全課
		【活動】 ・ホームページやリーフレットによるDV相談窓口の周知 ・内閣府「DVナビ」「DV相談+」の活用 ・配偶者暴力相談支援センター他の相談機関において相談支援業務を実施 【成果】 DVを主訴とする相談件数 R3年度:2,189件、R4年度:2,084件	・非常時にDV被害等が潜在化するおそれがある。	【今後の取組】 ・引き続き、相談窓口の周知及び相談支援業務に取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・関係機関と連携した相談窓口の周知活動の実施 ・国の調査研究を踏まえたSNS等の活用による相談体制の強化	こども家庭課

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標11 防災・復興における男女共同参画の推進

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) 防災・復興における男女共同参画の推進	⑤地域における普及啓発の推進	【活動】 ・関係課と連携し、会議等において平時からの男女共同参画の視点での防災・復興対策について情報発信を行った。 【成果】 ・部局を横断した連携を行うことで、市町に対して効果的な情報発信ができた。	・地域における平時からの取り組みに関しては、市町等と連携しながら取組を進める必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き関係課等と連携し、会議等において情報発信を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・様々な研修会や会議、自主防災リーダー養成講座などにおいて、男女共同参画の視点での防災・復興対策の意義・必要性について普及啓発を行う。	防災企画課
		【活動】 ・地域活動促進会議において、「男女共同参画の視点からの防災・復興」に関する内容で研修会を実施 【成果】 ・市町の防災担当、避難所運営担当、地域で活動する団体等が参加	・より多くの県民の参加を促し、普及啓発を進める必要がある。	【今後の取組】 ・引き続き研修会を開催する 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・庁内関係各課や市町、長崎県男女共同参画推進員等と連携し、研修会を実施する。	男女参画・女性活躍推進室
		【活動】 ・市町避難行動要支援者担当課長等会議を開催し、対策の進捗状況や課題の共有を行う。 【成果】 市町避難行動要支援者担当課長等会議の開催数 R4年度:2回、R5年度:2回	・避難行動要支援者対策における男女共同参画の視点からの意識の向上	【今後の取組】 ・市町に対し、男女共同参画の視点での要配慮者への対応等について引き続き働きかけを行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・市町避難行動要支援者担当課長等会議において、男女共同参画の視点からの要配慮者への対応等についての説明を行い理解を深める。	福祉保健課 男女参画・女性活躍推進室

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化

政策目標12 推進体制の整備・強化

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)
(1) 県における推進体制の充実	①長崎県男女共同参画推進会議の運営	【活動】 ・第4次県男女計画策定にあたりR2に推進会議を開催(書面) 【成果】 男女共同参画社会の実現を目指し、関連する施策を総合的に推進する体制の整備	—	【今後の取組】 ・必要に応じて推進会議を開催する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・次期男女計画策定時に開催し、男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策について協議する。	男女参画・女性活躍推進室
	②長崎県男女共同参画審議会の運営	【活動】 ・男女共同参画審議会を開催し、計画の進捗状況等を報告するとともに、計画の推進に対する意見を聴取 【成果】 ・審議会の開催状況 R1 R2 R3 R4 R5 1回 3回 1回 1回 2回	—	【今後の取組】 ・男女共同参画審議会を開催し、計画の進捗状況等を報告するとともに、計画の推進に対する意見を聴取 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・男女共同参画審議会の開催	男女参画・女性活躍推進室
	③長崎県男女共同参画推進センターの運営及び機能の強化	【活動】 ・長崎県男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画に関する情報提供、相談対応、人材育成、市町等と連携した取組等を実施 【成果】 ・一般相談件数 R1:114、R2:94、R3:80、R4:75、R5:102 ・男性相談件数 R1:67、R2:71、R3:47、R4:62、R5:65	—	【今後の取組】 ・引き続き、男女共同参画推進センターを運営し、地域における男女共同参画を促進していく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・男女共同参画推進センターの運営	男女参画・女性活躍推進室
	④長崎県男女共同参画推進員等との連携	【活動】 ・男女共同参画推進員及びアドバイザーを県内8地域に配置して、地域での普及啓発を推進 ※推進員32名、アドバイザー17名(R4) 【成果】 ・推進員の活動実績(会議、イベントでの啓発等) R1 R2 R3 R4 R5 119回 107回 168回 358回 334回	—	【今後の取組】 ・地域リーダー等に男女共同参画の基本理念を学ぶ機会を設け、県内全地域に男女共同参画推進員を配置する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県内各地域で地域男女共同参画推進員等研修を開催(R2～)	男女参画・女性活躍推進室
	⑤計画の着実な実施と進捗管理	【活動】 ・「長崎県の男女共同参画の現状と施策」の発行 ・長崎県男女共同参画審議会での検討・評価と協議内容の公表 【成果】 ・毎年1回発行 ・審議会の開催状況 R1 R2 R3 R4 R5 1回 3回 1回 1回 2回	—	【今後の取組】 ・「長崎県の男女共同参画の現状と施策」の発行 ・長崎県男女共同参画審議会での検討・評価と協議内容の公表 【課題解決に向けた具体的な取組】 同上	男女参画・女性活躍推進室
(2) 市町における推進体制の整備		【活動】 県内8地域に設置した「地域活動促進会議」において、男女共同参画推進員やアドバイザー等が地域で推進活動をする際に必要なスキル等を学ぶ研修を実施 【成果】 ①男女共同参画推進員等、市町担当者等研修会 R2～R3:年1回開催 ②地域における男女共同参画推進研修(R2～) R4:実施5回、オンラインも含め21市町が受講 ③地域におけるリーダー育成事業(開催回数) R1 R2 R3 R4 R5 基礎研修 3 0 8 8 8 実践研修 8 8 8 8 8	—	【今後の取組】 ・地域リーダー(各団体等)に男女共同参画の基本理念等を学ぶ機会を設け、県内全地域で男女共同参画の推進を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①男女共同参画推進員等及び市町担当者等研修をオンラインも活用しながら実施 ②男女共同参画センター未設置の市町を3年で一巡するよう開催 ③県内8の地域活動促進会議と連携して、各地域で基礎研修、実践研修を開催	男女参画・女性活躍推進室

2 「第4次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化

政策目標12 推進体制の整備・強化

基本計画		取組実績(活動及び成果)	課題	今後の取組	担当課(室)																								
(3) 女性の活躍に関する推進体制の充実		【活動】 ・女性活躍推進法における協議会の役割を担う組織として官民一体の組織「ながさき女性活躍推進会議」を位置づけ、企業等の会員加入を促進するとともに、産学官の連携を図りながら、働きやすい職場環境づくりや女性の登用などを推進 【成果】 ・ながさき女性活躍推進会議会員数 <table><tr><td>①趣旨賛同会員</td><td>②自主宣言登録会員</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td></td></tr><tr><td>① 265</td><td>289</td><td>308</td><td>351</td><td>402</td><td></td></tr><tr><td>② 159</td><td>181</td><td>199</td><td>237</td><td>276</td><td></td></tr></table>	①趣旨賛同会員	②自主宣言登録会員					R1	R2	R3	R4	R5		① 265	289	308	351	402		② 159	181	199	237	276		—	【今後の取組】 ・引き続き、ホームページでの広報や事業の際に趣旨賛同会員及び自主宣言登録会員への登録を呼びかける。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・ホームページで企業の取組を広く広報するとともに、経営者向けセミナー等において、女性活躍推進企業に女性活躍に取り組んだ契機や成果等を話してもらい、参加者に女性活躍のメリット等を実感してもらうことにより会員登録へつながるよう努める。	男女参画・女性活躍推進室
①趣旨賛同会員	②自主宣言登録会員																												
R1	R2	R3	R4	R5																									
① 265	289	308	351	402																									
② 159	181	199	237	276																									

Ⅲ 市町における取組状況

1 男女共同参画に関する条例制定状況

市 町 名	条 例 名 称	施行年月日
長 崎 市	長 崎 市 男 女 共 同 参 画 推 進 条 例	H14.10.1
佐 世 保 市	佐 世 保 市 男 女 共 同 参 画 に よ る ま ち づ く り 条 例	H18.3.2
諫 早 市	諫 早 市 男 女 共 同 参 画 推 進 条 例	H25.7.1
西 海 市	西 海 市 男 女 共 同 参 画 推 進 審 議 会 条 例	H19.4.1
雲 仙 市	雲 仙 市 男 女 共 同 参 画 推 進 条 例	R3.12.27

2 男女共同参画計画等の策定状況(21市町で策定済み)

市 町 名	計画等名称	計画期間	行政連絡会議等	懇話会等
長 崎 市	第3次長崎市男女共同参画計画	R4～R12	男女共同参画推進本部	男女共同参画 審議会
佐 世 保 市	第4次佐世保市男女共同参画計画	R5～R9	男女共同参画推進会議	男女共同参画 審議会
島 原 市	第3次島原市男女共同参画計画	R2～R6	男女共同参画庁内推進会議	男女共同参画 推進懇話会
諫 早 市	第3次諫早市男女共同参画計画	H30～R9	男女共同参画庁内推進委員会	男女共同参画 審議会
大 村 市	第5期おおむら男女共同参画プラン	R4～R8	男女共同参画庁内推進会議	男女共同参画 懇話会
平 戸 市	平戸市男女共同参画計画	R4～R8		男女共同参画 推進協議会
松 浦 市	第3次松浦市男女共同参画計画	R4～R8		男女共同参画 推進懇話会
対 馬 市	第4次対馬市男女共同参画計画	R4～R8		男女共同参画 推進懇話会
壱 岐 市	第2次壱岐市男女共同参画基本計画	H29～R8	男女共同参画庁内推進本部	男女共同参画 推進懇話会
五 島 市	第4次五島市男女共同参画計画	R4～R8	男女共同参画推進委員会	男女共同参画 審議会
西 海 市	第2次西海市男女共同参画基本計画	H30～R9	男女共同参画庁内推進会議	男女共同参画 推進審議会
雲 仙 市	第4次雲仙市男女共同参画計画	R5～R9	男女共同参画庁内推進会議	男女共同参画 審議会
南 島 原 市	第4次南島原市男女共同参画計画	R5～R9	男女共同参画庁内推進会議	男女共同参画 推進懇話会
長 与 町	長与町第4次男女共同参画計画	R5～R9	男女共同参画推進会議	男女共同参画 推進委員会
時 津 町	第3次時津町男女共同参画計画	R4～R8	男女共同参画推進本部	男女共同参画 推進委員会
東 彼 杵 町	東彼杵町男女共同参画計画	R3～R11		男女共同参画計 画策定委員会
川 棚 町	川棚町男女共同参画計画	R5～R9		男女共同参画計 画策定委員会
波 佐 見 町	第3次波佐見町男女共同参画計画	R5～R9		男女共同参画 計画策定委員会
小 値 賀 町	小値賀町男女共同参画計画	R6～R10		男女共同参画 計画策定委員会
佐 々 町	第3次佐々町男女共同参画計画	R4～R8	男女共同参画推進会議	男女共同参画 推進懇話会
新 上 五 島 町	第4次新上五島町男女共同参画基本計画	R6～R10	庁内課長会議	男女共同参画基本 計画策定委員会

3 男女共同参画センターの設置状況

市 町 名	名 称	所在地 電話番号	設置年月	管理運営主体
長 崎 市	男 女 共 同 参 画 推 進 セ ン タ ー 「 ア マ ラ ン ス 」	長崎市魚の町5-1 095-826-0018	平成14年10月	(指 定 管 理 者) 株式会社NBCソシア
佐 世 保 市	男 女 共 同 参 画 推 進 セ ン タ ー 「 ス ピ カ 」	佐世保市三浦町2-3 0956-23-3828	平成13年3月	佐 世 保 市
諫 早 市	男 女 共 同 参 画 推 進 セ ン タ ー 「 ひ と ・ ひ と 」	諫早市高城町5-25 0957-24-1580	平成16年11月	諫 早 市
大 村 市	男 女 共 同 参 画 推 進 セ ン タ ー 「 ハ ー ト パ ル 」	大村市本町458-2 0957-54-8715	平成13年1月	大 村 市
雲 仙 市	男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	雲仙市吾妻町牛口名714 0957-47-7805	平成19年4月	雲 仙 市

注: 令和6年4月1日時点

4 市町審議会等女性登用率調

市 町 名	令和元年度						令和5年度					
	審議会数	うち 女性委員 ゼロの審議会	割合 (%)	総委員数	うち 女性委員数	女性割合 (%)	審議会数	うち 女性委員 ゼロの審議会	割合 (%)	総委員数	うち 女性委員数	女性割合 (%)
長崎市	99	18	18.2	1,379	308	22.3	109	17	15.6	1,598	363	22.7
佐世保市	74	8	10.8	1,035	249	24.1	74	8	10.8	995	267	26.8
島原市	32	10	31.3	403	69	17.1	31	10	32.3	417	72	17.3
諫早市	24	0	0.0	378	129	34.1	24	0	0.0	402	138	34.3
大村市	44	3	6.8	599	144	24.0	43	3	7.0	595	144	24.2
平戸市	47	9	19.2	688	132	19.2	44	11	25.0	616	121	19.6
松浦市	25	5	20.0	329	81	24.6	19	5	26.3	258	62	24.0
対馬市	21	2	9.5	448	99	22.1	24	3	12.5	459	126	27.5
壱岐市	50	20	40.0	558	102	18.3	48	14	29.2	530	116	21.9
五島市	58	12	20.7	972	220	22.6	49	9	18.4	794	183	23.0
西海市	30	6	20.0	432	100	23.1	36	5	13.9	575	108	18.8
雲仙市	31	6	19.4	419	96	22.9	32	5	15.6	414	97	23.4
南島原市	34	4	11.8	484	95	19.6	33	5	15.2	461	97	21.0
市 計	569	103	18.1	8,124	1,824	22.5	566	95	16.8	8,114	1,894	23.3
長与町	35	2	5.7	448	155	34.6	50	4	8.0	620	209	33.7
時津町	33	4	12.1	363	113	31.1	35	5	14.3	391	121	30.9
東彼杵町	9	2	22.2	117	20	17.1	12	3	25.0	150	28	18.7
川棚町	15	2	13.3	170	23	13.5	14	2	14.3	161	29	18.0
波佐見町	21	5	23.8	221	44	19.9	17	3	17.6	204	40	19.6
小値賀町	13	5	38.5	110	17	15.5	13	3	23.1	117	26	22.2
佐々町	21	5	23.8	206	49	23.8	23	4	17.4	221	68	30.8
新上五島町	27	2	7.4	373	86	23.1	27	2	7.4	385	98	25.5
町 計	174	27	15.5	2,008	507	25.2	191	26	13.6	2,249	619	27.5
合 計	743	130	17.5	10,132	2,331	23.0	757	121	16.0	10,363	2,513	24.2
全 国 平 均			11.6			28.4			9.8			30.1

※平成31年4月1日時点

※令和5年4月1日時点

出典：市区町村女性参画状況見える化マップ URL：https://www.cao.go.jp/shichoson_map/?data=1&year=2023

5 公務員(市町)関係調

(1)管理職に占める女性の割合

管理職とは、本庁課長相当職以上の職に就くものとし、具体的には、管理職手当が支給されることが条例等で指定される職を占める職員(管理又は監督の地位にある職員)

市 町 名	令和元年度			令和5年度		
	管理 職 総 数	うち 女 性 管 理 職 数	女 性 割 合 (%)	管理 職 総 数	うち 女 性 管 理 職 数	女 性 割 合 (%)
長崎市	241	30	12.4	260	33	12.7
佐世保市	225	25	11.1	205	21	10.2
島原市	36	2	5.6	41	4	9.8
諫早市	109	8	7.3	116	9	7.8
大村市	88	13	14.8	91	17	18.7
平戸市	91	18	19.8	68	12	17.6
松浦市	33	6	18.2	35	4	11.4
対馬市	76	6	7.9	83	7	8.4
壱岐市	62	8	12.9	62	10	16.1
五島市	45	1	2.2	41	2	4.9
西海市	47	7	14.9	48	4	8.3
雲仙市	79	11	13.9	57	3	5.3
南島原市	57	2	3.5	49	4	8.2
市 計	1,189	137	11.5	1,156	130	11.2
長与町	37	9	24.3	36	10	27.8
時津町	27	3	11.1	27	5	18.5
東彼杵町	12	0	0.0	11	0	0.0
川棚町	12	1	8.3	13	2	15.4
波佐見町	13	1	7.7	14	2	14.3
小値賀町	10	0	0.0	10	0	0.0
佐々町	12	0	0.0	18	4	22.2
新上五島町	30	2	6.7	31	7	22.6
町 計	153	16	10.5	160	30	18.8
合 計	1,342	153	11.4	1,316	160	12.2
全 国 平 均			15.6			17.8

※平成31年4月1日時点

※令和5年4月1日時点

出典:市区町村女性参画状況見える化マップ URL:https://www.cao.go.jp/shichoson_map/?data=1&year=2023

5 公務員(市町)関係調

(2)係長相当職に占める女性の割合

係長とは、その名称のいかんを問わず本庁における組織の最小単位の長をいう。

市 町 名	令和元年度			令和5年度		
	管理職総数	うち 女性 管理職 数	女性 割合 (%)	管理職総数	うち 女性 管理職 数	女性 割合 (%)
長崎市	374	67	17.9	369	73	19.8
佐世保市	789	251	31.8	834	286	34.3
島原市	96	21	21.9	184	52	28.3
諫早市	198	60	30.3	220	76	34.5
大村市	78	21	26.9	94	31	33.0
平戸市	103	27	26.2	130	37	28.5
松浦市	209	74	35.4	86	22	25.6
対馬市	62	13	21.0	75	12	16.0
壱岐市	118	45	38.1	87	34	39.1
五島市	169	39	23.1	163	25	15.3
西海市	70	24	34.3	59	22	37.3
雲仙市	55	13	23.6	68	16	23.5
南島原市	189	37	19.6	100	23	23.0
市 計	2,510	692	27.6	2,469	709	28.7
長与町	34	12	35.3	33	13	39.4
時津町	40	12	30.0	33	16	48.5
東彼杵町	31	9	29.0	27	9	33.3
川棚町	24	4	16.7	24	8	33.3
波佐見町	54	18	33.3	53	21	39.6
小値賀町	17	2	11.8	22	7	31.8
佐々町	22	6	27.3	19	6	31.6
新上五島町	116	29	25.0	104	23	22.1
町 計	338	92	27.2	315	103	32.7
合 計	2,848	784	27.5	2,784	812	29.2
全 国 平 均			34.1			35.4

※平成31年4月1日時点

※令和5年4月1日時点

出典:市区町村女性参画状況見える化マップ URL: https://www.cao.go.jp/shichoson_map/?data=1&year=2023

5 公務員(市町)関係調

(3)男性公務員の育児休業取得率

市 (区) 町村名	令和元年度			令和5年度		
	対象者総数	うち 育 児 休 業 取 得 者	割 合 (%)	対象者総数	うち 育 児 休 業 取 得 者	割 合 (%)
長崎市	78	7	9.0	110	40	36.4
佐世保市	69	4	5.8	65	23	35.4
島原市	11	0	0.0	10	0	0.0
諫早市	17	1	5.9	20	16	80.0
大村市	17	0	0.0	26	16	61.5
平戸市	15	0	0.0	10	4	40.0
松浦市	4	0	0.0	6	0	0.0
対馬市	14	0	0.0	11	0	0.0
壱岐市	13	0	0.0	17	5	29.4
五島市	16	0	0.0	16	7	43.8
西海市	13	0	0.0	6	2	33.3
雲仙市	13	3	23.1	8	1	12.5
南島原市	8	0	0.0	6	1	16.7
市 計	288	15	5.2	311	115	37.0
長与町	11	0	0.0	11	8	72.7
時津町	7	0	0.0	8	3	37.5
東彼杵町	1	0	0.0	3	2	66.7
川棚町	3	0	0.0	3	0	0.0
波佐見町	7	0	0.0	3	0	0.0
小値賀町	2	0	0.0	0	0	
佐々町	1	0	0.0	2	2	100.0
新上五島町	10	0	0.0	9	2	22.2
町 計	42	0	0.0	39	17	43.6
合 計	330	15	4.5	350	132	37.7
全 国 平 均			11.9			53.4

※令和元年12月27日時点公表の最新値

※令和6年12月26日時点公表の最新値

出典:市区町村女性参画状況見える化マップ URL:https://www.cao.go.jp/shichoson_map/?data=1&year=2023

6 自治会長に占める女性の割合調

市 町 名	令和元年度			令和5年度		
	自治会長数	女性	女性 割合(%)	自治会長数	女性	女性 割合(%)
長 崎 市	966	88	9.1	952	102	10.7
佐 世 保 市	612	44	7.2	610	34	5.6
島 原 市	226	5	2.2	223	7	3.1
諫 早 市	226	5	2.2	225	4	1.8
大 村 市	173	13	7.5	169	12	7.1
平 戸 市	163	0	0.0	163	1	0.6
松 浦 市	144	6	4.2	143	7	4.9
対 馬 市	181	9	5.0	181	2	1.1
壱 岐 市	239	4	1.7	238	4	1.7
五 島 市	239	13	5.4	231	9	3.9
西 海 市	87	2	2.3	82	1	1.2
雲 仙 市	241	3	1.2	241	5	2.1
南 島 原 市	427	9	2.1	427	8	1.9
市 計	3,924	201	5.1	3,885	196	5.0
長 与 町	50	5	10.0	51	5	9.8
時 津 町	19	0	0.0	19	0	0.0
東 彼 杵 町	34	0	0.0	34	0	0.0
川 棚 町	37	1	2.7	36	3	8.3
波 佐 見 町	22	0	0.0	22	0	0.0
小 値 賀 町	32	1	3.1	32	0	0.0
佐 々 町	32	3	9.4	32	2	6.3
新 上 五 島 町	115	10	8.7	114	8	7.0
町 計	341	20	5.9	340	18	5.3
合 計	4,265	221	5.2	4,225	214	5.1
全 国 平 均			6.3			7.8

※平成31年4月1日時点

※令和5年4月1日時点

出典:市区町村女性参画状況見える化マップ URL: https://www.cao.go.jp/shichoson_map/?data=1&year=2023

7 防災会議委員に占める女性の割合調

市 町 名	令和元年度			令和5年度		
	委員総数	女性	女性 割合(%)	委員総数	女性	女性 割合(%)
長 崎 市	49	4	8.2	54	7	13.0
佐 世 保 市	52	3	5.8	51	5	9.8
島 原 市	32	2	6.3	31	2	6.5
諫 早 市	37	5	13.5	37	6	16.2
大 村 市	41	7	17.1	40	7	17.5
平 戸 市	40	0	0.0	40	1	2.5
松 浦 市	33	4	12.1	32	1	3.1
対 馬 市	35	1	2.9	34	0	0.0
壱 岐 市	22	2	9.1	20	1	5.0
五 島 市	35	1	2.9	35	2	5.7
西 海 市	36	0	0.0	38	3	7.9
雲 仙 市	42	3	7.1	39	3	7.7
南 島 原 市	41	2	4.9	40	2	5.0
市 計	495	34	6.9	491	40	8.1
長 与 町	24	2	8.3	23	3	13.0
時 津 町	17	2	11.8	16	2	12.5
東 彼 杵 町	23	3	13.0	23	2	8.7
川 棚 町	29	1	3.4	28	2	7.1
波 佐 見 町	27	0	0.0	26	4	15.4
小 値 賀 町	16	0	0.0	19	0	0.0
佐 々 町	11	1	9.1	23	1	4.3
新 上 五 島 町	29	2	6.9	28	1	3.6
町 計	176	11	6.3	186	15	8.1
合 計	671	45	6.7	677	55	8.1
全 国 平 均			10.7			13.4

※平成31年4月1日時点

※令和5年4月1日時点

参照：市区町村女性参画状況見える化マップ URL：https://www.cao.go.jp/shichoson_map/?data=1&year=2023

8 市町議会議員に占める女性の割合

市町名	令和元年度			令和5年度		
	総数	女性議員	女性議員の割合(%)	総数	女性議員	女性議員の割合(%)
長崎市	40	4	10.0	40	4	10.0
佐世保市	32	2	6.3	33	3	9.1
島原市	19	1	5.3	19	2	10.5
諫早市	30	4	13.3	24	4	16.7
大村市	25	3	12.0	25	3	12.0
平戸市	18	0	0.0	18	1	5.6
松浦市	16	2	12.5	15	1	6.7
対馬市	18	1	5.6	19	1	5.3
壱岐市	15	0	0.0	15	1	6.7
五島市	18	2	11.1	17	2	11.8
西海市	18	1	5.6	18	1	5.6
雲仙市	19	0	0.0	19	0	0.0
南島原市	17	1	5.9	19	2	10.5
市計	285	21	7.4	281	25	8.9
長与町	16	3	18.8	15	4	26.7
時津町	16	2	12.5	14	2	14.3
東彼杵町	11	1	9.1	8	0	0.0
川棚町	14	0	0.0	14	2	14.3
波佐見町	14	1	7.1	13	2	15.4
小値賀町	8	0	0.0	8	0	0.0
佐々町	10	0	0.0	10	0	0.0
新上五島町	16	3	18.8	16	2	12.5
町計	105	10	9.5	98	12	12.2
合計	390	31	7.9	379	37	9.8
全国平均			16.6			19.9
女性ゼロ議会数	6			4		

※令和元年12月31日時点

※令和5年12月31日時点

出典:市区町村女性参画状況見える化マップ URL: https://www.cao.go.jp/shichoson_map/?data=1&year=2023

IV 参 考 資 料

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年 7月16日法律第102号
同 11年12月22日同 第160号

目 次

前 文

第1章 総則（第1条～第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社

会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要

な事項は、政令で定める。

附 則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（略）

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。〔後略〕

（以下略）

長崎県男女共同参画推進条例

(平成14年3月27日長崎県条例第10号)

改正 平成15年10月14日条例第59号

目 次

前 文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第7条～第16条）

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第17条～第19条）

第4章 長崎県男女共同参画審議会（第20条）

第5章 雑則（第21条）

附 則

男性と女性のお互いの基本的人権が尊重され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられている。

少子高齢化の進展が著しい長崎県においては、課題達成はより緊急なものとなっているが、現状では、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行は依然として存在し、政策及び方針の決定過程への女性の参画は未だ不十分と言わざるを得ない状況にある。

長崎県民が、その地域性や県民性を活かし、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、生きがいと責任を持って暮らす活力ある豊かな社会を形成していくためには、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指し、県、市町村、県民及び事業者が協働して男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野におけ

る活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手方の就業環境その他の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立できるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画の推進は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、これを実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と協働して取り組むものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制及び機能を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に積極的に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(基本計画の策定)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を聴き、長崎県男女共同参画審議会に諮問するとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置への協力等)

第8条 県は、市町村、県民及び事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

2 県は、その附属機関等における委員を任命し、又は委嘱する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るものとする。

(男女の職業生活と家庭及び地域生活の両立の支援)

第9条 県は、男女が共に職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立することができるように支援するものとする。

(農林水産業及び商工業等自営業の分野における環境整備)

第10条 県は、農林水産業及び商工業等自営業の分野において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されるため必要な環境整備に努めるものとする。

(民間活動への支援)

第11条 県は、民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供その他

の必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画に関する教育及び普及啓発並びに人材養成)

第12条 県は、広報活動の充実を図り、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育その他あらゆる分野の教育において、男女共同参画の視点に立った教育を行う等男女共同参画を推進するための措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、前項に規定する教育及び普及啓発等男女共同参画を推進するための人材を養成するものとする。

(相談等の処理)

第13条 知事は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、県民から相談があった場合は、これを関係機関と連携し適切に処理するものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民又は事業者から苦情の申し出があった場合は、これを適切に処理するものとする。

3 知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、長崎県男女共同参画審議会の意見を聴くことができるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

(事業者への協力依頼)

第15条 県は、男女共同参画の推進に当たり必要があると認められる場合には、事業者に対して、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び基本計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第17条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為

を行ってはならない。

(性別による権利侵害があった場合の措置)

第18条 県は、前条の規定に違反する行為があったと認められる場合は、当該行為をした者に対し、差別的取扱いの改善その他必要な措置を講ずるよう指導を行うことができるものとする。

2 県は、前条の規定に違反する行為があったと認められるときは、当該行為の被害者を救済するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公衆に表示する情報に係る制限)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識を助長するような表現その他の男女共同参画の推進を阻害するおそれのある表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 長崎県男女共同参画審議会

(長崎県男女共同参画審議会)

第20条 男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するため、長崎県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、男女共同参画の推進に関して識見を有する者のうちから知事が任命する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

第5章 雑 則

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(以下略)

長崎県男女共同参画審議会要綱

(目 的)

第1条 長崎県の男女共同参画推進条例（平成14年長崎県条例第10号）第20条第8項に基づき、長崎県男女共同参画審議会（以下「審議会」という）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委 員)

第2条 委員は次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者の代表
- (3) 関係女性団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募に応じた者

(会 長)

第3条 審議会に会長を置き、会長は委員のうちから互選する。

- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことが出来ない。
- 3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会)

第5条 審議会に苦情処理及びその他の問題を処理するため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員5人以内で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、委員の互選とする。
- 4 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 5 部会長は、部会の会議の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(会議の公開)

第6条 審議会は、公開とする。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、県民生活環境部男女共同参画・女性活躍推進室において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(以下略)

長崎県男女共同参画推進会議設置要綱

(目 的)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、長崎県男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 長崎県男女共同参画基本計画の策定・推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策の策定及び推進に関すること。

(組 織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、知事をもって充てる。
- 3 副議長は、副知事をもって充てる。
- 4 委員は、別表1の関係部局長をもって充てる。

(議長等の職務)

第4条 議長は、推進会議を統括する。

- 2 副議長は、議長を補佐するとともに、議長に事故があるとき、または議長が欠けたとき等は、その職を代理する。
- 3 推進会議は、必要に応じ、議長が招集する。
- 4 議長は、必要と認めるときは、推進会議に委員以外の者を出席させることができる。

(幹事会等)

第5条 所掌事務を処理するため、幹事会を置くほか、幹事会に付議する事案について調査・検討させるため、必要に応じてワーキンググループを置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。
 - 3 代表幹事は、県民生活環境部長をもって充てる。
 - 4 幹事は、別表1の各部局主管課長をもって充てる。
 - 5 幹事会は、代表幹事が主宰する。
 - 6 代表幹事は、必要と認めるときは、幹事会に幹事以外の者を出席させることができる。
- なお、議題により幹事会出席者を調整する。

(庶 務)

第6条 推進会議の庶務は、県民生活環境部男女参画・女性活躍推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。

(以下略)

別表 1 （第 3 条、第 5 条関係）

危機管理監
企画部
総務部
地域振興部
文化観光国際部
県民生活環境部
福祉保健部
こども政策局
産業労働部
水産部
農林部
土木部
出納局
監査事務局
人事委員会事務局
労働委員会事務局
議会事務局
交通局
教育庁
警察本部

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月 4日法律第64号)

改正 平成29年3月31日法律第14号

令和 元年6月 5日同 第24号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第8条—第18条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第19条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条—第29条）
- 第五章 雑則（第30条—第33条）
- 第六章 罰則（第34条—第39条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員とし

ての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施

- 策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第11条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」

とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しな

なければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協

議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

（以下略）

附 則 （平成29年3月31日法律第14号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。（後略）

（以下略）

附 則 （令和元年6月5日法律第24号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第174号で令和2年6月1日から施行）

- 一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日
- 二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（令和元年政令第174号で令和4年1月1日から施行）

（以下略）

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成30年5月23日法律第28号)

改正 令和3年6月16日法律第67号

(目的)

第1条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

- 第2条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- 2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第4条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第5条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第6条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第11条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第7条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第8条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための

体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第9条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第10条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第11条 国及び地方公共団体は、第7条から前条までに定めるもののほか、第6条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

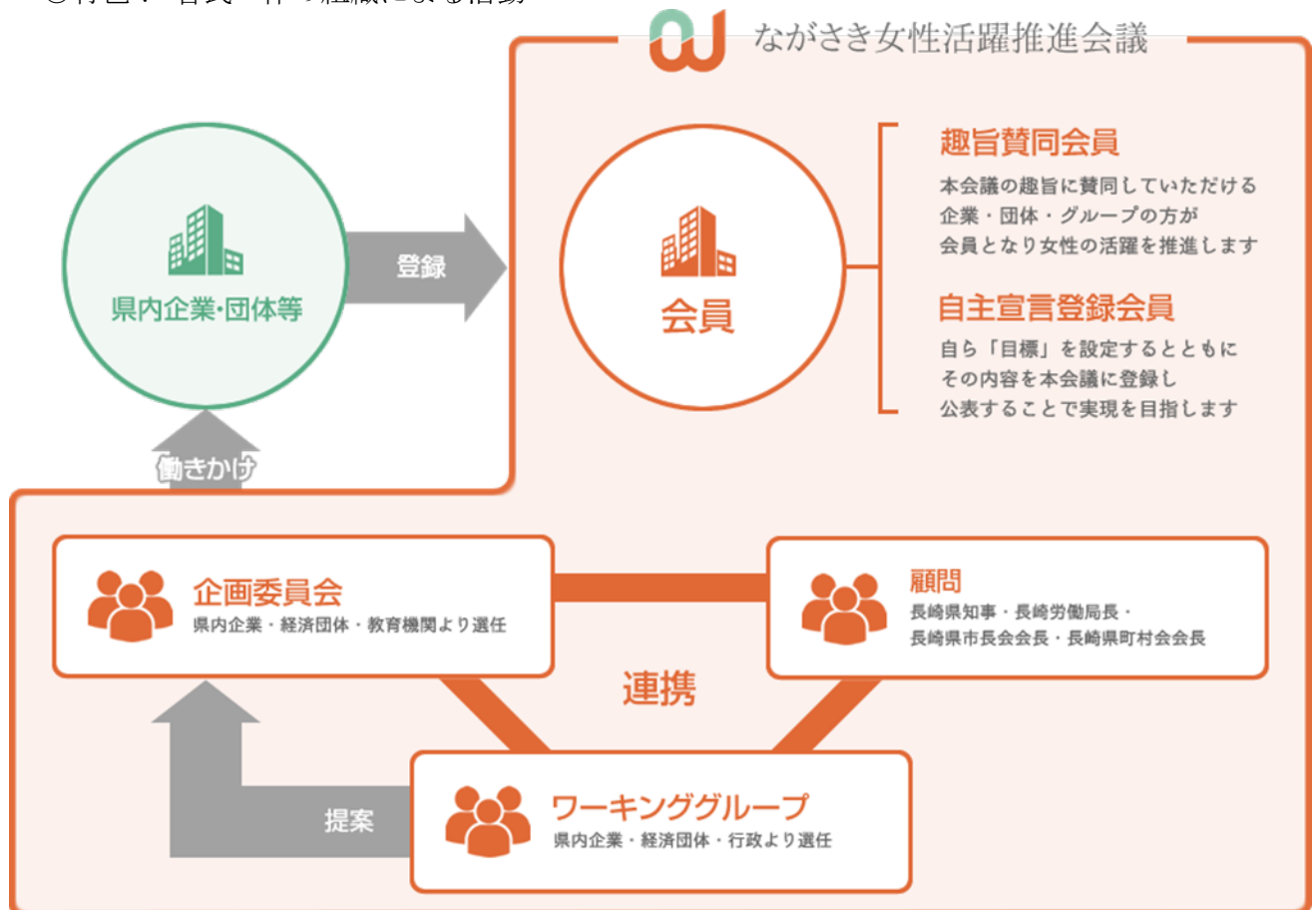
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年6月16日法律第67号)

この法律は、公布の日から施行する。

ながさき女性活躍推進会議の概要

- 発足：平成26年12月22日
- 目的：女性の活躍推進による企業等の経営向上と地域経済の活性化を図るとともに、男女共に働きやすい社会づくり
- 特色：官民一体の組織による活動



《企画委員会》

〔代表〕 森 拓二郎
〔代表〕 井石 八千代
白石 保
石丸 忠重
外野 雅彦
東 晋
小川 洋
山川 信彦
徳永 英彦
門脇 知子

長崎県商工会議所連合会 会長
株式会社井石 代表取締役
長崎県商工会連合会 会長
長崎県中小企業団体中央会 会長
長崎県経営者協会 会長
長崎経済同友会 代表幹事
長崎都市経営戦略推進会議 議長
株式会社十八親和銀行 取締役頭取
株式会社長崎新聞社 代表取締役社長
長崎大学ダイバーシティ推進センター長

(令和6年3月現在)

男女共同参画に関する世界、国及び長崎県の動き

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
昭和20年 (1945年)	・国際連合発足 ・国際連合憲章採択	・改正選挙法公布(婦人参政権)	
昭和21年 (1946年)	・国連婦人の地位委員会発足	・第22回総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布(男女平等の明文化)	
昭和23年 (1948年)	・世界人権宣言採択		
昭和42年 (1967年)	・婦人に対する差別撤廃宣言採択		
昭和50年 (1975年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・世界行動計画採択 ・1976年(昭和51年)から1985年(昭和60年)までを「国連婦人の十年」と決定(目標: 平等、発展、平和)	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題担当室設置	
昭和51年 (1976年)		・国立婦人教育会館開館 ・民法改正(離婚復氏制度)	・婦人問題窓口(労政課)設置
昭和52年 (1977年)		・国内行動計画策定	
昭和53年 (1978年)			・長崎県婦人問題懇話会設置 ・長崎県婦人関係行政推進会議設置
昭和54年 (1979年)	・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
昭和55年 (1980年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・国連婦人の十年後半期行動プログラム採択	・女子差別撤廃条約署名 ・民法・家事審判法改正(配偶者の相続分引き上げ)	・いきがい育てる長崎県の婦人対策策定 ・婦人問題担当企画主幹設置 ・第1回市町村担当課長会議開催
昭和56年 (1981年)	・ILO第156号条約(家族的責任条約)採択	・国内行動計画後期重点目標策定	
昭和58年 (1983年)			・長崎県婦人問題調査実施
昭和59年 (1984年)		・国籍法・戸籍法改正(国籍の父母両系主義へ)	
昭和60年 (1985年)	・「国連婦人の十年」世界会議(ナイロビ) ・婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択	・男女雇用機会均等法公布(昭和61年施行) ・女子差別撤廃条約批准 ・国民年金法改正(女性の年金権確立)(昭和61年施行)	・ラジオミニ講座「女あれこれ」放送開始 ・情報紙「女性ながさき」創刊
昭和61年 (1986年)		・婦人問題企画推進有識者会議開催	・企画部婦人対策室設置
昭和62年 (1987年)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定	
平成2年 (1990年)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・2001ながさき女性プラン策定 ・婦人対策室を女性行政推進室に改称
平成3年 (1991年)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)策定 ・育児休業法公布(平成4年施行)	

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
平成4年 (1992年)		・婦人問題担当大臣任命	・審議会等の委員への女性の登用促進要綱制定
平成5年 (1993年)	・国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・パートタイム労働法公布・施行	・育児休業生活資金創設
平成6年 (1994年)	・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・婦人問題企画推進本部を男女共同参画推進本部に改称	・2001ながさき女性プラン(第一次改定) ・企画部参事監(女性行政担当)新設
平成7年 (1995年)	・第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	・育児休業法改正(介護休業制度の法制化) ・ILO156号条約(家族的責任条約)批准	・企画部参事監(女性行政担当)を生活環境部参事監(女性行政担当)に改組 ・企画部女性行政推進室を生活環境部女性行政推進室に改組
平成8年 (1996年)		・男女共同参画2000年プラン策定 ・優生保護法を改正し、母体保護法公布・施行	・ながさきキラキラ・ライフプラン～2001 長崎県農山漁村女性ビジョン～策定
平成9年 (1997年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・男女雇用機会均等法改正(平成11年施行) ・介護保険法公布(平成12年施行)	・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第1回) ・日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業開始(平成9年～12年)
平成10年 (1998年)			・男女共同参画フォーラム開催

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
平成11年 (1999年)		・男女共同参画社会基本法公布・施行 ・食料・農業・農村基本法公布・施行 (女性の参画の促進を規定)	・長崎県女性問題懇話会を長崎県男女共同参画懇話会に改組 ・生活環境部参事監(女性行政担当)を県民生活環境部参事監(男女共同参画担当)に改組 ・生活環境部女性行政推進室を県民生活環境部男女共同参画室に改組 ・ラジオミニ講座「女あれこれ」を「With You」に改称 ・情報紙「女性ながさき」を「男女共同参画だより」に改称
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	・男女共同参画基本計画策定 ・ストーカー規制法公布・施行	・新世紀創造フォーラム開催 ・長崎県男女共同参画計画策定 ・長崎県男女共同参画推進本部設置
平成13年 (2001年)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布・施行 ・第1回男女共同参画週間	・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第2回)
平成14年 (2002年)			・長崎県男女共同参画推進条例制定 ・長崎県男女共同参画審議会設置 ・長崎県男女共同参画推進員設置
平成15年 (2003年)		・次世代育成支援対策推進法公布・施行 ・少子化社会対策基本法公布・施行	・長崎県男女共同参画基本計画策定
平成16年 (2004年)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正・施行 (元配偶者への拡大、暴力概念の拡大等)	

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
平成17年 (2005年)	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	・第2次男女共同参画基本計画策定	・長崎県男女共同参画推進センター開設 ・情報紙「男女共同参画だより」を「男女共同参画推進センターだより」に改称
平成18年 (2006年)		・男女雇用機会均等法改正(平成19年施行)	・県民生活環境部参事監(男女共同参画担当)を県民生活部参事監(男女共同参画担当)に改組 ・県民生活環境部男女共同参画室を県民生活部男女共同参画室に改組 ・長崎県DV対策基本計画策定 ・長崎県男女共同参画推進本部を長崎県男女共同参画推進会議に改組 ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第3回)
平成19年 (2007年)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正(H20施行) ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針	・長崎県男女共同参画基本計画(改定版)策定
平成20年 (2008年)		・内閣府に仕事と生活の調和推進室を設置	・県民生活部男女共同参画室を県民生活部男女参画・県民協働課に改組 ・長崎県子育て条例公布・施行 ・男女共同参画フォーラムinながさきの開催
平成21年 (2009年)		・育児・介護休業法改正	・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第4回) ・第2次長崎県DV対策基本計画策定

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
平成22年 (2010年)		・第3次男女共同参画基本計画策定	・長崎県男女共同参画推進員増員
平成23年 (2011年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」発足		・第2次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン～策定
平成24年 (2012年)			・県民生活部男女参画・県民協働課を県民生活部男女共同参画室に改組 ・長崎県男女共同参画推進センターに男性相談窓口を開設 ・第3次長崎県DV対策基本計画策定
平成25年 (2013年)		・「日本再興戦略」において成長戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ・ストーカー行為等の規制等に関する法律改正 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正	
平成26年 (2014年)	・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」 (WAW！)開催	・「日本再興戦略」改訂2014において「女性の更なる活躍推進」を位置づけ ・女性活躍担当大臣任命 ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	・ながさき女性活躍推進フォーラム開催 ・ながさき女性活躍推進会議発足 ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第5回)
平成27年 (2015年)	・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催 ・国連サミットにて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布・一部施行 ・第4次男女共同参画基本計画策定 ・「一億総活躍国民会議」設置	・ウーマンズジョブほっとステーション開設 ・長崎県男女共同参画推進センター及び情報誌「ながさき男女共同参画推進センターだより」の愛称を「きらりあ」に決定

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
平成28年 (2016年)		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律全面施行	・ながさき女性活躍推進フォーラム開催 ・第4次長崎県DV対策基本計画策定 ・第3次長崎県男女共同参画基本計画 ～ながさき“輝き”プラン2020～策定 ・県民生活部男女共同参画室を県民生活部男女参画・女性活躍推進室に改組
平成30年 (2018年)		・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行	・県庁舎の移転
令和元年 (2019年)		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の公布 ・育児・介護休業法改正 ・労働施策総合推進法改正 ・男女雇用機会均等法改正 ・働き方改革関連法改正	・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第6回) ・ラジオ番組「With You」放送終了
令和2年 (2020年)		・第5次男女共同参画基本計画策定	・県民生活部男女参画・女性活躍推進室を県民生活環境部男女参画・女性活躍推進室に改組
令和3年 (2021年)		・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律一部改正 ・育児・介護休業法一部改正	・第5次長崎県DV対策基本計画策定 ・第4次長崎県男女共同参画基本計画 ～ながさき“輝き”プラン2025～策定
令和4年 (2022年)	・「国際女性会議 WAW! 2022」開催		
令和5年 (2023年)			・長崎県に初めての女性副知事が誕生。
令和6年 (2024年)		・育児・介護休業法一部改正	・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第7回)

長崎県の男女共同参画の現状と施策

～ 長崎県男女共同参画基本計画推進状況 ～

令和7年3月

発行 長崎県県民生活環境部男女参画・女性活躍推進室

〒850-8570

長崎市尾上町3番1号

TEL:095(822)4729

FAX:095(822)4739



長 崎 県